



足立区福祉事業概要

令和4年度実績

足立区 福祉部

はじめに

本書は、足立区の福祉施策をとりまとめ、過去5年間の実績等を経年比較のもとに明らかにし、今後の福祉行政を考えていく参考にさせていただくことを目的に編集しました。関係者の方々にご覧いただき、足立区の福祉行政へのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和5年度の各分野における施策の方向性は次のとおりです。

児童福祉施策

—すべての子育て中の家庭が安心して子育てできる環境整備の推進—

- (1) 安全・安心への取り組み
- (2) 子育てと仕事の両立支援
- (3) 特別な支援を要する子どもや養育困難家庭への支援
- (4) 子どもや子育て家庭への支援
- (5) ひとり親家庭等の支援と自立支援策の推進
- (6) 子どもの貧困対策の推進

高齢者福祉施策

- (1) 医療と介護の連携の強化
- (2) 介護保険サービスの基盤整備
- (3) 介護予防・日常生活支援の充実
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 高齢者の権利を守る仕組みの充実

障がい者福祉施策

- (1) 障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現
- (2) 就労を含めた障がい者の多様な活動の場の提供と、地域共生社会の実現に向けた取り組みの強化
- (3) 障がい理解に基づく権利擁護および差別解消の推進

低所得者福祉施策

- (1) 被保護者への就労・自立支援および保護の適正化
- (2) 生活困窮者支援に関わる相談体制の充実・強化
- (3) 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実

令和5年9月

足立区福祉部
足立区教育委員会子ども家庭部

足立区福祉事業概要 もくじ

はじめに

第1章 足立区の福祉施策

1	総人口・世帯数・高齢者人口の推移	1
2	基本計画と地域保健福祉計画	5

第2章 施策別事業概要

I 児童福祉

	児童福祉施策の概要	11
	児童福祉施策の事業概要	17
1	相談窓口	
	(1) 児童家庭相談	17
	(2) 発達障がい児支援事業	18
2	保育サービス	
	(1) 保育所の運営	22
	(2) 保育所入所	22
	(3) 乳児（0歳児）保育	24
	(4) 11時間開所・延長保育	24
	(5) 発達支援児（障がい児）保育	25
	(6) 病後児保育	26
	(7) 病児保育	26
	(8) 休日保育	26
	(9) 年末保育	27
	(10) 地域協働型子育て支援事業	27
	(11) 一時保育	28
	(12) 家庭的保育事業	28
	(13) 小規模保育事業	29
	(14) 東京都認証保育所	29
	(15) 認証保育所保育料負担軽減制度（旧認証保育所等利用者助成）	30
	(16) 認定こども園	31
3	子育て支援サービス	
	(1) 子育てサロン事業	32
	(2) 子育てサロン一時預かり事業	32
	(3) 子ども預かり・送迎支援事業	33
	(4) ファミリー・サポート・センター事業	33
	(5) 産前・産後家事支援事業	33
	(6) きかせて子育て訪問事業	34
	(7) こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業	34
	(8) 養育支援訪問事業	35
	(9) あだち子育てパスポート事業	35
	(10) 家庭教育推進事業	36
	(11) ひとり親家庭交流支援事業（サロン豆の木）	36
	(12) ひとり親家庭に対する子ども学習支援事業	37
	(13) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	37
4	助成・給付	
	(1) 児童手当の支給	38
	(2) 児童扶養手当の支給	39
	(3) 特別児童扶養手当の支給	40
	(4) 児童育成手当（育成手当）の支給	40
	(5) 児童育成手当（障害手当）の支給	41
	(6) 子ども医療費助成	42
	(7) 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給	43
	(8) ひとり親家庭等医療費助成	44

(9) ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業	45
(10) 育児支援サービス利用料金助成事業	46
(11) 養育費確保支援事業	47
(12) 入院助産	47
(13) 病児保育利用料金助成事業	48
5 母子生活支援施設	
(1) 母子生活支援施設の運営	48
II 高齢者福祉	
高齢者福祉施策の概要	49
高齢者福祉施策の事業概要	51
1 相談窓口	
(1) 高齢者福祉相談	51
(2) 地域包括支援センター	51
(3) 在宅療養支援窓口	55
2 高齢者へのサービス	
(1) 高齢者日常生活用具等の給付	56
(2) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成	56
(3) 高齢者住宅改修	57
(4) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒	58
(5) ねたきり高齢者訪問理美容サービス	59
(6) 高齢者福祉電話の設置	59
(7) 緊急通報システムの設置	60
(8) 火災安全システムの設置	60
(9) 紙おむつ等の支給	61
(10) 高齢者入浴事業	61
(11) 救急医療情報キットの支給事業	62
(12) 高齢者見守りキーホルダーの支給事業	63
(13) 配食サービス促進事業	63
(14) シルバーパスの交付	64
(15) 高齢者見守りサービス助成	64
(16) 高齢者補聴器購入費用助成	65
(17) 高齢者の民間賃貸住宅入居促進に向けた費用助成	65
(18) 絆のあんしんネットワーク	66
(19) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	68
(20) 認知症サポーター養成講座	68
(21) もの忘れ相談事業	68
(22) 認知症初期集中支援推進事業	69
(23) 認知症アウトリーチ事業	69
(24) あたまの健康度測定（認知症検診事業）	69
(25) 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う	70
(26) はつらつ教室	70
(27) はじめてのフレイル予防教室	70
(28) 食べてフレイル予防事業	71
(29) パークで筋トレ	71
(30) ウォーキング教室	72
(31) 高齢者体力測定会	72
(32) みんなで元気アップ教室	73
(33) 元気アップサポーター養成研修	73
(34) 住区センターにおける自主的な介護予防講座	73
(35) ころつえシニア相談所の運営	74
3 元気高齢者の支援	
(1) 老人クラブ指導助成	75
(2) 敬老祝い事業	76
(3) 元気応援ポイント事業	77

4 高齢者の住まいの確保	
(1) 高齢者の入所施設	78
(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス六月）の管理運営	80
(3) 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業	81
5 福祉サービス利用支援	
(1) 成年後見制度支援事業	82
(2) 高齢者虐待等への対応	83
(3) 福祉サービス第三者評価	83
(4) 福祉サービス苦情等解決委員会の運営	84
(5) 特別養護老人ホーム入所検討委員会	85
6 介護従事者の育成・確保	
(1) 介護のしごと相談・面接会	86
(2) 介護人材雇用創出事業	86
(3) 介護職員資格取得等支援事業	86
(4) 介護従事者永年勤続褒賞事業	87
7 介護基盤の整備	
(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	87
(2) 高齢者福祉施設整備費の助成	88
8 介護保険	
(1) 被保険者	89
(2) 保険料の賦課・収納状況	90
(3) 要支援・要介護認定	92
(4) 保険給付状況	94
Ⅲ 障がい者福祉	
障がい者福祉施策の概要	98
障がい者福祉施策の事業概要	101
1 相談・援護の窓口	
(1) 身体障がい者（児）福祉相談	101
(2) 知的障がい者（児）福祉相談	101
(3) 身体障がい者および知的障がい者相談員の活動	102
(4) 身体障害者手帳の交付	103
(5) 愛の手帳の交付	105
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく福祉サービス	107
(1) 障害支援区分認定	108
3 自立支援給付	
(1) 介護給付	109
(2) 訓練等給付	110
(3) 補装具費の支給	112
4 地域生活支援事業	
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業＜意思疎通支援事業＞	112
(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付	113
(3) 手話講習会事業＜手話奉仕員養成研修事業＞	115
(4) 移動支援事業	116
(5) 地域活動支援センター事業	116
5 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障がい児通所支援事業	117
6 医療・看護に対する助成	
(1) 自立支援医療（更生医療）	118
(2) 心身障害者（児）医療費助成	119
7 手当・年金の給付	
(1) 在宅重度心身障がい者福祉手当の支給＜国制度＞	119
(2) 重度心身障害者手当の支給＜都制度＞	120
(3) 障がい者福祉手当の支給＜区制度＞	121

(4) 難病患者福祉手当の支給<区制度>-----	122
(5) 心身障害者扶養年金<都制度>-----	122
(6) 心身障害者扶養共済<都制度>-----	122
8 日常生活に対する支援	
(1) 日中保護（日中一時支援）事業-----	123
(2) 重度脳性麻痺者介護人派遣-----	123
(3) 心身障がい者（児）緊急あずけあい-----	124
(4) 重度身体障がい者巡回入浴-----	125
(5) 重度心身障がい者訪問理美容サービス-----	125
(6) 身体障がい者緊急通報システム制度-----	126
(7) 心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成-----	126
(8) 身体障がい者用三輪自転車購入費助成-----	127
(9) ファクシミリ等助成事業-----	127
(10) 障がい者のしおりの配布-----	127
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等	
(1) 心身障がい者福祉タクシー券の交付-----	128
(2) 心身障がい者自動車燃料費助成-----	129
(3) 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付-----	129
(4) 福祉自動車燃料助成券の交付-----	130
(5) 心身障がい者自動車運転免許取得助成-----	130
(6) 身体障がい者用自動車改造費の助成-----	131
10 就労促進事業	
(1) 心身障がい者等の就労促進事業-----	132
(2) マッサージ等施術実施事業-----	132
11 法人等運営助成	
(1) 社会福祉法人施設整備助成-----	133
(2) 障がい者通所施設等運営-----	133
(3) 社会福祉法人運営助成-----	134
12 福祉団体に対する支援	
(1) 障がい福祉団体活動助成金交付事業-----	137
(2) 地域福祉推進事業運営費助成事業-----	137
13 相談援助事業（障がい福祉センター事業）	
(1) 障がい者自立生活支援センター事業-----	138
14 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）	
(1) 社会リハビリテーション室運営事業-----	141
(2) 就労促進定着支援事業-----	144
(3) 生活体験室運営事業-----	145
(4) 幼児発達支援室運営事業-----	146
15 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）	
(1) 啓発事業-----	149
(2) 障がい者週間記念事業-----	150
(3) 通所バスの運行-----	151
(4) 公開療法-----	151
(5) 障がい者介護養成事業の開催-----	152
(6) Jステップ支援事業-----	152
IV 低所得者福祉	
低所得者福祉施策の概要-----	153
低所得者福祉施策の事業概要-----	160
1 宿泊所・宿所提供施設等の共同管理 -----	160
2 生活保護法による扶助 -----	160
3 生活保護世帯に対する被保護者自立促進事業 -----	165
4 受験生チャレンジ支援貸付事業 -----	165
5 住居確保給付金支給事業 -----	166
6 生活困窮者に対する自立相談支援事業 -----	166
7 生活困窮者に対する就労準備支援事業 -----	166
8 居場所を兼ねた学習支援事業 -----	167

V 地域福祉

地域福祉施策の事業概要	168
1 民生委員・児童委員	
(1) 民生委員・児童委員の活動	168
(2) 民生委員・児童委員の役割	169
(3) 民生委員の職務	170
(4) 児童委員の職務	170
(5) 主任児童委員の職務	170
(6) 民生委員・児童委員の任期	170
(7) 民生委員推薦会	172
(8) 民生委員・児童委員の日（PR事業）	172
(9) 民生委員・児童委員協力員の活動	173
2 相談員による支援	
(1) 相談員の配置状況	173
(2) 婦人相談員の活動	174
(3) 母子父子自立支援員の活動	175
(4) 家庭相談員の活動	176
(5) 中国帰国者等（中国残留邦人等）の生活支援	176
3 貸付・給付相談	
(1) 旧軍人等の援護	176
(2) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付	177
(3) 婦人福祉資金の貸付	178
(4) 母子および父子福祉資金の貸付	178
(5) 生業資金の貸付	179
(6) 応急小口資金の貸付	179
(7) 交通機関運賃の割引および都営交通無料乗車券の交付	180
(8) 行旅死亡人等取扱事務	181
4 福祉団体に対する支援	
(1) 足立区保護観察協会の活動支援	181
(2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会運営費助成および管理運営	181
(3) ボランティア施設の管理運営	181
5 社会福祉法人の認可等および指導監査事務	182
6 避難行動要支援者支援事業	
(1) 避難行動要支援者名簿の作成	183
(2) 災害時安否確認申出書による情報の収集	183
(3) 個別避難計画書の作成	183
7 再犯防止の推進	
(1) 足立区再犯防止推進計画の策定	185

VI 足立区社会福祉協議会

足立区社会福祉協議会の概要	186
足立区社会福祉協議会の事業概要	191
1 ひとりひとりにあったサービスの提供	
(1) 介護予防支援事業	191
(2) おはよう訪問事業	191
(3) 手話通訳者派遣事業	192
(4) 同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）	192
(5) 居宅介護事業（ホームヘルパー派遣事業）	192
(6) ファミリー・サポート・センターの運営	193
(7) あったかサポート	195
(8) ちょこっとサポート	196
(9) 要介護認定訪問調査事業	196
(10) 障がい者保護雇用清掃事業	196
2 権利擁護の推進	
(1) 地域福祉権利擁護事業	197

(2) 成年後見制度支援事業	198
(3) 高齢者あんしん生活支援事業	198
(4) 福祉サービス苦情等解決に関する事業	199
(5) 法人後見事業	199
3 生活課題への支援	
(1) 遺児見舞事業	199
(2) 車いす貸出事業	200
(3) シルバーステッキ支給事業	201
(4) 緊急援護事業	201
(5) 生活福祉資金貸付事業	201
(6) ひとり親貸付事業	204
4 ネットワークの整備	
(1) コーディネート事業	205
(2) ボランティアセンターの管理運営	205
(3) 絆のあんしんネットワーク	206
(4) 地域包括支援センター事業	207
(5) 基幹地域包括支援センター事業	207
(6) ふれあいサロン支援事業	208
(7) 多世代地域交流事業	208
(8) 災害ボランティアネットワーク会議	209
(9) ボランティアまつり	209
5 福祉人材の育成	
(1) 総合学習支援事業	209
(2) 福祉出前講座	210
(3) ボランティアスクール	210
(4) 夏！ボランティア体験事業	211
(5) 地域包括支援センター職員研修会	211
(6) 介護職員研修事業	212
(7) 地域活動者養成（ここあだちカレッジ）	212
(8) 災害ボランティア養成事業	213
(9) 音訳・点訳ボランティア養成事業	213
6 福祉活動への支援	
(1) 赤い羽根共同募金事業	214
(2) 歳末たすけあい運動事業	214
(3) ボランティア活動への助成	215
(4) 施設等行事費助成事業	215
(5) 民間保育園行事費等援助事業	215
(6) 社会福祉施設等助成事業	216
(7) 障がい者福祉団体援助事業	216
(8) 福祉団体行事等助成事業	216
7 情報発信・共有	
(1) 広報紙への掲載・発行等	217
(2) 「ささえあいブログ」の発信	217
8 財源確保	
(1) 寄附者・会員の拡充	218
Ⅶ 新型コロナウイルス感染症対策	
新型コロナウイルス感染症対策の事業概要	219
1 新型コロナウイルス感染症対策事業一覧	219
2 児童福祉施策	
(1) 新型コロナウイルス対策事業補助金（間接補助分）	221
(2) 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	222
(3) 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）	222
(4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金	223

(5) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	224
(6) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)	224
(7) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(令和4年度給付分)	225
(8) 令和4年度足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金	226
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策	
(1) 高齢者施設向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	227
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業	227
(3) 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助	227
(4) 在宅要介護者(高齢者・障がい者)受入体制整備事業	228
(5) 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業	228
(6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免	229
(7) 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布	229
(8) 空気清浄機購入経費補助事業	230
4 低所得者福祉	
(1) 住居確保給付金支給事業	231
(2) 緊急小口資金等の特例貸付	232
(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	232
(4) あだち生活・暮らし臨時給付金	233
(5) 区独自「あだちから」生活応援臨時給付金	234
5 その他	
(1) 特別定額給付金	234
VIII 物価高騰対策	
物価高騰対策の事業概要	235
1 物価高騰対策事業一覧	235
2 児童福祉施策	
(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業	235
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策	
(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業	236
4 低所得者福祉	
(1) あだち生活・暮らし臨時給付金	236
資料	
区の福祉決算、組織等	
1 福祉決算	238
2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織	239
3 足立区地域保健福祉推進協議会	240
4 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図	241
5 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域	243

第 1 章

足立区の福祉施策

1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

(1) 総人口・世帯数の推移

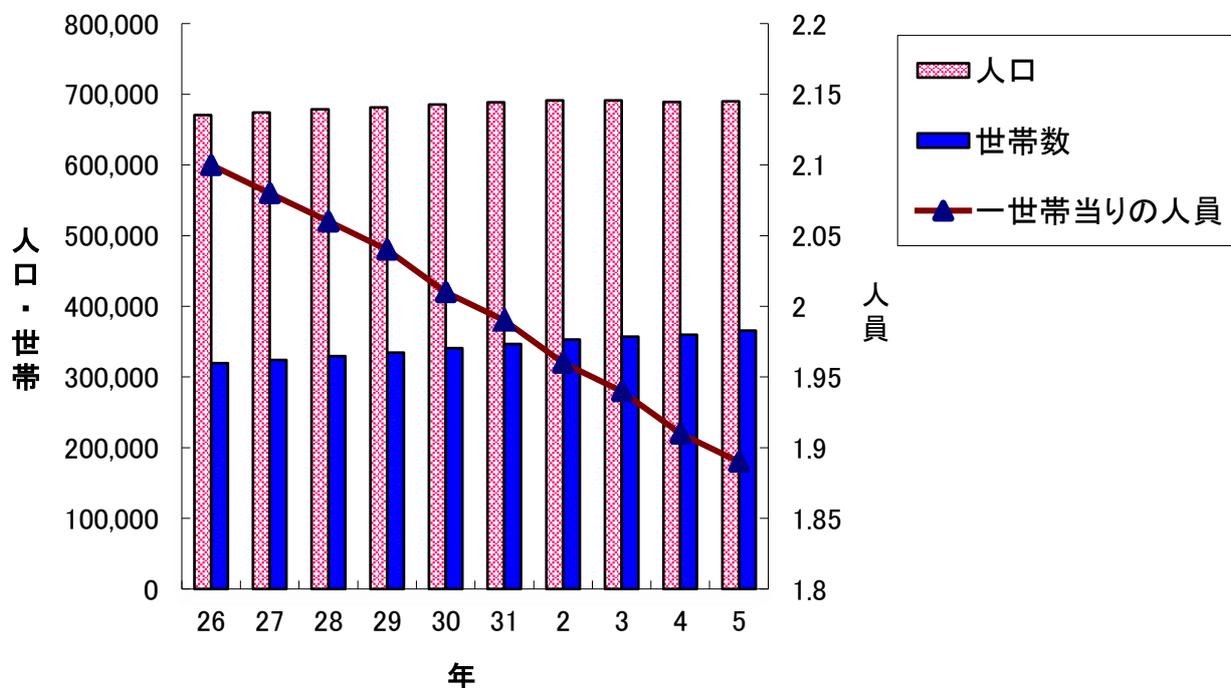
令和5年1月1日現在の住民基本台帳に基づく足立区内の人口は690,114人、世帯数は365,583世帯でした。平成25年以降の11年間で、人口は約21,000人、世帯は約49,000世帯増加しました。

一方で、1世帯あたりの人員は減少を続けており、単身世帯が増加しています。

施一第1表 足立区の人口・世帯数・1世帯あたりの人員 (各年1月1日現在)

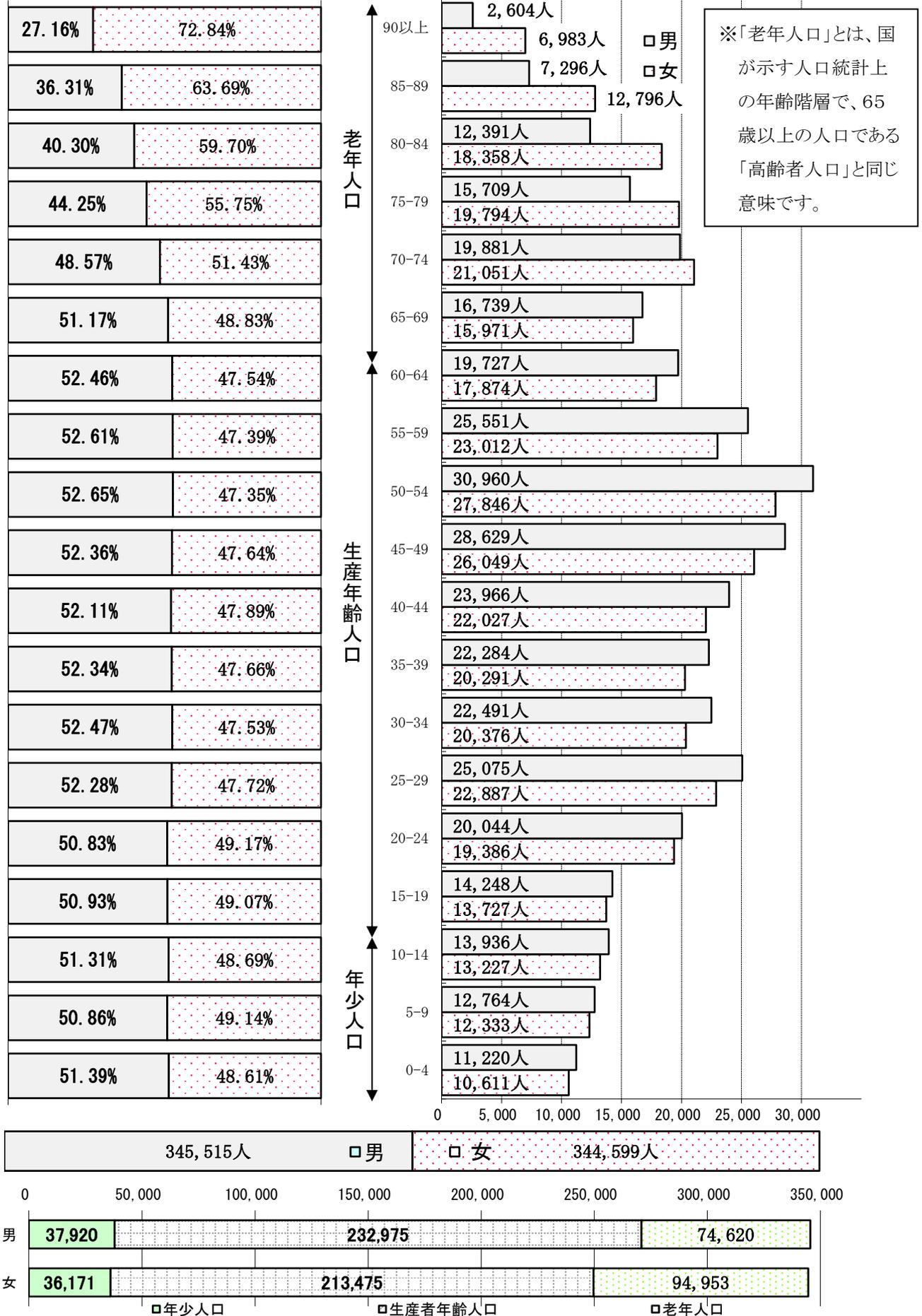
年	人口	世帯数	1世帯あたりの人員
平成25年	669,143	317,001	2.11
平成31年	688,512	346,739	1.99
令和2年	691,298	352,835	1.96
令和3年	691,002	357,044	1.94
令和4年	689,106	359,923	1.91
令和5年	690,114	365,583	1.89
平成25年と 令和5年の比較	+20,971	+48,582	△0.22

施一第2表 人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移



第1章 足立区の福祉施策
1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

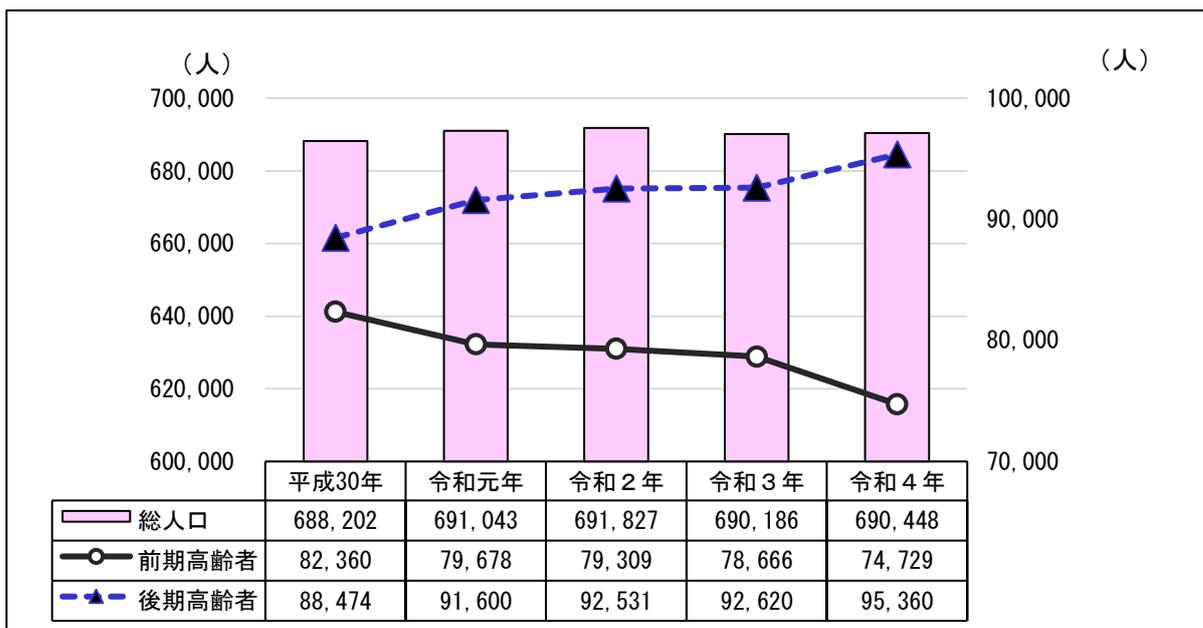
施一第3表 性別・年齢階層別人口構成 (令和5年1月1日) ※外国人登録を含む



(2) 高齢者人口

2022年（令和4年）10月1日現在の高齢者人口（65歳以上）は170,089人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は約24.6%となっています。また、前期高齢者（65歳から75歳未満）数は74,729人、後期高齢者（75歳以上）数は95,360人となっています。

施一第4表 高齢者人口の推移（各年10月1日現在）



第1章 足立区の福祉施策

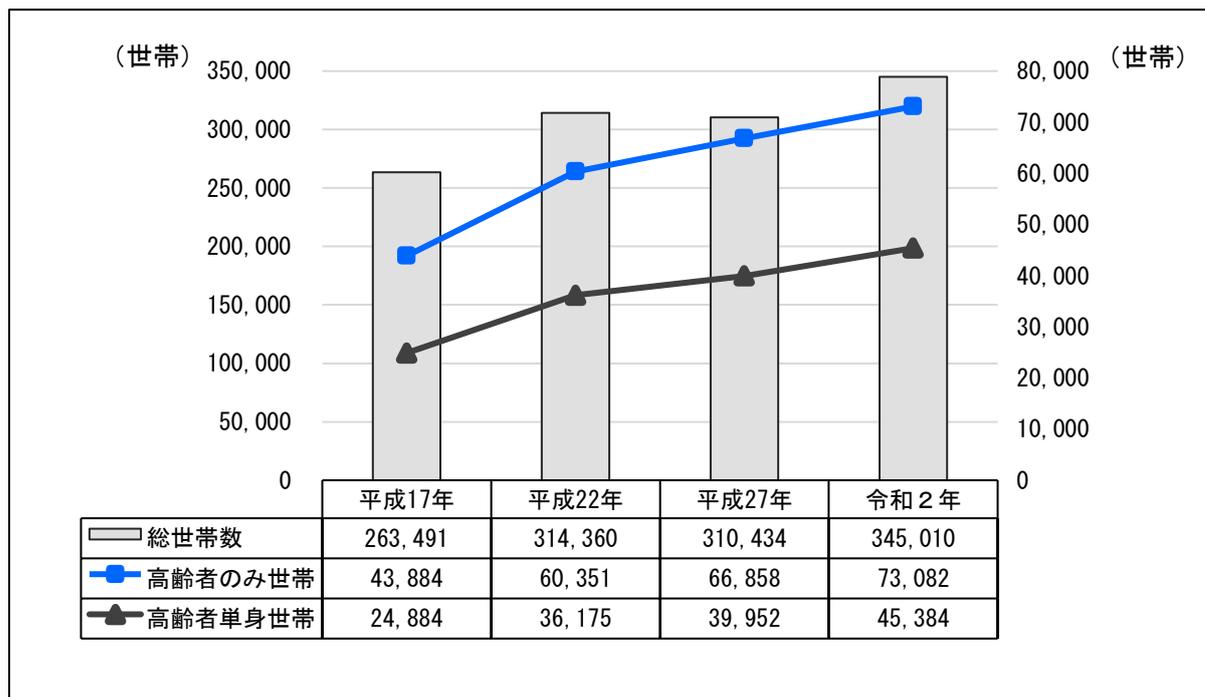
1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

(3) 高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯の推移

令和2年に実施した国勢調査では、全世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は約21.2%、高齢者単身世帯の割合は約13.2%となっています。

平成17年以降の15年間で、高齢者のみ世帯は約29,200世帯、全世帯に占める割合は約4.5%増加しました。また、高齢者単身世帯は20,500世帯、全世帯に占める割合は約3.7%増加しました。

施一第5表 世帯数の推移 (各年10月1日現在)



2 基本計画と地域保健福祉計画

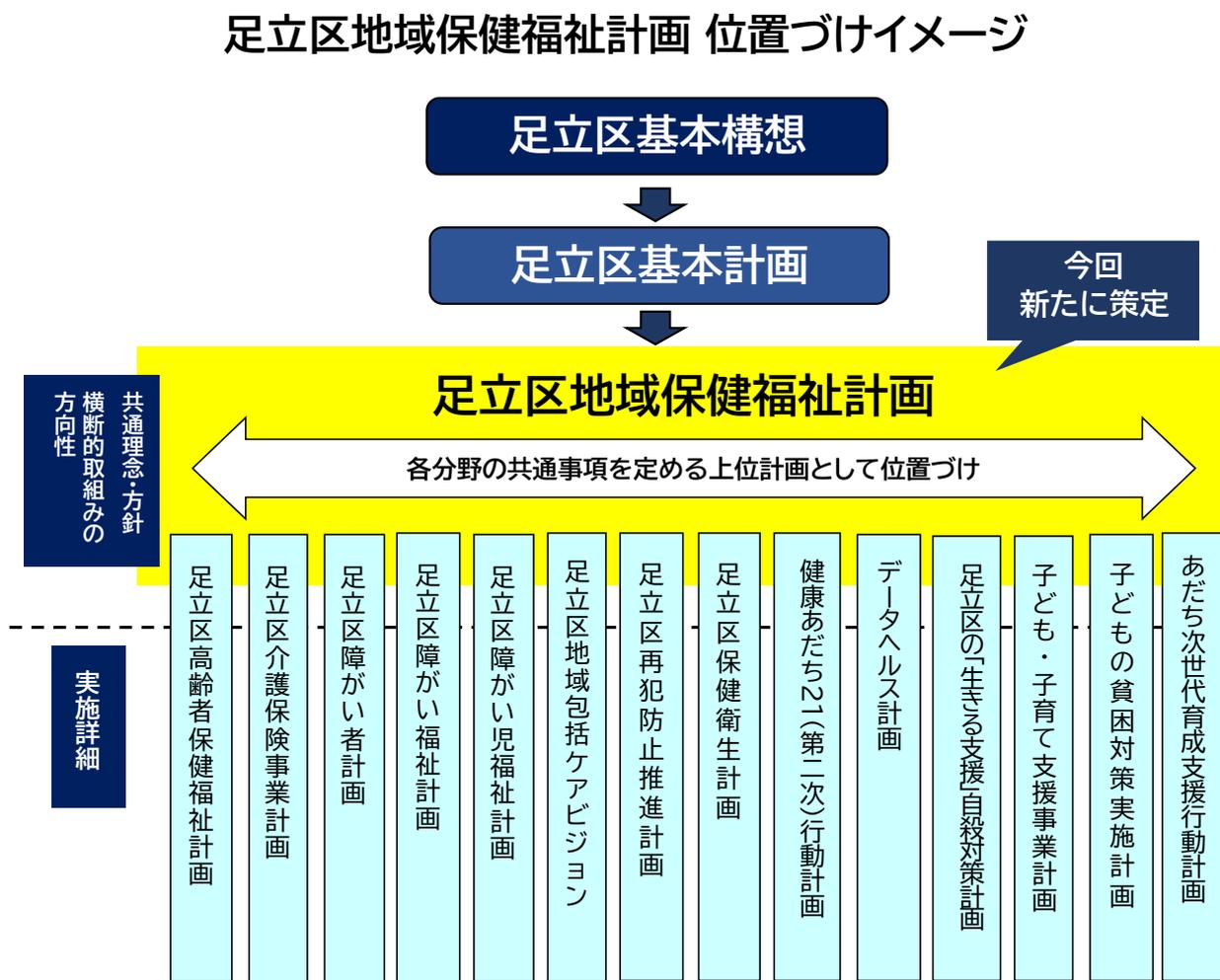
(1) 基本計画の体系と福祉施策

「足立区基本計画」は「足立区基本構想」で示す4つの基本的方向性をふまえ、区のすべての施策を体系的に整理し「7つの柱立て」（内福祉施策関連は3つ）に分類しています。各福祉施策についてもこの柱立てに基づいて計画し、具体的な事業に取り組んでいます。

また、これまでは各施策分野の個別計画を一括りにすることで「足立区地域保健福祉計画」としてきましたが、「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法の改正を受けて、令和6年3月末を目途に、新たに計画を策定します（令和4・5年度の2か年で策定）。

計画策定とともに、世代や属性を問わない包括的な相談支援や、ひきこもりの方などの参加支援等を一体的に推進する「重層的支援体制」を令和6年度実施に向けて整備するため、令和4年度から本格検討を開始しています。

施一第1図 地域保健福祉計画の体系イメージ



第1章 足立区の福祉施策
2 基本計画と地域保健福祉計画

施一第2図 福祉施策が関係する基本計画の体系

基本 構 想	足立区の将来像：「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」	
	1	ひと 多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人
	2	くらし 人と地域がつながる 安全・安心なくらし
	3	まち 真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち
	4	行財政 様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

施一第3図 基本計画の7つの柱立てと施策群 ※ の箇所が福祉施策に深く関連する施策

7つの柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	地域とともに築く、安全なくらし	いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	活力とにぎわいのあるまち	区民の活躍とまちの活力を支える行財政
施策群	① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	③ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する ④ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する	⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する ⑧ 健康寿命の延伸を実現する	⑨ 災害に強いまちをつくる ⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる ⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める	⑫ 地域経済の活性化を進める	⑬ 多様な主体による協働・協創を進める ⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う ⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる ⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う

施一第4図 福祉施策に関連する施策等

〈施策群〉

① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む



② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える



⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する
⑧ 健康寿命の延伸を実現する



⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う



⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う



〈施策〉

A 課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実
B 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援
C 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実
D 子育てと仕事の両立支援（待機児童対策と教育・保育の質の向上）
E 虐待の防止とひとり親家庭への支援
F 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実
G 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実
H 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護
I ぐらしやしごと困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実
J 民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実
K 効果的かつ効率的な区政運営の推進
L 将来にわたり安定した財政運営の推進
M 自主財源の確保
N 公有財産の活用と長寿命化の促進

(2) 福祉施策の方向と目標値(基本計画) ※主なものを抜粋

ア 子育てと仕事の両立支援〈施策群②：施策D〉

様々なニーズにあわせた保育サービスを提供することで、働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進します。

施一第6表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
保育需要に対する待機児童率 ※低減目標	0.01%	0%	0%

イ 虐待の防止とひとり親家庭への支援〈施策群②：施策E〉

- (ア) 児童虐待の相談・通告には、家庭状況や生活環境を見極めながらきめ細かく対応し、児童相談所との連携や訪問指導を通じて、虐待を起こす要因を解消していきます。
- (イ) 育児と仕事の両立に困難を抱えるひとり親家庭に支援事業の活用を促し、職業的自立を推進します。
- (ウ) 支援を必要とするひとり親家庭へ情報や支援を届け、困りごとや社会的孤立の解消を目指します。

施一第7表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
児童虐待解決率	65%	72%	80%
児童虐待受理事件数	1,028件	1,464件	1,345件
児童扶養手当を受給している母子世帯の正規雇用率	38.1%	38.4%	45%
ひとり親家庭向け就労支援事業を活用した人数	152人	194人	200人
就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合	37%	39%	70%
就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯の実態を把握し、必要な働きかけを行った回数(延べ)	1,158回	1,208回	1,200回

ウ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実〈施策群⑦：施策F〉

- (ア) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さらなる介護予防の推進、医療・介護連携の強化、住まいの確保に取り組みます。
- (イ) 認知症になっても現在の暮らしを継続できるように、認知症への区民の理解を深め、サポートや相談体制の充実に努めます。

施一第8表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
介護が必要になっても今の地域で安心して暮らし続けられると思う高齢者の割合	66.0%	67.3%	70%
区が実施する介護予防事業に参加した高齢者の割合	24.4%	25.1%	20%
チェックリストで認知症の疑いが判明し医療機関や介護保険につなげた高齢者の割合	26.4%	26.0%	40%
あだちお部屋さがしサポート事業の高齢者利用者数	32人 ※1	30人	110人
特別養護老人ホーム整備済床累計数	2,903床	3,082床	3,483床
自宅での看取りの件数(人口10万人あたりの件数)	— ※2	— ※2	170件

※1 事業の見直しにより、実績の対象者は高齢者のみ

※2 厚生労働省のシステムにおいて、直近のデータが未掲載

エ 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実〈施策群⑦：施策G〉

- (ア) 必要な支援を適切なサービスにつなぐ相談支援を充実させることにより、住み慣れた地域で必要な支援を受けられるようにします。
- (イ) 発達支援が必要な児童に対しての気づきや発見の仕組みを構築することで、適切な支援につながる相談を円滑に実施します。

施－第9表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
在宅で障がい福祉サービスを利用する障がい児・者への満足度調査で肯定的な回答をした人の割合	— ※	63%	75%以上
指定特定相談支援事業所の箇所数	28 か所	31 か所	50 か所
こども支援センターげんきにおける発達相談件数	1,311 件	1,491 件	1,290 件
「気づきのしくみ」から発達相談につながった件数	86 件	96 件	110 件

※ 障がい児・者への満足度調査は2021年度未実施のため実績なし

オ 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護〈施策群⑦：施策H〉

- (ア) 高齢者虐待等への対応力を強化し、セーフティネットの対象を虐待以外の困難ケースにも広げ、高齢者の虐待防止のため、権利擁護のさらなる充実を図ります。
- (イ) 区職員を含め関係機関に対する研修の実施や助言を行い、虐待防止対応の技術を高めることで、障がい者の虐待防止を推進し、権利擁護支援を図ります。
- (ウ) 地域連携ネットワークの構築・拡充を通じて、社会福祉協議会権利擁護センターあだちの相談事業や地域福祉権利擁護事業等を充実し、成年後見制度の利用促進を図ります。

施－第10表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
高齢者虐待及び対応困難ケースの通報件数	493 件	452 件	500 件
虐待以外の困難ケースの通報件数	195 件	142 件	150 件
障がい者虐待通報・相談件数	51 件	40 件	70 件
障がい者の虐待相談等に係る関係機関等への助言	38 件	84 件	200 件
区民の成年後見制度利用者数	1,253 件	1,227 件	1,400 件
成年後見制度に関する相談受付件数（権利擁護センターあだち分）	3,768 件	3,778 件	4,000 件

カ くらしやしごとによって困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実〈施策群⑦：施策I〉

- (ア) くらしやしごとによって困っている人に対しての相談・支援体制を強化・充実し、必要なサービスに適切につなげ、自立を支援します。
- (イ) 生活保護受給世帯に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、必要な援助を行い、自立を支援します。
- (ウ) 子どもがいる生活保護受給世帯に対しては、子どもの貧困対策に鑑み、必要な援助を行い、自立に向けた就学を支援します。

施一第11表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
生活困窮者における就労等決定者数（就労決定・進路決定者数）	264人	269人	330人
生活困窮者自立支援相談件数	6,876件	5,640件	5,400件
生活保護受給世帯の「その他の世帯」の就労率（稼働収入認定のある世帯の割合）	39.2%	37.1%	50%
包括的就労支援事業利用者数	1,562人	1,087人	1,500人
生活保護受給世帯の高等学校等の中退率（過去4年間の平均）※低減目標	3%	4.9%	4%
有子世帯係における子どもの現認率（夏季休業期間）	95.8%	97.6%	100%

キ 民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実〈施策群⑦：施策J〉

- (ア) 民生・児童委員等との協働・協創による地域の絆づくりを推進し、地域の中に相談できる人がいることを実感できる地域づくりを進めます。
- (イ) 障がい者支援において地域の身近な支え手を増やすことで、より多くの人々が支え合う地域づくりを推進していきます。

施一第12表

指標名	現状(実績)値 (2021年度)	現状(実績)値 (2022年度)	目標値 (2024年度)
家族・友人・知人以外に何かあった時に相談する相手がいる高齢者の割合	—	58%	60%
民生・児童委員が扱う相談・支援件数	30,489件	36,815件	56,000件
家族や行政以外に、相談できる相手がいる障がい者の割合	—	33.1%	50%
障がい関連ネットワークの開催	—	60回	45回

第 2 章

施策別事業概要

I 児 童 福 祉

児童福祉施策の概要



1 児童福祉施策の現状

(1) 教育・保育を受ける機会の確保・推進

ア 「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づいて、必要な保育定員を確保することで、令和5年4月は待機児童を解消しています。

イ 教育・保育の無償化は、教育・保育を受ける機会の確保・推進のために、国や東京都の補助金制度を活用し、利用者負担軽減を図るとともに以下の支援を行っています。

(ア) 幼稚園利用者への支援は、国と東京都の保育料補助に加え区独自にも上乘せし、さらに令和2年4月から教材費等も補助対象とし、保育料補助は区内の幼稚園に直接支給

(イ) 幼稚園利用者へのさらなる支援として、令和5年4月から給食費（月額7,500円まで）を無償化

(ウ) 保育施設利用者への支援は、区独自に令和2年4月から保育施設を利用する区内在住の3歳から5歳児の給食費相当（副食費）を無償化

(2) 教育・保育の質向上への取り組み

ア 法令等に基づき保育施設等へ立ち入り「指導検査」を実施するとともに、「巡回訪問」による寄り添い支援を行うことで、教育・保育の質向上に取り組んでいます。

イ 保育施設における危機管理マニュアルの改訂や研修（人権研修含む）を実施し、巡回訪問を行う中で子どもの姿に合った環境構成に取り組んでいます。

ウ 日々の保育者の関わりが子どもの成長に与える影響を可視化するため、区立園で「保育者の関わりアンケート」と「5歳児の子どもの育ちアンケート」を実施し、有識者による分析を進めています。

(3) ケアを必要とする子どもの把握と支援

ア 医療的ケア児等支援

令和4年度は小学校2校で試行的に医療的ケア児支援を実施しました。安心で安全な医療的ケアの実施体制構築に向けて医療的ケア児等地域支援作業部会で検討しています。

イ ヤングケアラー支援

ヤングケアラー*については、児童虐待と異なり、緊急的に状況を解決するというよりはケアの負担を軽減する支援を活用しながら家庭での生活が続けられるよう、本人およびケアを受ける側の家族の考えや思いにも留意し、関係機関と連携して支援にあたっています。

※ 国は、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」としています。

ウ 不登校児童・生徒支援

不登校対策について、チャレンジ学級・あすテップでの授業のオンライン配信および、教育相談やスクールカウンセラーによるオンライン相談を実施するとともに、外出が困難な子どもたちへの家庭学習支援事業によるアウトリーチ支援、ICTを活用した支援のモデル校を選定し効果的な取り組みを区立小中学校と情報共有するなど、支援の拡充を図ってきました。

(4) 子どもの貧困対策の推進

- ア 令和2年3月に策定した「未来へつなぐ あだちプロジェクト（第2期足立区子どもの貧困対策実施計画）」では、ものづくり、職業体験など「子どもの経験・体験機会の拡充」や「地域との関わり（協働・協創）」等をさらに強化して、全庁をあげて子どもの貧困対策に取り組んでいます。
- イ 令和3年3月に「あだち子どもの未来応援基金」を創設し、多くの寄附をいただき、子ども食堂・学習支援・居場所・フードパントリーなどを行う団体の活動支援や、児童養護施設等から自立する若者への支援、食の確保が必要な児童・生徒への支援に活用しました。
- ウ 令和4年1月に「高校の中退予防強化」「高校中退後の支援」を2本柱に、子ども・若者を支える様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みの構築を目指す「若年者支援協議会」を設置したことで、中学、高校、NPO 団体、行政機関等と連携して、代表者会議やチャレンジ応援会議、分科会を開催し、若年者支援の協議を行いました。
- エ 令和4年7月に学校や仕事の悩み、メンタルヘルスの不調を抱えている若者の専門相談窓口「あだち若者サポートテラス（SODA）」を設置し、233名の若者の悩みに対応し、医療機関やNPOなどの必要な支援先に160名をつなぎました。

2 令和4年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

令和4年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は前年度実績）
ア 待機児童解消の推進	令和5年4月の待機児童数 0人（1人）
イ 発達支援が必要な子どもへの支援	相談児童数4,469人（4,273人）のうち関係機関と連携できた割合98%（98%）
ウ 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援	児童虐待通告受理件数1,464件（1,028件）のうち、実際に虐待のあった件数〔低減目標〕1,338件（915件）
エ ひとり親家庭の自立支援の推進	就労セミナー参加者延べ126名（100名）、就労等相談970件（978件）等を経て、自立支援給付金事業の修了者20名中13名（7名）が正規就労
オ 居場所を兼ねた子どもの学習支援の継続した取り組み	居場所を兼ねた子どもの学習支援参加者数356名（345名）

3 児童福祉施策の課題と方向性

(1) 安全・安心への取り組み

ア 就学前教育・保育施設の事故防止及び再発防止

(ア) 令和4年度に園外保育中の置き去り、見失い事故が特に多く発生したことを受け、事故検証による原因究明と全施設に対し防止策等の周知徹底を進めています。巡回訪問では施設長や主任等と一緒に園外保育に同行して課題を共有し、課題解決への支援を行います。また、指導検査ではマニュアル等の内容を職員間で共有し、共通認識をもって保育にあたっているか確認および指導を行い、安全な保育環境の整備を進めていきます。

(イ) 区立園の危機管理マニュアルについて、私立園も含めた各園へ周知徹底を図るとともに、事故防止研修を実施します。

イ 生命（いのち）の安全教育

「教育・保育の全体的な計画」を基に、人権研修や年齢別担任研修を実施し、発達段階に応じた連続性のある教育を行っていきます。

(2) 子育てと仕事の両立支援

ア 待機児童ゼロの継続と保育施設の空き対策

以下の取り組みを通じて、引き続き保育環境の向上を図っていきます。

(ア) 区立園・公設民営園は、築年数が40年を超える施設が大半を占め老朽化が進んでいることから、施設更新計画に基づき、計画的な適正配置を検討していきます。

(イ) 私立園の建て替えでは、仮園舎として活用可能な区有地等の用地情報の提供に努めるとともに、「子ども・子育て施設整備基金」を活用し、施設更新を支援していきます。

(ウ) 就学前人口の減少等に伴って生じる保育施設の空きに対しては、既存施設の更新に合わせて定員を見直すほか、区立園の定員抑制や私立園の定員変更等に取り組むことで、保育供給量の調整を図っていきます。

(エ) 令和4年10月より開始した「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」は令和5年3月までに160人の利用があり、今後も増加が見込まれるため、引き続き突発的な事情等で一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、区が利用料の一部を補助することで多様なニーズに応えていきます。

(オ) 令和5年5月からは、年度途中で待機児童となった場合の預け先の選択肢の一つとして、新たな「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」を実施します。

イ 就学前教育・保育施設における教育・保育の質向上に向けた取り組み

(ア) 「指導検査」を厳格に実施するとともに、助言や提案を主眼とした「巡回訪問」など、施設に寄り添った支援を継続して実施していきます。

「指導検査」については、平成28年度から対象施設を拡充してきましたが、さらに令和5年度以降は、幼児教育・保育の無償化の対象施設である認証保育所や私立幼稚園等も段階的に対象としていきます。

(イ) 区の教育・保育のスタンダードである「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用した施設への助言・提案の他、新規採用および保育経験年数の浅い保育者を対象に研修を実施し、研修後の保育実践について報告してもらうことにより、研修の学びが保育に活かせる仕組みをつくり、研修の充実を図っていきます。

(ウ) 令和4年度に区立園で実施した「保育者の関わりアンケート」と「5歳児の子どもの育ちアンケート」の有識者による分析を基に各園で振り返りを行い、さらなる教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 特別な支援を要する子どもや養育困難家庭への支援

ア 発達支援が必要な子どもへの支援

(ア) 特別支援教育の取り組みを強化

ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、特別支援教育研究推進モデル校の取り組み成果の還元等を通して、通常学級に波及できる事業を展開してまいります。

(イ) 発達障がい児支援事業の取り組みを強化

「気づく」「つなぐ」「支える」の3つの視点から、発達支援が必要な子どもへの相

談と支援、保護者や支援者に対するサポート体制の充実を図っていきます。

- ① 支援者に対しては、専門職による研修等とおして知識と技術の向上を目指す支援を行っていきます。
- ② 保護者に対しては、チューリップシート配付時に同封するQRコードを通して、配信型のペアレントトレーニングの動画を全家庭に提供していきます。
- ③ 保護者支援の一助である、ペアレント・メンター事業では、外部講師を招いた学びの場をもうけることで、メンターの質の向上を図り、寄り添った支援施策を行っていきます。

(ウ) 医療的ケア児等支援

- ① 学校における受入れ体制を構築するために、引き続き小学校3校で試行実施し、医療的ケア児等地域支援作業部会で検証を図り、本格実施を目指します。
- ② 医療的ケア児の保育所での受入れ指定園を新たに2園増やし計5園で実施し、医療的ケア児等の情報収集に努めることで、重層的な地域支援体制の構築につなげていきます。

イ 不登校対策の推進

(ア) 令和5年度は、チャレンジ学級・あすテップでの授業のオンライン配信を自宅でも視聴できるようにするとともに、NPO法人が実施している不登校の子どもへのオンライン支援事業を試行実施し効果等を検証することにより、ICTを活用した支援を進めていきます。

(イ) スクールソーシャルワーカーは、子どもや家庭と学校、福祉事務所、保健所などの関係機関をつなぎ、社会資源の活用を促進して、課題解決に向けて支援していきます。

ウ 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援

(ア) 子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることについて、子どもの福祉を保障するための原理として理解し、業務を適切に行います。

(イ) 子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者ごと支える視点が不可欠であるため、専門相談員による養育相談・助言に加え、事業協力員や委託事業者による養育支援訪問事業等を通じ、虐待予防に取り組みます。

(ウ) 足立区要保護児童対策地域協議会において、養育困難家庭や児童虐待を早期に発見し、各機関の連携と役割分担で子どもと家庭に早期の段階からの的確な支援を行っていきます。

(エ) 「完璧な親なんていない講座」、「イライラしない子育て講座」等、親の子育て力向上のための取り組みを行っていきます。

上記サービス等を活用し、子どもが家庭で安心して暮らせるよう、引き続き在宅支援を充実させていきます。

エ ヤングケアラーへの支援

(ア) ヤングケアラーの負担を軽減するためには、生活福祉や障害福祉、高齢者福祉など、様々なサービスの支えも必要となることから、各分野の関係機関と緊密に連携し家族全体を重層的に支援していきます。支援者が支援方針を決めつけることなく、本人の意思に沿い、本人の負担軽減につなげることを重視します。

(4) 子どもや子育て家庭への支援

ア 乳幼児期からの生活リズムの定着

- (ア) 乳幼児の健やかな成長に欠かせない基本的な生活リズムを身につけられるように、保育園や幼稚園等と連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」カレンダーによる取り組みやリーフレット・ポスターなどによる啓発活動を行っていきます。
- (イ) 長期の休みには生活リズムも乱れがちであることから、希望する小学校1年生の夏休み前に「早寝・早起き・朝ごはん」チェックブックを継続して配布します。

イ 乳幼児の親子の居場所づくり

- (ア) 乳幼児の子育て家庭における育児の不安感の軽減や孤立防止を図るために、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊べる子育てサロンを区内に65か所設置し、引き続き、子育て相談への対応や子育て中の親子同士の交流の促進を図っていきます。
- (イ) 幅広い利用者層に対応するため、子育てサロンを3タイプ（商業施設等内の子育てサロン、拠点型子育てサロン、児童館子育てサロン）に分けて役割を明確にし、利用者の状況に合った子育てサロンの選択を可能にしています。

(5) ひとり親家庭等の支援と自立支援策の推進

ア ひとり親家庭等の支援

- (ア) 令和4年度の医療費助成については、近年受給者数が減少傾向にありますが、新型コロナウイルスの状況を受けて大幅に減少した令和2年度と比べ医療機関の受診件数が増加しており、助成を継続していきます。
- (イ) 児童扶養手当、児童育成手当については、近年支給世帯数が減少傾向にあり、令和4年度も減少していますが、引き続きひとり親世帯への自立促進に向け、適正な手当の支給を行っていきます。

イ ひとり親家庭の自立支援策の推進

- (ア) ひとり親家庭の父または母の就労を促進するため、ハローワークと連携した自立支援プログラムの策定や正規雇用により有利となるような国家資格等の取得を支援しており、令和3年から対象資格を拡大し、さらに区独自で所得要件を緩和するなど就労支援の強化を図り、今後も継続して実施してまいります（助成条件拡大は令和6年3月末まで）。
- (イ) 相談事業や交流の場である「サロン豆の木」を実施することで、ひとり親家庭が地域で孤立することのないよう支援してまいります。
- (ウ) 令和4年度から開始した訪問事業により寄り添い型の支援を強化し、児童扶養手当受給世帯のうち、正規就労による所得がなく孤立の可能性が高い世帯へ重点的に支援策や交流イベントの情報提供を行い、自立につながるよう取り組みます。

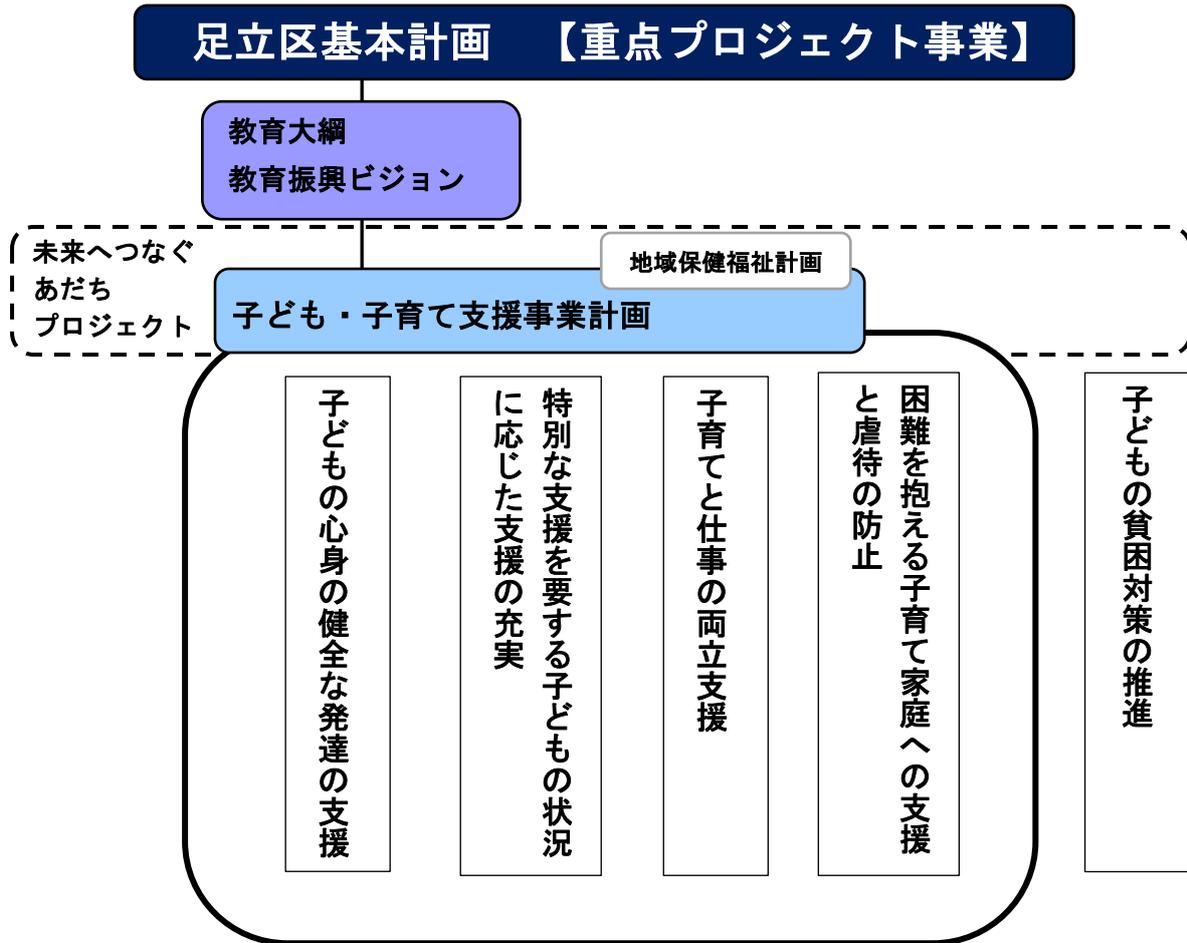
(6) 子どもの貧困対策の推進

- ア 令和3年1月に青少年実態調査を実施し、令和4年7月に結果報告書をまとめました。調査結果から見えてきた若年者の課題を踏まえ、今後の方針を定めました。その方針をもとに、令和5年度より、子ども・若者全力応援プランとして新規事業を実施してまいります。
- イ 令和3年度に実施した外国人実態調査の結果に基づき、「外国籍と外国にルーツをもつ子どもたちへの支援」を拡充し、令和5年度には学習支援拠点の増設により生活困窮世帯の学習環境を整えてまいります。

4 児童福祉施策の展望

子ども・子育てに関する施策は、区の基本計画（重点プロジェクトを含む）の分野別計画である「子ども・子育て支援事業計画」や全庁で取り組んでいる「未来へつなぐ あだちプロジェクト」などの計画と密接に関連しています（体系図参照）。そのため、児童福祉施策については、こうした計画の進捗状況も踏まえながら、総合的かつ実効性をもってすべての子育て中の家庭が安心して子育てできる環境の整備を推進していきます。

児概一第1図 児童福祉施策の体系図



児童福祉施策の事業概要

1 相談窓口

(1) 児童家庭相談

(こども家庭支援課家庭支援第一係～第三係)

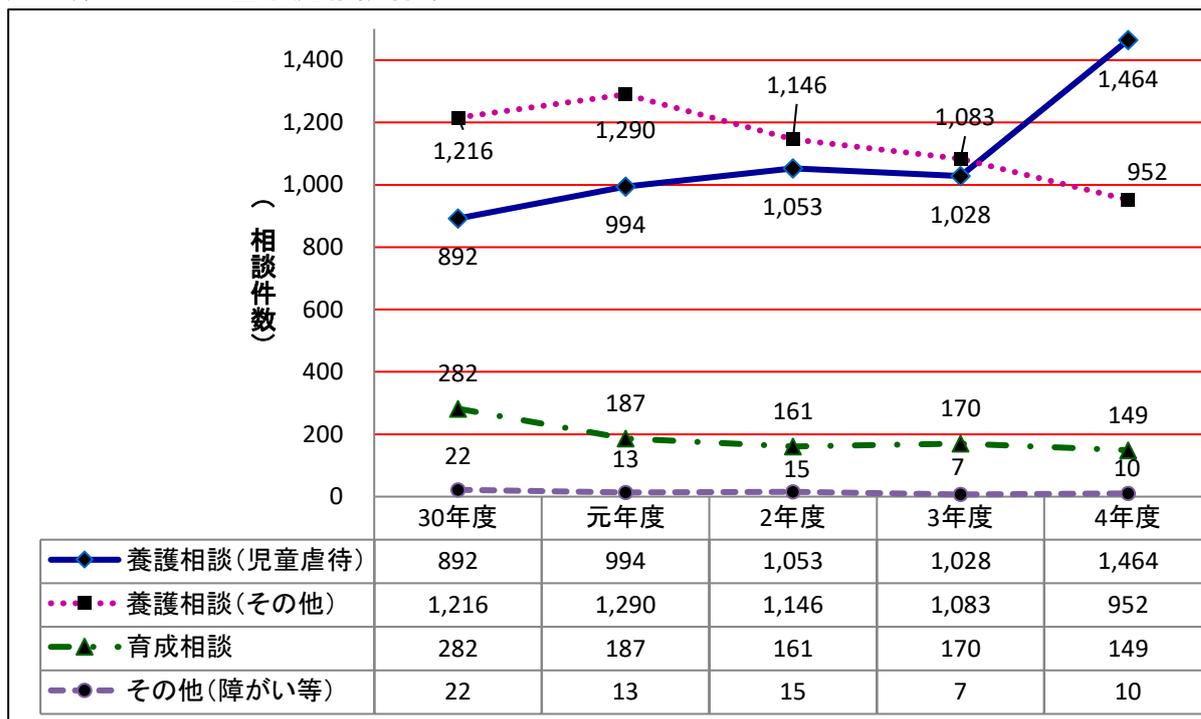
子どもおよび妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずることならびに必要な調査および指導を行い、その他子どもと家庭への必要な支援を行います。

児－第1表 児童家庭相談件数

(件)

相談種別／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
養護 相談	児童虐待	892	994	1,053	1,028	1,464
	その他	1,216	1,290	1,146	1,083	952
保 健 相 談		2	3	5	1	0
障がい 相談	肢体不自由	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	2	1	0	0	0
	言語発達障がい等	5	1	0	0	1
	重症心身障がい	2	0	2	0	1
	知的障がい	3	3	4	2	3
	自閉症等の障がい	4	3	3	1	1
非 行 相 談		2	2	1	3	3
育成 相談	不登校	53	14	16	9	9
	性格行動	100	100	67	64	65
	育児・しつけ	96	62	73	86	62
	適性	33	11	5	11	13
その他の相談		2	0	0	0	1
計		2,412	2,484	2,375	2,288	2,575

児－第2表 児童家庭相談件数



(2) 発達障がい児支援事業

(支援管理課発達支援係)

発達に心配（発達障がいを含む）のある児童とその家族および関係機関に対し、さまざまな相談、利用援助、自立支援などを行うことにより、児童やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図っています。

ア 発達相談

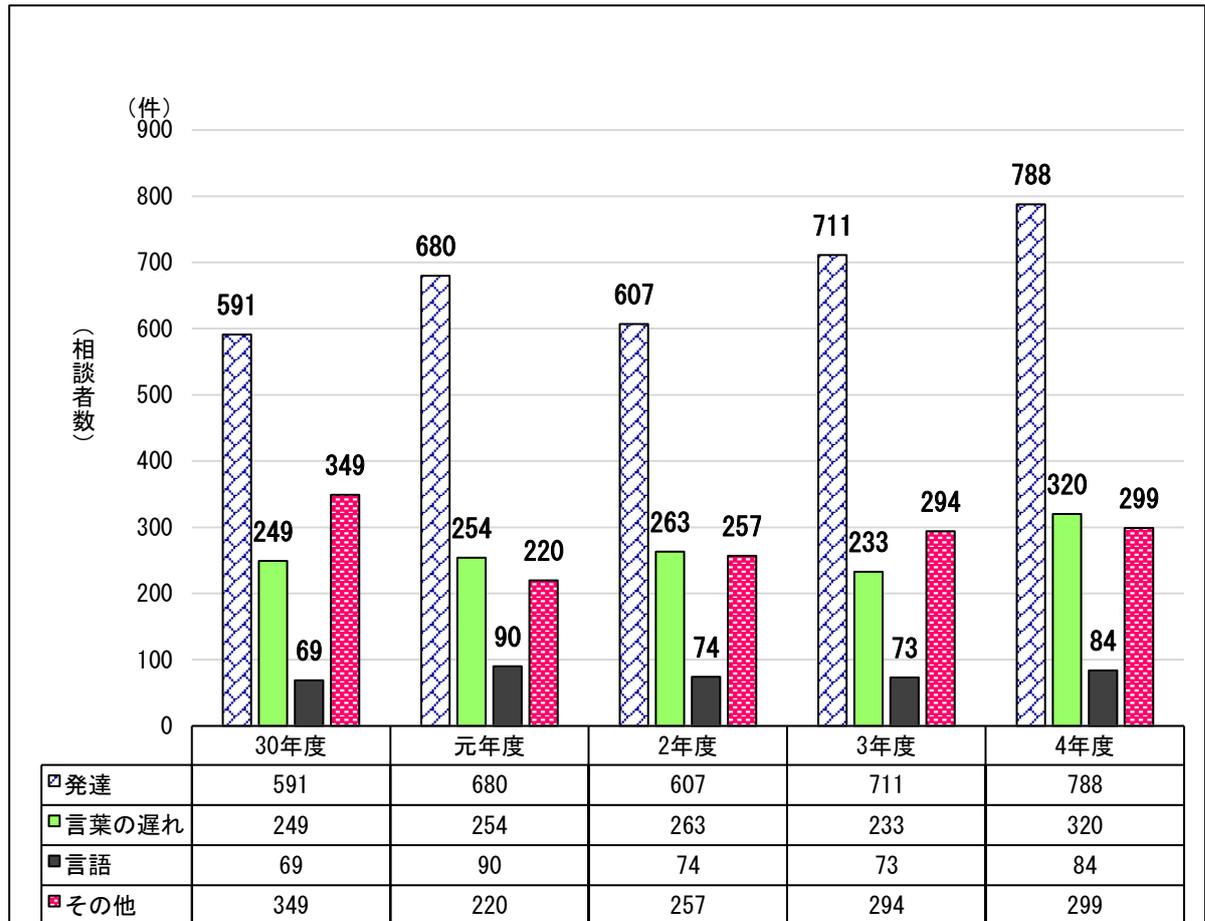
区内在住の0歳から18歳未満の発達に関する悩みや心配ごと（発達障がいを含む）についての相談に対応しています。必要に応じ専門職による評価および専門機関の紹介をします。

児－第3表 発達相談の内訳

(人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
発達	発達について	515	606	557	656	689
	コミュニケーション	41	30	11	25	34
	こだわり	2	5	6	5	13
	多動傾向	33	39	33	25	52
言葉の遅れ		249	254	263	233	320
言語	構音	45	61	46	47	58
	吃音	24	29	28	26	26
運動機能		11	15	20	9	20
福祉制度		61	63	67	47	77
その他		277	142	170	238	202
計		1,258	1,244	1,201	1,311	1,491

児－第4表 発達相談の内訳



児－第5表 相談元紹介機関

(人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
機関名	保健センター	326	353	357	284	424
	学校・幼稚園・保育所等	346	355	339	399	468
	障がい福祉センターあしすと	42	27	38	23	32
	こども支援センターげんき	108	99	76	70	67
	児童相談所	9	15	11	11	20
	福祉事務所	10	7	8	9	10
	医療機関	27	30	31	32	40
	その他の機関	31	34	37	17	38
家族・親族		37	81	99	110	118
知人・友人		24	30	15	17	23
情報（HP、広報等）		172	179	172	192	201
その他		126	34	18	147	50
計		1,258	1,244	1,201	1,311	1,491

イ 専門職派遣

幼稚園・保育所等からの申請により専門職が定期巡回し、行動観察や個別評価を行い、発達に関する相談や援助を実施しています。

児一第6表 専門職派遣（保育所定期巡回を含む） (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区立 保育所 こども園	相談	427	365	246	257	239
	観察	427	365	246	257	239
	個別評価	78	67	61	56	56
私立保育所	相談	576	598	507	574	558
	観察	576	598	507	574	558
	個別評価	66	61	100	74	73
私立幼稚園	相談	11	40	50	55	49
	観察	11	40	50	55	49
	個別評価	0	0	0	0	0
その他	相談	158	105	232	152	189
	観察	158	105	232	152	189

ウ 専門研修

幼稚園・保育所等の職員を対象に、発達障がいに対する理解と具体的な対応方法を学ぶ専門研修を実施しています（令和元年度より東京都から認定を受け保育士等キャリアアップ研修に位置づけられています）。

児一第7表 専門研修（夏季セミナー・夜間研修・冬季セミナー・出張学習会） (延べ人数)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加人数	619	1,119	1,066	1,132	1,406

エ ペアレントトレーニング

学齢期（小学生）の子どもを持つ保護者を対象に、発達障がいの特性や対応方法を講義形式、ディスカッション等を通して伝えています。

児一第8表 ペアレントトレーニング (延べ人数)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加人数	グループ	71	61	33	26	58

オ パarent・メンター事業

発達障がい児を持つ親が一人で悩まなくてすむように、地域での当事者同士の支え合いを推進するために委託を実施しています。

児－第9表 **Parent・メンター事業** (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	個別	56	53	82	58	70
	グループ	14	36	18	29	31

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

2 保育サービス

2 保育サービス

(1) 保育所の運営

(子ども施設運営課公設民営担当、区立保育施設係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、子ども施設入園課入園第一係～第三係)

保育所は、保護者の就労、疾病、障がい、介護などの事情により保育ができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

児－第10表 保育所の数および定員 (令和5年4月1日現在)

区分	施設数 (園)	定員(人)		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
		入所児童数(人)						
区立	43	4,359		207	595	772	893	1,892
		3,653		163	537	636	746	1,571
私立	113	10,020		822	1,467	1,708	1,990	4,033
		8,812		651	1,451	1,586	1,684	3,440
計	156	14,379		1,029	2,062	2,480	2,883	5,925
		12,465		814	1,988	2,222	2,430	5,011

- ① 入所児童数は区外からの受入児を含み、区外施設への委託児は含まない。
- ② 区立には、区立認定こども園、公設民営の認可保育所を含む。

(2) 保育所入所

(私立保育園課私立保育園第一係・第二係、子ども施設入園課入園第一係～第三係)

保育所への入所は、「保育を必要とする」状態の程度により基準指数を定め、必要度の高い者から順次行われます。

児－第11表 入所児童数 (各年4月1日現在)

区分		区立					私立				
年		31年	2年	3年	4年	5年	31年	2年	3年	4年	5年
施設数(園)		44	44	44	44	43	91	112	112	112	113
入所 児童数 (人)	0歳	197	168	157	161	163	652	704	685	669	651
	1歳	610	576	545	552	537	1,187	1,412	1,388	1,411	1,451
	2歳	762	741	697	682	636	1,325	1,531	1,615	1,580	1,586
	3歳	882	826	810	791	746	1,541	1,562	1,674	1,750	1,684
	4・5歳	1,798	1,780	1,714	1,710	1,594	2,761	2,993	3,133	3,205	3,440
	計	4,249	4,091	3,923	3,896	3,676	7,466	8,202	8,495	8,615	8,812

- ① 入所児童数は、区外からの受入児を含み、区外施設への委託児は含まない。
- ② 区立には、区立認定こども園、公設民営の認可保育所を含む。

児－第12表 **私立認可保育所運営費支出状況**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
取扱件数 (延べ件数)	82,579	90,693	100,092	103,311	104,524
支払総額 (円)	12,324,987,285	13,969,855,967	17,526,752,243	17,699,278,218	18,120,065,304
1人当たり 月平均支出 額(円)	149,250	154,035	175,106	171,320	173,357

※ 保育所運営費とは、区内外の私立認可保育所に入所している区内の児童に係る運営費用のことである。

児－第13表 **保育料（現年度分）の収納状況**

<区立>

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
調定	件数	41,845	27,385	11,665	12,912	13,057
	金額 (円)	853,202,260	545,661,060	199,483,570	230,009,459	238,938,000
収入	件数	41,457	27,076	9,954	12,590	12,275
	金額 (円)	844,175,110	539,768,660	197,437,520	229,910,694	236,613,020
収納率 (%)		98.94	98.92	98.97	99.96	99.02

① 区立には、公設民営の認可保育所を含む。

② 収入には還付未済を含む。

<私立>

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
調定	件数	70,362	54,405	31,197	35,927	35,151
	金額 (円)	1,530,818,720	1,195,091,540	615,907,460	773,364,151	761,308,950
収入	件数	69,870	54,119	25,380	37,201	34,918
	金額 (円)	1,522,050,340	1,190,096,540	612,785,490	776,764,966	756,035,890
収納率 (%)		99.43	99.58	99.49	100.44	99.31

※ 収入には還付未済を含む。

(3) 乳児（0歳児）保育

（子ども施設運営課公設民営担当、区立保育施設係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、子ども施設入園課入園第一係～第三係）

区の乳児保育は、昭和43年9月に月齢8か月からの乳児を対象に開始しました。その後、社会環境の変化に伴い、月齢6か月を経て、区立保育所では平成4年度から月齢3か月に、さらに平成5年度からは産休明け（生後57日以降）保育へと月齢を引き下げました。

なお、私立保育所では平成4年度から産休明け保育を実施しています。

児一第14表 乳児保育実施状況

（令和5年4月1日現在）

区分／利用人数	区立	公設民営	私立	計
0歳児（生後6か月以降）実施園	12	9	105	126
0歳児（生後6か月以降）実施園のうち産休明け（生後57日以降）実施園	3	9	105	117
利用人数（人）	94	69	651	814

※ 利用人数は、令和4年度の実績値

(4) 11時間開所・延長保育

（子ども施設運営課公設民営担当、区立保育施設係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、子ども施設入園課入園第一係～第三係）

区立保育所の延長保育は昭和59年11月に2園を指定し、午後6時から7時までの間で開始しました。

その後、平成11年4月に区立保育所の開所時間を午前7時30分から午後6時30分の11時間としました。さらに、平成15年4月から公設民営の認可保育所で2時間延長保育を開始し、平成28年4月からは、すべての公設民営の認可保育所で午前7時から7時30分、午後6時30分から8時30分の延長保育を行っており、私立保育所でも全施設で延長保育を実施しています。

児一第15表 延長保育実施園状況

（令和5年4月1日現在）

延長時間／利用人数	区立	公設民営	私立	計
午前7時00分～午前7時30分	0	13	86	99
午後6時30分～午後7時00分	0	0	5	5
午後6時30分～午後7時30分	6	0	20	26
午後6時30分～午後8時00分	0	0	4	4
午後6時30分～午後8時30分	0	13	84	97
利用人数（人）	83	506	3,117	3,706

※ 利用人数は、令和4年度の実績値

(5) 発達支援児（障がい児）保育

（子ども政策課私立幼稚園第一・第二係、子ども施設入園課地域保育係、認証・認可外保育係、子ども施設運営課公設民営担当、区立保育施設係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、子ども施設入園課入園第一係～第三係、支援管理課発達支援施策調整担当）

昭和52年4月に区立保育所における障がい児保育が指定園方式で制度化され、家庭での保育に欠け、かつ、障がいのある児童の保育を開始しました。

その後、心身に障がいを持つ児童に加え、保育上特別な配慮が必要な児童を含め、集団保育を原則とした発達支援児保育として実施しています。

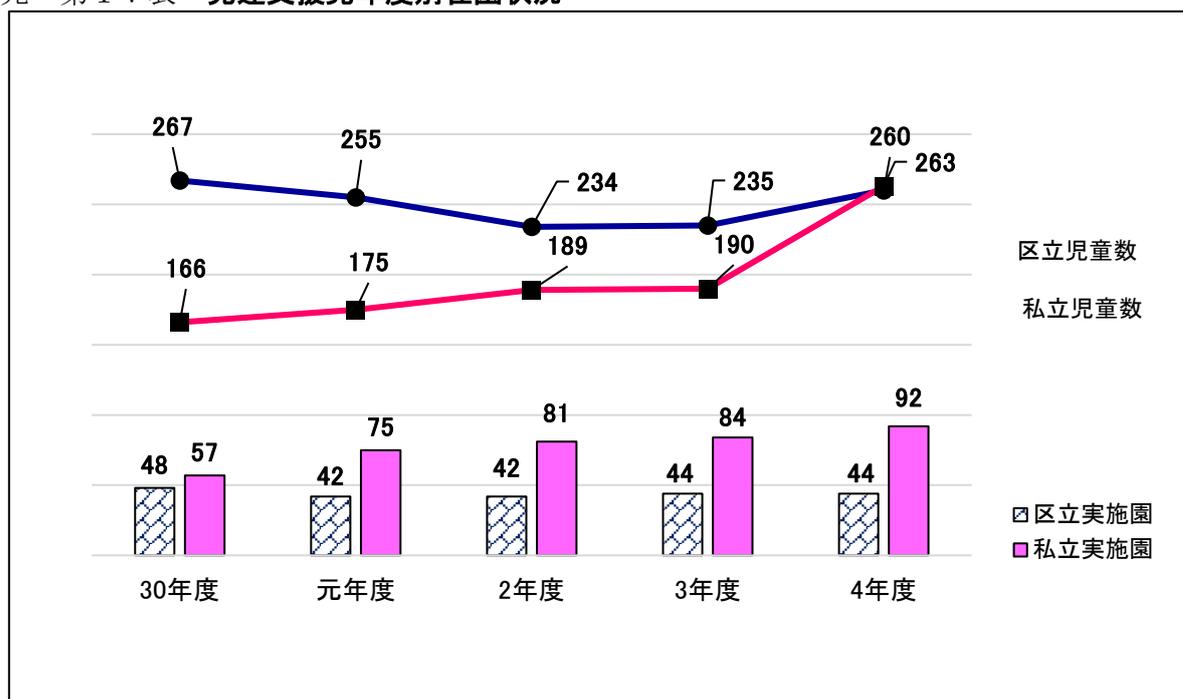
区内保育所等では、「足立区発達支援委員会設置要綱」に基づく発達支援委員会の認定を受けて、発達支援児保育を行っています。

児一第16表 発達支援児年度別在園状況 (各年4月1日現在)

項目／年		30年	元年	2年	3年	4年
区立	実施園数(園)	48	42	42	44	44
	児童数(人)	267	255	234	235	260
私立	実施園数(園)	57	75	81	84	92
	児童数(人)	166	175	189	190	263
主な障がい	知的能力障害、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、身体障がい					

- ① 公設民営保育所、区立認定こども園は区立に含む。
- ② 私立保育園の受け入れが増加したため令和4年度は増加している。

児一第17表 発達支援児年度別在園状況



(6) 病後児保育

(子ども施設運営課運営調整係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係)

児童が病気やけがで急性期を過ぎて「回復期」に入った時、病後児保育室でその児童の生活リズムや体調に合わせてゆったりと過ごすことで、無理なく体力を取り戻せるという児童の立場に立った保育を行っています。病後児保育は、足立区に在住しているか、認可保育所に在園している満1歳から就学前の児童を対象としています。

児－第18表 病後児保育 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区立あやせ保育園内 病後児保育「すくすくルーム」 利用児童数(延べ人数)	37	30	10	30	52
私立西新井きらきら保育園内 病後児保育室「げんき」 利用児童数(延べ人数)	176	118	43	101	108

※ 定員はいずれも4名

(7) 病児保育

(子ども施設運営課運営調整係)

病気にかかっている児童を預かる「病児保育」事業を平成31年2月から開始しました。病気の治療中であり集団保育は困難でも、病状が安定していて入院治療の必要がなく、医師が病児保育室の利用が適当であると判断した場合、対象になります。

保護者とその同居の家族の就労等により、家庭において保育を受けることが困難な満6か月以上の児童のうち、次の児童が利用できます。

- ア 足立区内に住所を有し、現に保育施設、認定こども園または幼稚園に通所している児童
- イ 足立区内に住所を有しないが、区内の保育所または認定こども園に通所している児童
- ウ 足立区内に住所を有する小学校1年生から小学校3年生までの児童
- エ その他足立区長が特に必要と認めた児童

児－第19表 病児保育 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
東部地域病院内 病児保育室くろーばー 利用児童数(延べ人数)	15	307	30	139	90

※ 定員は4名

(8) 休日保育

(子ども施設入園課認証・認可外保育係)

日曜・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を預かる制度です。認証保育所では0歳から就学前までの児童を対象に実施しています。

(9) 年末保育

(子ども施設運営課区立保育施設係、子ども施設入園課認証・認可外保育係)

年末の12月29日・30日の2日間に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を、一部の区立保育所、認証保育所で預かる制度です(29日・30日が日曜日と重なる場合を除く)。

なお、認証保育所では12月31日も実施しています(日曜日と重なる場合を除く)。

児－第20表 年末保育

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区立保育所	実施園数(園)	3	4	2	2	2
	実施日数(日)	1	1	2	2	2
	児童数(人)	22	15	19	28	33
東京都 認証保育所	実施園数(園)	3	5	6	6	7
	実施日数(日)	2	2	3	3	3
	児童数(人)	9	12	35	51	44

① 児童数は、年末保育実施期間の利用延べ人数である。

② 私立保育所は各施設の自主事業として実施している。

(10) 地域協働型子育て支援事業

(子ども施設運営課運営調整係)

すべての子育て家庭を対象にした子育て支援事業として、地域住民や関連機関と連携しながら保育サービスの拡充を図ることを目的に、一時保育を区立保育所14園、給食体験・園庭開放等を全区立保育所(27園)・区立認定こども園(3園)で実施しています。

児－第21表 区立保育所における一時保育指定園 (令和5年4月1日現在)

指定園名		指定園名	
1	本木保育園	8	千住あずま保育園
2	上沼田保育園	9	東花畑保育園
3	緑町保育園	10	中島根保育園
4	中央本町保育園	11	保木間保育園
5	伊興保育園	12	本木東保育園
6	東綾瀬保育園	13	大谷田第一保育園
7	辰沼保育園	14	加賀保育園

※ 一時保育受託の利用人数および時間数は、児－第22表に掲載。

(11) 一時保育

(子ども施設運営課運営調整係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、子ども施設入園課地域保育係、
認証・認可外保育係)

保護者の育児疲れ解消、断続的勤務・短時間勤務、出産や急病などの理由により、一時的に保育が必要となる就学前までの児童を、保育所で預かる制度です。

平成20年度から、区内の認証保育所でも1時間500円で開始しました。なお、裁判員制度で裁判員等選任手続きに参加する場合、および裁判員に選任され職務を果たす時間は無料となります(給食・おやつ代は除く)。

児－第22表 一時保育受託数

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区立保育所	受託延児童数(人)	1,476	999	285	785	1,194
	受託延時間(時間)	6,764	4,541	1,235	3,617	5,630
私立保育所	受託延児童数(人)	2,889	3,163	1,797	1,780	1,584
	受託延時間(時間)	19,112	22,520	13,449	12,820	10,966
認証保育所	受託延児童数(人)	1,907	1,441	725	724	603
	受託延時間(時間)	11,907	9,370	4,521	4,501	3,587
小規模 保育施設	受託延児童数(人)	212	272	258	205	245
	受託延時間(時間)	1,098	1,377	1,097	1,051	1,265
家庭的 保育施設	受託延児童数(人)	-	-	-	34	317
	受託延時間(時間)	-	-	-	118	1,643

- ① あやせ保育園の一時保育は平成30年6月末で終了した。
② 家庭的保育施設は、一時保育を令和3年10月から開始した。

(12) 家庭的保育事業

(子ども施設入園課地域保育係)

家庭的保育事業は、国が定めた研修を修了し保育または育児経験豊かな方を、区が保育者として認可しています。家庭的な環境の中ですこやかに育てることを目的とした、0歳児から2歳児を対象に定員5名以下で保育する制度です。

児－第23表 家庭的保育者(グループ保育室含む)受託児童数 (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
保育者数		153	145	134	123	115
受託児童数 (延べ人数)	0歳	1,216(17)	996(27)	766(5)	975(10)	901(26)
	1歳	2,519(67)	2,435(24)	1,866(28)	1,454(5)	1,530(41)
	2歳	1,936(24)	1,998(25)	1,627(15)	1,561(34)	1,387(19)
	計	5,671(108)	5,429(76)	4,259(48)	3,990(49)	3,818(86)

- ① 保育者数は各年度末における人数である。
② 受託児童数は区外からの受入児を含む(区外施設への委託児は含まない)。
③ ()は区外からの受入児数(内数)を表す。

(13) 小規模保育事業

(子ども施設入園課地域保育係)

小規模保育事業は、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、国および足立区の基準を満たした施設を区が認可しています。家庭保育に近い雰囲気のもと、0歳児から2歳児を対象に定員6名から19名で保育を行います。

児一第24表 小規模保育施設受託児童数

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設数		27	27	28	29	27
受託児童数 (延べ人数)	0歳	1,501 (37)	1,445 (40)	1,060 (22)	1,250 (34)	1,199 (37)
	1歳	1,963 (16)	1,923 (44)	1,849 (32)	1,887 (38)	1,725 (27)
	2歳	1,783 (1)	1,688 (35)	1,472 (61)	1,715 (61)	1,627 (33)
	計	5,247 (54)	5,056 (119)	4,381 (115)	4,852 (133)	4,551 (97)

- ① 施設数は各年度末において事業を行っている施設数である。
- ② 受託児童数は区外からの受入児を含む（区外施設への委託児は含まない）。
- ③ () は区外からの受入児数（内数）を表す。

(14) 東京都認証保育所

(子ども施設入園課認証・認可外保育係)

認証保育所とは、児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設をいいます。
1日13時間以上の開所が義務付けられています。

児一第25表 東京都認証保育所受託児童数

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
保育所数		36	35	36	33	33
受託児童数 (延べ人数)	0歳	3,021 (54)	2,611 (39)	2,442 (162)	2,353 (83)	2,366 (53)
	1歳	3,848 (166)	3,958 (115)	3,980 (69)	3,940 (173)	3,874 (26)
	2歳	3,407 (70)	3,145 (181)	3,591 (111)	3,668 (84)	3,705 (115)
	3歳	692 (35)	665 (36)	586 (21)	760 (27)	758 (16)
	4歳以上	1,110 (64)	1,085 (36)	1,034 (41)	891 (57)	934 (24)
	計	12,078 (389)	11,464 (407)	11,633 (404)	11,612 (424)	11,637 (234)

- ① 保育所数は各年度末における施設数である。
- ② 受託児童数は区外からの受入児を含む（区外施設への委託児は含まない）。
- ③ () は区外からの受入児数（内数）を表す。

(15) 認証保育所保育料負担軽減制度（旧認証保育所等利用者助成）

（子ども施設入園課認証・認可外保育係）

令和元年9月まで、認証保育所等公費補助を受けている保育施設と月ぎめ保育契約を結び、保育料として月額35,000円以上（低所得および多子世帯向けについては、35,000円～42,000円以上）納めている利用者の負担を軽減することを目的に助成を行ってきました。

令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、「認証保育所保育料負担軽減制度」として、補助上限額を37,000円～67,000円まで拡充し、すべての受託児を対象に児童のクラス年齢や世帯の課税状況、児童の出生順などをもとに決定した区分に応じて補助を行っています。

児一第26表 認証保育所保育料負担軽減制度（令和元年10月以降）

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	区分	保育料軽減上限額	無償化前の補助上限 (令和元年9月以前)
0～2歳児	課税世帯	—	第1子	A1	40,000円	最大34,000円
			第2子	A2	54,000円	最大40,000円
			第3子以降	A3	67,000円	
	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定有り	第1子	B1	67,000円	最大42,000円
			第2子	B2	67,000円	
			第3子以降	B3	67,000円	
		認定無し	第1子	C1	42,000円	
			第2子	C2	55,000円	
			第3子以降	C3	67,000円	
3～5歳児	全世帯	認定有り	第1子	D1	57,000円	最大35,000円
			第2子	D2	57,000円	
			第3子以降	D3	57,000円	
		認定無し	第1子	E1	37,000円	
			第2子	E2	47,000円	
			第3子以降	E3	57,000円	

(16) 認定こども園

(子ども政策課私立幼稚園第二係、子ども施設運営課区立保育施設係、子ども施設入園課入園第一係～第三係)

認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、基準を満たす施設は、都道府県知事の認可・認定を受けることができます。

ア 就学前の子どもを保護者の就労に関わらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う機能

イ 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

なお、私立認定こども園については区が園に子どものための教育・保育給付費等を支給します。

児－第27表 私立認定こども園の数および入所者数 (各年4月1日現在)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
類型		幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型
施設数		4	4	4	4	4
長時間 利用 園児数 (人)	0歳	5	3	6	5	2
	1歳	15	9	11	12	12
	2歳	24	20	20	18	17
	3歳	48	50	47	37	30
	4歳	66	72	66	61	64
	5歳以上	62	80	88	73	63
	計	220	234	238	206	188

- ① 利用園児数は、区外からの受入児を含む。区外施設への委託児は含まない。
② 平成29年度までの地方裁量型施設は、平成30年度から認可保育所へ移行した。

児－第28表 区立認定こども園の数および入所者数 (各年4月1日現在)

項目／年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
類型		幼保 連携型	保育 所型								
施設数		2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
長時間 利用 園児数 (人)	0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1歳	25	13	12	13	13	10	7	12	3	12
	2歳	29	14	23	14	15	14	14	14	19	13
	3歳	41	14	31	15	26	12	25	8	25	14
	4歳	41	16	41	13	30	11	32	15	26	12
	5歳以上	38	16	40	16	43	14	33	15	33	18
	計	174	73	147	71	127	61	111	64	106	69

3 子育て支援サービス

(1) 子育てサロン事業

(住区推進課事業担当)

乳幼児とその保護者が自由に集い遊ぶことができる場を設け、他の親子との交流やスタッフとの相談などを通して、子育て家庭の孤立防止や、子育ての不安・負担感の軽減を目的に、機能別に「商業施設等内の子育てサロン」「拠点型子育てサロン」「児童館子育てサロン」の3タイプに分けて、子育てを支援しています。

商業施設等内の子育てサロンについては、広範囲の利用者層を対象とし、誰でも気軽に利用しやすくすることにより、相談したくても行きにくく感じている人、子育てについての問題に気づいていない人にも利用してもらえるようにしています。

拠点型子育てサロンについては、子育ての仲間づくりや情報発信のほかに、子育て中に抱えるストレスや不安に寄り添い、子育ての問題をともに解決していけるように、子育てに関する知識を持ったスタッフを配置して相談体制を強化しています。

児童館子育てサロンについては、身近にある児童館で、気兼ねなく過ごせる居場所としての役割を果たしています。

児一第29表 子育てサロン登録者数および利用者数 (人)

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
子育てサロン数		64	64	65	65	65
新規登録者数		21,926	15,647	8,358	9,629	15,339
利用者数	大人	216,233	185,029	53,423	57,276	122,379
	0歳～2歳	182,989	155,399	52,362	53,016	110,086
	3歳以上	35,902	32,052	3,302	5,226	16,538
	計	435,124	372,480	109,087	115,518	249,003

① 新規登録者数は子育てサロン西新井（ギャラクシティ）を除く。

② タイプ別子育てサロンの内訳は、商業施設等内子育てサロン：1か所、拠点型子育てサロン：12か所、児童館子育てサロン：52か所

(2) 子育てサロン一時預かり事業

(住区推進課事業担当)

区内在住の6か月から3歳までの乳幼児の一時預かりを行います。

児一第30表 子育てサロン西新井一時預かり登録者数および利用者数 (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録者数	256	308	181	206	321
利用者数	846	777	515	587	996

(3) 子ども預かり・送迎支援事業

(こども家庭支援課事業係)

子育てをしている家庭（0歳から小学生まで）を対象に、自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かり等を行っています。平成30年度に「あだち子育てホームサポート事業」から「子ども預かり・送迎支援事業」に事業名称を変更しました。

児－第31表 **子ども預かり・送迎支援事業利用状況**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規登録件数（件）	413	335	201	323	267
利用時間（時間）	50,057	48,208	36,658	40,544	40,948
利用件数（件）	19,424	20,158	14,615	17,071	17,592

(4) ファミリー・サポート・センター事業

(こども家庭支援課事業係、社会福祉協議会)

保育施設等への送迎や提供会員宅での預かり等、地域で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）による会員制の区民相互援助活動を支援しています。（「第2章 施策別事業概要－Ⅶ 足立区社会福祉協議会」193頁参照）

(5) 産前・産後家事支援事業

(こども家庭支援課事業係)

産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、ホームヘルパーが訪問し、家事支援を行っています。平成28年度から事業を開始しました。平成30年度に「あだち子育てホームヘルプサービス事業」から「産前・産後家事支援事業」に事業名称を変更しました。

児－第32表 **産前・産後家事支援事業利用状況**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用件数（件）	430	394	520	1,084	1,308
利用時間数（時間）	644	622	715	1,516	1,764.5

(6) きかせて子育て訪問事業

(こども家庭支援課事業係、家庭支援第一係～第三係)

出産または育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦または未就学児のいる保護者に対し、きかせてサポーターが定期的に訪問し、傾聴等の支援を行っています。

児－第33表 きかせて子育て訪問事業利用状況

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
訪問支援	利用人数(人)	28	29	36	35	49
	訪問回数(回)	97	138	135	163	162
個別案内	利用人数(人)	-	-	6	113	44
	訪問回数(回)	-	-	10	120	44

※ 個別案内は令和2年度から開始

(7) こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業

(こども家庭支援課事業係、家庭支援第一係～第三係)

保護者が病気・出産などで一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、子どもを預かり、養育します。こどもショートステイ事業では、養育協力家庭宅もしくは児童養護施設において宿泊を伴う養育を行い、トワイライトステイ事業では、実施施設において平日夜間の養育を行っています。

児－第34表 こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業利用状況

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
在宅型 ショート	利用児童数(人)	0	0	1	1	3
	利用延べ泊数(泊)	0	0	1	1	17
施設型 ショート	利用児童数(人)	141	122	113	128	138
	利用延べ泊数(泊)	1,173	1,152	1,249	1,426	1,636
施設型 トワイライト	利用児童数(人)	-	1	0	2	0
	利用延べ日数(日)	-	2	0	2	0

※ トワイライトステイ事業は令和元年7月から新規開始

(8) 養育支援訪問事業

(こども家庭支援課事業係、家庭支援第一係～第三係)

養育支援が特に必要であると判断した家庭（要支援家庭）に対し、当該居宅において、相談員による養育に関する相談および助言等、ならびに、事業協力員等による必要な育児・家事支援を行うことにより、適切な養育の確保および児童虐待の防止を図っています。

児－第35表 養育支援訪問事業（育児・家事支援）の実施状況

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ほっとほーむ事業協力員による育児・家事支援	児童数（人）	36	32	28	26	26
	支援日数（日）	534	667	462	494	324
子育てホームサポーターによる預かり・送迎支援	児童数（人）	21	32	13	25	20
	支援日数（日）	210	577	342	847	599
NPO法人支援員による育児・家事支援	児童数（人）	30	35	11	18	21
	支援日数（日）	310	461	79	174	299
NPO法人等支援員による生活指導支援	児童数（人）	-	-	-	8	13
	支援日数（日）	-	-	-	12	79

※ 生活指導支援の委託は令和3年度から開始

(9) あだち子育てパスポート事業（令和元年度事業終了）

(子ども政策課子ども施策推進担当)

子育て世帯への支援と区内の店舗における消費拡大を目的として、平成19年7月1日から実施しました。中学生以下の子どもがいる世帯および妊娠中の方がいる世帯が申請できます。「あだち子育てパスポート」を協賛店舗で提示すると、買い物の際に割引・優待サービスが受けられる制度です（店舗によりサービス内容が異なります）。なお、内容が類似している「子育て応援とうきょうパスポート事業」へ移行したため、令和元年度で終了しました。

児－第36表 あだち子育てパスポート協賛店舗数

項目／年度	30年度	元年度
協賛店舗数	713	624

(10) 家庭教育推進事業

(青少年課家庭教育係)

人間形成の基盤である乳幼児期の家庭教育の重要性を踏まえ、保護者に対する家庭教育の啓発を図ります。また、家族の絆を深め、子ども達が社会や人との係わりを築くことを目指し、「あだち家族ふれあいの日」の啓発を行い、家庭の教育力の向上を図っています。

ア 子育て仲間づくり活動

学習活動や交流活動を通して、保護者の子育て不安や孤立感の解消と、家庭の教育力の向上を図ることを目的とし、平成17年度から私立幼稚園、区立保育園・こども園、私立保育園、児童館等において「子育て仲間づくり活動」を実施しています。

児－第37表 子育て仲間づくり活動

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施園数(園)	46	39	4	7	10
参加人数(人)	18,431	11,627	147	494	947

イ 足立区子育てアドバイザー連絡会への補助

地域学習センターや保健センター等の施設を利用して子育て支援事業を実施する「子育てアドバイザー連絡会」の活動への補助を行っています。

ウ あだち家族ふれあいの日

平成15年9月から、毎月第三土曜日を「あだち家族ふれあいの日」と定め、区の施設の無料公開、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部や足立区ボウリング連盟の協力で、区内の各銭湯(※)やボウリング場の割引利用を行っています。※第一土曜日も割引

児－第38表 あだち家族ふれあいの日参加人数 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
大人	57,821	52,554	21,161	25,887	35,315
子ども	70,603	50,695	19,323	23,728	29,725
計	128,424	103,249	40,484	49,615	65,040

(11) ひとり親家庭交流支援事業(サロン豆の木)

(親子支援課ひとり親家庭支援担当)

ひとり親家庭が気軽に集える場を提供し、生活・子育てに関する不安や悩みごとの情報交換などを通じて孤立感やストレスの軽減、仲間づくりを促すとともに各種相談を受ける「サロン豆の木」を月3回開催しています。

児－第39表 開催数および参加世帯数

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開催数(件)	29	36	32	32	35
参加世帯数(世帯)	409	273	218	204	164

(12) ひとり親家庭に対する子ども学習支援事業（令和2年度事業終了）

（親子支援課ひとり親家庭支援担当）

ひとり親家庭の子どもで、区で行っている他の学習支援事業の対象とならない場合に週1回程度、自宅に家庭教師を派遣し、学習習慣の定着や学力向上等を支援しています（令和2年度まで実施）。

児－第40表 派遣回数および児童数

項目／年度	30年度	元年度	2年度
派遣回数（件）	782	643	804
児童数（人）	21	20	25

(13) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

（子ども施設入園課認証・認可外保育係）

一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。補助の上限額は、日中（午前7時から午後10時まで）は1時間あたり2,500円、夜間（午後10時から午前7時まで）は1時間あたり3,500円までとなっています（補助の上限時間は児童1人につき年度あたり144時間まで）。

対象児童は、未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）です。登録料や会費等は助成の対象となりません。

※ 要件を満たすベビーシッターを利用する必要があります。

児－第41表 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
の利用児童数および支払金額

項目／年度	4年度
利用児童数（人）	160
支払金額（円）	10,713,274

4 助成・給付

(1) 児童手当の支給

(親子支援課児童手当係)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給しています。

ア 支給要件 (所得制限有)

15歳に達した最初の3月末までの児童を養育する保護者。公務員は勤務先に申請します。

(ア) 児童手当

前年の所得が児童手当の所得制限未満の方に支給します。

(イ) 特例給付

前年の所得が児童手当の所得制限を超過し、所得上限限度額未満の方に支給します。

イ 手当額 (月額)

区分	対象	手当額 (円)
児童手当	3歳未満	15,000
	3歳以上小学生修了まで第1・2子	10,000
	3歳以上小学生修了まで第3子以降	15,000
	中学生	10,000
特例給付	—	5,000

児一第42表 児童手当支給児童数

(各年度2月末現在) (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
児童手当	72,515	70,721	68,648	66,523	64,176
特例給付	8,090	8,493	8,956	8,949	5,381
計	80,605	79,214	77,604	75,472	69,577

(2) 児童扶養手当の支給

(親子支援課親子支援係)

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳年度末までの児童（20歳未満の中度以上の障がいの状態にある児童を含む）の母・父、または養育者に手当を支給しています。

ア 支給要件（所得制限有）

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父または母が死亡した児童
- (ウ) 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- (エ) 父または母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 手当額（令和5年4月分からの月額） ※所得によって手当額が多段階に分かれます。

区分	対象	手当額（円）
全部支給	児童1人目	44,140
	児童2人目	10,420
	児童3人目以降	6,250
一部支給	児童1人目	10,410～44,130
	児童2人目	5,210～10,410
	児童3人目以降	3,130～6,240

児－第43表 **児童扶養手当の支給状況** (世帯)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数	6,088	5,775	5,598	5,444	5,153

(3) 特別児童扶養手当の支給

(親子支援課親子支援係)

心身に障がいのある満20歳未満の児童の養育者に対して、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

(ア) 身体障害者手帳 1～3級程度（4級の一部を含む）

(イ) 愛の手帳 1～3度程度

※1 上記の手帳がある方でも診断書が必要な場合があります。

※2 上記の手帳がない方でも同程度の障がいの状態にある場合は申請することができます。

※3 児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合は支給されません。

イ 手当額（令和5年4月分からの月額）

(ア) 重度 53,700円

(イ) 中度 35,760円

児一第44表 特別児童扶養手当の支給状況 (世帯)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数	781	798	789	764	800

(4) 児童育成手当（育成手当）の支給

(親子支援課親子支援係)

児童の福祉の増進を図るため、次の支給要件に該当する児童の母・父、または養育者に支給しています（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で、次のいずれかの状態にある児童

(ア) 父母が婚姻を解消した児童

(イ) 父または母が死亡した児童

(ウ) 父または母が重度の障がいの状態にある児童

(エ) 父または母の生死が明らかでない児童

(オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

(カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

(キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 手当額（月額）

1人につき13,500円

児一第45表 児童育成手当（育成手当）の支給状況 (世帯)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数	7,979	7,666	7,460	7,189	6,925

(5) 児童育成手当（障害手当）の支給

(親子支援課親子支援係)

児童の福祉の増進を図るため、次の支給要件に該当する児童の養育者に支給します（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

満20歳未満の児童で心身に次のいずれかの障がいのある児童

- (ア) 愛の手帳 1～3度程度
- (イ) 身体障害者手帳 1～2級程度
- (ウ) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

イ 手当額（月額）

1人につき15,500円

児－第46表 **児童育成手当（障害手当）の支給状況** (世帯)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数	657	655	656	648	651

※ 平成30年度は657世帯のうち147世帯、令和元年度は655世帯のうち134世帯、令和2年度は656世帯のうち142世帯、令和3年度は648世帯のうち131世帯、令和4年度は651世帯のうち123世帯が児童育成手当（育成手当）を併給している。

(6) 子ども医療費助成

(親子支援課子ども医療費給付係)

子どもを養育する方に対し、子どもの保険診療による一般医療、歯科、薬剤等の医療費自己負担額（入院時食事療養費の一部自己負担を除く）を助成しています。

ア 受給要件

区内に住所を有し（一部、区外も可）、健康保険に加入している出生から高校生に相当する年齢（18歳に達した日以降、最初の3月31日まで）までの子どもを養育している方

※ 令和5年4月から医療費助成の対象年齢が高校生相当年齢まで拡大した。

イ 受給対象外

- (ア) 生活保護受給の方
- (イ) 児童福祉施設等に措置入所している方
- (ウ) 里親または小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている方

児－第47表 子ども医療費助成受給者数 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
乳幼児受給者数	37,807	36,833	35,768	34,699	33,672
義務教育就学児受給者数	48,856	48,957	48,879	49,084	49,152
総受給者数	86,663	85,790	84,647	83,783	82,824

児－第48表 子ども医療費助成給付実績

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
(件) 支払件数	乳幼児	757,694	728,089	503,030	579,625	594,295
	義務教育就学児	699,703	702,836	551,122	610,394	627,956
	計	1,457,397	1,430,925	1,054,152	1,190,019	1,222,251
(千円) 支払金額	乳幼児	1,335,488	1,287,252	953,037	1,188,452	1,146,411
	義務教育就学児	1,608,617	1,631,287	1,375,868	1,513,923	1,572,624
	計	2,944,105	2,918,539	2,328,905	2,702,375	2,719,035

(7) 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給

(子ども政策課私立幼稚園第一・第二係)

私立幼稚園等に通園する園児保護者の経済的な負担を軽減するために、保育料と入園料等の一部を補助しています。

ア 支給要件

- (ア) 保護者・園児の住民登録地が足立区内にあり、現にそこに居住し、そこから通園していること
- (イ) 入園料等を納めていること
- (ウ) 園児の生年月日が
 - 5歳児 …… 平成29年4月2日から平成30年4月1日生
 - 4歳児 …… 平成30年4月2日から平成31年4月1日生
 - 3歳児 …… 平成31年4月2日から令和2年4月1日生
 - 満3歳児 …… 令和2年4月2日以降生まれで3歳に達した幼児
 - 2歳児 …… 令和2年4月2日以降生まれで3歳に達していない幼児

イ 補助額

- (ア) 2歳児
 - 保育料補助金(月額) 一律3,500円(令和5年度より一律33,000円)
- (イ) 満3歳児～5歳児
 - ① 保育料補助金(月額) 限度額 33,000円
 - ※ 施設等利用給付費(国制度)・負担軽減費(都・区制度)の合算額
 - ② 入園料補助金(1園児1回限り支給) 限度額 100,000円
 - ③ 教材費・冷暖房費・施設整備費
 - 保育料が月額33,000円未満の園に通園する園児の保護者を対象に、園則に年額または月額で徴収すると定めのある教材費・冷暖房費・施設整備費を月割にし、33,000円と保育料との差額の範囲内で補助

児－第49表 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給者数 (人)

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
保育料補助金	施設等利用費	5,750	6,836	6,323	6,758	6,061
	負担軽減費	7,134	6,642	7,676	7,096	6,332
入園料補助金		2,969	2,697	2,277	2,318	2,039

(8) ひとり親家庭等医療費助成

(親子支援課親子支援係)

健康保険に加入しているひとり親家庭等の方が、病院等で診療を受けたときに、保険診療による医療費の自己負担分（全部または一部）を助成します。

ア 受給要件（所得制限有）

区内に住所を有する健康保険加入者で、次のいずれかに該当している児童（18歳になった年の年度末まで該当、20歳未満の中度以上の障がいのある児童を含む）とその児童を監護、養育しているひとり親家庭等の方。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父または母が死亡した児童
- (ウ) 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- (エ) 父または母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 受給対象外

- (ア) 生活保護受給の方
- (イ) 児童福祉施設等に措置入所している方
- (ウ) 里親または小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている方
- (エ) ㊟、㊞、㊟、㊟ 医療証を交付されている方

児－第50表 **ひとり親家庭等医療費助成事業実績**

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給世帯数 (世帯)		5,104	4,808	4,648	4,505	4,287
受給者人数 (人)		7,209	6,786	6,541	6,300	5,989
医療費	支払件数 (件)	100,768	95,745	82,774	83,878	83,726
	支払金額 (円)	246,522,246	234,217,423	212,230,984	209,874,810	216,057,068

(9) ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業

(親子支援課ひとり親家庭支援担当)

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の父または母の職業的自立を促進するため、就労支援事業を実施しています（生活保護受給者を除く）。

ア 自立支援プログラム策定事業

ハローワークと連携し、児童扶養手当受給者に対する自立支援プログラムを策定し、就労に結びつけています。

イ 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭等の父または母が雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座（事前に区の指定が必要）を受講し、修了した場合、経費の全額（300,000円まで、専門実践教育訓練は修業年数×400,000円まで）を支給します。

※1 平成28年度から、講座受講前と修了後の2回に分けて支給

※2 平成29年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しているひとり親家庭等の父または母も対象

※3 令和元年度から、専門実践教育訓練および特定一般教育訓練も対象（修了後のみ支給）

※4 令和3年中から令和6年度末まで所得要件を緩和

※5 令和4年度から、専門実践教育訓練の上限額を引き上げ

ウ 高等職業訓練促進給付金等事業

国家資格等の専門的な資格取得を目指すひとり親家庭等の父または母に対し、受講中の生活不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、1年以上修業する場合に高等職業訓練促進給付金等を支給します。

(ア) 高等職業訓練促進給付金

非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は70,500円を支給します。資格取得に必要な修業期間（資格等により最長5年）が対象。

※1 平成30年度から、准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合等も対象

※2 令和元年度から、最終年（修業期間中の最後の12か月）に月額40,000円を加算

※3 令和2年度まで、支給対象期間は最長4年

※4 令和3年中から令和6年度末まで所得要件を緩和

※5 令和3年度から令和6年度まで、デジタル分野等の民間資格を取得するために6か月以上修業する場合も対象

(イ) 修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金を修業開始時から受給していた場合に、修業全期間修了後、非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円を支給します。

(ウ) 修了支援付加給付金

修了支援給付金の支給対象者が取得した国家資格等を活かして足立区内の事業者就職した場合に、非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円を支給します。

エ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座（通信含む）を受講し、受講を開始した時および修了した時、合格した時に、受講費用（合算で上限300,000円）を支給します。

※1 平成27年6月から開始。平成28年4月からひとり親家庭等の子どもも対象です。

※2 令和4年度から受講開始時にも支給

児－第51表 **ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業実績** (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
自立支援プログラム策定数	足立就職支援コーナー	3	1	0	2	1
	ハローワーク足立	0	0	0	0	0
	マザーズハローワーク日暮里	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	-	-	-	-	8
自立支援教育訓練給付金支給件数		18	20	13	11	8
高等職業訓練促進給付金等事業支給件数	高等職業訓練促進給付金	59 (632 か月分)	49 (533 か月分)	37 (392 か月分)	25 (286 か月分)	26 (289 か月分)
	修了支援給付金	11	22	11	7	11
	修了支援付加給付金	6	8	9	9	2
高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給件数	受講時	-	-	-	-	0
	修了時	3	2	0	0	0
	合格時	2	3	0	0	0

(10) 育児支援サービス利用料金助成事業

(親子支援課ひとり親家庭支援担当)

「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」または「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」を利用し国家資格等の取得を目指している方が、実習期間中や学校への通学など修学のために、養育する12歳以下のお子さんの育児支援サービスを利用した場合、支払った利用料金を助成しています。

※ 平成30年10月から開始

児－第52表 **育児支援サービス利用料金助成支払件数および支払金額**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
支払件数 (件)	2	8	0	7	1
支払金額 (円)	8,400	76,900	0	72,700	18,000

(11) 養育費確保支援事業

(親子支援課ひとり親家庭支援担当)

継続した養育費の履行を確保するため、養育費の取り決めに関する公正証書や調停調書などの公的な文書の作成費用を補助しています。

また、取り決めた養育費を確実に受け取ることができるようにするため、民間保証会社との養育費保証契約締結時に負担する初回保証料を補助しています。

児－第53表 養育費確保支援事業支給件数 (件)

項目／年度	3年度	4年度
公正証書等作成促進補助金	27	37
養育費保証契約促進補助金	1	0

(12) 入院助産

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設において助産を行う児童福祉法に定められた制度です。所得制限や所得に応じた費用負担があります。

児－第54表 入院助産件数 (件)

階層区分／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A (生活保護世帯)	30	30	20	21	33
B (区民税非課税世帯)	26	12	8	13	15
C1 (区民税均等割世帯)	0	0	0	0	0
C2 (区民税所得割世帯)	0	0	0	0	0
D1-1 (所得税2,400円以下世帯)	0	0	0	0	0
D1-2 (所得税2,401円以上 8,400円以下世帯)	0	0	0	0	0
計	56	42	28	34	48

※ 階層区分は「足立区児童福祉法施行細則（別表第1）」による。

(13) 病児保育利用料助成事業

(こども家庭支援課事業係)

区民がNPO法人やベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用した際に、サービス利用1時間あたり1,000円を限度に助成しています(1児童の年間助成限度額40,000円)。対象は、月齢6か月から12歳(小学校6年生)の児童の病児保育サービス利用料で、登録料や会費等は助成の対象となりません。

児一第55表 病児保育利用料助成世帯数および支払金額

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数(世帯)	41	36	20	16	17
支払金額(円)	926,792	842,351	388,556	411,560	525,293

5 母子生活支援施設

(1) 母子生活支援施設の運営

(親子支援課ひとり親家庭支援担当)

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者が養育している児童を入所させて保護し、入所者に対する生活支援を通して、その自立、更生を図ることを目的として設置しています(平成30年度まで実施)。

ア 所在 足立区内

イ 定員 20世帯

児一第56表 母子生活支援施設入所世帯数および人員 (各年4月1日現在)

項目/年度	30年度
世帯数(世帯)	11
人員(人)	23

※ 平成31年4月1日付で区立母子生活支援施設を廃止。令和元年度から民設民営施設に移行した。

Ⅱ 高齡者福祉

高齢者福祉施策の概要



1 高齢者福祉施策の現状

(1) 高齢者施策の羅針盤「地域包括ケアシステム」のビジョン

団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を目前に控え、国を挙げてその対策が急がれています。足立区では、平成29年9月に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り今後も増加が見込まれる中、平成31年3月に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を包含し、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指す「足立区地域包括ケアシステムビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し取り組みを進めています。また、令和3年3月に策定した高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、ビジョンに示した18本の取り組みの柱ごとに成果指標を設定し、「区民・地域」「専門機関」「区」のそれぞれが担い手として、今後注力する視点、取り組んでいく事業を示しています。

2 令和4年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

令和4年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は令和3年度実績）
ア 区内全地区における足立区地域包括ケアシステム8つの推進事業の実施	ビジョンで定めた18の柱の底上げを目的に、区内全地区で取り組む8つの推進事業を定め、本格実施を開始した。
イ 介護予防事業における、コロナ禍で中止していた取り組みの再開	(ア) コロナ禍で中止していた、介護予防に取り組む自主グループ創出の講座内容を再開し、地域包括支援センター連携のもと64グループ創出した。 (イ) 介護予防事業の参加者総数33,336名（32,614名）
ウ 地域包括支援センターの機能強化	(ア) 地域包括支援センターの業務委託評価を行い、良好が19カ所、普通が6カ所という結果になった。必要に応じて、地域包括支援センターに業務改善要求を行い、次年度の業務の均質化を図った。 (イ) 地域資源の発掘やコーディネートを担う「地域支え合い推進員」を全25カ所に配置

3 高齢者福祉施策の課題と方向性

(1) 医療と介護の連携の強化

高齢者が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、医療や介護サービスを多職種協働により一体的に提供できる体制を構築するために、関係機関の連携を強化するとともに、令和6年度に開設予定の「すこやかプラザあだち」を多職種連携の拠点として整備

4 高齢者福祉施策の展望

していきます。また、医療と介護の相互理解や介護事業者のスキルアップを図るための研修の開催や、在宅療養支援コーディネーターによる医療・介護関係者の相談対応等により、医療・介護関係者へのさまざまな支援を実施します。

(2) 介護保険サービスの基盤整備

地域包括ケアシステムを実現するために、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を推進し、在宅で医療と介護サービスの提供ができる環境を整えていきます。また、施設入所希望者の動向を勘案し、特別養護老人ホーム等の施設整備を計画的に進めます。

(3) 介護予防・日常生活支援の充実

区の介護予防事業と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、地域包括支援センターとの連携により、地域で主体的に介護予防に取り組む自主グループを増やしていきます。また、グループでの活動が苦手な方に対しても、自宅で介護予防に取り組める、オンラインを活用した介護予防事業を実施します。

(4) 栄養施策の推進

高齢期の低栄養予防等の栄養課題解決に向けて、通いの場（住区センター等）、都栄養士会支部栄養士、多職種等関係機関と連携し栄養施策を構築します。

(5) 認知症施策の推進

認知症本人や家族の意思が尊重され、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で支える人材育成や普及啓発など認知症ケア推進事業を進めます。また、令和4年度より認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の早期診断・対応の促進を図ることを目的として認知症検診を実施し、認知症施策の充実を目指します。

(6) 高齢者の権利を守る仕組みの充実

高齢者の権利を侵害する出来事（不利益や差別、消費者被害、高齢者虐待等）を予防し、また発生した場合には早期に事態を把握して、成年後見制度等公的な仕組みにつなげていきます。そのために、行政、民間事業者、区民等による見守りや権利擁護支援のネットワーク体制を強化するとともに、「あだち区民後見人」の養成を行うなどして成年後見制度の利用促進を図ります。

4 高齢者福祉施策の展望

足立区における65歳以上の高齢者人口は、現在約17万人となっており、区民の約4人に1人が高齢者という状況です。また、令和7年度には、団塊の世代の方が後期高齢者になるなど、後期高齢者人口が増えていく情勢です。こうした状況が将来見込まれる中、今後の高齢者支援は、介護保険など公的な福祉サービスに加え、元気な高齢者の力や様々な団体等との協創により、地域の中での支え合いのしくみづくりを進めていくことが肝要です。

ビジョンの中でめざしている「地域全体で見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたっては必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できるまち」の実現に向け、引き続き地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。

高齢者福祉施策の事業概要

1 相談窓口

(1) 高齢者福祉相談

(地域包括ケア推進課・高齢福祉課・足立福祉事務所各福祉課)

高齢者福祉に関する相談について、地域包括支援センターおよび高齢福祉課・足立福祉事務所各福祉課で行っています。地域包括支援センターでは訪問による相談対応も行っています。

(2) 地域包括支援センター

(地域包括ケア推進課地域包括支援センター担当)

高齢者やその家族等からの健康や介護に関するさまざまな相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関およびサービス実施機関との連絡調整等を行っています。相談費用等は無料です。(詳細は243頁参照)

なお、在宅介護支援センターは平成17年度で廃止となり、平成18年度から地域包括支援センターが開設され、令和5年8月現在、区内25カ所で開設しています。

ア 地域実態把握および啓発活動

地域の要援護高齢者等の実態把握、ならびに各種の公的保健福祉サービスの広報および利用についての啓発を行っています。

イ 相談

各種の相談に対し、電話・面接等により総合的に相談に応じています。

ウ 介護保険認定申請代行

本人や家族に代わって要介護認定の申請手続きを行っています。

エ 公的保健福祉サービスの適用の調整

本人や家族に代わって、要援護高齢者やその家族等の公的保健福祉サービスの利用手順の取り次ぎ、連絡調整を行っています。

※ 地域包括支援センターで申請できる介護保険外サービス

- (ア) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒
- (イ) ねたきり高齢者訪問理美容サービス
- (ウ) 紙おむつ等の支給
- (エ) 高齢者日常生活用具等の給付
- (オ) 高齢者住宅改修
- (カ) 緊急通報システムの設置
- (キ) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成
- (ク) 救急医療情報キットの支給
- (ケ) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣
- (コ) 高齢者見守りキーホルダーの支給
- (サ) 高齢者見守りサービス助成

オ 介護教室の開催

介護方法や介護予防についての知識や技術の習得を目的とした家族介護者教室・介護予防教室等を行っています。

カ 絆のあんしんネットワークの推進

担当地域内の高齢者の方々が抱える問題を早期に発見し、早期に対応していくために、専門相談協力員（民生委員）、絆のあんしん協力機関（商店、浴場、老人クラブ、新聞販売店等）、絆のあんしん協力員（地域のボランティア）との連携体制による支えあい活動を進めています。

キ 介護予防支援

介護保険の要介護認定が「要支援1・2」の方および65歳以上の方で基本チェックリストによって生活機能の低下が見られた方のケアプランを作成します。さらに、要介護状態のおそれがある高齢者に対し、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域において多様な主体による多様なサービス等が包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを一体的に実施します。

ク 権利擁護

成年後見制度や虐待、消費者被害等の相談に応じ、関係機関と連絡をとって対応します。福祉事務所、権利擁護センターからの連絡、または民生委員、近隣住民等からの通報にも応じています。

ケ 認知症相談事業

認知症に不安を持っている高齢者やその家族を対象に、足立区医師会と連携し、もの忘れ相談、認知症初期集中支援事業を行っています。

高一第1表 地域包括支援センター相談処理状況（その1） (件)

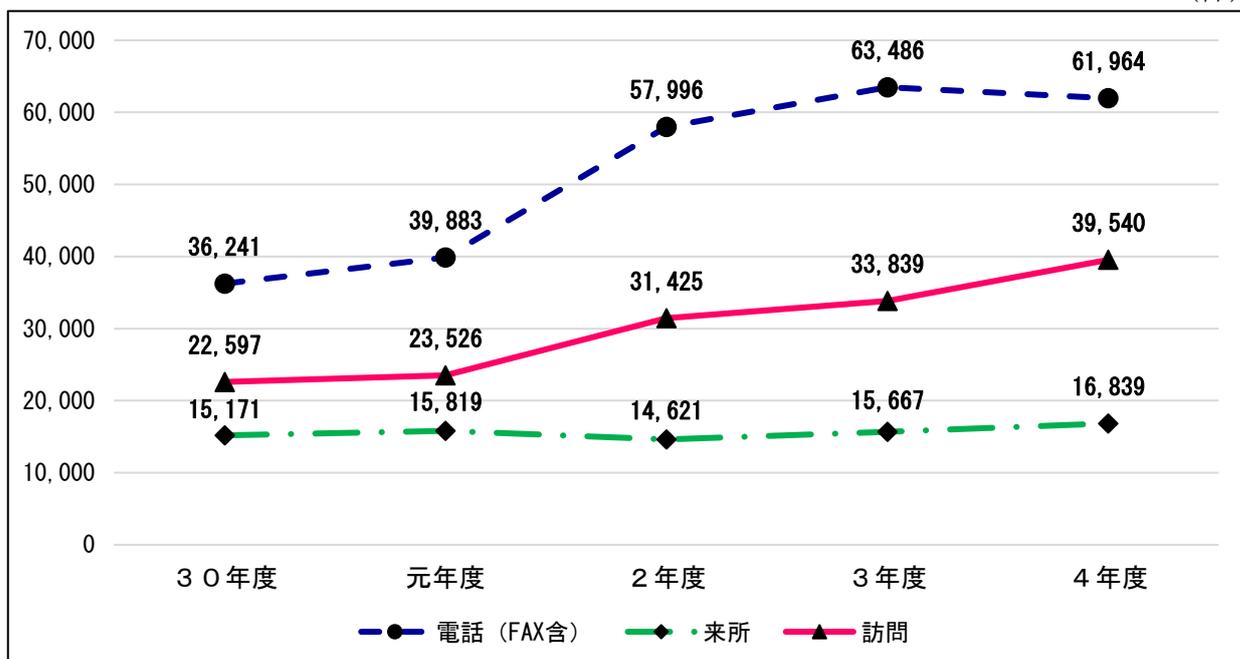
項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
相談件数	電話（FAX 含）	36,241	39,883	57,996	63,486	61,964	
	来所	15,171	15,819	14,621	15,667	16,839	
	訪問	22,597	23,526	31,425	33,839	39,540	
主な相談内容 （重複あり）	介護予防	4,169	4,655	7,163	7,976	11,594	
	介護保険	32,178	34,376	45,627	49,805	50,854	
	医療	7,637	10,280	15,707	17,778	15,736	
	他サービス紹介	5,114	5,149	5,049	6,624	6,815	
	ケアマネ支援	1,114	1,606	3,441	3,257	3,612	
	介護等	14,240	16,100	23,289	22,719	21,559	
	他サービス取次	2,980	3,181	2,792	3,351	3,478	
	支援困難	-	3,984	4,550	4,782	4,549	
	権利擁護	虐待	-	4,397	4,914	4,948	4,350
		成年後見	-	2,123	2,848	2,642	2,621
		消費者被害	120	183	137	163	141
		権利擁護 その他	-	1,207	1,652	2,329	2,325
	権利擁護(※)	3,318	-	-	-	-	
	虐待・支援困難(※)	6,581	-	-	-	-	
認知症	3,024	4,316	5,757	5,470	5,307		
介護保険	申請代行	7,109	6,330	6,538	7,136	7,790	
	訪問調査	762	413	123	38	89	
	予防給付 ケアプラン	23,174	25,426	27,399	28,507	29,659	
	介護予防ケア マネジメント	32,805	32,804	30,532	30,457	30,817	

※ 令和元年度から計上方法を細分化した。

1 相談窓口

高一第2表 相談件数の推移

(件)



高一第3表 地域包括支援センター相談処理状況 (その2) (件)

項目/年度		30年度	元年度
主なサービス取次内容	寝具乾燥	5	7
	理美容サービス	150	134
	日常生活用具	508	437
	住宅改修	71	53
	住宅設備改修	93	65
	緊急通報システム	161	182
	紙おむつ	443	462
	火災安全システム	1	5
	救急医療情報キット	345	358
	介護マーク	9	3

(ア) 令和2年度から主なサービス取次内容については、高齢福祉課と重複しているため、集計を廃止した。

(イ) やすらぎ支援員派遣回数については、高一第22表に移動した。

(3) 在宅療養支援窓口

(地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当)

医療機関や介護サービス事業者からの在宅療養に関する相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らしていくための支援を行っています。

高一第4表 在宅療養支援窓口相談件数

(件)

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談内容の種別 ※ 1件で複数種別に該当の場合あり	在宅療養	16	24	65	42	38
	制度・サービス	33	121	98	94	80
	退院支援	13	18	13	19	12
	認知症	1	7	1	5	4
	入院・転院	20	51	60	67	56
	施設入所	7	20	19	29	17
	受診	12	27	26	30	32
	ケアマネジメント	9	27	12	3	9
	治療・疾患	3	5	2	4	6
	看取り	2	2	2	3	3
	その他	8	8	12	30	19
相談件数		108	295	300	309	265

※ 平成30年7月開設

2 高齢者へのサービス

(1) 高齢者日常生活用具等の給付

(高齢福祉課在宅支援係)

在宅の虚弱高齢者に日常生活用具等を給付します。

ア 対象者

- (ア) シルバーカー : 65歳以上で下肢が不自由な方
- (イ) 電磁調理器ほか: 65歳以上で防火の配慮が必要なひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、本人が調理を行っている方

イ 利用者負担

本人の介護保険料の所得段階により、原則1割(所得により2割、3割または減免)の利用者負担があります。また、助成限度額を超えた金額は全額自己負担となります。

ウ 給付用具 ※ () 内は助成限度額

- (ア) シルバーカー (10,000円)
- (イ) 自動消火装置 (28,700円)
- (ウ) 電磁調理器 (20,000円)

高一第5表 高齢者日常生活用具給付件数 (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
シルバーカー	480	385	332	330	365
自動消火装置	3	3	1	0	1
電磁調理器	29	39	46	52	47

(2) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成

(高齢福祉課在宅支援係)

認知症により徘徊行動のある、区内に在宅の高齢者を介護する区内に在住の親族が、位置検索システム事業者と契約した際に、位置検索システムの加入料と検索料の一部を助成しています。加入料は5,250円を限度として実費を助成、加入料がない場合には、初回費用を加入料とみなします。いずれも、費用基準に応じた自己負担があります。検索料は月額1,500円を限度に助成しています。

高一第6表 徘徊高齢者位置検索システム費用助成 (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
加入料	0	1	4	3	2
検索料	0	0	0	0	0

(3) 高齢者住宅改修

(高齢福祉課在宅支援係)

要介護認定において「非該当（自立）」または「要支援」以上と認定された高齢者に対し、介護保険外サービスとして、住宅改修費の助成を行っています。工事着工前に申請し、区は工事完了後に事業者へ支払います。本人の介護保険料の所得段階により、原則1割（所得により2割、3割または減免）の利用者負担があります。

《給付対象外》

- ① 老人ホームまたはその他の福祉施設に入所中の方
- ② 病院等に長期入院中の方
- ③ 対象となる住宅の所有者または管理人から、設備の改修について承諾を得られない方
- ④ すでに高齢者住宅改修事業(または高齢者住宅改造費助成事業)で同一種目の改修を行った方
- ⑤ すでに重度身体障がい者（児）等住宅設備改善費給付事業で同一種目の改修を行った方

ア 予防給付

要介護認定で「非該当（自立）」と認定された65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められる方

(ア) 改修の種目

手すりの取り付け、段差の解消、床の滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への取り替え

(イ) 助成上限額 200,000円

イ 設備改修

要介護認定で「要介護」「要支援」と認定された65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められる方（階段昇降機は、要介護4または5で居室が1階にない等の条件にも該当する方）

(ア) 改修の種目（助成上限額）

- ① 浅い浴槽への取り替え 200,000円
※ ただし、給湯設備を除く。介護保険制度の住宅改修制度の利用が優先されます。
- ② 流し・洗面台（いずれか）の車椅子対応への取り替え 156,000円
- ③ 便器の洋式化 106,000円
※ ただし、介護保険制度の住宅改修制度の利用が優先されます。
- ④ 階段昇降機の設置 1,322,000円

高一第7表 高齢者住宅改修件数 (件)

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予防給付		47	41	60	46	47
設備改修	浴槽の取り替え	51	55	55	43	40
	流し・洗面台の取り替え	4	1	2	1	1
	便器の洋式化	45	36	30	33	21
	階段昇降機の設置	-	-	-	-	0
計		147	133	147	123	109

(4) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒

(高齢福祉課在宅支援係)

ねたきりの状態にある高齢者に対し、寝具乾燥消毒を実施しています。

ア 対象者

区内に居住する65歳以上の在宅のねたきり高齢者で、介護保険の要介護認定3・4・5の方

イ 事業内容

乾燥消毒を年12回実施（7月と12月は強めの消毒）

実施にあたっては、作業当日、業者が対象者宅に伺い寝具を回収し、所定の場所に集め乾燥消毒を行った後、対象者宅に届けます。

ウ 利用者負担

利用者は、1回につき100円の利用者負担金を業者に支払います。

高一第8表 ねたきり高齢者寝具乾燥消毒実施状況 (延べ人数)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者数	296	233	219	225	194

【年々利用者数が減の理由】

- ① 介護保険導入後、福祉用具（ベッド）レンタルの利用開始が増え、使用する布団に変化が生じている。
- ② 高齢者のみの世帯が増え、寝具の受け渡しを行える介護者の確保が難しい。

(5) ねたきり高齢者訪問理美容サービス

(高齢福祉課在宅支援係)

在宅のねたきり高齢者に出張理美容サービスを実施しています。

ア 対象者

区内に居住する65歳以上の在宅のねたきり高齢者で、介護保険の要介護認定3・4・5の方

イ 事業内容等

ねたきり高齢者宅へ出張して理美容サービスを行います(年度内に6回以内)。

※ 令和3年度まではサービスの回数は年度内3回以内。

ウ 利用者負担

利用者は、1回につき500円の利用者負担金を業者に支払います。

高一第9表 ねたきり高齢者訪問理美容サービス実施状況

(延べ人数)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
理容	1,241	1,209	1,364	1,496	2,562
美容	527	559	657	623	904
計	1,768	1,768	2,021	2,119	3,466

※ 令和4年度はサービスの回数を年度内6回以内へ増やしたことにより増加した。

(6) 高齢者福祉電話の設置(取り扱いはNTTのみ)

(高齢福祉課在宅支援係)

開始当時は、固定電話機設置費用が20万円弱と高額で、低所得世帯や生活保護世帯は自分で設置することが困難であったため、近隣との交流が少ないひとり暮らしの高齢者等に対し、福祉電話を貸与(区長名義の電話加入権を有する電話を高齢者宅に設置すること)および基本料金の助成をすることにより、高齢者の安否の確認、孤独感の解消を図ることを目的とし昭和54年に開始した事業です。

その後、電話加入権不要で安価に固定電話が設置可能となったことや、携帯電話が普及したことなどから、福祉電話の需要が激減したため、平成28年度末で新規の申請受付を終了しました。

高一第10表 高齢者福祉電話貸与および料金助成の状況

(件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
貸与	4	2	2	2	1
料金助成	9	8	3	2	0
計	13	10	5	4	1

※ 福祉電話開始時からの利用者が令和4年度末で1名となった。全ての助成対象がなくなったときに、高齢者福祉電話事業を終了する。

(7) 緊急通報システムの設置

(高齢福祉課在宅支援係)

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等で、慢性疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に緊急通報システムを設置し、緊急時における不安の解消と在宅生活上の安全確保を図っています。

このシステムは緊急時にペンダント式のスイッチを押すと警備会社等の民間受信センターへ自動通報され、緊急事態が確認できた場合には警備会社職員等が駆けつけると同時に、救急車の出動を手配し緊急時の対応を行います。平成18年度の新規設置分からは生活リズムセンサーを設置し、利用者自らが緊急通報を発報する以外にも一定時間反応がない場合も、緊急通報対応の対象としています。所得に応じた毎月の利用者負担金は900円（非課税世帯と生活保護世帯は毎月500円）。

※ 令和5年度から利用者負担金が無料になっています。

高一第11表 緊急通報システム設置状況 (台)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年度末設置台数	984	955	983	1,007	977

(8) 火災安全システムの設置

(高齢福祉課在宅支援係)

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なねたきりの高齢者や高齢者のみの世帯で、木造構造の建物に居住する方を対象に、家庭内での火災による緊急事態に備えるため住宅用防災機器を設置し、火災に対する不安の解消と在宅生活上の安全確保を図っています。

このシステムは火災発生に伴い火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することによって、即座に消防隊が出動すると同時に、東京消防庁の連絡により予め登録をしている近隣の居住管理協力者も駆けつけます。所得に応じて自己負担金が必要です。

高一第12表 火災安全システム設置状況 (台)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年度末設置台数	1	1	1	1	1

※ 火災安全システムの設置は、制度上近隣の居住管理協力者2名の登録が必要となっているが、協力者が得られないことなどが要因となり、新規の申請がない。現在設置中の1台がなくなる際には廃止を検討する。

(9) 紙おむつ等の支給

(高齢福祉課在宅支援係)

ねたきり等の高齢者および重度心身障がい者（児）に対し、紙おむつの支給または費用助成をすることにより、保健衛生の向上と介護負担の軽減を図る事業です。現物の支給は、区で指定したカタログの中から選択してもらっています。

ア 対象者

次のいずれかに該当し、常時失禁状態によりおむつを必要とする方。ただし、生活保護等受給中の方、介護保険施設を利用している方等を除きます。

(ア) 介護保険の要介護認定2・3・4・5の方で、住民税非課税世帯の方

(イ) 東京都重度心身障害者手当条例に基づく、重度心身障害者手当を受給している方

(ウ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方

※ 令和5年度より、本人の住民税が非課税かつ本人と同一世帯員のうち、最多所得者の合計所得金額が944万円以下の方も支給対象となりました。

イ 紙おむつの選択

区指定のカタログの中から選びます（支給限度点数60点）。

60点を超えた場合、0.1点を10円として業者に直接支払います。

ウ 費用助成（入院中で病院に紙おむつの持ち込みができない場合等）

月額6,000円以内

高一第13表 紙おむつ支給状況

(延べ件数)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
現物支給	高齢者	14,232 (9,301)	14,811 (9,451)	15,452 (9,755)	19,965	23,656
	障がい者	5,594	5,742	5,801	5,814	5,811
助成金	高齢者	1,361	1,615	1,565	1,601	1,693
	障がい者	12	9	30	23	12
計		21,199 (9,301)	22,177 (9,451)	22,848 (9,755)	27,403	31,172

※ () 内の数値は、介護保険特別会計で支給した要介護4・5の延べ件数。残りは、一般会計で支給した要介護3の延べ件数。なお、令和3年度からは要件を緩和し要介護2以上が対象となり、全て一般会計での支給となる。

(10) 高齢者入浴事業

(高齢福祉課在宅支援係)

区内に居住する高齢者に対し、高齢者相互および地域の人々との交流の場を提供することを目的として、区内の公衆浴場および北区の2浴場、荒川区の3浴場、葛飾区の2浴場が利用できる「ゆ〜ゆ〜湯」入浴証を交付しています。

ア 対象者

毎年4月1日現在、足立区内に居住し、住民基本台帳に記録されている満70歳以上の方。ただし、ねたきり等で公衆浴場が利用できない方は除きます。なお、令和4年7月から、年度途中で区内に転入した満70歳以上の方についても、入浴証を交付しています。

イ ゆ～ゆ～湯入浴事業

毎月第2・第3・第4水曜日を含む週の月～土曜日を「ゆ～ゆ～湯入浴デー」とし、この期間に1回ずつ（月間3回、年間36回）、入浴料金から350円を差し引いた金額で入浴できる「ゆ～ゆ～湯」入浴証を交付します。

「ゆ～ゆ～湯入浴デー」は、平成19年4月までは、毎月第2・第4水曜日のみで実施し年間24回。平成19年5月から平成22年4月までは、毎月2回第2・第4水曜日を含む週の月～金曜日の間で実施し年間24回。平成22年5月からは、毎月3回第2・第3・第4水曜日を含む週の月～金曜日の間で実施し年間36回としました。さらに、平成29年5月からは、利用可能日を月～土曜日に拡大しました。

高一第14表 高齢者入浴事業実施状況 (延べ人数)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
入浴者数	367,167	366,544	316,040	310,881	298,816

(11) 救急医療情報キットの支給事業

(高齢福祉課在宅支援係)

高齢者や身体障がいなどの手帳所持者で健康に不安を抱えている方の安全と安心の確保を目的に、平成22年7月から、救急医療情報キットの支給を開始しました。

ア 対象者

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方、身体障がいなどの手帳所持者で、健康に不安を抱えている方。

イ キットの活用方法

対象者および代理の方は、区所定の窓口申請し、その場でキットを受け取ります。キットは、緊急時に必要となる医療情報等を収納する円筒型の専用容器等で、キットの中には、健康保険証(写)・診察券(写)・薬剤情報提供書(写)・顔写真などを入れて、自宅の冷蔵庫に保管します。キット所持者は、キットを冷蔵庫に保管していることが、救急隊員にわかるように、玄関ドアの内側と冷蔵庫の扉の計2カ所に、専用のシールを貼ります。

キット所持者に万一の事態が起きた時に、119番通報を受けて駆けつけた救急隊員は、救急活動にキットの情報が必要であると判断した場合には、キット内の情報を活用し、かかりつけ医や親族等への連絡等に活用します。

高一第15表 救急医療情報キット支給実績 (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
支給者数	505	493	366	326	422

※ 平成22年7月から令和4年度末までに、延べ約17,000人へ配付済

(12) 高齢者見守りキーホルダーの支給事業

(高齢福祉課在宅支援係)

認知症等による徘徊の恐れのある高齢者やひとりでの外出に不安がある高齢者に、平成27年9月から、高齢者見守りキーホルダーおよびあんしんプリントの支給を開始しました。さらに、令和元年7月から、希望者へ見守りシールの配布を開始しました。

ア 対象者

65歳以上で、認知症等による徘徊の恐れがある方、または65歳以上で、ひとりでの外出に不安がある方。あんしんプリントは、見守りキーホルダーを申請した方で、特に認知症による徘徊の恐れのある方。

イ 事業内容

高齢者見守りキーホルダー登録システムとは、見守りの必要な方が警察に保護された場合や外出中に救急搬送された場合などに、見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防、医療機関からの照会に対し、迅速な身元確認や緊急連絡先の方へ連絡ができます。あんしんプリントは、見守りキーホルダーの番号を衣類に印刷することで、見守りキーホルダーを持っていなくても迅速な身元確認や緊急連絡先の方へ連絡ができます。

対象者および代理の方は、管轄の地域包括支援センターの窓口申請し、その場でキーホルダーを受け取ります。申請時、緊急連絡先として2名の方の住所、氏名、連絡先を登録します。

この登録システムは高齢者見守りセンター（民間の警備会社）に委託し、365日・24時間対応しています。

高一第16表 高齢者見守りキーホルダー支給実績 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
キーホルダー	1,250	1,458	933	1,049	1,337
あんしんプリント	27	23	46	14	13

(13) 配食サービス促進事業

(高齢福祉課在宅支援係)

高齢者等の在宅生活支援、バランスのとれた食事による栄養面からの食生活向上をめざし、健康の維持増進・介護予防を図るため、「あだち配食サービス協力店」が、各事業者の創意・工夫により高齢者等の自宅まで食事を配食する事業です。

このサービスは、朝・昼・夕の配食を高齢者だけでなく、誰でも利用することが可能であり、利用者は複数の事業者の中から好みの事業者を選ぶことができる点に特色があります。

また、「あだち配食サービス協力店」は「絆のあんしんネットワーク」の絆のあんしん協力機関として登録し、必要に応じて見守りも行っています。

ア 事業PRリーフレットの全戸配布

イ あだち配食サービス協力店連絡会の運営

高一第17表 あだち配食サービス利用実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用人数（人）	36,207	33,061	35,161	36,456	39,137
利用食数（食）	668,728	601,352	627,973	658,159	668,890

※ 令和4年度 配食サービス協力店 16店舗、1食あたり410円から890円

(14) シルバーパスの交付

(高齢福祉課在宅支援係)

高齢者の活発な社会参加を促進し援助するため、都営交通や都内の民営バスが利用できるパスを、東京都が一般社団法人東京バス協会を通じて交付しています。対象者は、東京都内に住所を有する満70歳以上のねたきり状態でない方であり、交付費用は住民税課税者については10月1日から翌年9月30日まで有効のシルバーパスが20,510円（4月以降の購入分は、交付費用は10,255円）、住民税非課税者は1,000円となっています。すでにシルバーパスを持っている方には、毎年8月下旬に一般社団法人東京バス協会から更新申込書が送付され、9月に区内各臨時更新交付窓口（区施設等）において対象者は更新手続きを行います。区はその更新手続き会場の確保について協力しています。

ア 令和5年度の一斉更新手続きは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため特例措置として、郵送方式に変更となっています。

イ 満70歳以上のねたきりでない方の確認は、常設の発行窓口で原則本人による確認書類（健康保険証等）の提示が必要です。

(15) 高齢者見守りサービス助成

(高齢福祉課在宅支援係)

見守りサービスとは、高齢者の自宅に生活活動感知器（利用者が利用する部屋の壁・天井・ドア等一箇所に設置し、一定期間利用者の活動が無いなど感知器が日常生活上の異常を感知し高齢者の生活状況を把握することができるもの）等の設置をするサービスです（訪問や電話による見守りサービスは対象外）。

見守りを必要とする、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、または日中・夜間独居の方（おおむね1日6時間以上・週5日以上）の方に対し、13,500円を限度として見守りサービスの初期設置費用の一部を助成する事業です。

事業者と契約する前に各地域包括支援センターおよび高齢福祉課在宅支援係に申請し、地域包括支援センターによる訪問調査後、助成を決定します。決定後、年度内に必要書類を添えて助成金交付の請求をします。

※ 令和5年度から月額1,000円を限度として利用料を助成しています。

高一第18表 高齢者見守りサービス助成実績 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度
助成件数	18	11	17	11

※ 見守りサービスとして、緊急通報システムがあるが、緊急通報システムの要件（鍵を警備業者へ預けることが必要）を不安に思う方などに対し、見守りサービスの選択肢を増やすため、当事業を開始した。

(16) 高齢者補聴器購入費用助成

(高齢福祉課在宅支援係)

満65歳以上で、区内に住所を有している方のうち、住民税非課税世帯の方、生活保護受給者、中国帰国者等支援給付受給者で、障害手帳（聴覚障害）には該当せず、聴力レベルが40db以上70db未満（両耳）の耳鼻咽喉科専門医による診断結果（意見書）を得られる方に、補聴器購入費用の一部25,000円（上限）を助成する事業です。申請窓口は、高齢福祉課在宅支援係、各地域包括支援センター、足立福祉事務所各課です。

※ 令和5年度から助成金額が50,000円（上限）になりました。また、本人の住民税が非課税かつ本人と同一世帯員のうち、最多所得者の合計所得金額が944万円以下の方も支給対象となりました。

高一第19表 高齢者補聴器購入費用助成実績 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度
助成件数	113	151	154

(17) 高齢者の民間賃貸住宅入居促進に向けた費用助成

(地域包括ケア推進課計画推進担当)

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の住まい確保を円滑に進めるため、区内の不動産協会及び住宅課と連携し、令和3年度から「あだちお部屋さがしサポート」を実施しています。

また、本事業を通じて区内の民間賃貸住宅に入居した65歳以上の単身高齢者に対しては、以下の3つの助成事業を実施しています。

ア 少額短期保険料等助成

原状回復費や残置物撤去費に対応。上限1万円（初回のみ）。所得制限等諸条件あり。

イ 家賃債務保証料助成

家賃滞納が発生した際に対応。上限5万円（初回のみ）。所得制限等諸条件あり。

ウ 見守りサービス

緊急時にペンダント式のスイッチを押すか、生活活動感知器が24時間反応しなかった場合に、自動で警備会社の民間受信センターに通報が行き、必要に応じて警備会社職員等による駆け付けや、救急車の手配などを行う。全額区負担。類似設備がある住居を除く等条件あり。

高一第20表 助成事業申請受付件数 (件)

項目／年度	3年度	4年度
少額短期保険料等助成	9	10
家賃債務保証料助成	3	8
見守りサービス	8	17

(18) 絆のあんしんネットワーク

(絆づくり担当課)

※ 平成26年度から地域のちから推進部絆づくり担当課に事業移管

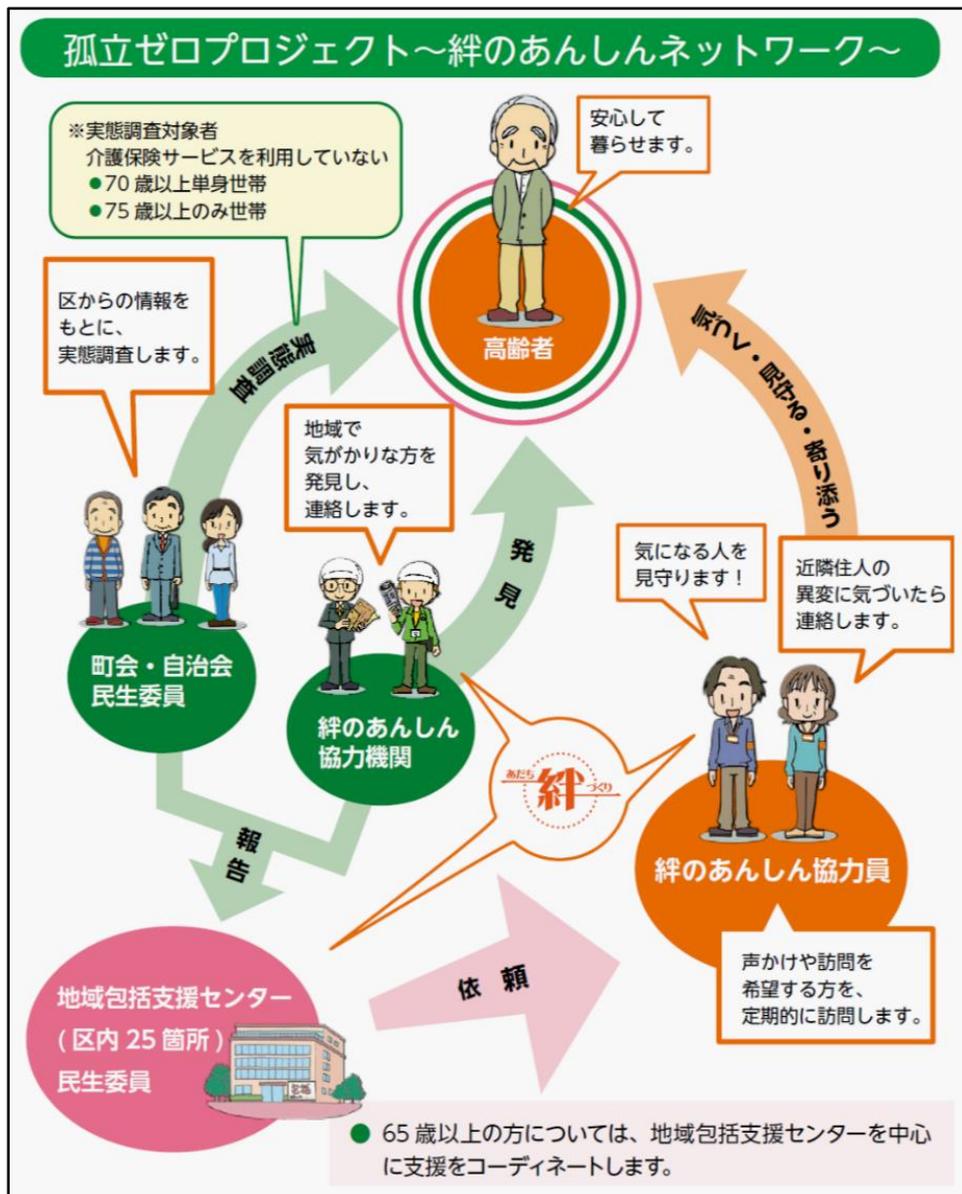
「絆のあんしんネットワーク」は、孤立ゼロプロジェクト(※)の一環として、地域住民や地域の民間企業等が連携して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、高齢者の介護に携わる家族が抱える問題を早期に発見し、適切な対応をすることで高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざすネットワーク。平成12年7月1日から実施しています。

※ 「孤立ゼロプロジェクト」は、いくつになっても地域の人との交流があり、笑顔があふれる“お互いさまのまち”を、みんなのちからで築いていく活動。

ア 絆のあんしんネットワークの構成と仕組み

地域包括支援センターが中心となり、「絆のあんしん協力員」「絆のあんしん協力機関」による見守りや声かけなどの活動を展開し、お互いに少しずつ“ちから”を出し合っって無理のない範囲で助け合って生きていく、緩やかなつながりを育みます。

高一第1図 孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～



(ア) 絆のあんしん協力員（見守り・声かけ）

「話し相手がほしい方」「困りごとの相談相手がない方」「地域で気になる方（孤立のおそれのある方）」に対し、声かけやちょっとした見守り活動を行う絆のあんしん協力員の登録制度（区内在住・在勤・在学）に登録したボランティア。

絆のあんしん協力員は、①日頃から地域の高齢者に気を配り、気になる高齢者の情報を地域包括支援センターに連絡するとともに、②地域包括支援センターの依頼により見守りや声かけなどの活動を行います。

(イ) 絆のあんしん協力機関（発見・連絡）

商店や浴場、薬局、郵便局、老人クラブ、町会・自治会など協力機関として登録している団体。地域で気になる高齢者の情報を地域包括支援センターに連絡します。

(ウ) 専門相談協力員（相談・調整・支援）

厚生労働大臣から委嘱された民生委員。それぞれの地域で生活や孤立などで困っている方からの相談を受け、地域包括支援センターと連絡を取り、どのような支援が必要かを一緒に考えます。

(エ) 地域包括支援センター（総合相談・調整・支援）

区から委託を受け、「高齢者の総合相談窓口」として高齢者の健康や介護に関するさまざまな相談に応じます。協力員、協力機関、専門相談協力員からの連絡を受け、連携し適切な対応をします。協力員をはじめとした関係者による絆のあんしんネットワーク連絡会を開催し、顔の見える関係づくりを進めます。

イ 絆のあんしんネットワーク活動状況

高一第21表 絆のあんしんネットワーク関係者数

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
専門相談協力員（人）		534	517	517	511	508
絆のあんしん協力員（人）		1,076	1,101	1,071	1,024	1,088
絆のあんしん協力機関（団体）	老人クラブ	117	117	108	106	97
	医療機関・薬局	173	206	237	269	300
	公衆浴場	10	10	9	8	8
	商店	163	171	182	207	247
	新聞販売店	38	36	33	31	30
	消防署	3	3	3	3	3
	配食サービス店	21	22	22	21	18
	郵便局	67	67	67	67	67
	東京電力	1	1	1	1	1
	東京ガス	2	2	2	2	2
その他関係団体等		141	140	154	160	177
計		736	775	818	875	950

※ その他関係団体等とは、町会・自治会・マンション管理組合、シルバー人材センター等のこと。

(19) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業

(地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症高齢者を介護する家庭にやすらぎ支援員（ボランティアの区民）を派遣しています。やすらぎ支援員は、介護者である家族に代わって家族が家を留守にする間や介護疲れで休息が必要なときに、見守りや話し相手を行います。なお、やすらぎ支援員の利用は無料です。

高一第22表 やすらぎ支援員派遣回数 (回)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
派遣回数	36	16	0	0	5

(20) 認知症サポーター養成講座

(地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

厚生労働省が平成17年度から始めた「認知症を知り地域をつくる10か年」キャンペーンの一環である「認知症サポーター養成講座」を、足立区においても平成19年度から開始しました。

国は、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

講座受講者には、認知症の人を支援する「目印」としてオレンジリングを渡しています。

高一第23表 認知症サポーター数実績 (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受講者数	2,380	3,041	1,045	898	1,699
累計	27,273	30,314	31,359	32,257	33,956

(21) もの忘れ相談事業

(地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症の不安を持つ高齢者やその家族または関係者等に対し、もの忘れ相談事業を実施することにより、認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

もの忘れ相談は、各地域包括支援センターにて年4回実施し、足立区医師会のもの忘れ相談医が、相談者からの相談に応じています。もの忘れ相談医は相談者に対し、状態に応じ医療受診の必要性や介護保険制度の利用等のアドバイスを行っています。なお、相談は無料です。

高一第24表 もの忘れ相談事業実施実績 (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談者数	231	225	201	181	241

(22) 認知症初期集中支援推進事業

(地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

高一第25表 認知症地域支援推進員が受けた相談件数 (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	7	7	3	3	3

(23) 認知症アウトリーチ事業

(地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、区に配置された認知症支援コーディネーターと認知症疾患医療センターとして東京都が指定している医療法人社団大和会大内病院の認知症アウトリーチチームが協働して実施しています。地域包括支援センターが支援困難な事例について、認知症支援コーディネーターに相談、認知症疾患医療センターの専門のスタッフが訪問、アセスメント等を実施し早期の診断につなげ、状態に応じた適切な医療・介護サービスに結び付けています。

高一第26表 認知症支援コーディネーターが受けた相談件数 (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	85	35	51	49	32

(24) あたまの健康度測定（認知症検診事業）【令和4年度新規事業】

(地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

検診により認知症の早期診断と早期からの支援につなぐことで、認知症の進行予防や原因疾患によっては治療で改善を図ることができます。また、認知症、介護及び社会資源に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の予防や早期発見の意識を高めることにつながります。

令和4年度は集団検診を実施しました。

高一第27表 認知症検診（集団）受診者 (人)

項目/年度	4年度
受診者	141

(25) 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当)

まちのコミュニケーションの場でもある銭湯を会場に、高齢者を対象として実施するミニデイサービスです。楽しみながら介護予防につながるレクリエーションなどを行い、高齢者が要介護状態になることを防止するために実施しています。

高一第28表 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う（公衆浴場型）利用実績

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数（回）	448	401	231	222	366
参加者数（人）	5,393	4,377	1,490	1,279	2,228

(26) はつらつ教室

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当/高齢者栄養施策推進担当)

要支援・要介護の認定を受けていない比較的元気な高齢者に対し、運動や口腔機能の向上や、栄養状態の改善、閉じこもり予防を目的とした通所型介護予防教室。地域学習センター等の区施設、スポーツクラブ等の民間事業所を利用して実施しています。

高一第29表 はつらつ教室参加者実績 (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加人数	8,417	807	543	566	623

ア 令和元年度から定義変更（延べ人数から実人数に変更）

イ 令和3年度の実人数集計に誤りがあったため修正

(27) はじめてのフレイル予防教室（旧はじめてのらくらく教室 令和2年度から事業名変更）

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当/高齢者栄養施策推進担当)

介護予防チェックリストにおいて、何らかの生活支援が必要と判断された高齢者に対して、地域包括支援センターによる実態調査により参加勧奨しています。全12回1クールの連続講座型で、介護予防運動指導員・看護師・管理栄養士等が、運動や口腔機能の向上、栄養状態の改善、認知症予防などを組み合わせた総合型メニューを実施しています。

高一第30表 はじめてのフレイル予防教室 参加者実績 (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加人数（実数）	445	456	566	632	702

(28) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施「食べてフレイル予防」事業

【令和4年度新規事業】

(地域包括ケア推進課高齢者栄養施策推進担当／高齢医療・年金課高齢医療係
国民健康保険課給付・保健事業係／データヘルス推進課データヘルス推進係)

高齢期のフレイル（主に低栄養）を予防するため、令和4年度より通いの場（住区センター等）を会場とし、栄養講座及び測定会を開始しました。年二回程度の栄養講座、月一回以上の住民主体の測定（体重、筋肉量、握力）を実施しています。

高一第31表 食べてフレイル栄養講座（栄養講座・測定）（人）

項目/年度	4年度
会場数	12
栄養講座参加人数	582
測定人数（実数）	350

(29) パークで筋トレ

(スポーツ振興課振興係)

要介護認定を受けない健康な高齢者を増やすとともに、地域の絆づくりの促進を目的として、身近な公園・広場等安全な場所にて、無理せず、誰でも気軽に参加できる、ストレッチ・ウォーキング等の運動を、年間を通じて実施しています（参加費無料）。

ア 会場

花畑公園をはじめ、区内全36カ所にて実施（令和5年9月現在）

イ 内容

筋トレ、ストレッチ、ウォーキング、コーディネーション運動、リズム運動等を組み合わせ、1回につき約1時間実施

ウ 対象

区内在住・在勤・在学で概ね65歳以上の方

高一第32表 パークで筋トレ 参加者実績

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
会場数（カ所）	28	30	32	34	36
参加実人数（人）	15,906	13,533	13,300	26,670	26,574

(30) ウォーキング教室

(スポーツ振興課振興係)

自ら身体活動を継続化する中で健康体力の維持・向上を目指せる、健康な高齢者を増やすことを目的として、安全で気軽に歩くことが楽しめるウォーキング教室を、年間を通じて実施しています(参加費無料)。

ア コース

区内を中心としたウォーキングコース

イ 内容

正しい歩き方のアドバイス、ウォーキング、ストレッチ体操等

ウ 教室

専門指導員による脚力にあわせた教室

エ 対象

区内在住・在勤・在学で概ね65歳以上の方

高一第33表 **ウォーキング教室 参加者実績**

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	38	48	32	30	39
参加実人数(人)	737	712	580	475	491

※ コロナ禍以降、ウォーキングに取り組む方が増え、中～長距離のコースに人気が集まり距離の短い初心者コースについて希望者が少なく定員割れとなった。

(31) 高齢者体力測定会

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当)

高齢者が自身の健康状態と日頃の介護予防への取り組みを実感できることを目的とした体力測定会です。測定内容は、握力や立ち上がり能力のテストや最大歩幅・歩行速度の計測など、下肢筋力やバランス能力、転倒リスクの判定等に特化しています。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。

高一第34表 **高齢者体力測定会 参加者実績** (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度
参加人数(実数)	255	425	485

(32) みんなで元気アップ教室

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当)

介護予防に関する知識を深め、教室終了後参加者が自主グループとして活動できるようになることを目指した教室です。コロナ禍の令和3年度においては、自主グループ化を中止し、自宅でも一人でも取り組める体操を中心とした内容に変更しました。感染防止対策のため、開催時間数を縮小(60分)することで、1会場2交代制が実施できたため、結果として参加者数の増加につながりました。令和4年度は、自主グループ化を目指した内容に戻し、理解度を高めるため、開催時間を拡大(60分→90分)したことで、2交代制が減ったため、参加者数は減少しましたが、グループワークの再開やグループウォーキングの実施により、地域で介護予防に取り組む自主グループを増やしています。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。全10回1クールの連続講座型で開催。

高一第35表 **みんなで元気アップ教室 参加者実績** (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度
参加人数(実数)	675	845	647

(33) 元気アップサポーター養成研修

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当)

介護予防に関する知識を深め、グループワークを通じて、フレイル予防の指南役を育成する教室を予定していましたが、コロナ禍により、活動継続が困難な既存の自主グループの代表者に対して、活動継続に向けたアドバイスを中心とした内容に変更しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。全8回1クールの連続講座型で開催。

高一第36表 **元気アップサポーター養成研修 参加者実績** (人)

項目/年度	3年度	4年度
参加人数(実数)	45	90

(34) 住区センターにおける自主的な介護予防講座

(地域包括ケア推進課介護予防・生活支援担当/高齢者栄養施策推進担当)

住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として、平成30年度から実施しています。内容はア～ウのいずれかのテーマで実施。

ア 身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動(令和4年度実施数 49回)

イ 口腔機能の向上に資する講座(令和4年度実施数 4回)

ウ 栄養に関する講座(令和4年度実施数 9回)

高一第37表 **住区センターにおける自主的な介護予防講座開催実績**

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加者実数(人)	3,168	2,471	589	594	1,360
実施センター(件)	38	37	16	20	62

(35) ころつえシニア相談所の運営

(地域包括ケア推進課事業調整係)

UR都市機構大谷田一丁目団地の空き店舗を活用し、高齢者のための相談窓口を平成23年1月19日に開設しました。団地に居住する高齢者からのさまざまな相談に応じるとともに、サロンやミニ講座を開催し、高齢者の交流の場を提供しています。また、「あんしん登録カード」の登録者に対し、平成23年4月から配置されたUR都市機構の「生活支援アドバイザー」との連携により、団地内の高齢者等の見守り体制の強化を図っています。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染防止の観点から、令和3年度に引き続きサロンは中止し、感染リスクの低いミニ講座など個人作業で行えるものを限定的に実施しました。

高一第38表 ころつえシニア相談所 相談実績 (延べ件数)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	2,853	2,751	2,786	2,891	2,861

高一第39表 あんしん登録カード 登録実績 (UR協働)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
対象高齢者数(人)	890	916	936	936	951
登録者数(実数)	173	162	163	163	154
割合(%)	19.4	17.7	17.4	17.4	16.2

3 元気高齢者の支援

(1) 老人クラブ指導助成

(高齢福祉課高齢調整係)

区内の老人クラブおよびこれらの老人クラブで組織する足立区友愛クラブ連合会に対して、その事業費等の一部を助成しています。

ア 助成対象

- (ア) 「足立区老人クラブ運営要綱」に準拠して運営される区内の老人クラブで、設立後3か月以上活動を続けているもの
- (イ) 足立区友愛クラブ連合会の開催する各種事業

イ 助成内容

- (ア) 単位クラブに対する助成

助成対象とする経費は、社会奉仕活動、友愛活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりをすすめる活動などを総合的に実施するための経費とし、交際費（慶弔費を含む）や酒類等の経費は対象外とします。助成金額および団体数は次のとおりです。なお、各単位クラブの会員数の現況を踏まえ、令和2年度から助成対象とする会員数を30人以上から25人以上に見直しました。

高一第40表 令和4年度単位クラブに対する助成実績

会員数	月額（円）	年額（円）	助成団体数
25～49人	11,100	133,200	31
50～99人	12,600	151,200	79
100～149人	13,800	165,600	13
150～199人	15,000	180,000	4
200人以上	16,200	194,400	1

- (イ) 足立区友愛クラブ連合会に対する助成

足立区友愛クラブ連合会より助成金の申請があったときは、助成事業の目的、内容の適合性および金額の算定基礎等を調査し、補助金を交付するか否か決定します。

高一第41表 老人クラブ助成事業実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
助成クラブ数	152	146	146	138	128
会員数	12,224	11,382	11,101	10,156	9,094
単位クラブ助成総額(円)	21,595,200	20,449,200	20,367,600	18,853,628	19,875,740
連合会助成額(円)	4,590,000	4,500,000	3,460,000	3,897,000	4,987,000
加入率(%)	5.95	5.51	5.36	4.90	4.37

※ 加入率＝会員数÷区内60歳以上の人口。

(2) 敬老祝い事業

(高齢福祉課高齢調整係)

白寿（99歳）・米寿（88歳）・喜寿（77歳）を迎える方に、敬老の日を中心に記念品等を贈呈し長寿を祝います。

ア 白寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに白寿を迎える方に、長寿証と記念品（2万円の区内共通商品券）を贈呈します。

イ 米寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに米寿を迎える方に、記念品（1万円の区内共通商品券）を贈呈します。

※ 米寿の祝いは、平成13年度まで足立区社会福祉協議会で実施。

ウ 喜寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに喜寿を迎える方に、記念品（5千円の区内共通商品券）を贈呈します。

※ 令和3年度より追加しました。

高一第42表 お祝い交付者数

(人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
白寿 (99歳)	170	168	171	198	203
米寿 (88歳)	2,758	3,008	3,370	3,451	3,759
喜寿 (77歳)	-	-	-	6,609	5,260

(3) 元気応援ポイント事業

(介護保険課介護保険係)

高齢者が指定されたボランティア活動に参加することで地域に貢献することを奨励し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図っています。

ア 対象者

足立区介護保険第1号被保険者（区内在住で登録日現在65歳以上の方）で、介護サービスを受けていない方

イ 事業内容

ボランティア登録をした高齢者が、元気応援ポイント事業受入機関で指定されたボランティア活動を行います。1時間の活動で100ポイント（100円換算）、1日200ポイント（令和5年度より300ポイントに拡充）を上限とし、年度内で10,000ポイントまでためることができ、活動実績に応じて事業活動交付金を交付し、実質的に介護保険料の負担を軽減します。

令和4年度から、ごみ出し支援等のご近所での身近なボランティアも対象としました。

令和5年度は、ボランティア活動の再始動に向けて、スタートアップ&リ・スタートキャンペーン及び100スタンプ達成ボーナスポイントプレゼントキャンペーン（それぞれプラス1,000ポイント）を新たに実施します。

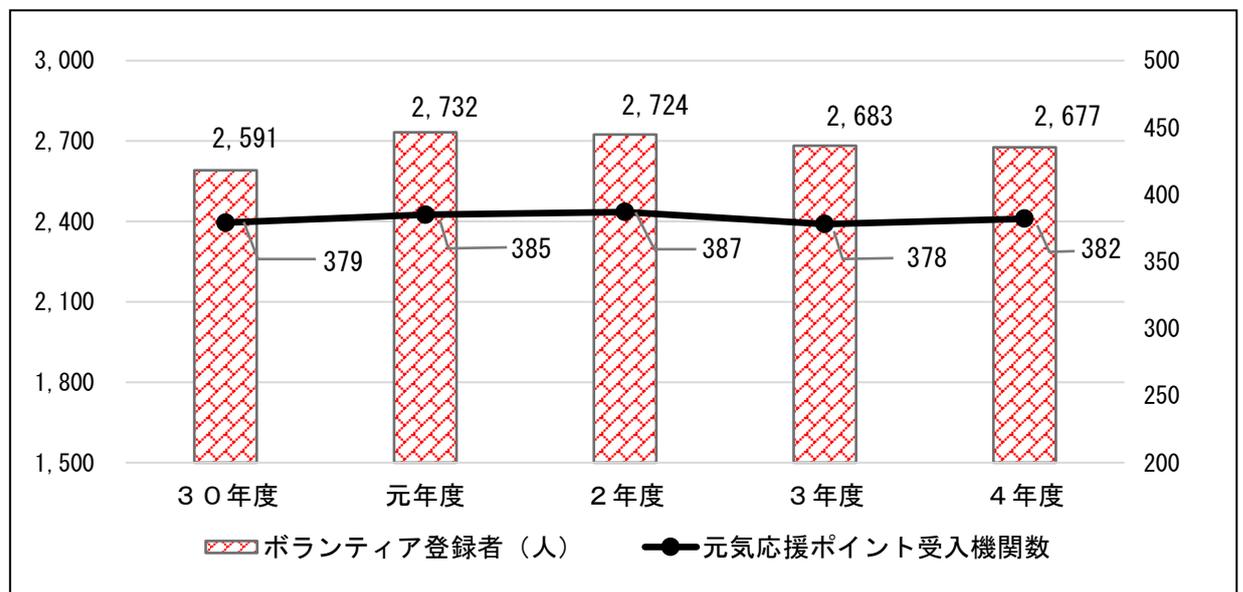
ウ 褒賞

30時間以上のボランティア活動を5年間するごとに、区長から褒賞を贈呈。継続した社会参加活動を推進します。

高一第43表 登録者数および受入状況

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ボランティア登録者（人）	2,591	2,732	2,724	2,683	2,677
元気応援ポイント事業受入機関数	379	385	387	378	382
活動交付金支給額（千円）	4,197	4,622	4,113	1,988	2,222

高一第44表 元気応援ポイント事業



4 高齢者の住まいの確保

(1) 高齢者の入所施設

(高齢福祉課高齢援護係)

高齢者の入所施設には、老人福祉法により高齢福祉課が入所措置を決定する養護老人ホーム、介護保険法の介護老人福祉施設としての特別養護老人ホーム、利用者が直接施設に申し込み入所する軽費老人ホーム（ケアハウス含む）および有料老人ホームがあります。）

高一第45表 高齢者の主な入所施設（要介護）

定員数は令和5年4月1日現在

施設種類	入所形態	施設の特徴	要介護度	定員数 (名)
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	契約	つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設	要介護3～5	3,082
介護付き有料老人ホーム	契約	施設職員による介護等のサービスがついた施設	自立～要介護5	2,658
住宅型有料老人ホーム	契約	掃除など生活支援と食事を提供。介護が必要になった場合、外部の介護サービスを利用	自立～軽度の要介護	467

高一第46表 高齢者の主な入所施設（自立）

施設種類	入所形態	施設の特徴	要介護度	その他
養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4に規定された措置施設)	措置	原則65歳以上で、環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難な方が入所する施設	自立～見守りや声掛け支援で生活可能な状態	要介護状態になった場合は、介護保険施設等への移行
軽費老人ホーム (ケアハウス)	契約	60歳以上の方で生活に少し不安をお持ちの方が、安心して自立した生活を送るための施設	自立～要支援2まで ※ 都市型は要介護1まで	介護度が重くなると退所

ア 養護老人ホームへの入所措置

高齢福祉課が入所措置を決定するにあたっては、「東京都足立区老人ホーム入所判定委員会」を設置し、事務の適正化を図っています。この委員会は、医師、老人ホーム施設長、保健師、基幹地域包括支援センター長、高齢福祉課長および高齢福祉課社会福祉主事で構成され、年3回開催しています。なお、養護老人ホームの入所措置については、利用者本人および扶養義務者の所得に応じて負担金があります。

高一第47表 養護老人ホームへの入所要件

項目／要件	要件
入所対象	65歳以上(老人福祉法第11条)で、次のいずれかに該当するとき 1 家族または家族以外の同居者との同居が高齢者の心身を著しく害すると認められるとき 2 住居がない、または、居住環境が悪いとき
経済的条件	次の1～3のいずれかに該当するとき 1 生活保護受給世帯 2 本人およびその方の生計を維持している方が区市町村民税所得割を課税されていないこと(非課税世帯または均等割りのみ課税世帯) 3 災害などで世帯の収入が1～2と同様な状態にあるとき

高一第48表 養護老人ホーム入所措置 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
入所者	120	122	114	107	97

イ 介護保険法施行による改正後の老人福祉法

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について「やむを得ない事由」により措置する仕組みを存続させています。(老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号)これは、「やむを得ない事由」により事業者との「契約」による介護サービスが利用できない場合やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい場合に、職権をもって要介護認定の「申請」の代行を行い、介護サービスの提供に結びつけるものです。

(ア) 措置にあたっての「やむを得ない事由」

- ① 本人が家族等から虐待を受けている場合
- ② 認知症等の理由で意思判断能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合
以上の要件を満たす場合は、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを経て、職権をもってサービスの提供に結びつけます。

(イ) 「やむを得ない事由」の消滅

以下の場合、措置は解除され契約によるサービス(通常の介護保険サービス)に移行します。

- ① 特別養護老人ホーム入所等により、家族等の虐待の状況から離脱して介護保険サービス利用契約や、その前提としての要介護認定申請ができるようになったとき。
- ② 成年後見制度に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険サービス利用契約や、要介護認定の申請ができるようになったとき。

高一第49表 老人福祉法による措置(特別養護老人ホームへの新規入所者数) (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
措置者	12	7	3	4	6

高－第50表 老人福祉法による措置（ショートステイ者数） (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
措置者	75	69	69	67	82

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス六月）の管理運営**(高齢福祉課施設係)**

自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安があるが、入所により自立した生活ができ、かつ利用料の支払い能力のある60歳以上の人が入所することができます。

ア サービス内容

食事（食堂）の提供、入浴（共同浴室）の準備、生活相談など。

イ 費用負担

入所者の収入に応じて使用料が決定されます。光熱水費等は別途実費負担。

ウ 利用手続き・申込み

年度登録制。毎年2月に募集を行い、抽選で登録番号を決定し、空きが出た場合に1番の方から入居審査を実施します。その後の追加登録は、申込順で1月末まで受け付けます。

高－第51表 軽費老人ホーム（指定管理）設置状況

施設名	種別	定員	委託法人	所在地
足立区ケアハウス六月	軽費	80	聖風会	六月1-6-1

参考：軽費老人ホーム（民営）設置状況

施設名	種別	定員	運営法人	所在地
ケアハウス足立万葉苑	都市型軽費	10	射水万葉会	六月2-11-20
ケアハウスはごろも	軽費	100	互惠会	西新井5-34-1
ケアハウスレスペート千住	都市型軽費	10	清洞会	千住桜木2-11-8
茂ホーム	都市型軽費	12	長寿村	谷中1-17-7

(3) 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業

(高齢福祉課高齢援護係)

支援の必要なおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法に基づく要支援または要介護認定を受けていない者が、緊急一時的に身体的保護または支援が必要となったとき、あらかじめ協定を結んだ特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣の指導および体調調整等を行い、高齢者の介護予防および在宅生活維持等の支援を図っています。

ア 利用要件

介護保険法に基づく要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、次の要件のいずれかに該当する方

- (ア) 基本生活習慣の欠如、対人関係不成立等の社会適応困難な高齢者
- (イ) 介護予防のため、日常の生活習慣および体調調整を図る必要のある方
- (ウ) 虐待等により保護を必要とする方
- (エ) 家族の疾病、事故、災害、その他の理由により一時的に生活の支援が受けられない方
- (オ) ひとり暮らし等で疾病その他の理由により一時的に生活の支援が必要な方
- (カ) 区長が特に必要と認めた方

イ 利用期間および回数

原則として1回の利用につき、1か月以内。

ウ 利用料金

食費、居住費の本人負担はなし。日用品等については本人負担。

高－第52表 **緊急ショートステイ事業**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者（延べ人数）	40	37	39	37	30

エ 付添い人派遣事業

緊急ショートステイ事業およびやむを得ない事由による措置で保護する高齢者が、医療受診または介護保険施設等へ入所するに当たり、移送に同行する付添者を派遣し、高齢者の安全確保に資することを目的としています。

高－第53表 **緊急ショートステイ事業およびやむを得ない事由による措置の付き添い人派遣**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者（延べ人数）	69	69	34	18	4

令和4年度は包括職員等による付添が増え、ヘルパーの活用件数が減少した。

5 福祉サービス利用支援

(1) 成年後見制度支援事業

(高齢福祉課権利擁護推進係)

判断能力が不十分な認知症高齢者等の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守り、適切な福祉サービスを受けながら、地域で安心して暮らし続けられることを目的に、成年後見制度（以下、「制度」という。）支援事業を平成15年度から実施しています。主な事業内容は、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業との効果的な連携による認知症高齢者等の支援、制度の普及・啓発、制度利用者の支援、あだち区民後見人の養成・活用等です。なお、足立区では、制度の利用が必要と認められる方のうち、本人または親族による審判申立てが見込めない単身認知症高齢者等について、「区長申立て等審査会」の決定に基づき、区長による審判申立てを行っています。

高一第54表 成年後見審判区長申立て件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談（検討）	72	68	76	58	91
申立て（※）	72	67	65	52	74

※ 年度内に申立てた件数

<あだち区民後見人になるまでの流れ>

- 1 公募に応募して区の基礎講習を受講し、第一次選考（作文と書類審査）と第二次選考（面接）に合格した方が、約1年間の養成研修を受講します。
- 2 約1年間の養成研修を修了し、第三次選考（最終面接）に合格した方をあだち区民後見人候補者として区に登録します。
- 3 あだち区民後見人候補者は、家庭裁判所の審判で選任されて、あだち区民後見人となります。

高一第55表 あだち区民後見人登録者等実績 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
あだち区民後見人候補者延登録者数 （ ）内は新規登録者数	37 (11)	37 (0)	44 (7)	47 (3)	47 (0)
あだち区民後見人の新規受任件（※）	3	0	4	3	1

※ あだち区民後見人候補者として登録されている者のうち、後見人（保佐、補助含む）として、新規に受任した数。

(2) 高齢者虐待等への対応

(高齢福祉課高齢援護係)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、地域包括支援センターと連携して、虐待対応を実施しています。平成29年度より、虐待ケースとして通報された全件を高齢福祉課に報告して、その進行管理を行う方法を開始しました。

また、同年度より、単身高齢者世帯の増加に伴い今後も発生が懸念されている在宅生活が困難となった高齢者世帯（経済困窮、認知症、医療中断等）および、セルフネグレクトケースについても、虐待に準じた確実な対応を行うこととして、介護保険制度および地域包括ケア施策のセーフティーネット機能を強化しています。

高一第56表 高齢者虐待ケースへの対応件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
虐待ケースの通報	316	340	335	298	310
虐待ケースとしての対応	236	229	231	216	265

高一第57表 虐待以外の困難ケースへの対応件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
虐待以外（在宅困難・セルフネグレクト(ほか)の困難ケースとしての対応	119	103	121	195	142

(3) 福祉サービス第三者評価

(介護保険課介護事業者支援係)

各種福祉サービスについて、区を含めたサービス提供者が第三者評価を受審することにより、利用者の事業者選択のための情報提供やサービス提供者の質の向上を図ります。より多くの事業所が受審できるよう支援しています。各事業所の評価については、「福ナビ（東京都福祉サービス第三者評価）」を参照。

令和4年度事業内容（高齢者福祉サービス）

ア 区施設の第三者評価を実施

実施施設 1カ所（ケアハウス六月）

イ 第三者評価受審民間事業所に補助金を交付 109事業所

- (ア) 高齢サービス系事業所等 27事業所
- (イ) 地域密着型サービス事業所 82事業所

(4) 福祉サービス苦情等解決委員会の運営

(高齢福祉課権利擁護推進係)

福祉サービスに対する区民の苦情等を公正かつ中立的な立場で迅速に処理し、サービスと顧客満足度の一層の向上を図っています。平成15年4月より対象を拡大し、高齢者福祉サービスに加えて障がい者、児童福祉サービスに関する苦情等についても対応しています。

ア 足立区福祉サービス苦情等解決委員会の開催

(ア) 委員6人(学識者、弁護士、東京社会福祉士会副会長、人権擁護委員、民生・児童委員、消費者センター相談員)

(イ) 4回開催

イ 高齢者福祉サービス苦情等受付件数

(ア) 苦情受付件数 23件

(イ) その他の相談 334件

高-第58表 高齢者福祉サービス苦情受付内訳(再掲あり) (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
訪問介護	0	0	0	0	1
介護サービス計画	1	3	3	3	1
デイケア・デイサービス	0	0	2	1	1
ショートステイ	1	2	0	0	0
特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	1	2	0	0	2
老人保健施設	0	0	0	1	0
その他	2	0	0	2	1
計	5	7	5	7	6

(5) 特別養護老人ホーム入所検討委員会

(高齢福祉課施設係)

東京都福祉保健局がまとめた特別養護老人ホーム入所指針に基づき、特養ホーム施設長・地域包括支援センター代表者等からなる入所検討委員会を設けています。委員会により策定した区内統一の入所申込書および優先入所評価基準を使用し、入所決定の透明性・公平性を確保するとともに申し込みの簡便化を図っています。2～3か月に一度、委員会を開催し入所選考者名簿を決定しており、各施設では当名簿により入所者の選考にあたっています。

※ 令和4年4月から優先入所評価基準が変更されました。

ア 優先入所基準

- (ア) 要介護度
- (イ) 介護者の状況
- (ウ) 住まいの状況
- (エ) 認知症の状況等

イ 入所希望者数（令和5年4月1日現在）

2,101人

高一第59表 特別養護老人ホーム入所希望者数内訳 (人)

優先度区分	点数	人数
A（優先度が高い）	27点以上	954
B（優先度が中程度）	21点から26点	987
C（優先度が低い）	20点以下	160

6 介護従事者の育成・確保

(1) 介護のしごと相談・面接会

(高齢福祉課高齢調整係)

福祉施設や事業所等において、介護人材の確保が厳しい状況をふまえ、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけ、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図るために実施しています。

高一第60表 介護のしごと相談・面接会参加実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
出展事業者(件)	62	58	46	50	51
相談・面接者(人)	153	152	116	105	87

※ 平成29年度から年2回実施

(2) 介護人材雇用創出事業

(高齢福祉課高齢調整係)

東京都地域人材確保総合支援事業補助金を活用して、福祉・介護サービス分野での求職者に、常用雇用を前提として介護施設で就労する機会を提供し、資格のない者には資格取得を支援することにより、人材の育成と確保を目指し実施しています。

高一第61表 介護人材雇用創出事業実績

(人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職者	61	25	21	30	28
就職者	31	10	12	19	15

(3) 介護職員資格取得等支援事業

(高齢福祉課高齢調整係)

職員のキャリアアップに向けた環境を整備することにより、区内における介護従事者の人材確保・定着を推進するため、職員の資格の取得等を支援している事業者に対して必要経費を助成しています。

※ 令和元年度からの新規事業です。

高一第62表 介護職員資格取得等支援事業実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度
助成人数(人)	34	94	132	105
助成事業者数(件)	25	41	61	47

※ 令和5年度以降のさらなる利用拡大のため、同一職員に対して初任者研修と実務者研修の両方の経費を助成できるよう要綱を改正したほか、足立区の介護事業所に向けて助成事業の告知メールを一斉送付し、一層の周知を図った。

(4) 介護従事者永年勤続褒賞事業

(介護保険課介護保険係)

区内の介護事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して「5年」「10年」「15年」の勤続区分で褒賞を行い、さらなる就労の定着を目指し実施しています。(平成21年度から事業開始)

高一第63表 褒賞受賞者数

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
推薦事業所数	204	202	275	244	252
受賞者(人)	576	608	749	695	751

7 介護基盤の整備

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

(介護保険課介護保険調整担当)

高齢者保健福祉計画は、平成12年4月に導入された介護保険制度を踏まえて平成12年および平成15年に改定し、平成19年度までの5か年の計画を策定しました。

その後介護保険法の改正により、介護保険事業計画は3年ごとの計画策定が義務づけられるとともに、老人保健福祉計画と一体として作成することになりました。これにより、平成18年度から3年ごとに計画を策定しています。

直近では、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を令和2年度に策定しました。

ア 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「足立区基本計画」を上位計画とし、「足立区地域保健福祉計画」における高齢者分野の計画に位置付けられ、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて、18本の柱ごとに成果指標、取り組む事業や各年度の目標値を定めています。

イ 計画策定のスケジュール (←→ は計画期間を表わす。)

(年度)

	H30	H31 R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
前期(7期)	←		→						
現行(8期)		調査・分析・策定	←		→				
次期(9期)					調査・分析・策定	←		→	

(2) 高齢者福祉施設整備費の助成

(介護保険課介護事業者支援係)

超高齢社会の進展に伴い、ねたきり高齢者や認知症高齢者等の要支援・要介護高齢者が急増しています。このような中で、要支援・要介護高齢者およびその家族の福祉の向上を図るために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備促進しています。法人が特別養護老人ホーム等を設置する場合、区の整備計画に合致したものに対して費用の一部を助成しています。

ア 特別養護老人ホーム

施設整備費について、都補助額の1/4を補助します。

高－第64表 整備計画に基づき開設した施設数

項目／年度	元年度		2年度		3年度		4年度	
	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	1	90	1	150
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0	0	1	18

高－第65表 今後の施設整備スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(花畑三丁目)	開設	(135床)						
(舎人三丁目)	→	開設	(150床)					
(平野一丁目)	→	開設	(135床)					
(花畑三丁目)	→	→	開設	(147床)				
(本木一丁目)	→	→	開設	(153床)				
新規整備①		公募	→	→	開設			
新規整備②				公募	→	→	開設	
施設数	29	31	33	33	34	34	35	35
整備床数(累計)	3,217	3,502	3,802	3,802	3,952	3,952	4,102	4,102
新規整備床数(累計)	375	660	960	960	1,110	1,110	1,260	1,260

(ア) 整備計画に基づき、新規整備①～②は150床程度で公募する。

(イ) 整備床数(累計)は、ショートステイから特養への転換も含める。

8 介護保険

介護保険は、区内に住所を有する40歳以上の人が入会者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを利用できる制度です。

(1) 被保険者

(介護保険課資格保険料係)

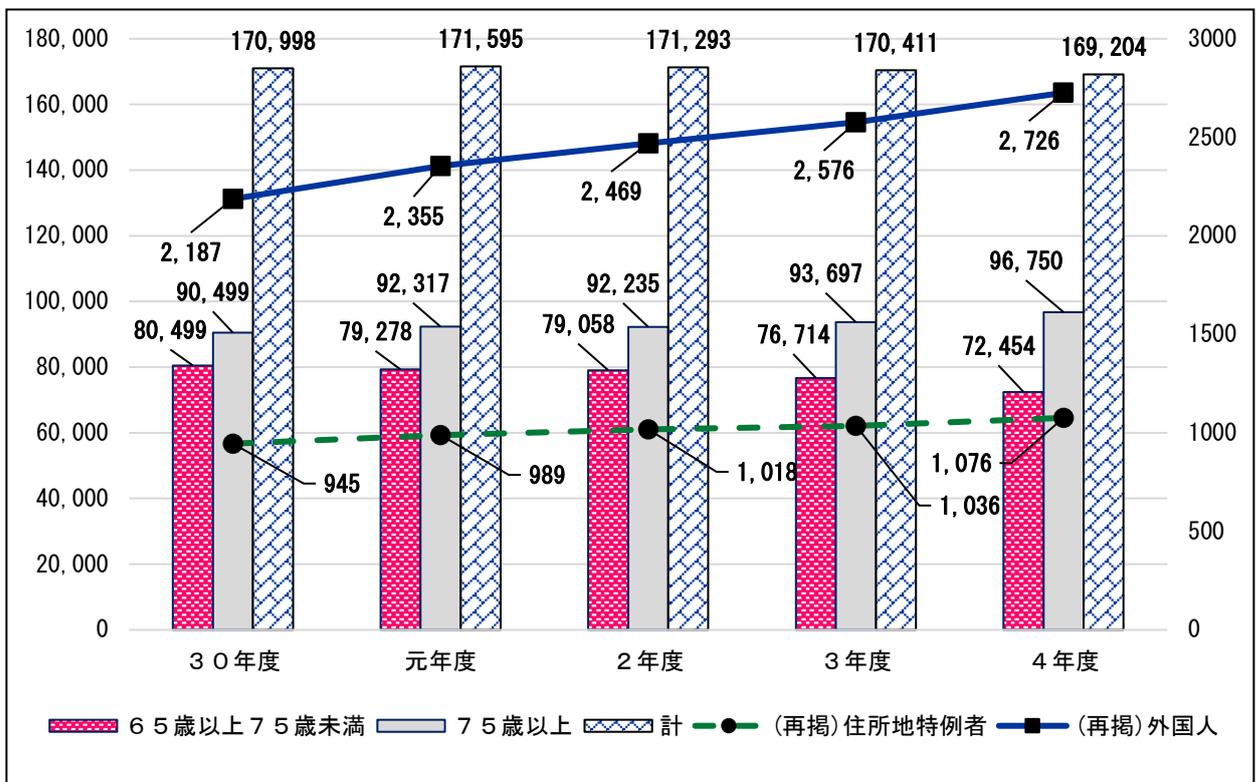
介護保険の被保険者は、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分かれ、介護サービスを利用できる条件や保険料の決め方・納付方法が異なります。第1号被保険者は65歳以上の人で、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

高一第66表 第1号被保険者数 (各年3月末現在) (人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
65歳以上75歳未満	80,499	79,278	79,058	76,714	72,454
75歳以上	90,499	92,317	92,235	93,697	96,750
(再掲)住所地特例者	945	989	1,018	1,036	1,076
(再掲)外国人	2,187	2,355	2,469	2,576	2,726
計	170,998	171,595	171,293	170,411	169,204

※ 「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

高一第67表 第1号被保険者の推移 (各年3月末現在) (人)



被保険者数は、令和元年度まで年々増加しましたが、新型コロナウイルス感染症流行等により、令和2年度以降は減少しました。また、平成29年度から、75歳以上が65歳以上75歳未満の人数を超え、年々その差が拡大しています。

(2) 保険料の賦課・収納状況

(介護保険課資格保険料係)

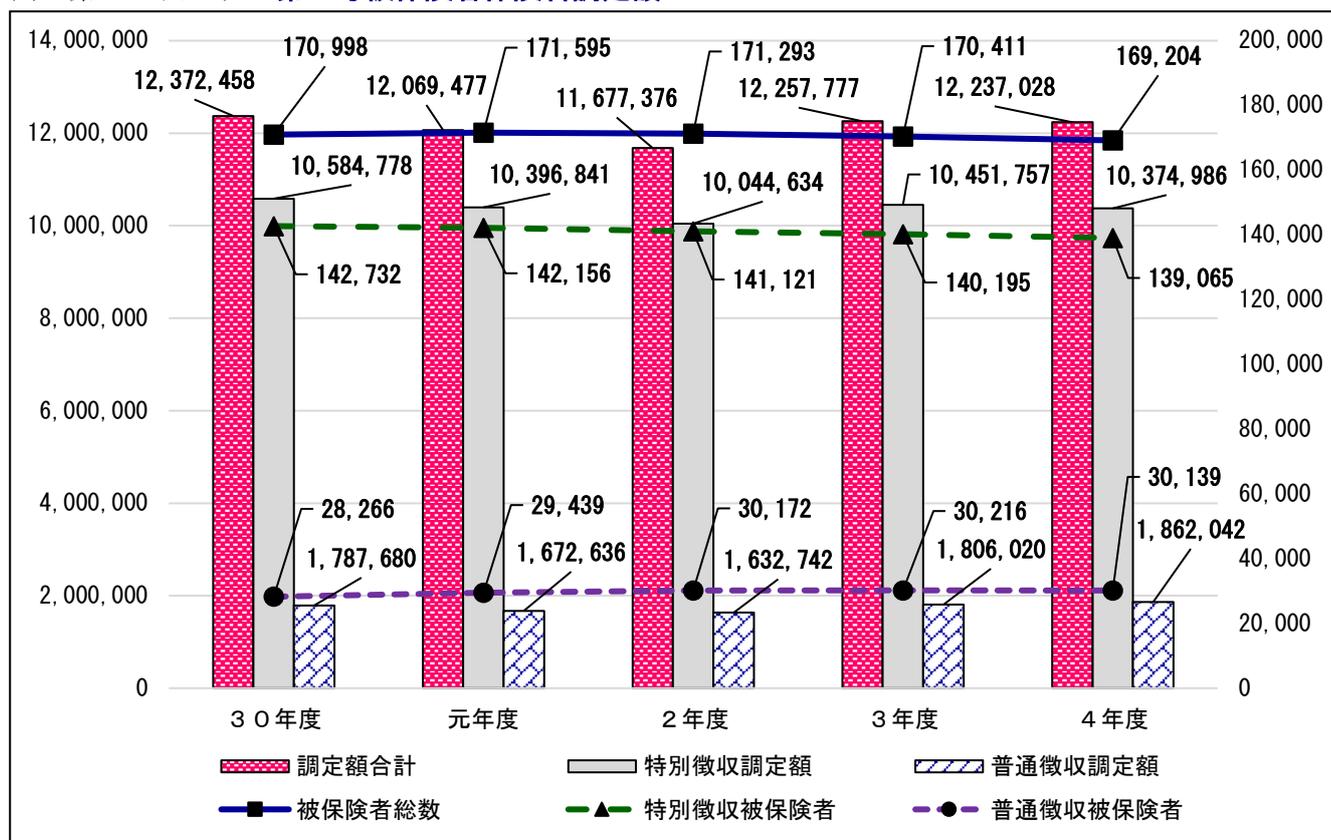
第1号被保険者の保険料は計画期間（3年度）ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて決められます。

徴収方法には、特別徴収（年金天引）と普通徴収（個別の徴収）があります。保険料の滞納を防ぐために、休日納付相談、口座振替納付の促進、財産の差押などを実施しています。

高一第68表 ア 第1号被保険者保険料調定額

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特別徴収	被保険者(人)	142,732	142,156	141,121	140,195	139,065
	調定額(千円)	10,584,778	10,396,841	10,044,634	10,451,757	10,374,986
普通徴収	被保険者(人)	28,266	29,439	30,172	30,216	30,139
	調定額(千円)	1,787,680	1,672,636	1,632,742	1,806,020	1,862,042
総数	被保険者(人)	170,998	171,595	171,293	170,411	169,204
	調定額(千円)	12,372,458	12,069,477	11,677,376	12,257,777	12,237,028

高一第69表 ア 第1号被保険者保険料調定額

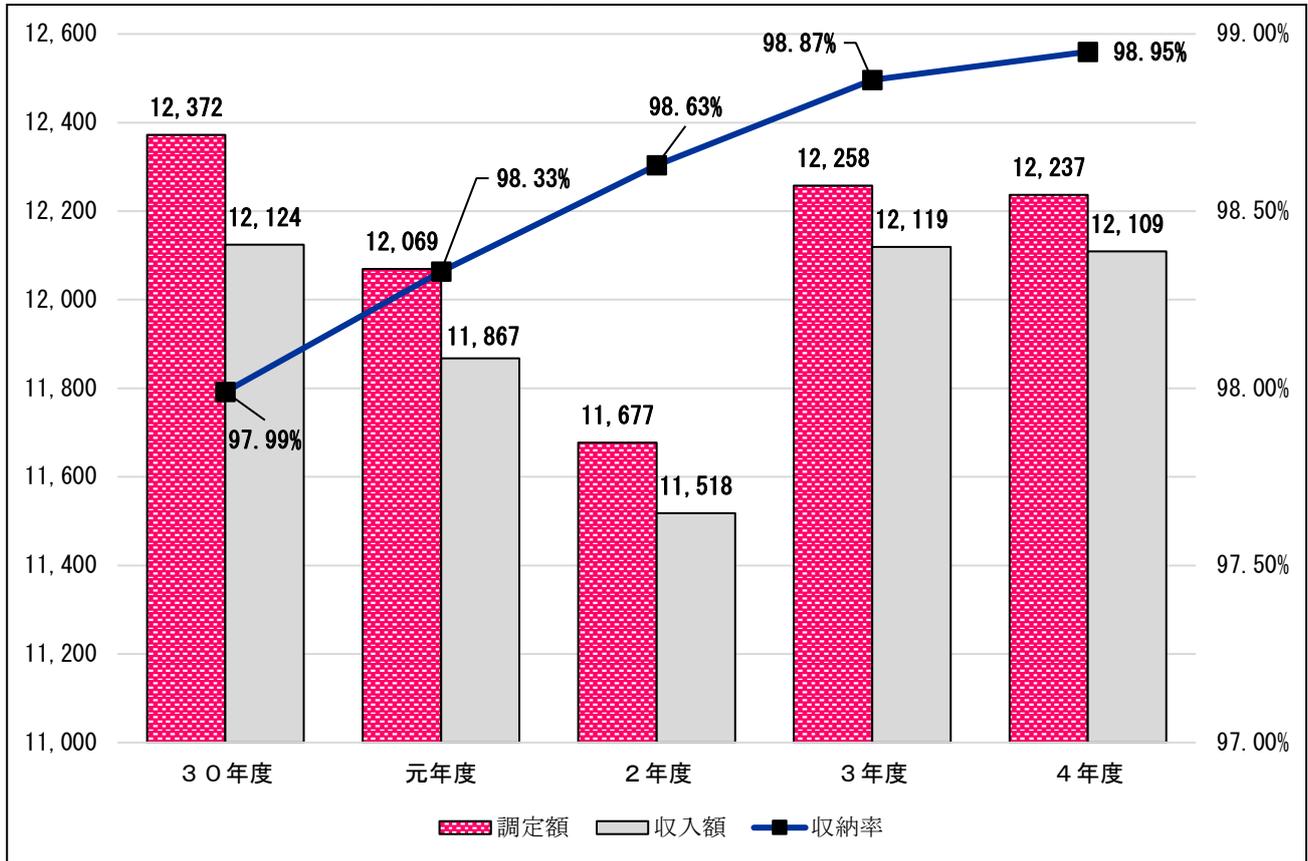


調定額合計は、令和元年10月の消費税率引き上げによる低所得者の介護保険料軽減強化により、元年度および2年度は減少しました。令和3年度以降は、第8期の介護保険事業計画における保険料改定により増加しました。

高一第70表 イ 第1号被保険者保険料収納額

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
現年分	調定額 (円)	12,372,458,170	12,069,476,750	11,677,375,810	12,257,777,030	12,237,028,480
	収納額 (円)	12,123,982,772	11,867,358,030	11,517,649,355	12,119,187,006	12,108,871,291
	収納率 (%)	97.99	98.33	98.63	98.87	98.95
滞納 繰越分	調定額 (円)	638,853,122	614,689,270	487,320,023	416,993,071	332,613,213
	収納額 (円)	88,256,786	126,135,994	99,589,459	81,203,646	70,349,576
	収納率 (%)	13.81	20.52	20.44	19.47	21.15

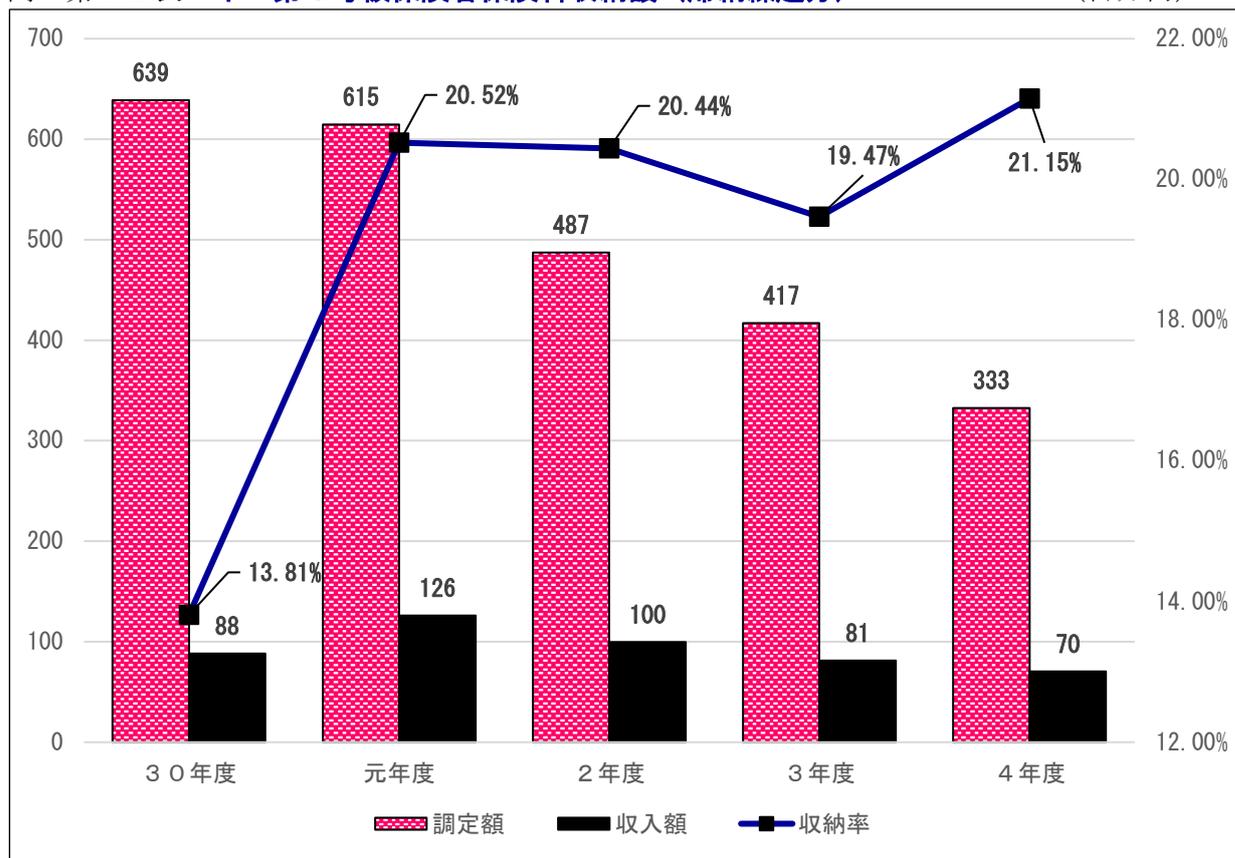
高一第71表 イ 第1号被保険者保険料収納額（現年分） (百万円)



現年度分収入額は、消費税率引き上げによる低所得者の介護保険料軽減強化等のため、令和元年度および2年度は減少しました。令和3年度以降は、第8期の介護保険事業計画における保険料改定もあり、増加しました。

収納率は、滞納を発生させないよう初期滞納者への徴収強化等により毎年上昇しています。

高一第72表 イ 第1号被保険者保険料収納額（滞納繰越分） (百万円)



滞納繰越分収入額は、差押等の強化により令和元年度に大きく増加しました。令和2年度以降の収入額は、現年度分収納率向上に伴う滞納繰越額の縮小や、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり減少傾向ですが、収納率は令和元年度以降20%前後で推移しています。

(3) 要支援・要介護認定

(介護保険課介護認定係)

ア 要支援・要介護認定申請

介護保険の給付を受けるためには、認定申請を行い、要支援・要介護認定を受けることが必要です。申請後は訪問調査を実施し、調査結果と主治医意見書に基づき認定審査が行われています。

高一第73表 要支援・要介護認定申請件数の推移 (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規申請	8,881	8,731	8,715	9,527	10,137
更新申請	21,043	15,451	13,572	18,242	23,538
その他	4,633	4,752	4,982	5,361	5,348
計	34,557	28,934	27,269	33,130	39,023

※ その他は、区分変更（要支援者の要介護新規申請を含む）、転入等の申請。

イ 介護認定審査会開催状況

認定審査は、医療・保健・福祉の学歴経験者5人程度で構成される合議体で審査・判定を行います。

任期2年で委嘱された審査会委員で34合議体を構成しています。

高一第74表 認定審査会（合議体）実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開催（回）	755	745	615	633	720
判定（件）	32,913	28,696	20,486	20,272	25,501
平均（件）	44	39	33	32	35

ウ 介護認定者

認定審査会で、必要な介護の度合いに応じて要介護度が決定されます。

要介護度は、平成18年度制度改正により「要支援1・2」と「要介護1から5」までの7段階の区分になりました。

高一第75表 要支援・要介護認定者数の推移

(人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
要支援1	4,593	5,098	4,691	4,660	4,711
要支援2	4,750	5,078	4,727	4,647	4,644
要介護1	5,031	5,175	5,641	5,913	5,963
要介護2	7,074	7,226	7,417	7,284	7,342
要介護3	4,995	5,234	5,372	5,507	5,623
要介護4	4,686	4,938	5,138	5,342	5,468
要介護5	4,070	4,164	3,951	3,823	3,936
計	35,199	36,913	36,937	37,176	37,687

軽度
↓
重度

(4) 保険給付状況

(介護保険課保険給付係)

高一第76表 ア 介護サービス受給者数の推移

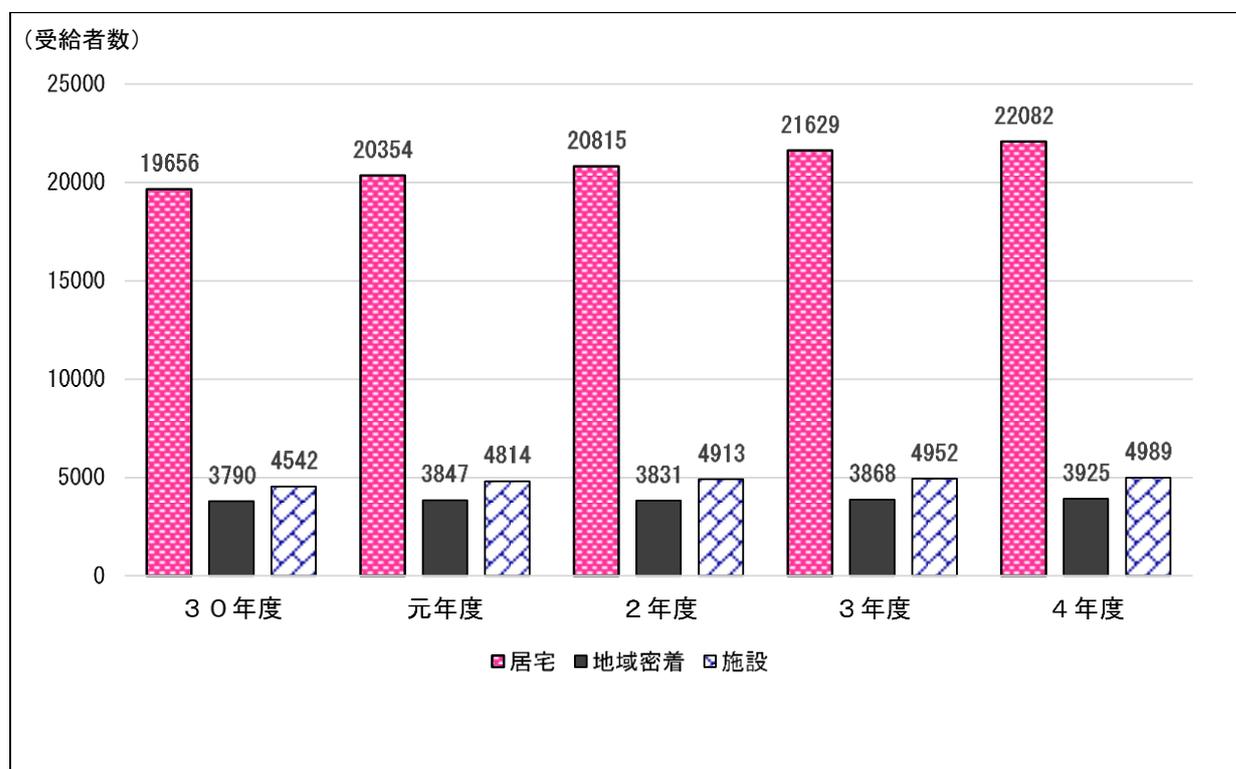
(人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
居宅	19,656	20,354	20,815	21,629	22,082
地域密着	3,790	3,847	3,831	3,868	3,925
施設	4,542	4,814	4,913	4,952	4,989
計	27,988	29,015	29,559	30,449	30,996

※ 居宅受給者数は、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

高一第77表 介護サービス受給者数の推移

(人)



居宅介護サービス受給者は、平成28年度から総合事業（要支援者等の訪問および通所サービス）が開始となったため一時減少しましたが、その後、毎年度受給者が増加しています。地域密着および施設サービスサービス受給者についても、安定的な需要があります。

高－第78表 イ 介護サービス別保険給付費

(千円)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
居宅	訪問介護	6,258,351	6,307,536	6,510,662	6,670,122	6,834,065
	訪問入浴	449,065	442,675	453,878	477,113	469,009
	訪問看護	1,429,936	1,615,098	1,831,772	2,109,554	2,308,779
	訪問リハビリ	251,420	228,914	223,416	255,814	270,265
	通所介護	5,406,099	5,719,336	5,511,498	5,780,887	5,929,338
	通所リハビリ	1,973,193	1,987,118	1,724,782	1,715,681	1,679,328
	福祉用具貸与	1,813,517	1,918,539	2,035,451	2,142,861	2,241,324
	短期入所生活介護	1,676,025	1,597,896	1,452,996	1,496,642	1,481,385
	短期入所療養介護(老健)	133,892	115,512	88,686	74,744	71,793
	短期入所療養介護(療養型)	27,903	33,121	27,260	12,226	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	-	6,828	4,607	497	272
	居宅療養管理指導	873,338	934,452	962,907	1,070,125	1,149,938
	認知症対応型共同生活介護	1,907,767	1,975,994	2,033,058	2,025,258	2,027,479
	特定施設入居者生活介護	3,262,491	3,541,129	3,720,710	3,861,858	3,850,073
	認知症対応型通所介護	862,227	820,520	789,594	742,394	739,546
	居宅介護支援	2,978,127	3,079,454	3,205,191	3,430,237	3,553,960
	夜間対応型訪問介護	22,764	16,123	23,906	16,091	15,130
	小規模多機能型居宅介護	586,974	603,940	673,124	721,689	696,535
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,983	113,899	139,672	142,071	143,435
	看護小規模多機能型居宅介護	260,941	269,899	278,284	396,076	429,695
	地域密着型通所介護	1,743,787	1,738,494	1,762,380	1,780,690	1,802,847
地域密着型介護老人福祉施設	338	-	-	-	-	
	計	32,026,138	33,066,477	33,453,834	34,922,630	35,694,196
施設	特別養護老人ホーム	9,435,251	10,209,258	10,669,823	10,902,295	11,288,113
	老人保健施設	5,436,827	5,729,964	5,997,759	5,976,160	5,857,739
	療養型医療施設	664,027	569,771	517,677	408,612	273,410
	介護医療院	21,203	149,992	188,476	264,874	426,837
		計	15,557,308	16,658,985	17,373,735	17,551,941
償還払	福祉用具購入	66,580	68,872	71,932	68,439	79,135
	住宅改修	173,730	181,585	164,155	175,262	163,593
		計	240,310	250,457	236,087	243,701
	高額介護サービス費(公費)	317,418	344,065	367,304	385,107	390,308
	高額介護サービス費(区支払分)	1,066,495	1,232,881	1,347,188	1,315,815	1,247,092
	高額医療合算介護サービス費	171,612	201,773	203,874	201,202	212,923
	特定入所者介護サービス費	1,626,438	1,744,235	1,801,951	1,635,799	1,512,036
	審査支払手数料	51,508	54,321	55,226	58,064	60,218
	中計	51,057,227	53,553,194	54,839,199	56,314,259	57,205,600
	地域支援事業	2,321,607	2,310,944	2,329,178	2,365,628	2,432,642
	総計	53,378,834	55,864,138	57,168,377	58,679,887	59,638,242

ウ 福祉用具購入費

在宅の要支援・要介護者が、入浴や排泄に使用する福祉用具等を購入した場合、購入費の9割から7割が償還払いにより支給されます。利用できる上限額は年間10万円、対象は福祉用具のうち貸与になじまないものです。

なお、平成15年4月より、区に登録している販売事業者に依頼した場合、通常の居宅サービス同様に、1割から3割の自己負担の支払いで利用できる「受領委任払い」（給付券方式）を導入しています。

高一第79表 福祉用具購入費

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	2,224	2,337	2,371	2,303	2,381
支給額（円）	66,580,292	68,876,508	71,934,477	68,440,355	79,134,569

エ 住宅改修費

在宅の要支援・要介護者が、実際に居住する住宅に、手すり取付け等の一定の住宅改修を行った場合、改修費の9割から7割が償還払いにより支給されます。利用できる上限額は20万円です。

なお、平成14年4月より、区に登録している改修事業者に工事を依頼した場合、通常の居宅サービス同様に、1割から3割の自己負担の支払いで利用できる「受領委任払い」（給付券方式）を導入しています。

高一第80表 住宅改修費

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	2,005	2,082	1,889	1,999	1,874
支給額（円）	173,729,784	181,594,367	164,171,667	175,262,319	163,593,075

オ 高額介護（介護予防）サービス費（区支払い分）

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給されます。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割から3割負担相当額をいい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割から3割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外です。

高一第81表 高額介護サービス費

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	82,112	85,185	89,030	89,514	89,135
支給額（円）	1,066,495,121	1,232,880,911	1,347,188,186	1,315,815,268	1,247,092,238

カ 高額医療合算介護サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給されます。

ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

高一第82表 高額医療合算介護サービス費

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	5,026	5,636	5,803	5,827	6,078
支給額（円）	171,612,083	201,772,877	203,874,748	201,202,435	212,923,470

キ 家族介護慰労金支給状況

在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的に、一定の要件を満たした場合、家族に対して慰労金を年10万円支給しています。

高一第83表 家族介護慰労金支給状況

(件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	5	16	9	6	4

Ⅲ 障がい者福祉

障がい者福祉施策の概要



1 障がい者福祉施策の現状

(1) 区の基本理念

わが国の障がい者福祉制度は、障害者基本法が定める理念に基づき、障害者総合支援法や児童福祉法により制度化され、実施されています。

足立区では、平成30年2月に障がい者計画（平成30年度～令和5年度）、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画（どちらも平成30年度～令和2年度）を策定し、その中で「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を基本理念として掲げました。令和3年3月には、第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画（どちらも令和3年度～令和5年度）を策定し、障がい者計画の中間評価を行い、各活動指標の今後の取り組み方針を定めました。

今後もノーマライゼーションの推進に向け、相談支援、就労支援、日中活動をはじめとしたさまざまなサービスの充実や福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

2 令和4年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

令和4年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は令和3年度実績）
ア 障がいを理由とする差別解消および合理的配慮の推進	(ア) 区の合理的配慮の取り組みを足立区地域自立支援協議会権利擁護部会で紹介し、今後の取り組み等について意見交換を実施 (イ) 区立中学校で障がい者理解・啓発授業を実施
イ 障がい者虐待防止および権利擁護の推進	(ア) 事業所向けに障がい者虐待防止研修を実施 (イ) 運営基準改正による障がい者虐待防止の更なる推進の義務化について周知 (ウ) 虐待通報・相談件数は40件（51件） (エ) 知的障がい者に係る成年後見区長申立件数は13件（9件）
ウ 障がい福祉センターの資質向上に向けた継続した取り組み	障がい福祉センターあり方検討委員会の提言を受け、令和元年度からの以下取り組みを継続して実施 (ア) 外部専門家からの指導による職員の資質向上 (イ) 福祉サービス第三者評価の受審 (ウ) 組織の活性化に向けた資質向上委員会（輪皆＝わかい）での横連携の強化

3 障がい者福祉施策の課題と方向性

(1) 在宅サービスの充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、サービスの種類や量の充実とともに質の向上が欠かせません。自ら選択してサービスを受けるための相談支援、在宅生活を支える居宅介護や短期入所の充実、自由に外出し、社会に参加する一助となる移動支援や意思疎通支援などを引き続き促進していきます。

(2) 住み慣れた地域に住み続けるための基盤整備

地域で充実した生活を送るため、日中活動の場となる通所施設の整備をさらに進めていきます。

また、入所施設からの地域移行を積極的に進めていくためには、共同生活援助（グループホーム）の整備が必要です。共同生活援助の整備については、重度の障がい者に対応できるものについて設立主体となる社会福祉法人等と連携し、引き続き取り組みます。

また、福祉のまちづくりにも積極的に取り組みます。

(3) 障害者虐待防止法および障害者差別解消法の啓発と推進

平成24年に施行された「障害者虐待防止法」では、虐待防止施策として、区市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、相談、事実確認、緊急避難先の確保等を行っています。

また同法は、虐待を受けた障がい者に対する保護と自立支援だけでなく、養護者に対する支援等に関する施策を実施することで、障がい者の権利利益の擁護に資することも目的としています。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、公的機関はもとより事業者に対しても、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止しました。しかし、実際には障がい者差別がすべて無くなったわけではありません。障がい者差別を解消するためには、区民に対して広く啓発を進めることが重要であり、あらゆる機会を通して取り組みます。

また、施行後3年の見直しにより、改正された「障害者差別解消法（令和3年6月4日公布）」では、事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。施行日（令和6年4月1日）までの間、国や東京都と連携して事業者に対する周知を行うとともに、引き続き、区職員に対する研修などを実施し、障がい者に対する接遇の工夫等、具体的な取り組みを実施していきます。

(4) 専門的・中核的支援機関の充実

足立区障がい福祉センターは、専門的な相談、地域生活を念頭に置いたリハビリテーション、就労支援などを行うとともに関係機関との連携に取り組んでいます。特に、発達障がい者（児）、高次脳機能障がい者、医療的ケアの必要な障がい者などに対する支援を充実させるため、基幹相談支援センターおよび区内中核施設として、連絡会や研修などにより民間事業所等を含めた区全体のスキルアップを図っていきます。また、足立区地域自立支援協議会の活動により、各機関の連携や協力を促進するとともに、令和3年度より開始した地域生活支援拠点等の取り組みでは、登録事業所や関係機関の全体調整の機能を果たしていきます。

4 障がい者福祉施策の展望

今後、「足立区障がい者計画」と「足立区第6期障がい福祉計画」「足立区第2期障がい児福祉計画」を着実に実現するために、障がい者団体、社会福祉法人、民間事業者等の関連機関と協働・協創を行い、質の高いサービスを提供できるしくみづくりに取り組めます。

住み慣れた地域で安心して生活し続けられることは、すべての区民の願いです。障がいの有無にかかわらず、自らが選択した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

障がい者福祉施策の事業概要

1 相談・援護の窓口

(1) 身体障がい者（児）福祉相談

（障がい福祉課各援護係）

身体障がい者（児）を対象に、身体障害者手帳や生活などの相談を受け付けています。なお、各援護係の窓口に遠隔手話通訳サービスが利用できるタブレット端末があります。

障－第1表 身体障がい者（児）福祉相談件数（社会福祉統計404表） （件）

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体障害者手帳	8,857	7,859	7,796	5,133	5,716
更生医療	1,226	1,519	1,643	669	572
補装具	4,641	6,589	5,717	3,736	3,146
職業	324	144	291	60	26
施設	433	1,049	908	193	228
医療保健	383	310	211	145	106
生活	1,024	738	516	247	361
無料乗車券取扱	3,128	3,155	2,299	2,315	2,901
その他	14,417	6,240	4,790	7,954	8,828
計	34,433	27,603	24,171	20,452	21,884

(2) 知的障がい者（児）福祉相談

（障がい福祉課各援護係）

知的障がい者（児）を対象に、施設や生活などの相談を受け付けています。

障－第2表 知的障がい者（児）福祉相談件数（社会福祉統計421表） （件）

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設	1,697	1,697	2,131	1,044	985
生活	918	861	663	418	290
医療	168	142	54	75	42
職業	318	253	166	100	110
教育	485	254	183	112	182
その他	3,708	2,758	2,102	3,982	3,797
計	7,294	5,965	5,299	5,731	5,406

(3) 身体障がい者および知的障がい者相談員の活動**(障がい福祉センター)**

区長の委嘱を受けた相談員※が、身体障がい者および知的障がい者本人、またはその家族の相談に応じ、更生援護に関する必要な指導、助言を行うとともに、関係機関との円滑な連携等を図り、障がい者福祉の増進に取り組んでいます。

竹の塚障がい福祉館においては、障がい別に年に数回相談事業を開催しています。

※1 身体障害者相談員

身体障がい者が相談員となり、身体障がい者の地域活動の推進や区民の障がい理解を深めるための活動などを行っています。

※2 知的障害者相談員

知的障がい者の家族が相談員となり、知的障がい者の地域生活に関する全般的な相談や区民の障がい理解を深めるための活動などを行っています。

障－第3表 **相談員人数**

(人)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体障害者相談員	17	17	17	17	17
知的障害者相談員	13	13	12	12	13
計	30	30	29	29	30

(4) 身体障害者手帳の交付

(障がい福祉課各援護係)

身体障害者福祉法に定める身体上に障がいのある方に対し、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的に、都道府県知事が交付します。障がいの程度により1級から6級に区分され、1級が最も障がい程度の重い区分になっています。障がい別に、視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部障がいに大別されます。

障－第4表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（人）

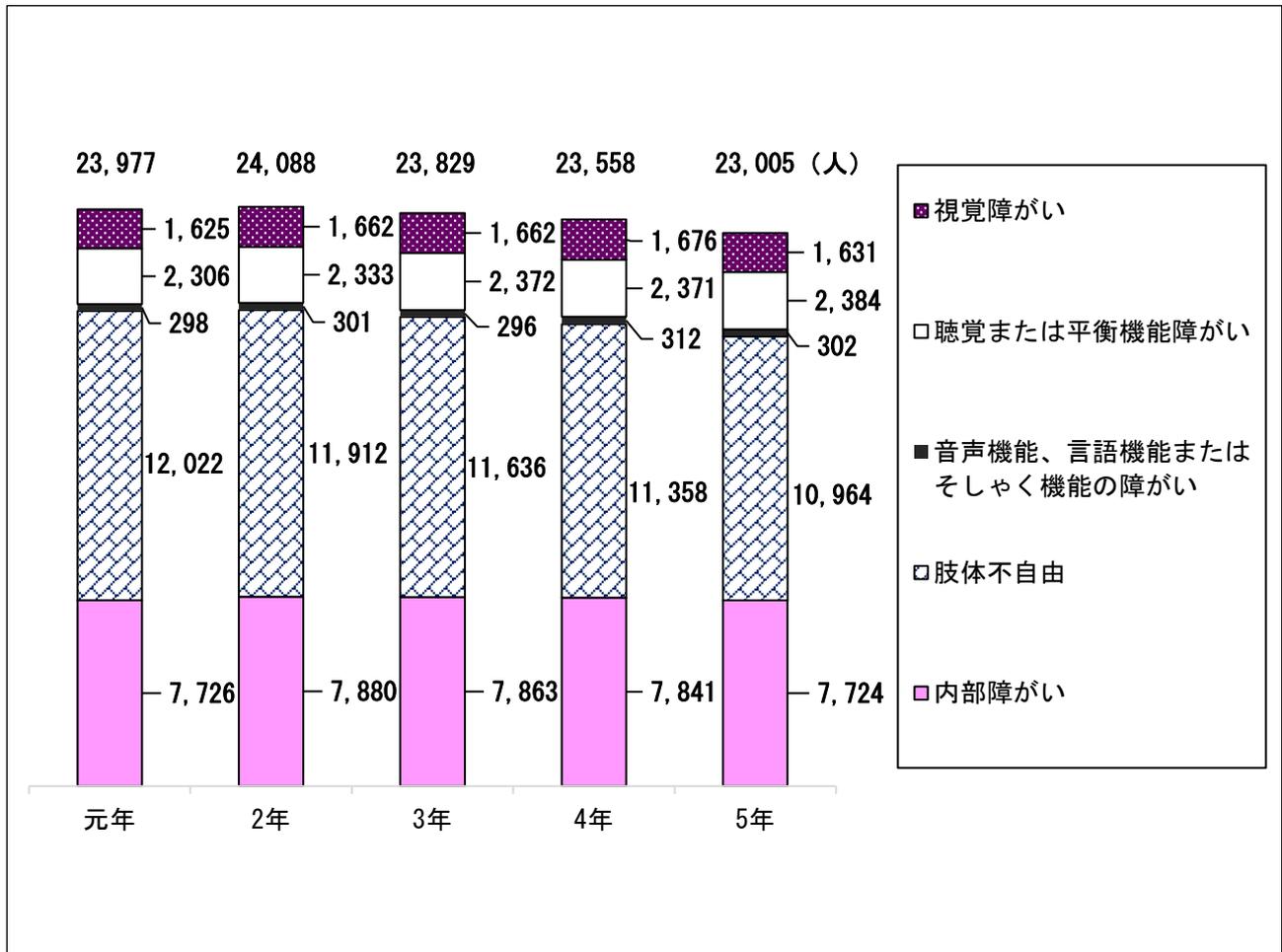
主たる障がいの種類	年	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい (視覚障害)	元年	19	1,606	1,625
	2年	20	1,642	1,662
	3年	22	1,640	1,662
	4年	27	1,649	1,676
	5年	25	1,606	1,631
聴覚または平衡機能障がい (聴覚障害、平衡機能障害)	元年	105	2,201	2,306
	2年	101	2,232	2,333
	3年	99	2,273	2,372
	4年	97	2,274	2,371
	5年	92	2,292	2,384
音声機能、言語機能またはそしゃく 機能の障がい (音声・言語機能障害、そしゃく 機能障害)	元年	1	297	298
	2年	1	300	301
	3年	1	295	296
	4年	1	311	312
	5年	1	301	302
肢体不自由 (上肢機能障害、下肢機能障害、 体幹機能障害、乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による運動 機能障害)	元年	265	11,757	12,022
	2年	269	11,643	11,912
	3年	267	11,369	11,636
	4年	263	11,095	11,358
	5年	255	10,709	10,964

障－第4表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（人）

主たる障がいの種類	年	18歳未満	18歳以上	計
内部障がい (心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは 直腸の機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害、肝臓機能障害)	元年	84	7,642	7,726
	2年	84	7,796	7,880
	3年	86	7,777	7,863
	4年	78	7,763	7,841
	5年	78	7,646	7,724
計	元年	474	23,503	23,977
	2年	475	23,613	24,088
	3年	475	23,354	23,829
	4年	466	23,092	23,558
	5年	451	22,554	23,005

※（ ）内は、身体障害者障害程度等級表による分類。

障－第5表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）



(5) 愛の手帳の交付

(障がい福祉課各援護係)

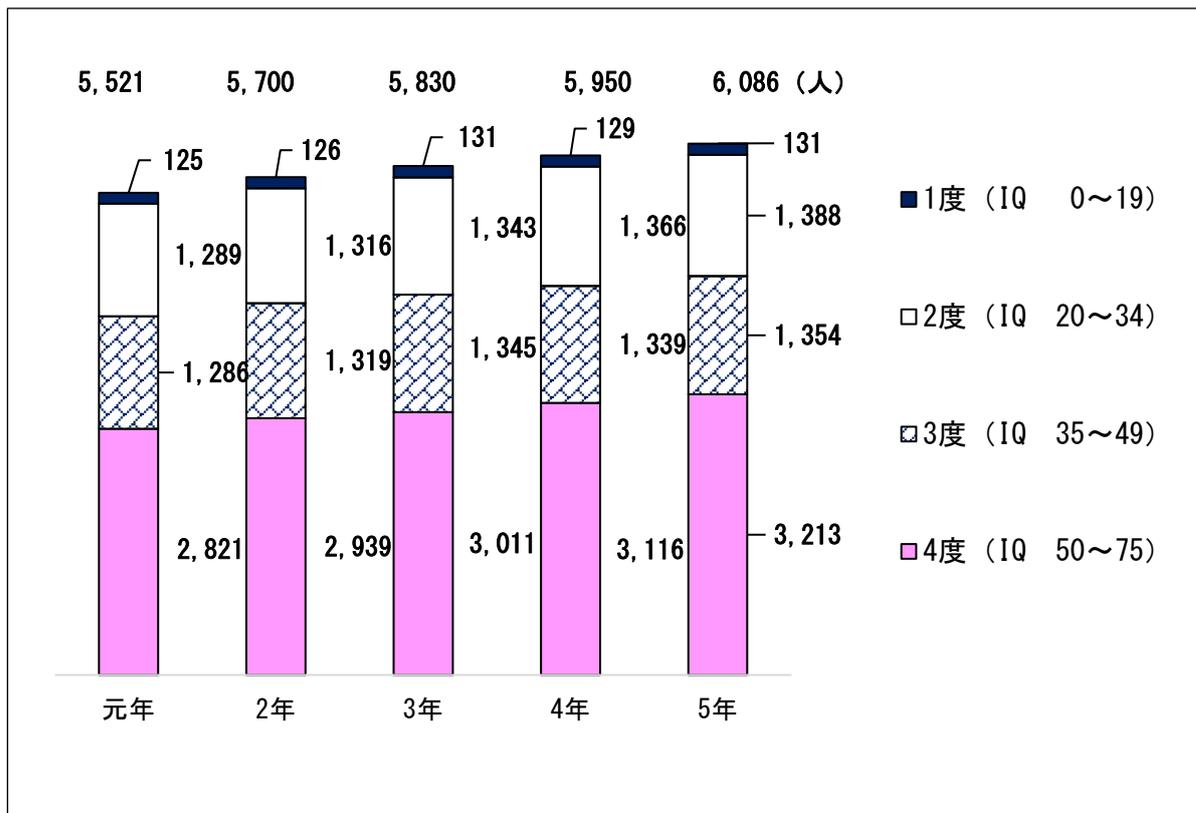
東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障がい者（児）に対し、知的障がい者の福祉の増進に資することを目的に東京都が交付します。障がいの程度により1度から4度に区分され、1度が最も障がい程度の重い区分になっています。

障一第6表 愛の手帳所持者数（各年4月1日現在）

(人)

障害程度	年	18歳未満	18歳以上	計	知能指数
1度 (最重度)	元年	20	105	125	I Q 0～19
	2年	21	105	126	
	3年	20	111	131	
	4年	17	112	129	
	5年	16	115	131	
2度 (重度)	元年	247	1,042	1,289	I Q 20～34
	2年	254	1,062	1,316	
	3年	260	1,083	1,343	
	4年	266	1,100	1,366	
	5年	283	1,105	1,388	
3度 (中度)	元年	286	1,000	1,286	I Q 35～49
	2年	301	1,018	1,319	
	3年	314	1,031	1,345	
	4年	313	1,026	1,339	
	5年	336	1,018	1,354	
4度 (軽度)	元年	652	2,169	2,821	I Q 50～75
	2年	668	2,271	2,939	
	3年	638	2,373	3,011	
	4年	651	2,465	3,116	
	5年	679	2,534	3,213	
計	元年	1,205	4,316	5,521	
	2年	1,244	4,456	5,700	
	3年	1,232	4,598	5,830	
	4年	1,247	4,703	5,950	
	5年	1,314	4,772	6,086	

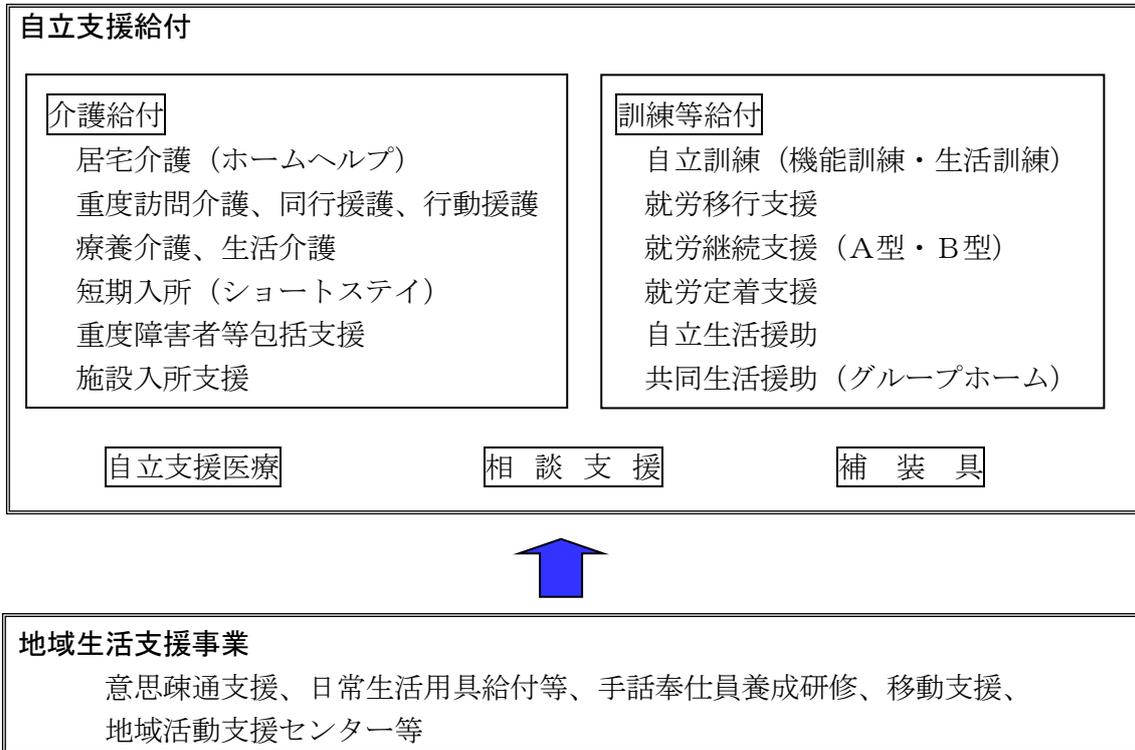
障－第7表 愛の手帳所持者数（各年4月1日現在）



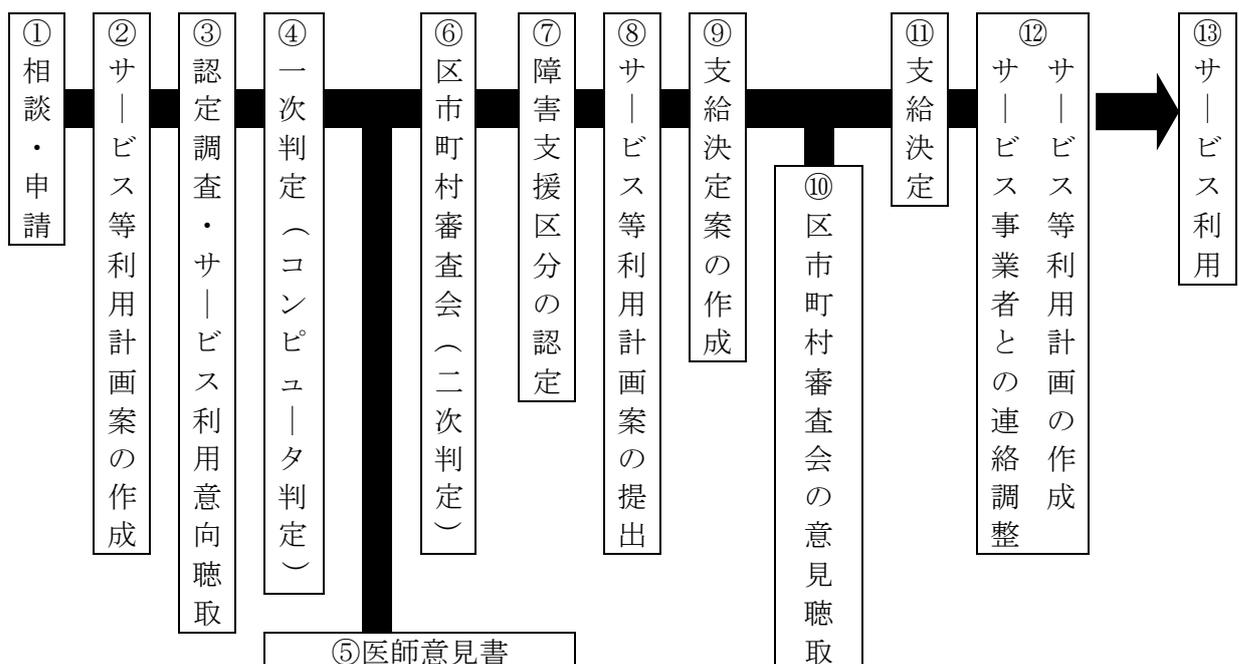
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく福祉サービス

障害者総合支援法（18歳未満は児童福祉法）における福祉サービスは、身体障がい者、知的障がい者、発達障がいを含む精神障がい者のほか、障害者総合支援法で定められた難病等の方を対象者とし、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つに大別されます。

【障害者総合支援法に基づく福祉サービス等】



【介護給付等のサービス利用までの流れ】



(1) 障害支援区分認定

(障がい福祉課障がい審査係、各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)
自立支援給付審査会による審査および判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

ア 判定件数

障害支援区分は「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」です。「非該当」から「区分6」まであり、「区分6」が最も支援の度合が高いとされる状態です。

障－第8表 障害支援区分判定件数 (件)

区分／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
非該当	0	0	0	0	0
区分1	40	32	32	27	31
区分2	293	333	347	315	332
区分3	273	294	332	306	329
区分4	285	197	278	299	219
区分5	254	192	192	264	217
区分6	442	369	380	404	390
計	1,587	1,417	1,561	1,615	1,518

イ 自立支援給付審査会開催状況

審査会は、委員5人以内で一つの合議体を構成し、6合議体を設置しています。委員は、医療、保健、社会福祉等の学識経験者に委嘱しており、任期は2年です。月ごとの審査件数実績に基づいて予定した年間日程により、月に3～6回（平均4回程度）開催します。

障－第9表 自立支援給付審査会（合議体）実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開催回数（回）	51	51	50	49	50
判定件数（件）	1,587	1,417	1,561	1,615	1,518
平均件数（件）	31	28	31	33	30

ウ 支給要否決定等にあたって付した意見件数

審査会は区が作成した支給決定案が支給基準内でない場合に妥当性を審査し、その支給決定案について意見を述べます。また、障害支援区分の認定期間の短縮や訓練等給付サービスの標準利用期間を超えた支給決定案について意見を付します。

障－第10表 意見を付した件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
意見件数	120	118	166	132	132

3 自立支援給付

(1) 介護給付

(障がい福祉課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

介護給付のサービスは、障がいに起因する日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、障害支援区分や障がいの状態によりサービス給付の種類と支給量が異なります。ただし、介護保険の対象者は、介護保険サービスの利用が優先されます。また、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

障害者総合支援法の制度が浸透し、これまで家族が負担していた介護についてもサービスを利用するようになり、利用者数は増加しています。

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護には、身体介護、家事援助、身体介護を伴う通院等介助、身体介護を伴わない通院等介助、通院等乗降介助の5種類のサービスがあります。居宅において入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事ならびに生活などに関する相談および助言などの生活全般にわたる支援を行います（区分1以上）。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います（区分4以上であって、一定の条件に当てはまる方）。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆と代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

エ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事などの介護その他、行動する際の必要な支援を行います（区分3以上で区分の認定項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上）。

オ 療養介護

病院において医療を要し常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、病院などで行われる医療管理・介護および日常生活上の支援を行います（筋萎縮性側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で区分6の方、筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で区分5以上の方）。

カ 生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います（区分3以上。障がい者支援施設等に入所する場合は区分4以上。ただし、50歳以上は区分2以上。障がい者支援施設等に入所する場合は区分3以上。）。

キ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護する方の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います（区分1以上）。

ク 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方ならびに知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的に提供しています（区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有し、一定の条件に当てはまる方）。

ケ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主に夜間の介護などの日常生活上の支援を行います（区分4以上。ただし、50歳以上は区分3以上）。

障－第11表 介護給付利用者数 (人)

サービス名/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
居宅介護（ホームヘルプ）		1,262	1,330	1,410	1,467	1,475
内 訳	身体介護	550	570	589	595	593
	家事援助	827	877	963	1,024	1,041
	通院介助（身体介護有）	183	196	200	228	236
	通院介助（身体介護無）	47	51	51	46	55
	通院乗降介助	0	0	0	0	0
重度訪問介護		104	104	102	99	100
同行援護		342	347	329	338	361
行動援護		148	152	135	147	158
療養介護		64	65	67	68	72
生活介護		1,692	1,718	1,750	1,805	1,818
短期入所（ショートステイ）		560	569	445	461	499
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0
施設入所支援		661	656	645	646	639

※ 居宅介護（ホームヘルプ）の内訳の各サービスは併給による重複あり。

(2) 訓練等給付

(障がい福祉課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

訓練等給付は、自立した日常生活や就労を希望する方の障がいの状況に応じて一定期間受ける訓練などを支援しています。世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

平成30年度より就労定着支援、自立生活援助が追加されたことにより、離職防止や地域生活の環境整備に必要な支援を受けることができ、利用者も増えてきています。

ア 自立訓練

自立訓練には機能訓練と生活訓練があり、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。

ウ 就労継続支援

就労継続支援には雇用のA型、非雇用のB型の2種類があり、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、その他の支援を行います。

エ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整を行うとともに、日常生活または社会生活を営む上での相談、指導および助言等の必要な支援を行います。

オ 自立生活援助

定期的な巡回または連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言および相談、関係機関との連絡調整等、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。

カ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、主に夜間において相談、入浴、排せつ、食事など日常生活上の援助を行います。

障－第12表 訓練等給付利用者数 (人)

サービス名／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
自立訓練（機能訓練）	65	64	46	50	55
自立訓練（生活訓練）	62	77	82	90	85
宿泊型自立訓練	17	18	10	11	18
就労移行支援	379	423	393	457	454
就労継続支援A型(雇用型)	273	259	264	274	263
就労継続支援B型(非雇用型)	1,112	1,174	1,197	1,287	1,367
就労定着支援	82	158	180	201	236
自立生活援助	3	18	26	34	32
共同生活援助（グループホーム）	711	791	848	884	936

(3) 補装具費の支給

(障がい福祉課各援護係)

身体障害者手帳を所持している障がい者（児）、難病患者を対象に、補装具費の支給（購入、借受けまたは修理）を行っています。割合としては、装具や補聴器等介護保険の対象とならない種目の交付申請が多くなっています。また、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

【補装具の種目】

義手、義足、装具（下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具）、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

ア 借受けの対象となる種目は限られています。

イ 補装具の種目によっては、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要となる場合があります。また、児童の場合は、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医、指定自立支援医療機関の医師、または保健所の医師等の意見書が必要です。

障－第13表 補装具費の支給件数および支給総額

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	1,894	1,985	1,826	1,821	1,860
支給総額（円）	158,281,933	173,128,460	175,104,234	164,967,973	174,761,346

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域で生活する障がい者等のニーズや地域の特性を踏まえて、区市町村が創意工夫をし、効率的・効果的なサービスを実施する事業です。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業<意思疎通支援事業>

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がいなどで意思疎通のために手話通訳や要約筆記者が必要な障がい者に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

障－第14表 手話通訳者・要約筆記者派遣実施実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
派遣者数（人）	2,299	2,166	1,838	2,184	2,041	
内訳	手話通訳者	2,030	1,971	1,731	2,069	1,920
	要約筆記者	224	178	99	112	116
	広域要約筆記者	45	17	8	3	5
委託料等合計（円）	12,154,835	11,934,167	11,471,010	13,699,243	13,283,649	

※ 手話通訳者派遣を東京手話通訳者等派遣センターと足立区総合ボランティアセンターに、要約筆記者派遣は東京手話通訳者等派遣センターに委託して実施している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

(障がい福祉課各援護係)

日常生活の利便を図るため、日常生活用具および住宅設備改善費を給付しています。なお、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

ア 日常生活用具の種類

浴槽（湯沸器含む）、入浴担架、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、便器（ポータブルトイレ）、特殊便器（温水洗浄便座）、特殊マット、頭部保護帽、訓練いす、カーシート、携帯用会話補助装置（専用機器、タブレット端末）、火災警報器、自動消火装置、特殊寝台、体位変換器、特殊尿器、ポータブルレコーダー（再生専用機、テープレコーダー、ICレコーダー、タブレット端末）、時計（触読、音声）、点字タイプライター、音声式体温計、音声式体重計、音声式血圧計、電磁調理器、視覚障がい者用拡大読書器（拡大読書器、音声読書器、タブレット端末）、音響案内装置、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置（専用機器、タブレット端末）、音声情報読取器、屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置、フラッシュベル、情報受信装置、会議用拡聴器、携帯用信号装置、ガス安全システム、酸素吸入装置、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、空気清浄器、透析液加温器、ルームクーラー、歩行補助つえ、点字器（標準型・携帯用）、情報通信支援用具、人工喉頭（笛式・電動式・埋込型用人工鼻）、収尿器、ストーマ装具（消化器系・尿路系・紙おむつ・洗腸装具）、訓練用ベッド、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、身体障がい者用三輪（四輪）自転車、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）、地上デジタル放送受信ラジオ

※ タブレット端末については令和5年度より選択可能

障－第15表 日常生活用具給付実績

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数 (件)	障がい	13,273	14,124	13,748	14,298	14,549
	難病	11	8	5	17	8
	計	13,284	14,132	13,753	14,315	14,557
給付総額 (円)	障がい	143,516,826	155,953,030	159,655,104	162,170,256	169,222,680
	難病	874,490	307,446	257,115	866,147	647,002
	計	144,391,316	156,260,476	159,912,219	163,036,673	169,869,682

イ 住宅設備改善費の給付対象者および内容

(ア) 小規模改修

学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障がいの程度が3級以上の方、および補装具として車いすの交付を受けている内部障がい者、難病患者で下肢または体幹機能に障がいのある方。ただし、介護保険の対象者は介護保険の住宅改修が優先されます。

(イ) 中規模改修

学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障がいの程度が2級以上の方、および補装具として車いすの交付を受けている内部障がい者。ただし、介護保険の対象者は介護保険の住宅改修が優先されます。

(ウ) 屋内移動設備

学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢または体幹に係る障がいの程度が1級の方、および補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者。

障－第16表 住宅設備改善費給付実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	31	28	35	26	30
給付総額(円)	13,318,439	9,571,466	14,036,369	9,767,953	12,707,776

(3) 手話講習会事業<手話奉仕員養成研修事業>

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がいの福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者を目指す方を養成します。手話通訳者として活動する人材の確保が課題であるため、令和元年度より養成コースを新設し、手話通訳者の養成をさらに推進しています。

ア 講習会内容

- (ア) 初級 基礎的な手話技術と聴覚障がいについて学びます。
- (イ) 中級 手話の文法の習得と聴覚障がいの福祉や制度などを学びます。
- (ウ) 上級 手話通訳の技術（基本）と心構え、ソーシャルワークの概論などを学びます。
- (エ) 養成 手話通訳の技術（応用）、理念と仕事などを学びます。

障－第17表 手話講習会事業 受講者・修了者数 (人)

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
初級	受講者数	107	117	45	25	58
	修了者数	65	79	33	15	44
中級	受講者数	56	56	39	12	37
	修了者数	51	45	33	7	30
上級	受講者数	16	21	10	10	8
	修了者数	16	20	9	10	5
養成	受講者数	-	20	6	5	6
	修了者数	-	19	6	4	6

(4) 移動支援事業

(障がい福祉課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加を促進しています。利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。

障－第18表 移動支援事業延べ利用者（台）数、延べ利用時間数

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
個別	延べ利用者数（人）	9,988	9,936	6,729	8,395	8,808
	延べ利用時間数（時間）	106,905	106,465	81,255	92,309	98,177
車両	延べ利用台数（台）	8,600	9,173	9,224	9,916	10,067
	延べ利用者数（人）	178,924	191,933	170,815	176,756	179,197
支給総額（円）		718,867,610	766,679,820	723,165,030	840,552,610	932,515,430

※ 個別は個別支援型（ガイドヘルプ）、車両は車両移送型（通所バス運行事業）の略。

(5) 地域活動支援センター事業

(障がい福祉課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の機会の提供により、障がい者などの地域生活を支援しています。

利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。ただし、精神障がい者のみを対象としている地域活動支援センターは、実費相当のみ負担があります。

障－第19表 地域活動支援センター利用者数

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人数	203	191	178	159	148
施設数	6	6	6	6	6

障－第20表 精神障がい者のみを対象とする地域活動支援センターの登録者数

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人数	371	433	415	422	377
施設数	2	2	2	2	2

5 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障がい児通所支援事業

(障がい福祉課各援護係)

児童福祉法に基づくサービスであり、主に障がい（発達障がい児を含む）のある未就学児、学齢児を対象としたサービスを提供しています。

障害手帳所持が要件ではなく医師の意見書を基に支援を受けられることができ、保育園・幼稚園・学校の普通級に所属しながらでも療育を受けることができるため、利用者も増えています。

ア 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練や医療的管理下での支援が必要な未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

また、身体状況により、治療を行います。

ウ 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより、障がい児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

オ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等での安定した利用を促進します。

障－第2 1表 障がい児通所支援利用児童数

(人)

サービス名／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
児童発達支援	426	460	541	678	778
医療型児童発達支援	36	35	28	30	29
放課後等デイサービス	880	935	975	1,008	1,086
保育所等訪問支援	53	72	93	112	116

6 医療・看護に対する助成

(1) 自立支援医療（更生医療）

(障がい福祉課各援護係)

18歳以上で、身体障害者手帳を所持している方を対象に、確実な治療の効果が期待できるものに、適用される制度です。

自己負担については原則1割負担としていますが、世帯の所得水準等に応じて1か月当たりの負担に上限額を設定しています（原則所得制限がありますが、医療の内容等により経過措置あり）。

障－第22表 自立支援医療（更生医療）給付件数 (件)

種別／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視覚障がい	2	1	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	4	3	2	1	1
音声・言語機能障がい	4	5	1	4	1
肢体不自由	2	0	0	0	0
心臓機能障がい	1	2	1	1	1
腎臓機能障がい	641	613	627	678	673
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	5	6	6	6	7
免疫機能障がい	271	282	282	355	374
計	930	912	919	1,045	1,057

障－第23表 自立支援医療（更生医療）の給付延べ件数および給付総額

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	7,873	8,127	8,303	8,639	8,779
給付総額(千円)	1,818,085	1,843,800	1,844,982	1,883,050	1,820,780

(2) 心身障害者（児）医療費助成

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）
病院・診療所等で診療を受けたとき、保険医療（診療・投薬・補装具）にかかる医療費の自己負担分の一部を助成しています（通称：マル障）。入院時の食費は自己負担になります。

ア 対象者 次のいずれにも該当する方

- (ア) 身体障害者手帳1・2級（内部障がいについては1～3級）または愛の手帳1・2度
または精神障害者保健福祉手帳1級
- (イ) 所得制限以下
- (ウ) 健康保険に加入している
- (エ) 65歳未満（一部例外規定あり）

障－第24表 心身障害者（児）医療費助成実績 (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数	身体障害者手帳 愛の手帳	6,683	6,641	6,585	6,552	6,464
	精神障害者 保健福祉手帳	191	207	204	232	235
計		6,874	6,848	6,789	6,784	6,699

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月1日より対象となった。
- ② 医療費助成の支払いは、償還払いを除き東京都で行っている。

7 手当・年金の給付

(1) 在宅重度心身障がい者福祉手当の支給<国制度>

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給しています。いずれの手当も、本人または扶養義務者の所得が法に定める基準以下の方を対象としています。本制度は、障がい者の所得保障制度を確立するための障害基礎年金の創設とあわせて昭和61年4月1日に新たに改正され、特別障害者手当等の制度が創設されました。これにより、従前の福祉手当の受給者で障害基礎年金にも特別障害者手当にも該当しない方は、福祉手当（経過措置）の対象となりました。

ア 障害児福祉手当

(ア) 対象者

身体または精神に法律の定める重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童。

※ 施設入所者および障がいを事由とする公的年金受給者は除く。

- (イ) 手当額 月額 14,850円（令和5年4月改定15,220円）

イ 福祉手当（経過措置）

(ア) 対象者

昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、従前の福祉手当の受給資格を有する方。

※ 施設入所の方および障がいを事由とする公的年金受給の方は除く。

- (イ) 手当額 月額 14,850円（令和5年4月改定15,220円）

ウ 特別障害者手当

(ア) 対象者

身体または精神に法律の定める著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の方。

※ 施設入所の方および病院等に長期（3か月を超える）入院の方を除く。

(イ) 手当額 月額 27,300円（令和5年4月改定27,980円）

障－第25表 在宅重度心身障がい者福祉手当受給者数および給付総額

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数 (人)	障害児福祉手当	298	304	307	308	302
	福祉手当（経過措置）	29	26	23	21	18
	特別障害者手当	864	878	870	877	870
	計	1,191	1,208	1,200	1,206	1,190
給付総額（円）		332,642,900	341,613,050	344,575,120	344,007,330	341,590,590

(2) 重度心身障害者手当の支給<都制度>

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

65歳未満の方で、特に重度の心身障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする方に支給しています。

ア 対象者

(ア) 重度の知的障がいであって著しい精神症状を有する方

(イ) 重度の知的障がいと重度の身体障がいが重複している方

(ウ) 重度の肢体不自由で両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方

※ 施設入所の方および病院等に継続して3か月を超えて入院している方、本人（受給者が20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が制限基準額を超える方は除く。

イ 手当額

月額 60,000円（平成8年4月改定）

障－第26表 重度心身障害者手当受給者数 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数	602	602	585	572	555

※ 手当の支給は東京都で行っている。

(3) 障がい者福祉手当の支給<区制度>

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

区内に住所を有する65歳未満の心身障がい者の方に、福祉の増進を図ることを目的として、4月・8月・12月の年3回支給しています。

ア 対象者と手当額(平成31年4月より対象者を愛の手帳4度まで拡大)

20歳以上の心身障がい者で、以下の要件に該当する方。

(ア) 身体障害者手帳1・2級、脳性マヒ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度の方
手当額 月額 15,500円(平成8年4月改定)

(イ) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方
手当額 月額 4,000円(平成12年8月改定)

※ 施設入所の方、難病患者福祉手当を受給している方、対象者の保護者が児童育成(障害)手当を受給している場合は除く。また、本人の所得が制限基準額を超えている方は支給対象外。

障－第27表 障がい者福祉手当受給者数 (人)

項目/年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体障害者手帳	1級	4,297	4,256	4,170	4,173	4,107
	2級	2,293	2,265	2,244	2,212	2,159
脳性マヒ		96	99	85	85	92
進行性筋萎縮症		6	6	6	6	6
愛の手帳	1度	9	9	10	10	14
	2度	427	428	453	461	471
	3度	602	611	607	603	616
身体障害者手帳	3級	1,676	1,581	1,558	1,511	1,493
愛の手帳	4度	-	1,288	1,363	1,425	1,474
精神手帳	1級	157	155	159	171	190
受給者総数		9,563	10,698	10,655	10,657	10,622

障－第28表 障がい者福祉手当給付総額 (円)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
給付総額	1,475,483,000	1,506,330,500	1,515,022,000	1,509,417,500	1,495,335,000

(4) 難病患者福祉手当の支給<区制度>

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

区内に住所を有する65歳未満の方で、対象疾病の医療費助成を認定された方に月額15,000円(平成12年8月改定)の手当を4月・8月・12月の年3回支給し、生活の安定を図っています。

※ 施設入所の方、障がい者福祉手当を受給している方、児童育成(障害)手当の対象となる児童は除く。また、本人(受給者が20歳未満の場合は扶養義務者)の所得が制限基準額を超えている方は支給対象外。

障一第29表 難病患者福祉手当給付実績

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数(人)	2,753	2,827	3,052	3,124	3,245
給付総額(円)	504,390,000	513,840,000	530,160,000	567,000,000	586,215,000

(5) 心身障害者扶養年金<都制度>

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

東京都心身障害者扶養年金に加入している方が亡くなられた場合、保護されていた障がい者の生存中、指定された年金受取人の方に毎月年金が支給されます。

ただし、東京都心身障害者扶養年金は平成18年度をもって制度が廃止されたため、平成20年3月31日の経過措置期間終了までの取扱いになります。清算金を受領した場合は年金給付にはなりません。

年金額 月額 30,000円(特約加入の方は月額40,000円)

また、障がい者が年金受給中に死亡した場合は葬祭料として、年金受取人または葬祭を行った方に30,000円(特約加入の方は40,000円)が支給されます。

(6) 心身障害者扶養共済<都制度>

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

心身障害者扶養共済に加入している方が死亡または重度障がいと認められた場合、保護されていた障がい者の生存中、一定額の年金が支給されます。

足立区から転出した場合でも、転出先の制度に加入することで、加入期間が通算される全国共通の制度です。

年金額 月額 20,000円(加入1口当たり)

※ 廃止された心身障害者扶養年金にかわり、東京都が平成20年4月から開始。

8 日常生活に対する支援

(1) 日中保護（日中一時支援）事業

（障がい福祉課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

一時的に日常の介護をする方がいないため、見守りなどが必要な障がい者を、日中、施設で支援します。

ア 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病患者

イ 支給日数

月7日

※ 日中保護事業の利用日数は、短期入所と双方で合算して原則7日を上限とします。

ウ 利用者負担

利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。

障－第30表 日中保護事業利用実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実利用者数（人）	80	88	61	49	67
延べ利用回数（回）	1,101	1,243	739	933	1,086
利用総額（円）	3,349,780	3,775,300	2,163,100	2,662,960	3,146,120

(2) 重度脳性麻痺者介護人派遣

（障がい福祉課各援護係）

在宅の重度脳性麻痺の方を、その家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）が介護人として介護した場合に介護人派遣手当を支給しています。

ア 対象者

20歳以上で身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者

※ 上肢機能障がいのみの方、歩行可能な方は除く

イ 介護人

障がい者本人に推薦された親、子、兄弟姉妹、配偶者を介護人とします。

ウ 派遣回数

月に12回を限度に派遣（1回3時間以上）

エ 手当額

1回 6,560円

オ 制限

障害者総合支援法による短期入所を除く自立支援給付サービスや地域生活支援事業移動支援事業、地域活動支援センター、もしくは、介護保険による訪問介護または通所介護の利用者は対象外。

障－第31表 重度脳性麻痺者介護人派遣実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録派遣対象者数（人）	22	22	22	22	20
登録介護人数（人）	22	22	22	22	20
派遣回数（回）	3,237	3,108	3,091	3,024	2,828
派遣総額（円）	21,234,720	20,388,480	20,276,960	19,837,440	18,551,680

※ 派遣回数は、年間の延べ回数である。

（3）心身障がい者（児）緊急あずけあい

（障がい福祉課障がい福祉係）

介護者の疾病、事故等により、一時的に当該心身障がい者（児）の保護を要する場合、区が指定した団体会員等相互で心身障がい者（児）をあずけあう制度で、実施団体に助成しています。

ア 対象者

身体障害者手帳3級以上および愛の手帳所持者

イ 助成額

4時間未満	2,000円
4時間以上8時間未満	3,500円
8時間以上	4,500円

障－第32表 心身障がい者（児）緊急あずけあい実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
4時間未満（件）	0	0	0	0	0
4時間～8時間（件）	32	23	0	0	0
8時間以上（件）	1	1	2	0	0
助成総額（円）	116,500	85,000	9,000	0	0

(4) 重度身体障がい者巡回入浴

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

重度身体障がい者宅に巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供しています。

ア 対象者

入浴可能な常時ねたきりの身体障がい者のうち、15歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級の方

イ 利用回数

年52回以内、月5回以内

ウ 利用者負担

1回につき970円

※ 生活保護受給者は無料。

障－第33表 重度身体障がい者巡回入浴実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数(人)	40	44	45	45	38
入浴延回数(回)	1,645	1,932	2,030	1,871	1,676
給付総額(円)	14,751,760	17,357,180	18,296,140	16,837,260	14,994,260

(5) 重度心身障がい者訪問理美容サービス

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

東京都重度心身障害者手当または特別障害者手当の受給者のうち、15歳以上65歳未満で、在宅でねたきりの状態のため、店舗で理髪・美容を利用することができない障がいのある方に対し、訪問による理美容サービスを実施しています。

ア 利用回数

年6回以内

イ 利用者負担

1回につき500円(利用者が直接、実施店に支払う)

障－第34表 訪問理美容サービス利用実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者数(人)	24	25	23	25	25
利用回数(回)	54	52	51	58	102
給付総額(円)	248,400	239,200	234,600	266,800	469,200

※ 令和3年度まで利用回数は年3回以内として実施。

(6) 身体障がい者緊急通報システム制度

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

身体障がい者等が、居宅内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、携帯できる無線発信機を用いて区と契約した民間受信センターへ通報し、必要に応じて救急車を要請する制度です。

ア 対象者

区内に居住するひとり暮らし等の18歳以上65歳未満の方で、固定電話を設置しており、次のいずれかに該当する方。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級
- (イ) 下肢・体幹・平衡・内部機能障がい3級
- (ウ) 下肢・内部機能障がい4級を含む身体障害者手帳3級
- (エ) 難病患者福祉手当受給者

障一第35表 身体障がい者緊急通報システム設置実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
設置数(台)	19	17	13	18	16
設置総額(円)	477,946	394,961	482,829	548,020	512,380

※ 令和4年度から支給対象を拡大し、「ア 対象者(イ)～(エ)」の方も支給対象とした。

(7) 心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成

(障がい福祉課障がい給付係、各援護係)

緊急時の連絡や各種相談等の手段確保のため、日常生活に支障のある心身障がい者のいる世帯に対し、電話料金の一部を助成しています。また、電話のない世帯には、区長名義の電話を貸与するとともに、電話料金の一部を助成しています。

ア 電話料金の助成

(ア) 対象世帯

すでに固定電話を設置している身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度に該当する者がいる生活保護受給または住民税が均等割以下の世帯

(イ) 助成額

電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)に消費税を加えた額

イ 電話の貸与と基本料金の助成

(ア) 対象世帯

電話のない身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度に該当する者がいる生活保護受給または住民税が均等割以下の世帯

(イ) 助成内容

区長名義の電話回線の貸与、電話機の給付、電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)に消費税を加えた額の助成

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

8 日常生活に対する支援

障－第36表 心身障がい者用電話の助成実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
料金助成件数（件）	300	275	251	222	170
電話貸与件数（件）	114	105	104	96	81
助成総額（円）	9,046,376	8,436,316	7,915,654	7,129,994	6,133,531

(8) 身体障がい者用三輪自転車購入費助成（平成31年4月より「日常生活用具等給付事業」の給付種目に追加）

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

平成31年4月より、日常生活用具等給付事業に、給付対象種目「身体障がい者用三輪（四輪）自転車」として追加しました。

ア 対象者

区内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、一般の自転車の使用が困難な方

障－第37表 身体障がい者用三輪自転車購入費助成実績

項目／年度	30年度
件数（件）	0
助成金額（円）	0

※ 平成30年度までは単独の助成事業として実施。

(9) ファクシミリ等助成事業

（障がい福祉課障がい福祉係）

聴覚障がい者団体の活動の育成および相談事業の充実のため、電話またはファクシミリの通信に係る経費の一部助成を行っています。

ア 助成対象

足立区ろう者協会団体役員、身体障害者相談員（聴覚）および手話通訳者連絡会の相談員の居宅に設置されたもの15台

イ 助成内容

ファクシミリ等の基本料

(10) 障がい者のしおりの配布

（障がい福祉課障がい福祉係）

障がい者向けの手引きとして、福祉サービスをわかりやすくまとめるとともに、公共施設バリアフリーマップを掲載した「障がい者のしおり」と、視覚障がいのある方に対し、音声版（DAISY版）を発行しています。しおりの表紙には、専用装置で音声版の発行の案内が確認できるように、音声コード（Uni-Voice）を添付しています。しおりの内容については、足立区ホームページからも閲覧ができます。

ア 発行部数（予定）

10,000部、20枚（音声版）

イ 発行時期（予定）

令和5年9月、令和5年12月（音声版）

9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

(1) 心身障がい者福祉タクシー券の交付（令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付に統合）

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

令和4年度から事業統合により、「福祉タクシー・自動車燃料助成券」の交付となりました。

ア 対象者

- (ア) 下肢・体幹・移動・平衡機能障がいのある1～3級の方
- (イ) 視覚障がいのある1・2級の方
- (ウ) 内部機能障がいのある1級の方
- (エ) 愛の手帳1・2度の方

イ 内容

東京23区、武蔵野市、三鷹市を営業区域としているタクシーの乗車料金の支払いに使用できるタクシー券を申請月に応じて交付しました（4月から7月は3冊：33,000円分、8月から11月は2冊：22,000円分、12月から3月は1冊：11,000円分）。

障－第38表 心身障がい者福祉タクシー券交付実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度
交付者数(人)	9,779	9,729	9,431	9,279
交付数(冊)	32,061	32,023	31,456	30,679
利用率(%)	77.8	74.6	67.9	72.1
支出総額(円)	274,257,675	262,786,963	234,935,348	243,448,084

(ア) 支出総額には、契約事業者への手数料(3%)を含む。

(イ) 利用率は、支出総額を交付額(交付数×11,000円)で除して算出。

(2) 心身障がい者自動車燃料費助成（令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料助成券の交付に統合）

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

令和4年度から事業統合により、「福祉タクシー・自動車燃料助成券」、「福祉自動車燃料助成券」の交付となりました。

ア 対象者

(ア) 障がい者が運転免許証所持者の場合

- ① 体幹・平衡機能障がい、または内部機能障がいのある1～3級の方
- ② 下肢・移動機能障がいのある1～4級の方

(イ) 次の障がい者（児）の同一生計者が運転する場合

- ① 下肢・体幹・移動機能障がい、または視覚障がいのある1・2級の方
- ② 内部機能障がいのある1級の方
- ③ 愛の手帳1・2度の方

イ 内容

助成金額は年額24,000円（自動二輪車は12,000円）とし、年度途中の認定者については、月額2,000円（自動二輪車は1,000円）に年度末までの月数を乗じた額を助成しました。

※ 福祉タクシー券との併給不可。

障－第39表 **心身障がい者自動車燃料費助成実績**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度
認定者数（人）	2,709	2,774	2,843	2,815
助成総額（円）	60,538,000	61,283,000	62,021,000	61,925,000

(3) 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

日常生活の利便と外出の機会を拡大し、障がい者の社会参加の一助とするため、外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金及び自動車燃料費の支払いに利用できる助成券を交付しています。

《タクシーの利用》 区と契約している事業者のタクシーに障がい者本人が乗車

《ガソリンスタンドでの利用》 指定ガソリンスタンドで区へ登録済みの車両に給油

ア 対象者

- (ア) 下肢・体幹・移動・平衡機能障がいのある1～3級の方
- (イ) 視覚障がいのある1・2級の方
- (ウ) 内部機能障がいのある1級の方
- (エ) 愛の手帳1・2度の方

イ 交付冊数

- (ア) 4月から7月に申請 … 3冊（33,000円分）
- (イ) 8月から11月に申請 … 2冊（22,000円分）
- (ウ) 12月から3月に申請 … 1冊（11,000円分）

(4) 福祉自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

日常生活の利便と外出の機会を拡大し、障がい者の社会参加の一助とするため、自動車（軽自動車、自動二輪車等を含む）または原動機付自転車の燃料費の支払いに利用できる助成券を交付しています。

ア 対象者 次のいずれかに該当し、ご自身で運転される方

(ア) 下肢・移動機能障がいのある4級の方

(イ) 内部機能障がいのある2・3級の方

イ 交付冊数

(ア) 自動車（軽自動車を含む）の場合

① 4月から7月に申請 … 3冊（33,000円分）

② 8月から11月に申請 … 2冊（22,000円分）

③ 12月から3月に申請 … 1冊（11,000円分）

(イ) 自動二輪車等、原動機付自転車の場合

① 4月から9月に申請 … 2冊（22,000円分）

② 10月から3月に申請 … 1冊（11,000円分）

障－第40表 **福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料助成券交付実績**

項目／年度		4年度
福祉タクシー・自動車燃料助成券	交付者数(人)	11,089
	交付数(冊)	36,710
福祉自動車燃料助成券	交付者数(人)	520
	交付数(冊)	1,641
利用率(%)		73.1
支出総額(円)		317,472,150

① 支出総額には、契約事業者への手数料（3%）を含む。

② 利用率は、支出総額から契約事業者への手数料を除いた額を交付額（交付数×11,000円）で除して算出。

(5) 心身障がい者自動車運転免許取得助成

（障がい福祉課障がい給付係、各援護係）

心身障がい者の生活圏拡大を図るため、運転免許取得に要する教習費用の一部を助成しています。

ア 対象者 次のいずれにも該当する方

(ア) 自動車教習所に入所を承認されている方

(イ) 身体障害者手帳3級以上（内部機能障がいは4級以上、下肢・体幹機能にかかる障がいは5級以上で歩行困難な方）、または愛の手帳1～4度の方

(ウ) 申請時に区内に引き続き3か月以上居住している方

(エ) 前年の所得税額400,000円以下の方

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

(オ) 他制度で同様の助成を受けていない方

イ 助成額

164,800円(限度額)

障－第41表 心身障がい者自動車運転免許取得助成実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	8	5	13	6	9
助成総額(円)	1,253,004	824,000	2,101,200	927,000	1,400,800

(6) 身体障がい者用自動車改造費の助成

(障がい福祉課各援護係)

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車改造に要する経費の一部を助成します。

ア 対象者 次のいずれにも該当する18歳以上の身体障害者手帳を所持している方

(ア) 上肢、下肢または体幹機能障がい1級～2級の方

(イ) 自らが所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある方

(ウ) 一定の所得以下の世帯に属する方

イ 助成額

1台について133,900円(限度額)

障－第42表 身体障がい者用自動車改造費助成実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	5	9	8	2	3
助成総額(円)	634,100	1,074,300	1,005,781	267,800	401,700

10 就労促進事業

(1) 心身障がい者等の就労促進事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

ア 障がい者の店設置

一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、日々の業務を通じた訓練により民間企業等への就労促進を図るために、「障がい者の店」を設置しています。

(ア) 竹の塚障がい福祉館内売店「友愛の店」(昭和54年6月開店)

(イ) 区役所北館2階喫茶店「茶房ゆうあい」(平成8年10月開店)

(ウ) 梅田センター1階喫茶店「喫茶ゆうあい」

(平成15年5月障がい福祉センター1階に開店、平成28年4月現在地に移転)

(エ) 千住金属工業株式会社内「茶館妙好」(平成17年6月開店)

イ 竹の塚障がい福祉館受付業務の委託

竹の塚障がい福祉館の受付業務を、障がい者団体に委託し、障がい者の就労の機会を提供しています。

(2) マッサージ等施術実施事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

視覚障がい者に就労の機会を提供すると共に、高齢者の健康保持を図るため、視覚障がい者で鍼・きゅう・あん摩マッサージ指圧師の資格を有する方が所属する団体に本事業を委託し、73歳以上の区民を対象にマッサージ等を実施しています。

ア 対象者

区内在住の73歳以上の方

イ 実施場所

竹の塚障がい福祉館・足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ内)

※ 足立区勤労福祉会館改修工事のため、令和4年度のみ綾瀬住区センターで実施。

ウ 利用者負担

無料

障－第43表 マッサージ等実施実績

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視覚障がい者 延べ施術者数(人)	181	155	207	207	203
利用者数(人)	1,643	1,362	239	239	1,325
委託料(円)	3,747,816	4,367,158	4,598,045	4,589,309	4,638,867

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.1 法人等運営助成

1.1 法人等運営助成

(1) 社会福祉法人施設整備助成

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

心身障がい者施設の整備と経営の安定化を図ることを目的に、社会福祉法人に対し、施設の整備費を助成しています。

障－第4.4表 社会福祉法人施設整備助成実績

年度	社会福祉法人名	助成額
30年度	社会福祉法人あだちの里（江北ひまわり園）	302,765千円
元年度	社会福祉法人あいのわ福祉会（花畑あかしあ園）	14,205千円
2年度	社会福祉法人あいのわ福祉会（花畑あかしあ園）	123,209千円
3年度	該当なし	0千円
4年度	社会福祉法人ひふみ会（（仮称）陽光）	14,760千円

(2) 障がい者通所施設等運営

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

特別支援学校卒業生や在宅障がい者の日中活動の場を確保するため、指定管理者制度を活用し、専門的な知識を有する社会福祉法人への委託により、障がい者通所施設等を運営しています。

障－第4.5表 障がい者通所施設等運営実績

年度	施設名（法人名）	委託料
30年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	151,860千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人あだちの里）	165,109千円
元年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	150,589千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人あだちの里）	164,076千円
2年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	150,235千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人あだちの里）	165,690千円
3年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	154,830千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人あだちの里）	162,685千円
4年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	166,719千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのわ福祉会、社会福祉法人あだちの里）	172,893千円

(3) 社会福祉法人運営助成

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

社会福祉法人等が運営する障がい者施設運営費の一部を助成することにより、施設運営の安定化と障がい者が享受する障がい福祉サービスの質の向上を図っています。

障－第46表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名（法人名）	対象数	助成額
30 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	8 施設	328,821 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	11 施設	339,512 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	2 施設	13,291 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	10,680 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	27,768 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	8 カ所	5,546 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	28 施設	300,687 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	32,493 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	5 施設	23,890 千円
	計	71	1,121,136 千円
元 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	8 施設	332,580 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	365,495 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	2 施設	13,291 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	29,904 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	9 カ所	9,535 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	30 施設	328,385 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	33,941 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	5 施設	18,628 千円
	計	75	1,178,751 千円

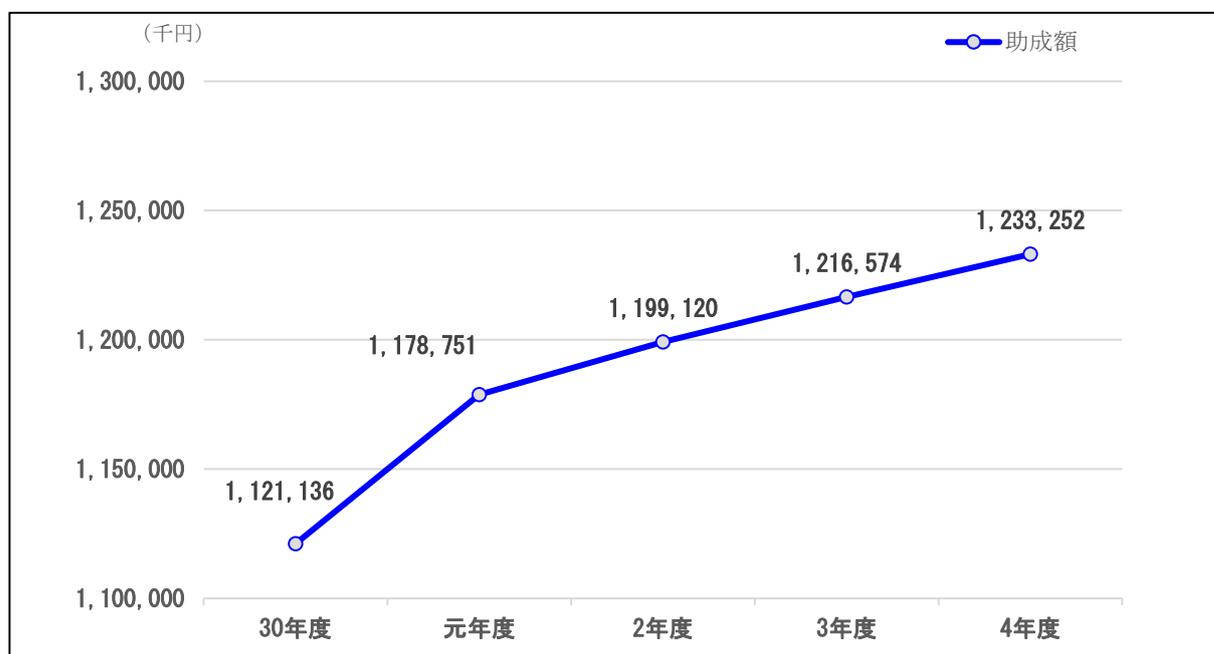
障－第46表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名（法人名）	対象数	助成額
2 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	8 施設	329,489 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	386,325 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	5,980 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	34,176 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	6 カ所	5,476 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	31 施設	344,013 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	31,979 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	5 施設	14,690 千円
	計	72	1,199,120 千円
3 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	9 施設	331,624 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	387,239 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	5,980 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	34,176 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	6 カ所	5,363 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	33 施設	360,198 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	33,576 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	4 施設	11,426 千円
	計	74	1,216,574 千円

障－第46表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名（法人名）	対象数	助成額
4 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福社会）	9 施設	329,488 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	387,335 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	6,166 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福社会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	10,680 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	36,312 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	7 施設	6,125 千円
	区内グループホーム重度障がい者受け入れ補助	23 施設	11,223 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	33 施設	366,237 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	34,535 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	4 施設	13,111 千円
	計		

障－第47表 社会福祉法人運営助成実績の推移



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.2 福祉団体に対する支援

1.2 福祉団体に対する支援

(1) 障がい福祉団体活動助成金交付事業

(障がい福祉課障がい福祉係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課)

障がい者及びその家族の福祉増進を図り、社会における障がいへの理解を促進することを目的に、区内で活動する障がい福祉団体（区内で主たる活動を行い、会員の過半数が区民で構成された団体）に対して、事業費の一部を助成しています。

障一第48表 障がい福祉団体活動助成実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度
助成団体数	10	10	10
助成総額（円）	1,807,000	2,092,000	2,227,000

※ 令和元年度までは足立区社会福祉協議会が福祉団体助成事業として実施。

(2) 地域福祉推進事業運営費助成事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

障がい者、高齢者等の在宅福祉サービス等の普及・拡大を図ることを目的に、区内で福祉サービス等を実施する非営利の民間団体に対して、地域に根ざし安定した運営が確保されるよう、経費の一部を助成しています。

ア 助成対象事業

既存の公的制度や補助事業の対象となっていない、地域の実情にあった福祉ニーズに対応できる事業を対象としています。

- (ア) 移送サービス（一般交通機関の利用が困難な者に対し、福祉車両の運行により移動手段を確保する事業）
- (イ) 食事サービス（高齢者・障がい者のみの世帯等で食事の支度が困難な者に対し、毎日1食程度の配食を行う事業）
- (ウ) 障がい児者地域活動支援サービス（障がい児者の社会参加を促進するため、放課後や休日等に、地域交流活動を行う事業）

イ 助成団体

区との連携、活動の実績、助成事業の必要性等を勘案し選定します。

1.3 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

(1) 障がい者自立生活支援センター事業

（障がい福祉センター自立生活支援係）

在宅の障がい者のさまざまな相談、利用援助、自立支援等を総合的に行い、障がい者（児）とその家族の地域生活を支援し、社会参加への促進を図っています。例年相談件数の2～3割は新規相談です。

ア 対象者

地域生活支援を必要とする障がい者（児）とその家族

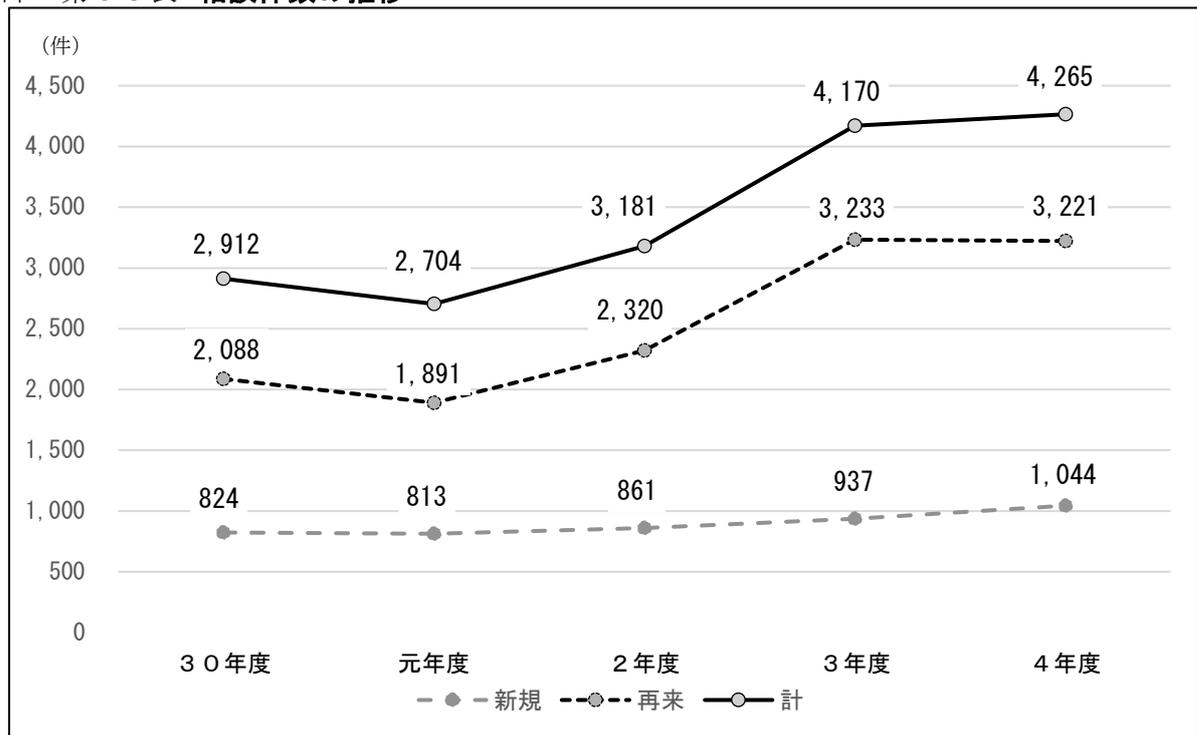
イ 内容

- (ア) 総合相談・ケアマネジメント
- (イ) サービス等利用計画作成
- (ウ) ピアサポート
- (エ) 補装具専門相談
- (オ) 補装具書類判定
- (カ) 精神科相談
- (キ) 精神科発達相談
- (ク) きこえの相談・耳鼻科相談
- (ケ) 視覚用具相談
- (コ) 福祉情報収集支援福祉用具展示コーナー
- (サ) 障がい者週間記念事業（後掲）
- (シ) 生活技術支援セミナー（後掲）
- (ス) 足立区地域自立支援協議会の実施
- (セ) 高次脳機能障がい者支援促進事業
- (ソ) 障がい者虐待・権利擁護相談
- (タ) 地域生活支援拠点等事業の実施

障一第49表 相談件数 (件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規	824	813	861	937	1,044
再来	2,088	1,891	2,320	3,233	3,221
計	2,912	2,704	3,181	4,170	4,265

障一第50表 相談件数の推移



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.3 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

障－第5.1表 相談内容（重複あり） (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
医療・発達	415	293	243	617	675
リハビリ	1,009	1,358	2,106	2,760	2,527
ピアサポート	110	70	47	130	249
自立生活	1,607	1,602	2,406	4,233	4,625
進路	279	363	201	334	262
苦情	11	2	14	4	7
虐待・権利擁護	18	0	0	0	3
その他	236	276	400	708	677
計	3,685	3,964	5,417	8,786	9,025

障－第5.2表 補装具判定・相談 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
判定	実施回数	21	22	22	22	21
	件数	94	98	91	67	68
相談	実施回数	随時	随時	随時	随時	随時
	件数	441	506	635	501	518

障－第5.3表 ケアマネジメント件数 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体障がい	39	24	19	20	23
知的障がい	42	31	37	31	29
精神障がい	35	25	12	19	17
手帳未所持者	49	31	44	9	12
計	165	111	112	79	81

※ 障がいの重複あり

障－第5.4表 ピアサポート件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
肢体	25	29	13	18	15
視覚	23	6	9	13	16
聴覚	28	28	25	33	36
高次脳機能	1	4	0	9	12
計	77	67	47	73	79

障－第5.5表 きこえの相談件数

(件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規	90	104	119	150	167
再来	38	71	61	85	62
計	128	175	180	235	229

1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

(1) 社会リハビリテーション室運営事業

(障がい福祉センター社会リハビリテーション係)

ア 障害者総合支援法に基づく自立訓練(機能訓練)事業所

18歳以上の身体障がい、難病等の方に対し、社会生活に必要な支援・訓練を行っています。通所による創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供し、生活の改善、身体機能の維持向上等を目指します。中途視覚障がい、中途聴覚障がいの方の訓練も行います。

定員 1日あたり 25人

イ 障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業所

18歳以上の高次脳機能障がいの方に対し、社会生活に必要な支援・訓練を行っています。通所による作業療法等の各種サービスを提供し、生活能力の維持向上等を目指しています。

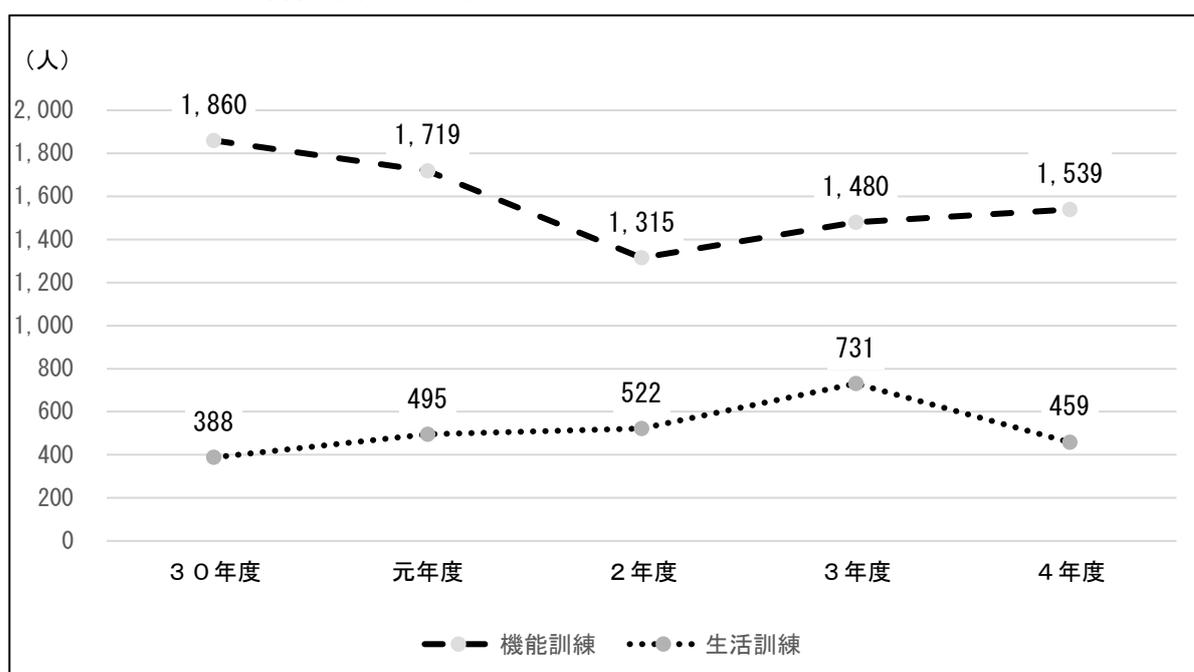
定員 1日あたり 8人

※ ア、イの事業の対象者であっても介護保険対象者は、介護保険制度の利用が優先されます。

障－第56表 年間利用実績 (人)

項目/年度	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	機能訓練	生活訓練								
実人数	56	11	54	12	37	15	40	15	45	13
延べ人数	1,860	388	1,719	495	1,315	522	1,480	731	1,539	459

障－第57表 年間利用実績の推移



障－第58表 利用者の年齢、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳所持状況(障がいの重複あり) (人)

項目／年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
		機能訓練	生活訓練								
年齢	10代	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0
	20代	1	0	1	0	2	0	4	0	2	0
	30代	1	0	2	0	3	0	4	0	5	2
	40代	13	3	14	2	9	2	8	2	9	2
	50代	26	5	21	8	16	10	15	7	18	3
	60代	15	3	15	2	5	3	8	4	9	6
	70以上	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0
計		56	11	54	12	37	15	40	15	45	13
身体障がい	1級	20	0	22	0	11	0	12	0	16	0
	2級	20	0	15	1	12	1	10	1	12	0
	3級	8	0	8	0	4	0	8	0	6	1
	4級	3	0	6	0	8	0	8	0	6	0
	5級	3	0	1	0	1	0	2	0	1	0
	6級	2	0	2	0	1	0	0	1	2	0
	未所持	0	11	0	11	0	14	0	13	2	0
計		56	11	54	12	37	15	40	15	45	1
精神障がい	1級	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1
	2級	0	4	0	4	1	1	0	4	1	2
	3級	0	2	0	1	0	1	0	5	0	2
	未所持	56	4	54	6	36	12	40	6	44	8
計		56	11	54	12	37	15	40	15	45	13

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第59表 利用者の疾患別内訳

(人)

項目／年度	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	機能訓練	生活訓練								
脳血管障がい	33	10	30	9	16	10	21	12	31	11
脳腫瘍	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
脳外傷	5	1	2	2	0	2	2	3	0	0
脊髄小脳変性症	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
パーキンソン病	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0
脊椎脊髄損傷	4	0	2	0	1	0	3	0	1	0
内部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
視覚	5	0	6	0	2	0	2	0	2	0
聴覚	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0
その他	7	0	11	0	17	3	10	0	6	1
計	56	11	54	12	37	15	40	15	45	13

障－第60表 退所先（重複あり）

(人)

項目／年度	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		
	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	
退所者実人数	23	7	27	4	17	7	27	11	16	4	
退所先	介護保険施設	6	2	15	1	5	1	6	2	7	1
	地域活動支援センター	5	0	5	0	6	0	2	1	1	0
	就労移行・就労継続・作業所	4	3	4	1	1	1	3	4	2	4
	医療機関リハビリ	2	1	5	1	0	1	1	0	1	0
	自主サークル	3	1	1	0	1	0	1	0	0	0
	仕事復帰	1	0	2	2	2	3	1	4	2	0
	他の社会資源活用	4	0	2	0	4	1	2	0	1	0
	その他	6	1	4	0	1	0	12	1	4	0
計	31	8	38	5	20	7	28	12	18	5	

（2）就労促進定着支援事業

（障がい福祉センター就労促進訓練係）

障がい者の一般就労の機会を拡大します。また安心して働き続けられるように支援し、自立と社会参加の促進を目指しています。

数年前まで求職支援と定着支援は同程度のニーズがありました。しかし、社会の流れとともに多様な働き方が広がり、支援を受けずに就労するケースが増えました。近年の区民ニーズは定着支援に移る傾向があり、今後も続くものと考えられます。関係機関と連携し、本人主体の定着支援を進めていきます。

ア 雇用支援室（東京都区市町村障害者就労支援事業）（登録制）

（ア）就労面の支援

- ① 職業相談 ③ 職場実習支援 ⑤ 職場定着支援
- ② 就職準備支援 ④ 職場開拓 ⑥ 離職時の調整および離職後の支援

（イ）生活面の支援

- ① 日常生活の支援
- ② 安心して職業生活を続けられるための支援
- ③ 豊かな社会生活を築くための支援
- ④ 将来設計や本人の自己決定支援

イ 就労促進訓練室（障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所）（定員20名）

すぐに就職することが困難な障がい者に対し、就労に必要な訓練・支援を行います。

また、作業・生活・健康面等への支援により、就労（就職および定着）、社会参加、自立助長を図ります。

ウ 就労促進訓練室定着事業（障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業所）

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を経て一般就労した障がい者に対し、職場定着に必要な相談や支援を行います。（平成30年4月指定）

障－第61表 雇用支援室の登録者数および就職状況 (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録者数	新規					
	求職相談	52	50	49	40	30
	定着相談	90	83	83	118	98
	年度末現在	1,692	1,616	1,920	2,078	2,186
就職状況	建設	0	3	0	3	0
	製造・電気ガス	7	8	1	2	4
	情報通信	2	6	0	2	3
	運輸	3	3	0	4	1
	卸売・小売	2	8	5	9	4
	金融・保険・不動産	4	3	1	3	1
	飲食・宿泊	3	3	0	4	3
	医療・福祉	7	7	0	4	5
	その他サービス	12	20	23	14	24
	計	40	61	30	45	45

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第6.2表 就労促進訓練室の入退所状況 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年間入所者数	13	4	2	2	1
年間退所者数	4	9	2	4	2

障－第6.3表 就労促進訓練室の年度終了後の状況 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
企業就労	2	7	0	1	1
就労継続（A）	0	0	0	1	1
就労継続（B）	1	1	1	2	0
訓練継続	9	4	4	2	1
求職活動中	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	0	0
計	13	13	6	6	3

(3) 生活体験室運営事業

(障がい福祉センター生活体験係)

18歳以上で知的障がいの方および身体障がい重複している方・重度の心身障がいの方に対して、個別支援計画に基づいた支援を行います。

ア 生活介護事業（障害者総合支援法に基づく生活介護事業所）（定員20名）

イ 東京都重症心身障害者通所（地域活用型）事業

障－第6.4表 利用者の性別・年齢構成 (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
性別	男性	16	14	14	13	13
	女性	7	6	6	7	6
	計	23	20	20	20	19
年齢構成	20歳未満	0	1	3	6	4
	20～29歳	14	13	9	7	9
	30～39歳	7	5	5	6	4
	40～49歳	2	1	3	1	2
	50～59歳	0	0	0	0	0
	60歳以上	0	0	0	0	0

障－第65表 利用者の障害者手帳保有状況（重複あり） (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
知的障がい	1度	3	3	2	3	2
	2度	14	12	12	10	10
	3度	1	0	1	2	2
	4度	3	3	3	3	3
身体障がい	1級	6	6	8	8	9
	2級	1	2	2	0	0
	3級	1	2	2	2	1
	4級	0	0	0	0	0
	5級	0	0	0	1	1
	6級	0	0	0	0	0

(4) 幼児発達支援室運営事業

(障がい福祉センター幼児療育係)

ア 幼児発達支援室（児童福祉法に基づく児童発達支援センター）

発達に課題（遅れや偏り）のある幼児に対して、発達を促すための指導、保護者に対する助言を行っています。

イ 事業内容

(ア) 通所指導

児童福祉法に基づく児童発達支援センター（定員 1日あたり30名）

2歳から就学前までの発達に課題（遅れや偏り）のある独歩可能な幼児が対象です。

(イ) 保育所等訪問支援事業

利用児が集団生活を営む保育所等を専門職員が訪問し、集団生活の適応のため、専門的な支援を行います。

(ウ) 外来指導

保育園、こども園および幼稚園児等を対象に1か月から2か月に1回程度の頻度で発達評価、個別指導、グループ指導および保護者相談を行います。

(エ) 地域支援事業

- ① 専門職員を保健センターの親子支援グループに派遣し、助言や支援を行います。
- ② 児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の職員を対象に専門の講師による研修を行います。また、専門職員が事業所に出向き、相談・助言を行います。

(オ) 千住分室の開室

増加する外来指導のニーズに対応するために、令和4年4月に千住分室を開室しました。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第66表 利用者の年齢別内訳および手帳保有状況 (人)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年齢	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	0	0	0	0	0
	2歳児	7	10	9	12	8
	3歳児	10	10	14	7	8
	4歳児	13	9	8	17	7
	5歳児	11	13	11	8	15
計		41	42	42	44	38
愛の手帳	1度	0	0	0	0	0
	2度	5	8	5	7	5
	3度	8	7	7	6	11
	4度	6	9	7	2	6
	未所持	22	18	23	29	16
計		41	42	42	44	38

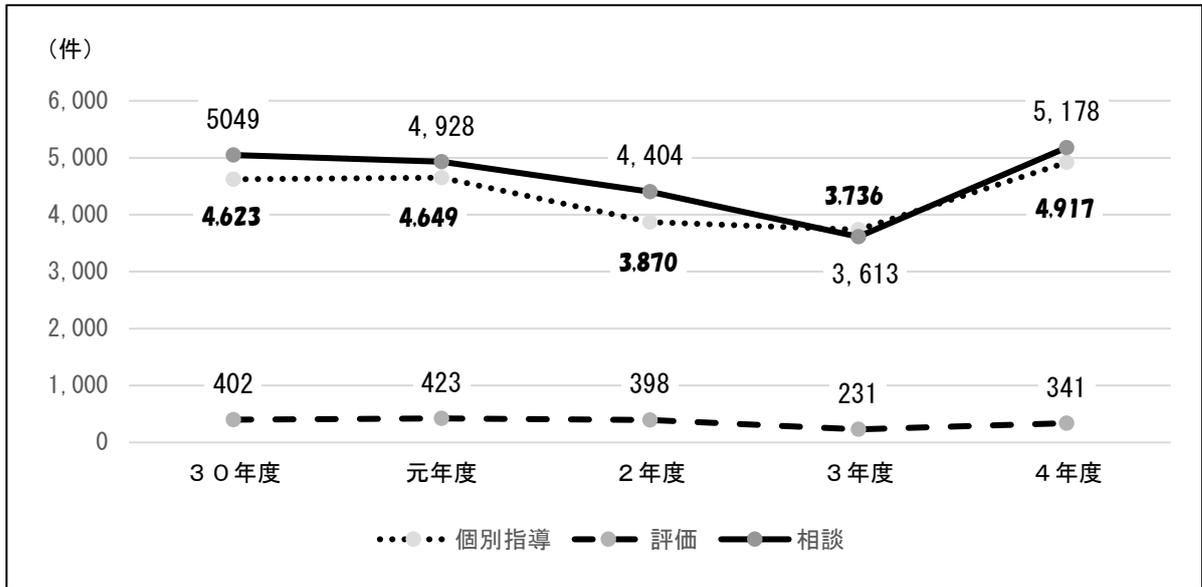
障－第67表 進路・移行先 (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
通所継続	22	16	19	20	14
保育園	0	1	2	2	3
幼稚園	7	6	5	8	3
こども園	2	3	2	3	1
小学校（通常）	1	0	0	0	0
小学校（特別支援学級）	2	3	4	4	2
特別支援学校	7	10	7	4	12
入所施設・療育施設	0	0	0	2	3
その他	0	3	3	1	0
計	41	42	42	44	38

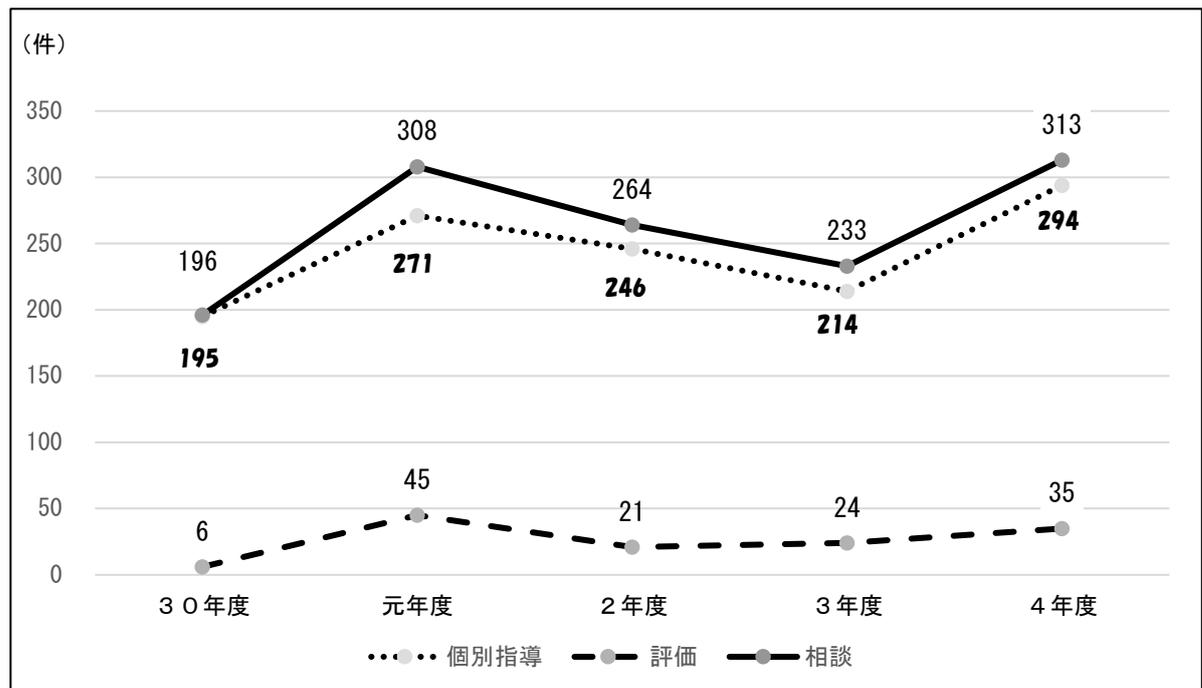
障－第68表 外来個別指導 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
発達	個別指導	4,623	4,649	3,870	3,736	4,917
	評価	402	423	398	231	341
	相談	5,049	4,928	4,404	3,613	5,178
構音	個別指導	195	271	246	214	294
	評価	6	45	21	24	35
	相談	196	308	264	233	313

障－第69表 外来件数（発達）の推移



障－第70表 外来件数（構音）の推移



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

(1) 啓発事業

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、さまざまな事業をとおした啓発活動を実施しています。

障－第71表 啓発関連事業（生活技術支援グループを含む）

（令和4年度実施分）

事業名		実施日	内容	参加者
区民講座	発達障がい	未実施※	講演 大人の発達障がいの理解と対応について	0名
生活技術支援セミナー	呼吸器機能障がい	未実施※	呼吸器機能に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に呼吸器の病気について学ぶ呼吸リハビリテーション体操の実技	0名
	高次脳機能障がい （令和2年度より委託事業）	11月19日	高次脳機能障がいに関心のある方を対象に高次脳機能障がいの特性を学び、社会復帰等について考える	33名
	視覚障がい	7月2日	視覚に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に障がい者スポーツの紹介、ピアサポート相談、白杖体験、福祉機器の情報・体験をとおして、外出のきっかけづくりや障がい理解を深める	8名
	ストーマ	11月12日	オストメイト、その家族、支援者を対象に装具の使用法や日常生活を快適に過ごすための工夫を学ぶ	17名
	聴覚障がい	未実施※	聴覚に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に難聴の理解や補聴器の使用法について学ぶ	0名
	じん臓機能障がい	未実施※	じん臓機能に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象にじん臓機能の基礎知識を学ぶ	0名
	失語症 （令和2年度より委託事業）	8月28日	失語症者、その家族、支援者を対象に失語症の基礎理解、対応方法や工夫・会話技術を学ぶ	15名
生活技術支援グループ	自立生活セミナー	11回	障がいのある方を対象にスポーツ、レクリエーション、パステル画、音楽活動等をとおして社会生活力を高める	延24名
	社会生活向上グループ「ステップ」	毎週月曜	障がいのある方を対象に作業活動をとおしてルールを守るなど社会復帰を目指す	延104名
補装具	補装具支援者向け研修	未実施※	支援者を対象に装具、車椅子などの補装具についての基礎知識を学ぶ	0名

※ 未実施のセミナーは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とした。

（2）障がい者週間記念事業

障害者基本法に定められている「障害者週間（12月3日～9日）」に合わせ、事業を実施しています。

足立区在住、在学、在勤の障がい者（児）の自立と社会参加の意欲向上とともに、一般区民に対し障がいへの理解と啓発を目的としています。

障がい者（児）による作品展示等のイベントを開催しています。開催に際し、障がい者団体、社会福祉法人、ボランティア連合会による実行委員会を結成し、足立区と共催し実施しています。

障－第72表 実施内容（令和4年度）

事業名	内容	発信状況
デジタルアート びじゅつかん	障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品をホームページに掲載	場 所：足立区ホームページ 期 間：12月2日より公開（通年公開） 作品数：205点 参加者：23団体、3個人 閲覧数：2,248PV（ページビュー） （12月31日時点）
区役所 びじゅつかん	障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示する「作品展」と、障がいのある方の自主製品（手芸・お菓子等）を販売する販売コーナーを実施	場 所：足立区役所 中央館1階アトリウム 期 間：12月2日から8日 （販売コーナーは5日まで） 作品数：434点 参加者：40団体、3個人（作品展） 9団体（販売コーナー） 来場者：2,580人
グッズ配布	令和3年度企画「デジタルアートミュージアム」に掲載された作品を盛り込みデザインされたポストカードを制作し、配布	場 所：足立区役所 中央館1階アトリウム 期 間：12月2日から8日 配布期間終了後もあしすと窓口ほか福祉事務所・保健センター等で配布 配布枚数：約9,600枚
広報	上記の企画の周知のために実施 ア ポスター・チラシ イ あだち広報 ウ Twitter・Facebook	配布枚数 ポスター： 約700枚 チラシ： 約12,000枚

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年の足立区役所内アトリウム・庁舎ホールでのイベントは中止とした。

(3) 通所バスの運行

自主通所が困難な障がい者に対し、通所手段を確保するため、通所バスを運行し当該施設の円滑な利用を図っています。

ア 対象者

- (ア) 車椅子を使用する者
- (イ) 身体的および住居等の状況から、公共交通機関の利用が困難な者
- (ウ) その他、センター所長が特に必要と認める者

イ 運行方法

民間事業者への運行委託により運行します。

障－第73表 **運行実績**

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年間運行延べ台数		8,600	9,173	9,224	9,916	10,067
乗車人数	座席	109,306	120,544	104,672	108,950	110,740
	車椅子	69,618	71,389	66,143	67,806	68,457
	計	178,924	191,933	170,815	176,756	179,197

(4) 公開療法

区内の知的障がいまたは身体との重複障がい者、重度の心身障がい者に対して、専門講師による療育（トランポリン・音楽ムーブメント・音楽療法）を行っています。

障－第74表 **実施回数および利用者数**

項目／年度	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
トランポリン	32	292	27	135	13	51	18	79	29	108
ムーブメント	27	559	21	282	11	94	16	154	22	205
音楽療法	36	402	38	244	15	59	22	90	29	127
計	95	1,253	86	661	39	204	56	323	80	440

(5) 障がい者介護養成事業の開催

知的障がい者の移動支援従業者を養成するための研修、および介護職員等が一部の医療的ケアを実施するための研修（喀痰吸引等研修、特定の者対象）、知的障がい理解のための公開講座を行っています。

障一第75表 講習会等への参加実績

(人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
移動支援従業者研修	34	22	0	0	0
喀痰吸引等研修	59	29	22	12	31
公開講座	0	67	58	0	63
計	93	118	80	12	94

(6) Jステップ支援事業（旧保護雇用助成事業）

一般就労が困難な知的障がい者と援助者をともに雇用することにより、知的障がい者の就労機会を拡大するとともに、企業就労への訓練の場となる保護雇用事業に対して助成しています。

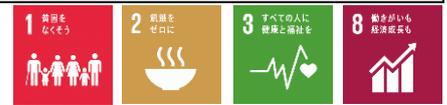
なお、この事業は、足立区社会福祉協議会が雇用主となり公共施設の清掃業務を実施しているものです。（事業開始：平成6年4月1日）

障一第76表 保護雇用助成状況

年度	実施者	就労場所数	就労者	援助者	助成額
30年度	足立区社会福祉協議会	6カ所	26名	11名	15,430,000円
元年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	26名	10名	14,150,000円
2年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	26名	10名	13,460,000円
3年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	25名	10名	13,460,000円
4年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	25名	10名	13,460,000円

IV 低所得者福祉

低所得者福祉施策の概要



1 低所得者福祉施策の現状

生活保護受給世帯および人員は、令和5年4月中時点で18,817世帯、23,670人、保護率約3.4%で、区民の約29人に1人が被保護者となっています。長引く新型コロナウイルスの影響により、生活困窮者の増加を見込んでおりましたが、令和3年度、令和4年度と比較しても、世帯・人員共に大きな増加は見られませんでした。このような状況下、区では生活保護受給者の自立支援と適正化を目指し、稼働能力の活用による自立助長、医療扶助の適正給付、ケースワーク技術の向上などに取り組んでいます。

一方、生活保護に至る前の段階における生活困窮者の相談件数は、一時急増した国の支援金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）のピークアウトに伴い就労や生活に関する相談件数が減少し、新型コロナウイルス前の水準となりました。しかし依然として物価高騰等の影響もあり、しごとや暮らしに困窮する相談は多い水準にあります。一人でも多くの方々を支援につなげるため、通常開庁時の相談支援のほか夜間・休日の相談窓口開設、オンラインによる相談支援、出張総合相談会の実施等、さまざまな相談体制を整え、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

2 令和4年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

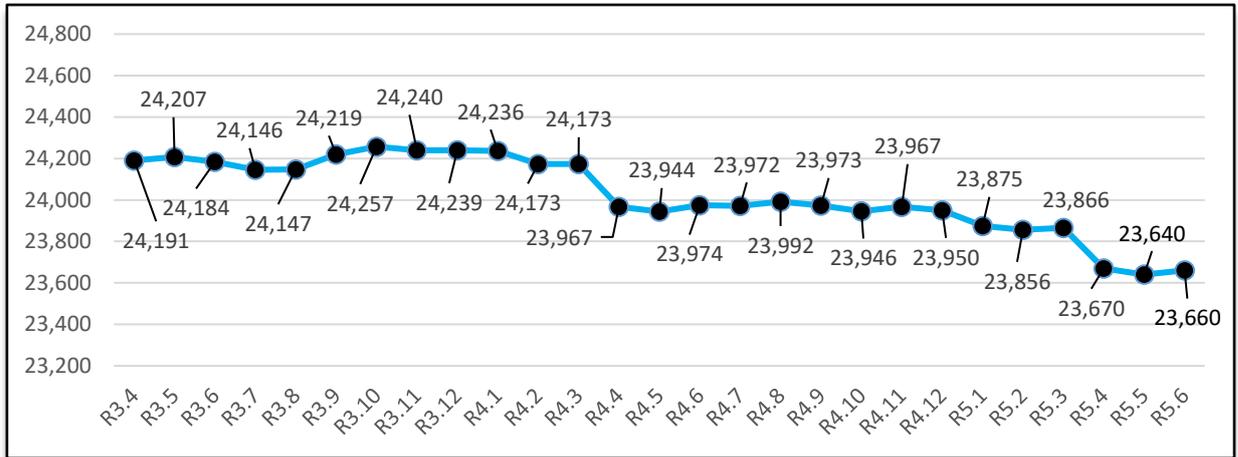
令和4年度重点	主な取り組み結果
ア 福祉事務所の業務改善	(ア) 令和2年度の不適切な保護廃止をきっかけに、福祉事務所業務改善のために、事務の見直しだけでなく、意識改革に向けた研修等を実施した。 (イ) 令和4年度は、4つの職員PTを立ち上げ、業務手順の共通化等の課題について検討した。
イ 就労準備支援事業について、くらしとしごとの相談センター（生活困窮者対象）と足立福祉事務所（生活保護受給者対象）とで包括的就労支援事業として一体的に実施	対象者別に行っていた事業を一体的に行うことで切れ目のない細やかな支援を行った。 (ア) スケールメリットを活かした求人数、就労準備講座の充実 (イ) 個々の状況にあった就労準備支援（生活リズム、面接や話し方、PC技能等、段階的に実施） (ウ) 就労後の支援（定着支援）を従来の3か月から12か月へ拡大
ウ 有子世帯係のモデル実施による子どもの貧困対策の強化	生活保護世帯の子どもを取り巻く機関とケースワーカーの連携強化（SSW（スクールソーシャルワーカー）との懇談会の実施）

(2) コロナ禍での生活保護受給者・世帯数の状況

令和2年の年明けごろから始まった、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、区民生活にも大きな影響を与えました。しかし、生活保護受給者数および世帯数の増減で見ると、その影響は現時点では限定的であったと言えます。

低概－第1表 生活保護受給者数の推移

(人)



低概－第2表 生活保護受給世帯数の推移

(世帯)

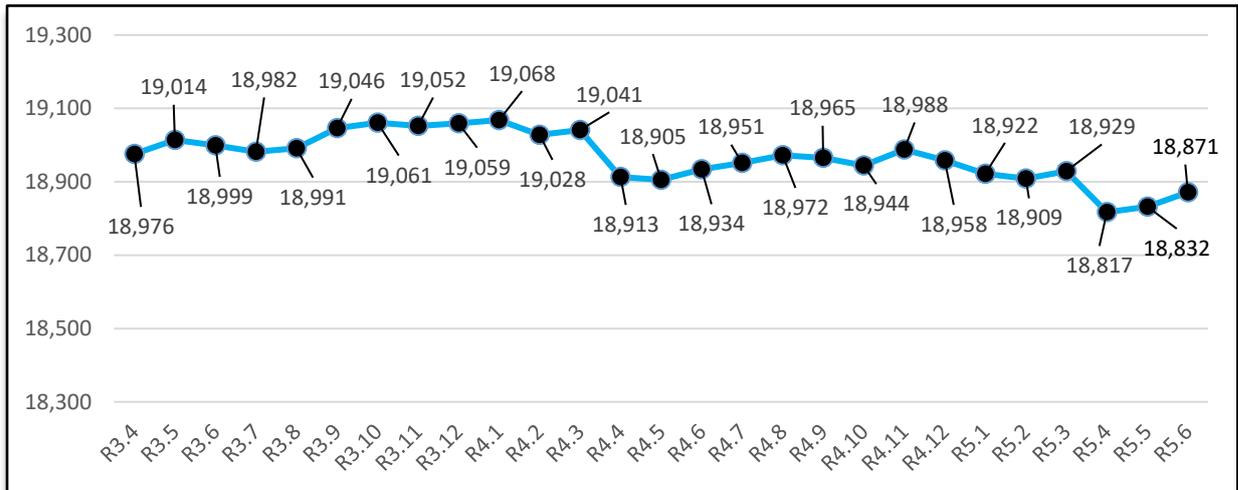
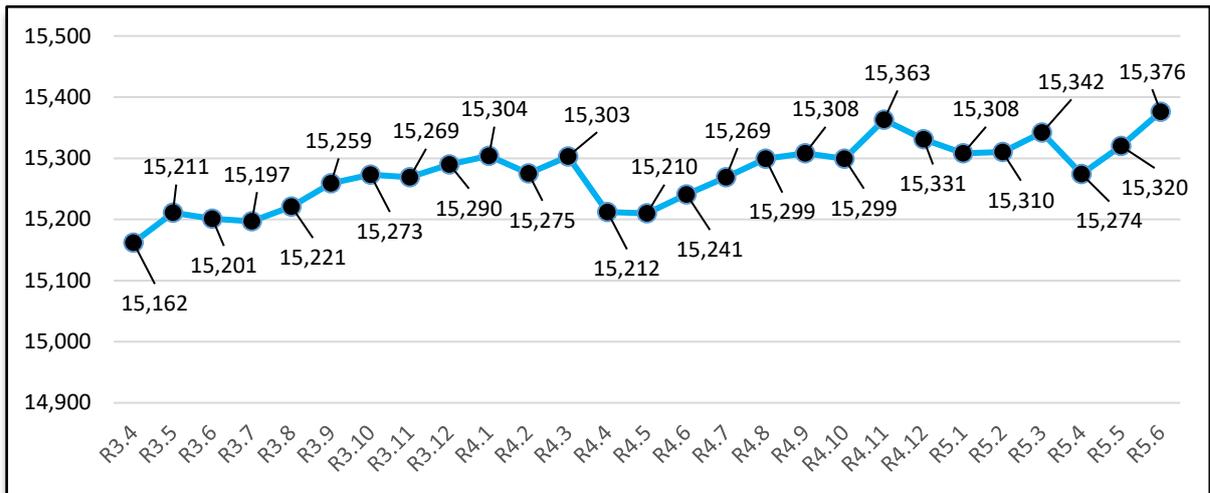
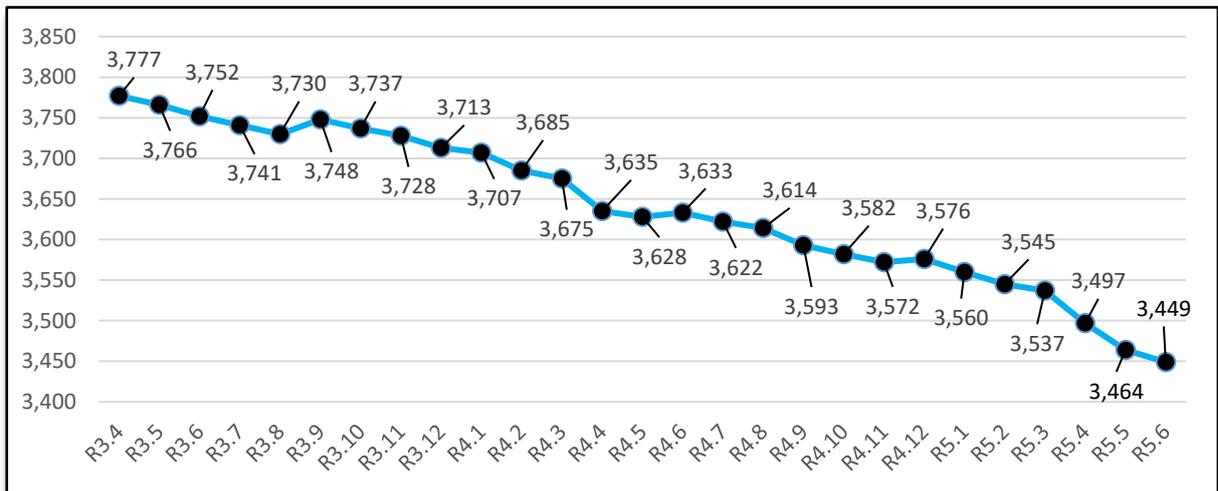


表1、表2より、生活保護受給者数は減少し、世帯数は横ばいとなっています。これらのことから、新型コロナウイルス感染拡大は区民生活に大きな影響を与えたものの、生活保護への影響は少なかったと言えます。

低概一第3表 生活保護受給世帯（単身世帯）数の推移 (世帯)

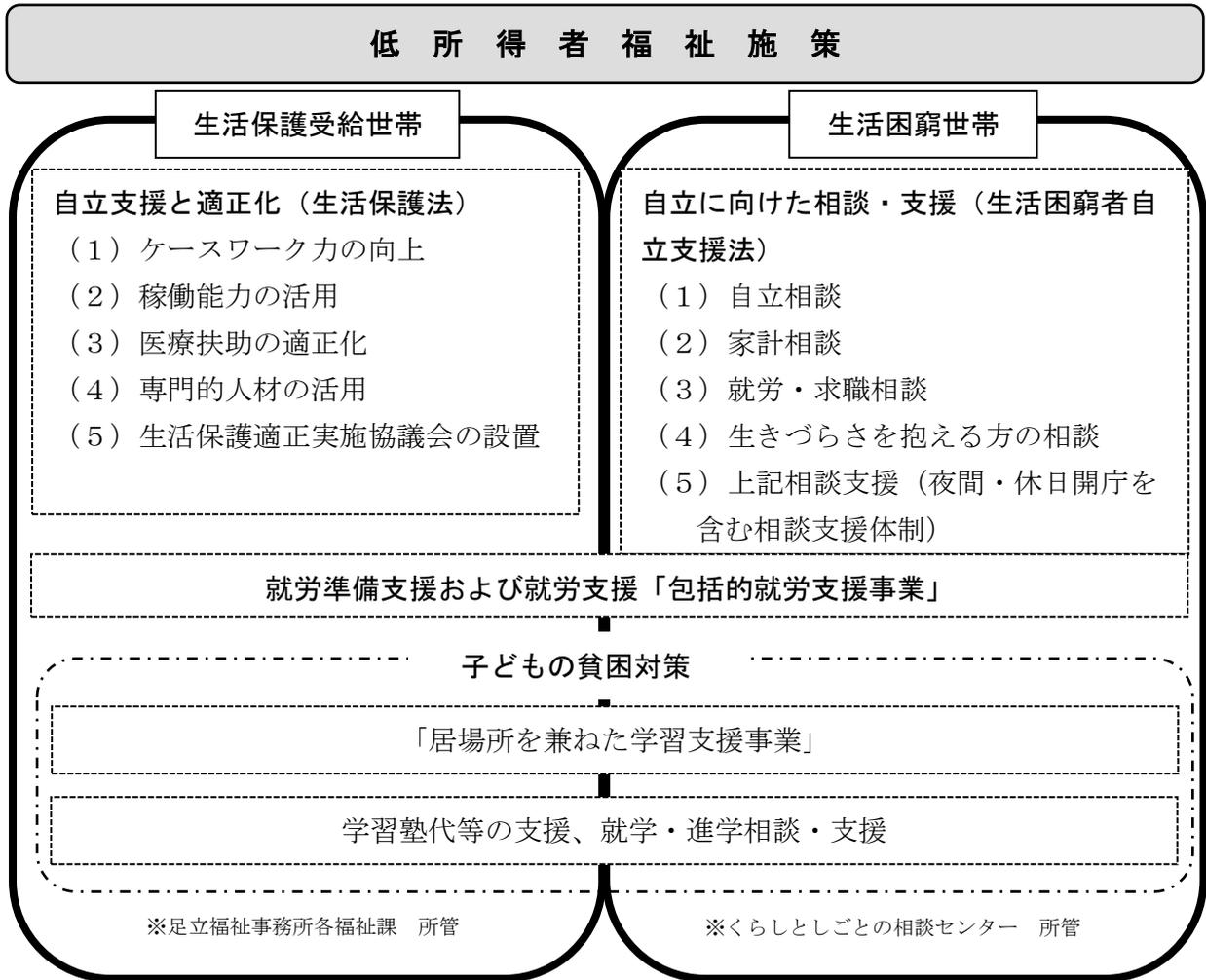


低概一第4表 生活保護受給世帯（2人以上の世帯）数の推移 (世帯)



一方、表3からは、単身の生活保護受給世帯数がやや増加から横ばい傾向であり、表4からは2人以上の生活保護受給世帯が減少していることがわかります。これらのことから、単身世帯の増加により、経済的な支援に加えて緊急連絡先等の確保など、単身世帯特有の支援ニーズがさらに高まると言えます。

3 低所得者福祉施策の概要



4 低所得者福祉施策の課題と方向性

(1) 生活保護受給者の自立支援と適正化の具体的な取り組み

生活保護受給者は、様々な生活上の困難を抱えています。そのため、稼働能力の活用や医療扶助の適正化、他法他施策の活用等を図り、生活保護の適正実施に取り組むと共に、職員のケースワークの知識・技術・能力などを向上させていく必要があります。

ア ケースワーク力の向上

足立福祉事務所全福祉課で世帯類型別の係編成を導入したことにより、高齢世帯、一般世帯それぞれの特性に合わせた専門性の向上を図っています。モデル実施している「有子世帯係」についても、良い面を他の福祉課へ横展開しながら、さらなるケースワーク力の向上に努めてまいります。

イ 稼働能力の活用

令和元年度から就労支援の専門性とノウハウを持つ事業者に包括的就労支援事業（就労支援、就労準備支援、定着支援および個別求人開拓）を委託し、稼働能力のある生活保護受給者の自立支援を進めています。令和4年度からは、被保護者のみではなく、これまで別事業者で支援を行っていた、生活保護を受給していない生活困窮者も対象に含め、利用者にとって切れ目のない細やかな自立支援を目指しています。

ウ 医療扶助の適正化

令和3年1月に健康管理支援事業が法定され、「健康管理支援プログラム」を策定しました。令和3年度から健康管理支援員を配置し、プログラムに基づいた疾病の重症化予防事業や受診行動適正化事業を計画的に実施していきます。

エ 専門的人材の活用

生活保護法では、他法他施策が生活保護に優先して行われます。介護扶助適正化専門員は介護保険や障がい者サービスの利用を円滑に行い、資産調査専門員は年金受給権調査等を専門的な視点から実施するなど、専門的な人材を活用しながら扶助費の適正化を推進していきます。

オ 生活保護適正実施協議会の設置

生活保護受給者の自立支援と生活保護の適正実施を推進するため、平成28年度から学識経験者、民生・児童委員、医師等を委員とする「生活保護適正実施協議会」を設置しています。協議会では、就労支援・不正受給・医療扶助などの観点から検討を行い、協議いただいています。

一方で、令和2年度に、不十分な調査で失踪と判断し生活保護を廃止したことで、安心して生活できる環境が損なわれた事案が発生しました。これを受け、同協議会に学識経験者等で構成する専門部会を設置し、なぜこの事案が発生したのか、このようなことが繰り返されないためにはどうすれば良いのかを協議いただき、再発防止策の答申をいただきました。それを基に令和4年度、「失踪廃止決定に伴う取扱基準」を策定し、今後の統一的な運用を図ることとしました。

(2) 生活困窮者に対する相談、支援

くらしとしごとの相談センターでは、経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が難しくなるおそれのある方に対して、自立相談、家計相談、就労準備など自立に向けた支援を行っています。

また、多くの方々の相談に対応するため、オンライン相談をはじめ夜間・休日開庁日を設けるなど、相談しやすい環境を整えています。さらには年代を問わず、ひきこもり状態など生きづらさを抱える方々への相談や支援を実施し、将来的な生活困窮を予防していきます。

(3) 低所得者への就労支援

ハローワーク足立と連携した就労支援事業、NPO法人との協働による若年層の被保護者の日常・社会生活自立、専門的な事業者による包括的就労支援事業（就労支援、就労準備支援、独自求人の開拓、定着支援）を実施しています。

特に包括的就労支援事業については、これまで利用者の特性に合わせることを目的として、生活保護を受給されている方とそうでない方を、別々の事業者が支援していましたが、令和4年度以降は事業者を一本化し、生活保護受給の有無に関係なく、生活に困窮されている方全てを対象とした事業として、より細やかで切れ目のない支援を行うための体制を整えました。新体制の包括的就労支援事業ではこれまで以上に綿密な事業者との連携を図り、さらなる利用者の自立助長を行っています。

(4) 低所得世帯の子どもに対する学習・生活支援の推進

貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯の子どもに対し「居場所を兼ねた学習支援事業」や学習塾代等の支援等を行っています。

ア 居場所を兼ねた学習支援事業

家庭環境によって自宅学習が困難な生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習の場の提供だけでなく、家庭や学校以外に安心できる「第三の居場所」を提供する「居場所を兼ねた学習支援事業」を実施しています。

「居場所」では学習支援に加えて地域団体やNPO法人等の協力による食事提供や体験活動を行っているほか、世帯の状況に応じて「居場所サポート相談員」が家庭訪問を実施するなど、家庭全体に対するアプローチも行っています。

また、高校進学後の就職相談や大学・専門学校への進学相談、生活全般にわたる悩み相談などに対し各関係機関と連携して継続的に本人に寄り添うことにより、将来の自立に向けた支援を実施しています。

イ 学習塾代等の支援

生活保護世帯の小学生から高校生への通塾代、大学等進学支援費を補助し、高校や大学等への進学に向けた支援を行っています。また、生活保護を受給していない困窮世帯に対しては、都の社会福祉協議会が実施する「受験生チャレンジ」貸付制度の活用を促し、支援を行っています。

ウ 生活保護法等の改正による大学等進学への後押し

平成30年度に生活保護法等が改正され、大学等進学準備金の創設など、生活保護世帯の子ども達が大学等へ進学しやすい制度へと見直しがされました。福祉事務所では、統一的な支援やポイントをまとめた「学習支援プログラム」に基づき、大学等進学への後押しを行っています。

(5) ホームレスへの支援

平成12年度から東京都と特別区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、共同事業として、自立支援センターを設置し、緊急一時保護事業と、就労による自立を支援する自立支援事業を実施するとともに、河川や公園を巡回し、ホームレスに面接相談を行う巡回相談事業を実施しています。ホームレスの人数は減少傾向ですが、長期化・高齢化の傾向にあり、粘り強い対応が求められています。

自立支援センターは、第5ブロック（足立区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区）において持ち回りで設置しており、平成31年3月からは墨田区内に「墨田寮」が開設されています。また、平成27年4月1日からの生活困窮者自立支援法に基づく都区共同事業として、自立相談支援事業および一時生活支援事業として実施することになりました。今後も本事業の活用を図り、ホームレス対策を推進していきます。

5 低所得者福祉施策の展望

いまだ完全収束していない新型コロナウイルス感染症、世界的な物価高騰による暮らしや家計への影響など、低所得者の方々を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いています。こうした中、一人でも多くの方の相談を受けられる体制を整えるとともに、活用できる様々な制度などの情報を正しく伝え、それぞれの状況に応じた支援を適切に行っていきます。

令和4年度からは、「福祉事務所」と「くらしとしごとの相談センター」が組織として一体となり、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携を強化することで、生活困窮者の生活保障と自立の促進に向けた事業展開を一体的に実施しています。

また、就労支援においては、相談者への寄り添い型支援を基本として、さらにハローワーク、NPO法人、就労支援委託事業者など、関係機関との密接な協働を通じて、自立した生活に向けた支援、下支えをしていきます。

低所得者福祉施策の事業概要

1 宿泊所・宿所提供施設等の共同管理

（足立福祉事務所生活保護指導課）

生活保護法に基づく更生施設および宿所提供施設、ならびに社会福祉法に基づく宿泊所の設置および管理に関する事務について、その有機的かつ効率的利用を図るため、昭和42年4月1日から特別区人事・厚生事務組合において共同処理しています。令和5年4月現在、各施設数は更生施設9所、宿所提供施設9所および宿泊所4所（うち1所は改装工事のため事業休止中）となっています。当区では、これに要する経費を分担金として拠出しています。

2 生活保護法による扶助

（足立福祉事務所各福祉課）

足立区の被保護者数は、東京都の平均を大幅に上回り、令和5年4月現在、区部では一番高い保護率です。

保護の開始理由は、世帯主の傷病による場合が24%を占めています。また、世帯類型別では、傷病障がい世帯が25%、高齢世帯が55%となっています。

低－第1表 最近の生活扶助基準額の推移

改定 (改定日)	生活扶助基準額 (円)	前年比増 (%)	改定 (改定日)	生活扶助基準額 (円)	前年比増 (%)
第67次改定 (平成23年4月1日)	175,167	0.00	第73次改定 (平成29年4月1日)	163,113	0.00
第68次改定 (平成24年4月1日)	175,167	0.00	第74次改定 (平成30年10月1日)	158,913	-2.57
第69次改定 (平成25年8月1日)	169,814	-3.06	第75次改定 (令和元年10月1日)	159,972	0.67
第70次改定 (平成26年4月1日)	168,839	-0.57	第76次改定 (令和2年10月1日)	161,314	0.84
第71次改定 (平成27年4月1日)	163,113	-3.39	第77次改定 (令和4年4月1日)	161,314	0.00
第72次改定 (平成28年4月1日)	163,113	0.00	第78次改定 (令和5年4月1日)	161,314	0.00

(1) 厚生労働省告示による。

(2) 生活扶助基準額は3人世帯（夫33歳・妻29歳・子4歳）とした。

(3) 基準額には冬季加算（VI区×5/12）を含む。

(4) 基準額には第67次改定から第68次改定までは住宅扶助（一般基準分I）を含む。

低－第2表 足立区の生活保護の状況

項目／年		元年	2年	3年	4年	5年
足立区	被保護世帯(世帯)	18,752	18,909	18,976	18,913	18,817
	被保護人員(人)	24,305	24,328	24,191	23,967	23,670
	保護率(%)	35.18	35.52	35.4	34.6	34.1
東京都	被保護世帯(世帯)	230,371	231,279	231,428	230,841	230,787
	被保護人員(人)	283,944	283,457	280,976	278,175	276,304
	保護率(%)	20.4	20.3	20.1	19.9	19.6

- (1) 令和元年は7月31日被保護者調査年次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 被保護者調査月次調査による月中の数字は、月間中の廃止世帯、人員が含まれるため、月末・月初現在の実数とは一致しない。

低－第3表 扶助別および外国人被保護世帯と人員

項目		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	外国人(実数)
世帯(世帯)	中部第一	3,252	3,258	135	816	3,542	0	57	16	231
	中部第二	3,098	3,096	142	763	3,303	0	61	13	185
	千住	1,466	1,487	25	504	1,639	1	15	5	45
	東部	2,850	2,935	136	749	2,981	0	53	17	132
	西部	2,791	2,774	142	881	3,001	0	60	10	135
	北部	3,169	3,229	125	911	3,452	0	52	15	179
	計	16,626	16,779	705	4,624	17,918	1	298	76	907
人員(人)	中部第一	4,063	4,019	199	842	4,352	0	63	16	307
	中部第二	4,031	3,999	215	798	4,223	0	66	13	283
	千住	1,675	1,699	31	520	1,857	1	18	5	53
	東部	3,576	3,665	206	776	3,589	0	56	17	207
	西部	3,687	3,651	199	933	3,823	0	72	10	231
	北部	4,016	4,071	177	955	4,315	0	60	15	293
	計	21,048	21,104	1,027	4,824	22,159	1	335	76	1,374

※ 令和5年4月中被保護者調査月次調査による。

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉
2 生活保護法による扶助

低－第4表 世帯平均人員 (人)

項目／年	元年	2年	3年	4年	5年
被保護世帯平均人員	1.30	1.29	1.27	1.27	1.26
一般世帯平均人員	2.00	1.98	1.96	1.91	1.88

- (1) 令和元年は7月31日被保護者調査年次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 一般世帯平均人員は各年4月1日の数字。

低－第5表 世帯人員別構成比 (%)

項目／年	元年	2年	3年	4年	5年
1人世帯	78.8	79.4	80.2	80.8	81.6
2人世帯	15.7	15.3	14.9	14.4	13.8
3人世帯	3.7	3.5	3.4	3.2	3.0
4人世帯	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1
5人世帯以上	0.6	0.6	0.4	0.5	0.5

※ 令和元年は7月31日被保護者調査年次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第6表 教育扶助受給人員の推移 (人)

項目／年		元年	2年	3年	4年	5年
小学校	教育扶助受給人員	772	720	657	645	588
	区内児童総数	31,506	31,213	30,431	29,916	29,356
中学校	教育扶助受給人員	486	455	439	411	410
	区内生徒総数	13,298	13,387	13,548	13,499	13,319

- (1) 令和元年は7月31日被保護者調査年次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 区内児童総数、区内生徒総数は各年5月1日の数字。

低－第7表 被保護者労働力類型 (世帯)

項目／年		元年	2年	3年	4年	5年
働いている者がいない世帯		15,993	16,286	16,486	16,487	16,475
世帯員が働いている世帯		462	408	399	370	364
世帯主が 働いている世帯	常用勤労者	2,077	1,913	1,850	1,805	1,772
	日雇労働者	296	211	155	135	105
	内職者	54	43	40	41	35
	その他	8	10	9	9	20
計		18,890	18,871	18,939	18,847	18,771

※ 令和元年は7月中被保護者調査月次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第8表 被保護者世帯類型 (世帯)

項目／年	元年	2年	3年	4年	5年
傷病障がい者世帯	4,547	4,471	4,402	4,723	4,683
高齢世帯	10,437	10,534	10,560	10,484	10,322
母子世帯	1,005	937	879	852	791
その他世帯	2,901	2,929	3,098	2,788	2,975
計	18,890	18,871	18,939	18,847	18,771

※ 令和元年は7月中被保護者調査月次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第9表 保護の申請・開始・廃止の状況

区分	令和4年度中														月平均 世帯 (世帯)	月平均 人員 (人)
	世帯(世帯)							人員(人)								
	中部第一	中部第二	千住	東部	西部	北部	計	中部第一	中部第二	千住	東部	西部	北部	計		
申請	429	391	150	398	345	422	2,135	-	-	-	-	-	-	-	177.9	-
取下却下	27	18	16	12	23	43	139	-	-	-	-	-	-	-	11.6	-
開始	407	379	136	384	320	391	2,017	532	515	168	481	440	497	2,633	168.1	219.4
廃止	445	361	220	350	297	438	2,111	503	462	233	391	367	534	2,490	175.9	207.5
増減	-38	18	-84	34	23	-47	-94	29	53	-65	90	73	-37	143	-7.8	11.9

- (1) 被保護者調査月次調査による。
- (2) 申請件数は、前年度に申請があり当年度に開始、取下却下したものを含む。また、当年度に申請があったが未決定のもの(翌年度に開始、取下却下したもの)を除く。
- (3) 取下却下は、境界層該当者の申請却下を含む。

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉
2 生活保護法による扶助

低－第10表 理由別保護開始世帯数

(世帯)

項目／年	元年	2年	3年	4年	5年
世帯主の傷病	64	36	33	33	34
世帯員の傷病	3	2	1	4	0
働いていた者の別離・死亡・不在	8	3	1	4	1
勤労収入の減少・喪失	53	95	42	34	41
年金・仕送り等の減・喪失	12	15	5	2	4
その他	91	70	72	64	59
計	231	221	154	141	139

※ 令和元年は7月中被保護者調査月次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第11表 理由別保護廃止世帯数

(世帯)

項目／年	元年	2年	3年	4年	5年
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡・失踪	84	51	60	69	58
勤労収入の増加	19	12	16	27	21
働き手の転入	0	0	0	0	0
年金・仕送りの増加	0	3	6	8	6
親類・縁者の引取り	6	4	6	6	6
施設入所	0	2	1	4	6
その他	67	42	23	26	18
計	176	114	112	140	115

※ 令和元年は7月中被保護者調査月次調査による。令和2年からは各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第12表 最近5か年の生活保護費

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
扶助費 総額	金額(千円)	46,157,938	46,038,665	45,187,825	45,239,912	44,959,454
	対前年比(%)	99	99	98	100	99
うち 医療 扶助額	金額(千円)	21,516,114	21,726,801	21,064,975	21,313,483	21,080,868
	対前年比(%)	102	101	97	101	99
	総額に占める割合(%)	47	47	47	47	47

低－第13表 被保護者の高校進学率 (％)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
高校進学率		93.7	94.4	93.8	94.3	94.2
内訳	全日制	81.5	79.1	78.2	77.0	72.2
	定時制	14.2	15.1	15.3	13.9	18.2
	通信制	4.3	5.8	6.5	9.1	9.6
	単位制	0	0	0	0	0

※ 平成27年度から取り組み開始。

3 生活保護世帯に対する被保護者自立促進事業

(足立福祉事務所各福祉課)

生活保護法の適用を受けている世帯に対し、被保護者の自立促進を図るため、就労支援、地域生活移行支援および次世代育成支援等にかかる経費を東京都の補助金(補助率=10/10)を活用して支給しています。たとえば、就労支援の項目では、求職活動に必要なスーツ等の購入経費の支給などがあります。

低－第14表 支給実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	3,204	3,306	2,925	3,304	2,922
金額(円)	58,690,739	58,276,299	53,708,899	60,279,656	54,810,018

(うち、学習環境整備支援の支給実績)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人数(人)	365	319	281	295	265
金額(円)	37,041,815	36,720,107	30,712,235	34,457,998	29,522,153

※ 学習環境整備支援の支給実績は、より実態を分かりやすくするため、人数で記載。

4 受験生チャレンジ支援貸付事業

(足立福祉事務所各福祉課)

高等学校または大学等へ入学を希望する者を養育する低所得者に対し、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室を受講する費用および高等学校・大学等を受験する費用を貸し付けています。足立福祉事務所各福祉課では、貸付に関する相談、受付を行っています。

低－第15表 延べ相談件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	1,916	1,816	1,393	1,714	2,596

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉

5 住居確保給付金支給事業

5 住居確保給付金支給事業

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的に困窮している住居喪失(見込)離職者に対し、常用就職に向けた求職活動や事業再生のための活動を条件に、生活保護の住宅扶助特別基準額に相当する額を上限に住居確保給付金を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っています。

低－第16表 住居確保給付金支給事業支給実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規決定件数(件)	17	35	1,241	292	149
延べ金額(円)	3,576,800	6,562,667	271,539,641	153,557,420	54,341,777

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響から2年度は一時的に著増し、その後、落ち着きつつある。

6 生活困窮者に対する自立相談支援事業

(くらしとしごとの相談センター生活相談係)

くらしとしごとの相談センターでは、さまざまな困難を抱えた生活困窮者からの相談を受け、対象者が経済的・社会的に自立できるよう、本人の状況に応じた包括的・継続的な寄り添い支援を行っています。また、就労、家計、家族関係、こころや健康の問題等複数かつ複雑な相談に対し、総合的に対応するための、「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」をハローワーク、保健師、弁護士等専門家との連携のもと実施しています。

低－第17表 内容別延べ相談件数

(件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
仕事・雇用	1,880	2,998	3,364	3,888	2,963
生活費全般	2,806	4,242	6,853	5,316	4,470
健康・こころの問題	1,044	1,557	1,780	1,664	1,665
家族・人間関係	1,135	1,717	1,849	1,596	1,450
その他	470	367	417	1,125	852

7 生活困窮者に対する就労準備支援事業

(くらしとしごとの相談センター就労支援担当係)

決まった時間に起床・就寝できない、他人との関わりに不安がある等の理由ですぐに就労することが困難な方を対象に、就労に至る前の基礎能力を身につけるための準備支援を行っています。これまでの就労支援の枠組みでは十分に支援が行き届いていなかった日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた支援を利用者の個々に応じて実施するとともに、実際の職場での体験の機会を設けています。平成30年度からの就労準備支援施設「ジョブサポートあだち」では職業紹介も行っていきます。

低－第18表 支援実績

(人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者	234	244	177	173	168
就労決定者	134	142	93	92	81

8 居場所を兼ねた学習支援事業

(くらしとしごとの相談センター子どもの学習支援係)

夜間、親が仕事のため子どもだけで過ごしている、兄弟姉妹が多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な中学生を主に対象として、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる居場所を提供しています。

平成27年度に拠点施設を区内北部地域に開設し、平成28年度には区内東部地域と中部地域、平成29年度は区内西部地域に開設し、現在計4カ所を実施しています。

また、主に高校生の中退防止に向けた継続支援のためのランチ（分室）を2カ所設置しています。

低－第19表 支援実績

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設数 (カ所)	拠点	4	4	4	4	4
	ランチ	3	3	3	3	2
登録者（人）		308	313	325	345	356
高校等進学率（%）		97.6	98.1	100.0	98.0	100.0

V 地 域 福 祉

地域福祉施策の事業概要

1 民生委員・児童委員 (1) 民生委員・児童委員の活動



(福祉管理課民生係)

足立区の民生委員・児童委員の定数は559名（うち主任児童委員50名）で、担当地域を受け持ちながら地区民生・児童委員協議会の活動を行っています。地区民生・児童委員協議会は25地区あり、各地区は7つの合同地区協議会に所属するとともに、区全体を統括する足立区民生・児童委員協議会を設置しています。

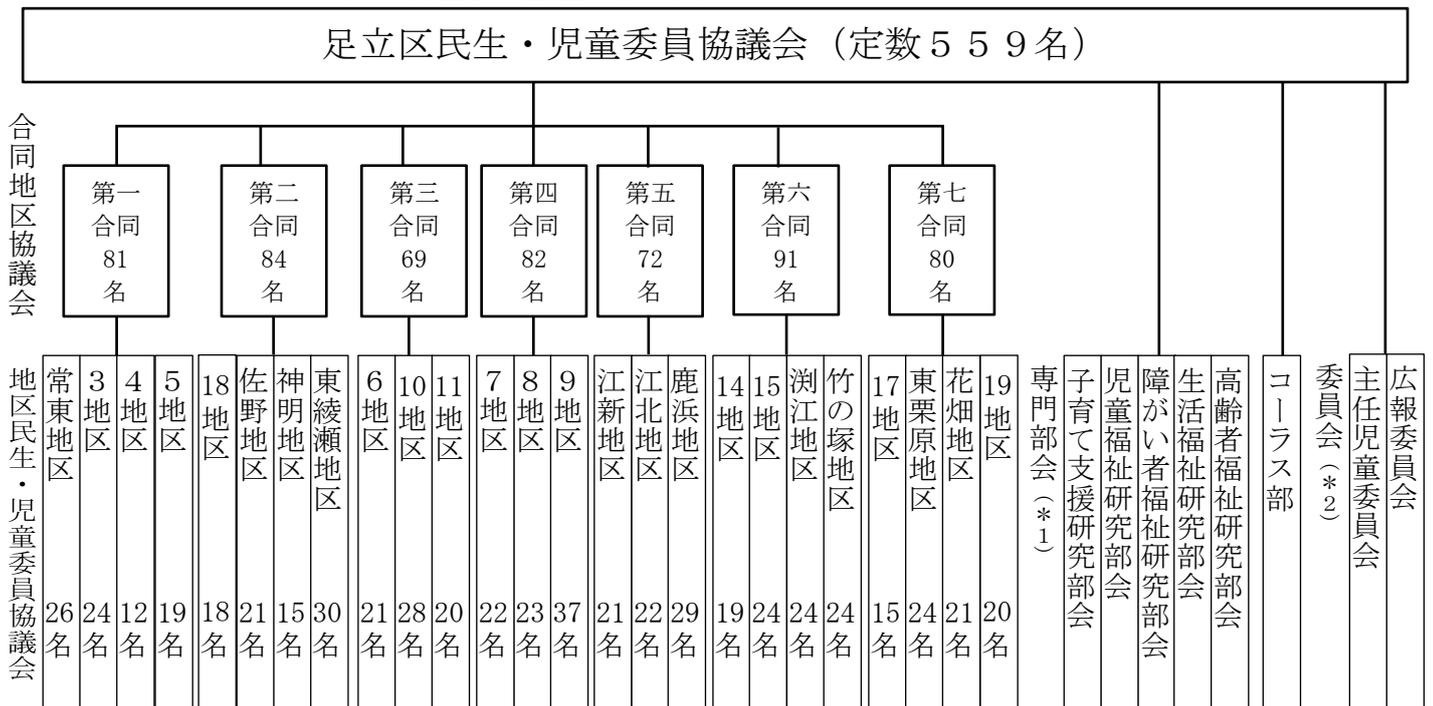
また、円滑な民生委員活動を図ることを目的として、足立区民生・児童委員協議会に5つの専門部会*1と2つの委員会*2を設置し、各地区から選出された民生委員・児童委員が専門的に取り組んでいます。

地一第1表 区内民生委員・児童委員数 (令和5年6月1日現在) (名)

合同地区協議会	地区民生・児童委員協議会 (法定地区)	定数	現員		
			男	女	計
第一合同	常東、3、4、5	81(8)	18(0)	54(8)	72(8)
第二合同	18、佐野、神明、東綾瀬	84(8)	24(2)	50(5)	74(7)
第三合同	6、10、11	69(6)	16(2)	49(4)	65(6)
第四合同	7、8、9	82(6)	26(3)	46(2)	72(5)
第五合同	江新、江北、鹿浜	72(6)	24(3)	45(2)	69(5)
第六合同	14、15、湊江、竹の塚	91(8)	25(2)	59(5)	84(7)
第七合同	17、東栗原、花畑、19	80(8)	25(4)	46(3)	71(7)
計	25法定地区	559(50)	158(16)	349(29)	507(45)

※ ()は主任児童委員数(内数)

地一第2表 足立区民生・児童委員協議会組織図 (令和5年6月1日現在)



地－第3表 合同・地区別地域担当図

※ ○囲みの数字は合同地区を表します



(2) 民生委員・児童委員の役割

(福祉管理課民生係)

ア 地域のアンテナ的役割

地域で生活している民生委員・児童委員だからこそ、日常的な調査活動を通じて、地域の実情を把握している。

イ 世話役的役割

求められた時は、親身になって個別の相談や助言ができる。

ウ 告知板的役割

住民からの問い合わせに応じ、積極的に福祉的施策等を地域内に知らせる。区は、定期的に民生委員・児童委員へ福祉サービスの情報を提供している。

エ パイプ的役割

住民の側に立って、行政や関係機関との間を、連絡、調整する。

オ 潤滑油的役割

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。

カ 支援的役割

住民が求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

キ 代弁者的役割

福祉施策の実施運用に関して、住民の立場から建設的意見を提出する。

(3) 民生委員の職務

(福祉管理課民生係)

- ア 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておく。
- イ 援助を必要とする者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
- ウ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用できるために、必要な情報の提供その他の援助を行う。
- エ 社会福祉事業の経営者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援する。
- オ 足立福祉事務所各福祉課等関係機関の業務に協力する。
- カ 以上の職務を行うほか、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

(4) 児童委員の職務

(福祉管理課民生係)

児童委員は、児童の福祉のために活動する民間奉仕者として、児童相談所の児童福祉司や足立福祉事務所各福祉課の社会福祉主事とともに、児童福祉行政の第一線の相談指導機関として極めて重要な責務を負っています。

児童委員は、関係行政機関等から調査を依頼された場合において、主任児童委員と連携して的確かつ迅速に実情を把握し、依頼者に対し報告を行います。

これらの調査は、ケースの必要に応じ、児童の素質、生活歴、健康状況、家庭環境等について行われます。

(5) 主任児童委員の職務

(福祉管理課民生係)

民生委員・児童委員の中で、特に18歳以下の児童に関する諸問題を専任します。

こども支援センターげんき、児童相談所などの関係機関や担当区域の児童委員と協力しながら対応しています。

(6) 民生委員・児童委員の任期

(福祉管理課民生係)

委員の任期は3年で、任期の起点は改選年次の12月1日である。今任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

第2章 施策別事業概要－V 地域福祉

1 民生委員・児童委員

地一第4表 民生・児童委員の相談・指導・活動回数 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
分野別	高齢者に関すること	4,049	4,080	2,597	2,574	2,903
	障がい者に関すること	409	472	285	218	311
	子どもに関すること	2,443	2,326	1,643	1,626	1,804
	その他	1,598	1,512	1,023	1,139	1,115
	計	8,499	8,390	5,548	5,557	6,133
内容別	在宅福祉	369	397	199	151	199
	介護保険	234	208	137	159	189
	健康・保健医療	521	476	339	428	324
	子育て・母子保健	342	405	217	238	296
	子どもの地域生活	825	846	608	682	768
	子どもの教育・学校生活	1,007	936	690	631	635
	生活費	234	211	130	142	152
	年金・保険	67	76	24	27	42
	仕事	59	55	73	59	61
	家族関係	288	284	193	260	253
	住居	252	183	107	111	119
	生活環境	586	561	371	326	420
	日常的な支援	1,900	2,005	1,325	1,242	1,444
	その他	1,815	1,747	1,135	1,101	1,231
	計	8,499	8,390	5,548	5,557	6,133
調査・実態把握		3,183	2,505	2,397	957	1,290
会議への参加協力・行事・事業		12,470	10,660	3,347	3,786	6,025
自主活動・地域福祉活動		10,351	9,729	6,145	6,143	7,260
民児協運営・研修		16,186	16,221	11,238	13,407	15,340
証明事務		898	733	418	571	702
要保護児童の発見の通告・仲介		67	60	62	68	65
訪問回数		32,241	31,340	17,146	14,609	18,735
内訳	訪問・連絡活動	17,982	17,484	8,045	6,289	8,751
	その他	14,259	13,856	9,101	8,320	9,984
連絡調整回数		88,404	83,646	58,497	64,113	71,561
内訳	委員相互	52,538	49,237	31,388	33,948	41,015
	関係機関	35,866	34,409	27,109	30,165	30,546
活動日数		71,484	69,175	51,061	55,501	59,931

(7) 民生委員推薦会

(福祉管理課民生係)

各地区に設置する民生委員推薦準備会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を審査し、都知事に推薦します。

ア 組織

- (ア) 推薦会委員の定数は15名以内とする。
- (イ) 推薦会委員は、区議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、区の社会福祉団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者とし、各分野2名以内で構成する。
- (ウ) 任期は3年とし、任期の起点は改選年次の10月1日とする。

イ 運営

- (ア) 推薦会は、地域団体または職域団体等によってその意思決定に影響を与えられるべきではなく、あくまで自主的に運営されなくてはならない。
- (イ) 推薦会の開会は、委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席委員の過半数で決定する。委員長は議事に関して可否同数の際の裁決権を持ちますが、表決権は有しない。
- (ウ) 会議は非公開とする。従って、委員、幹事および書記は議事に関して秘密を守らなければならない。

ウ 民生委員推薦準備会

推薦会が、区の広範な区域から適格な民生委員・児童委員候補者を選出することは極めて困難である状況から、推薦会の下部機関として民生委員推薦準備会を設置する。

- (ア) 準備会の設置区域は、民生委員合同地区協議会の区域を単位として、7合同地区とする。
- (イ) 準備会の組織および運営等については、推薦会に準ずるものとする。
- (ウ) 地区準備会委員は、10名以内とする（ただし、地区民生・児童委員協議会会長を委嘱する場合は、14名以内とする）。

(8) 民生委員・児童委員の日（PR事業）

(福祉管理課民生係)

平成24年度から、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」にあわせて、安心して相談ができる存在としての民生委員・児童委員の活動内容を広く区民に周知するとともに、地域住民との信頼関係を築くことを目的に、東京都民生児童委員連合会と連携してPR事業を実施しています。

地－第5表 令和5年度 PR事業実施内容

日程	令和5年5月8日（月）から14日（日）まで
内容	1 民生委員・児童委員の活動を紹介するパネル展示 2 民生委員・児童委員による相談コーナー 3 町会・自治会掲示板や区内施設等にポスター掲示 4 区ホームページ等における民生委員・児童委員の活動・PR事業の紹介およびパネルデータの掲載 5 あだち広報（5月10日号）による民生・児童委員活動の紹介 ※ 区内図書館で民生委員・児童委員の取り組みについて特集展示を実施

(9) 民生委員・児童委員協力員の活動

(福祉管理課民生係)

東京都では独自に民生・児童委員協力員制度を設けています。足立区の定数は75名です。

ア 協力員の役割

足立区民生・児童委員協議会会長やその業務を担当する民生委員の指導を受けて、民生委員活動の一部を補助する。

イ 協力員の職務

足立区民生・児童委員協議会の意見および地域の実情を踏まえ、東京都と協議の上で、区が決定する。

ウ 協力員の任期

原則1年（再任可）

2 相談員による支援

(1) 相談員の配置状況

足立福祉事務所各福祉課には各種法律に基づき、以下の相談員が配置されており、総合相談係の職員が任命されています。

職名	職務内容
婦人相談員	売春防止法第35条に基づき、要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行います。
母子父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行います。
家庭相談員	厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」に基づき、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、相談及び指導を行います。

(2) 婦人相談員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

社会環境の変化に伴い、女性の抱える諸問題も多岐にわたっています。こうした状況の中で、婦人相談員は指導・保護が必要な女性に対し、さまざまな相談・支援を行っています。

地一第6表 相談件数 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
5条違反		0	1	0	0	0
売春強要		0	0	0	0	0
人間関係	離婚の問題	76	76	78	39	70
	夫等の暴力	106	95	124	89	130
	生活の本拠地を一にする交際相手からの暴力	23	31	16	14	14
	その他	23	29	15	8	9
親族関係	親の暴力	16	11	20	17	29
	子の暴力	25	22	17	19	14
	その他	51	46	44	30	42
男女関係	ストーカー被害	8	3	11	8	13
	その他	9	9	4	7	0
その他	恋人等の暴力	5	5	8	6	5
	その他	4	1	2	3	0
経済関係	生活困窮	474	451	408	301	333
	その他	5	12	10	11	5
医療(健康)関係	妊娠・出産	123	129	79	127	126
	その他	100	135	146	53	71
住宅関係		123	95	136	63	76
施設入所		29	82	63	64	90
その他		69	63	119	85	99
計		1,269	1,296	1,300	944	1,126

ア 社会福祉統計502表による。

イ 相談件数は電話と面接相談によるもの。

(3) 母子父子自立支援員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

家庭環境の変化に伴い、ひとり親家庭の相談の内容も多岐にわたっています。こうした状況の中で、母子父子自立支援員は、子育て、生活、就労、経済など、多方面にわたる課題の解決と自立に向けてさまざまな相談・支援を行っています。

地一第7表 相談件数 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
生 活 一 搬	住宅	114	72	90	67	58
	医療	76	56	81	61	31
	家庭	484	283	294	275	282
	就職	9	11	9	34	19
	結婚	0	1	0	3	1
	その他	92	124	169	180	96
児 童	養育	60	80	65	68	56
	教育	22	9	34	28	24
	非行	0	0	0	0	1
	就職	0	0	0	2	3
	その他	7	6	2	20	13
生 活 援 護	母子および父子福祉資金等	503	385	312	365	232
	公的年金	1	5	3	2	6
	児童扶養手当	9	8	10	9	14
	生活保護	254	169	142	148	155
	税	2	0	0	1	0
	その他	102	39	43	40	42
そ の 他	売店設置 (法第16条)	0	0	0	0	0
	たばこ販売 (法第17条)	0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅 (法第18条)	0	1	5	1	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	1	0	2	0	0
	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	40	62	74	62	51
計		1,776	1,311	1,335	1,366	1,084

ア 社会福祉統計330表による。

イ 件数は面接相談によるもの。

(4) 家庭相談員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

社会環境の著しい変化に伴い、家庭問題は複雑・多様化しています。こうした状況の中で家庭相談員は、相談者に対して問題解決の一助となるよう、さまざまな相談・支援を行っています。

地－第8表 家庭相談員取扱状況 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人間関係	1	0	1	0	0
身分関係	0	0	2	0	0
経済関係	0	0	0	0	0
就職関係	0	0	0	0	0
その他	8	6	14	0	0
計	9	6	17	0	0

※ 令和3、4年度において、家庭問題の相談数は0件であった。これは家庭相談員が相談を受けたものが、生活困窮に直結するものであったため、生活保護等の相談に転じた結果である。

(5) 中国帰国者等（中国残留邦人等）の生活支援

(高齢福祉課中国帰国者等支援担当)

中国・樺太等から永住帰国した中国帰国者等と、その配偶者および同伴帰国した二世、三世に対して、高齢福祉課に支援・相談員を配置して次の生活支援を行っています。

- ア 一定の要件に該当する中国帰国者等の方々に対して、老齢基礎年金の満額支給の案内
- イ アの対象者とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に支援給付費を支給
- ウ 地域での安定した生活支援として、日本語学習等費用助成や帰国者だよりの発行(年4回)、医療機関受診時等への通訳派遣の実施

3 貸付・給付相談

(1) 旧軍人等の援護

(福祉管理課民生係)

旧軍人等の戦争犠牲者に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法その他の法律に基づき、次の年金・給付金等の相談や請求受付等を行っています。また、旧軍人・軍属等および戦没者に対する叙位・叙勲の伝達を行っています。

- ア 弔慰金
- イ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- ウ 戦没者の父母等に対する特別給付金
- エ 戦没者等の妻に対する特別給付金
- オ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
- カ 引揚者給付金
- キ 引揚者等に対する特別交付金

(2) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付

(福祉管理課民生係)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により定められた制度で、同法をもとに、実施条例を制定し、施行しています。

この制度は、一定の条件を備えた自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給し、また、一定以上の被害を受けた世帯主に対して災害援護資金の貸付を行い、個人災害にかかる慰謝および救済を行うことを目的としています。

ア 災害弔慰金

政令で定められた災害により死亡した住民の遺族に対し、生計維持者500万円、その他の者250万円の弔慰金を支給するもので、遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫および祖父母です。(支給制限あり)

※ 支給実績 平成27年度…1件250万円、28年度…1件500万円

イ 災害障害見舞金

政令で定められた災害により、精神または身体に法で定める程度の障がいを残す被害を受けた住民に対し、生計維持者250万円、その他の者125万円の災害障害見舞金を支給します。(支給制限あり)

ウ 災害援護資金

政令で定められた災害により、条例で定める程度の負傷を負った世帯主および条例で定める相当程度の住居または家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、その被害、損害の種類の程度に応じて、150万円、170万円、250万円、270万円、または350万円を限度とする貸付を行うもので、償還期間10年(据置期間3年を含む)、据置期間経過後利率、保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は年1%(延滞の場合は延滞金年5%)です。(平成31年4月1日以降の災害発生分から利率変更)

なお、世帯人数に応じた所得制限があり、政令によりその額が定められています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、特別法が施行されたことにより、特例措置で貸付を実施しています(令和6年3月31日まで受付)。

[東日本大震災特例措置の概要]

(ア) 償還期間を13年に延長

(イ) 据置期間を6年に延長

(ウ) 利率を保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は年1.5%に変更

※ 貸付実績 平成23年度…2件720万円、平成25年度…1件320万円

(3) 婦人福祉資金の貸付

(福祉管理課債権係)

配偶者のいない25歳以上の婦人に対し、事業開始資金・技能習得資金等を貸付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。貸付資金の種類は、①事業の開始・継続のための資金 ②技能習得・就職のための資金 ③住宅・転宅に必要な資金 ④医療を受けるための資金 ⑤技能習得期間中等の生活資金 ⑥結婚のための資金 ⑦子の修学・就学支度資金です。

(平成13年3月末で新規貸付を廃止)

地一第9表 婦人福祉資金償還状況

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
償還期限到来分(円)	566,490	495,970	270,780	148,800	91,350
償還額(円)	514,290	443,770	244,680	148,800	91,350
償還率(%)	90.8	89.5	90.4	100.0	100.0

(4) 母子および父子福祉資金の貸付

(福祉管理課債権係・足立福祉事務所各福祉課)

配偶者のいない、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、事業開始資金・修学資金等を貸付けることにより、その経済的な自立支援と扶養している児童の福祉の増進を目的としています。

地一第10表 母子および父子福祉資金貸付状況

項目/年度 資金の種類	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学	228	162,925,600	204	150,709,400	171	124,170,002	144	103,432,314	106	76,822,316
技能習得	2	708,000	0	0	0	0	0	0	0	0
修業	1	199,200	0	0	1	408,000	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	0	0	1	1,269,000	0	0	0	0
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅	2	520,000	1	260,000	0	0	0	0	0	0
就学支度	44	10,605,030	38	8,804,978	24	6,011,635	25	5,011,015	14	4,317,450
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	277	174,957,830	243	159,774,378	197	131,858,637	169	108,443,329	120	81,139,766

地－第11表 母子および父子福祉資金貸付償還状況

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
貸付件数	277	243	197	169	120
貸付額（円）	174,957,830	159,774,378	131,858,637	108,443,329	81,139,766
償還期限到来分（円）	351,480,259	340,516,532	336,778,423	329,396,407	327,262,869
償還額（円）	251,453,731	238,768,698	235,714,513	231,383,060	232,700,071
償還率（％）	71.5	70.1	70.0	70.2	71.1

（5）生業資金の貸付

（福祉管理課債権係）

一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し、独立の生計を立てるために必要な資金（限度額200万円）を貸付け、その生活の安定を図ることを目的としています。

（平成24年3月末で新規貸付を廃止）

（6）応急小口資金の貸付

（福祉管理課債権係）

災害、疾病等により応急に必要とする費用の調達が困難な区民に対し、小口資金（限度額一般15万円、特例30万円）を貸付けることにより生計の安定を図ることを目的としています。申込資格は足立区内に3か月以上居住、かつ、借受後の償還が確実な世帯主または生計維持者で、連帯保証人を必要とします。

返済は、貸付月の翌々月から20か月（特例30か月）以内の均等月賦償還です。金利は、無利子です。

なお、平成27年11月から、子どもの就学費用については一定の条件により連帯保証人を不要にするなど、一部条件を緩和しました。

地－第12表 応急小口資金貸付償還状況

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
貸付 件数	子どもの就学費用	29	24	17	9	8
	その他	1	3	0	1	0
	計	30	27	17	10	8
貸付総額（円）		3,275,000	2,636,000	1,903,000	1,053,000	894,000
償還期限到来分（円）		2,156,052	2,900,434	2,979,794	2,143,704	1,398,900
償還額（円）		1,895,310	2,615,342	2,704,144	1,900,954	1,384,300
償還率（％）		87.9	90.2	90.7	88.7	99.0

(7) 交通機関運賃の割引および都営交通無料乗車券の交付

(足立福祉事務所各福祉課、親子支援課、障がい福祉課中部援護係)

心身障がい者（児）などの経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的として、本人や介護人に対し、交通機関等の割引制度があります。

- ア JR旅客運賃の割引
- イ JR通勤定期乗車券の割引
- ウ 私鉄旅客運賃の割引
- エ 航空運賃の割引
- オ 民営バス・コミュニティバスの割引
- カ 有料道路通行料金の割引
- キ 都営交通の無料乗車券の交付と割引
- ク タクシー運賃の割引
- ケ フェリー旅客運賃の割引

地一第13表 都営交通機関無料乗車券取扱件数 (件)

項目／年度	中部 第一	中部 第二	中部 援護	高齢 福祉	千住	東部	西部	北部	親子	合計
身体障がい者	9	17	1,276	0	376	334	498	458	0	2,968
知的障がい者	1	7	340	0	75	72	164	158	0	817
戦傷病者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原爆被爆者	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
生活保護者	1,279	942	0	0	414	301	1102	854	0	4,892
児童扶養手当受給世帯	3	12	0	0	123	83	397	188	1,200	2,006
中国残留邦人等支援給付受給者	0	0	0	15	0	0	0	0	0	15
被救護者	69	0	0	0	0	0	31	10	0	110
計	1,361	978	1,618	15	988	790	2,193	1,668	1,200	10,811

※ 令和4年4月1日～令和5年3月31日扱分

(8) 行旅死亡人等取扱事務

(福祉管理課民生係・足立福祉事務所各福祉課)

行旅病人および行旅死亡人取扱法または墓地、埋葬等に関する法律により、身元不明の死亡人、行旅死亡人および引き取り人のいない死亡人等について火葬のうえ遺骨を保管しています。

地－第14表 行旅死亡人取扱の実施状況 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
行旅死亡人取扱法	36	36	30	36	19
墓地・埋葬等に関する法律	62	46	74	102	133
(身元判明分内数)	(31)	(30)	(23)	(28)	(16)

4 福祉団体に対する支援

(1) 足立区保護観察協会の活動支援

(福祉管理課民生係)

足立区保護観察協会は、区内における犯罪の予防および更生保護事業の充実に資することを目的とした団体です。

区では、足立区保護観察協会が実施する「社会を明るくする運動」に対して助成しています。

(2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会運営費助成および管理運営

(福祉管理課調整担当)

社会福祉法人足立区社会福祉協議会に対し、運営および活動の安定を図るため職員人件費と基幹地域包括支援センターおよび社協ヘルパーステーションの施設運営費を助成しています。また、地域包括支援センター関原の施設管理を委託しています。

(3) ボランティア施設の管理運営

(福祉管理課調整担当)

ボランティアや地域住民のボランティア活動の拠点として、総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターを設置し、施設の管理運営を足立区社会福祉協議会に委託しています。

ア 総合ボランティアセンター (平成6年4月1日開設)

所在地：日ノ出町27-3-102 (UR日ノ出町団地3号棟の1階部分)

電話：03-3870-0061

施設規模 専有面積 783.04㎡

イ 西綾瀬ボランティアセンター (昭和62年4月8日開設)

所在地：西綾瀬4-5-6 電話：03-3880-8510

施設規模 敷地 534.47㎡ 建物 281.71㎡

1階：135㎡ 2階：135㎡ PH：11.71㎡

5 社会福祉法人の認可等および指導監査事務

(福祉管理課法人指導係)

主たる事務所が足立区の区域内にあり、その行う事業が区の区域内を越えない社会福祉法人に対して、社会福祉法に基づき所轄庁として認可等事務および指導監査事務を行っています。

また、所轄する社会福祉法人が運営する障がい者施設に対して、障がい福祉課等と連携して障害者総合支援法および児童福祉法に基づく施設検査を実施しています。

【所轄社会福祉法人数】 31 法人

【所轄する社会福祉法人が運営する障がい者施設数】 61 事業所 (36 施設)

※ 数値はともに令和5年4月1日現在

6 避難行動要支援者支援事業

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

災害対策基本法に基づき、発災時における避難行動要支援者の安否確認の対象者を把握することを目的として「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生・児童委員、警察署、消防署、消防団、各区民事務所、足立福祉事務所各福祉課、災害対策課に毎年配付しています。

名簿の対象者は次のとおりです。

ア 介護保険の要介護3～5の方

イ 身体障害者手帳1～2級の方

ウ 身体障害者手帳3級で福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方

エ 愛の手帳1～2度の方

オ 障害者総合支援法の障害支援区分認定4～6の方

※ それぞれ、福祉施設等への長期入所の方を除きます。

発災時に民生・児童委員が名簿対象者の安否確認を行い、その後の救護、避難支援につなげていきます。

【避難行動要支援者名簿登載者数】 21, 577名 (令和5年4月1日現在)

(2) 災害時安否確認申出書による情報の収集

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

避難行動要支援者名簿に登録されている方を対象に「災害時安否確認申出書」を発送し、住居形態、居住階、避難時の支援者の有無、自力での歩行の可否などの情報を収集し、避難支援の優先度の判断に繋がります。

また、3年に一度全件発送し、全件発送後の2年間は、1年ごとに新規に対象となった方、対象の要件に変更のあった方に発送し、情報の更新を行っています。

(3) 個別避難計画書の作成

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

令和元年東日本台風(台風第19号)での対応を踏まえ、令和元年11月に水防体制再構築本部(令和4年4月～:水防体制推進本部)を、令和2年10月に部会再編により要支援者対策部会を設置し、水害時の対応について全庁的な検討を進めています。

部会では、主に避難行動要支援者への避難支援及び主な避難先となる福祉避難所について検討しており、対象者ごとに、いつ・誰が・どこに・どうやって避難を支援するのかを、具体的に記載した計画書を作成します。

真に支援が必要な方から計画を作成するため、浸水リスクや支援者の有無等から優先区分を5段階(A～E)で設定しました。計画書の作成にあたっては、避難行動要支援者と日頃から繋がりが深い福祉専門職(介護支援専門員等)の協力を得ながら、区が主体となり、優先区分が高い方から順次進めています。

地－第15表 個別避難計画優先度表

区分	類型	介護・障がいの度合い
A	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいない エ 介護、障がい度合が右記に該当	(ア) 要介護度4～5 (イ) 愛の手帳1～2度 (ウ) 障害支援区分5～6
	ア 浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児	
B	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいない エ 介護、障がい度合が右記に該当	(ア) 要介護度3 (イ) 身体障害者手帳1～2級 (ウ) 身体障害者手帳3級 (エ) 障害支援区分4
C	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいる	(ア) 要介護度3～5 (イ) 身体障害者手帳1～2級 (ウ) 身体障害者手帳3級 (エ) 愛の手帳1～2度 (オ) 障害支援区分4～6
D	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先へ移動することができる場合	
E	ア 自宅が浸水しない イ 浸水するが自宅で避難できる場所がある場合	

優先度
高



低

【優先区分の分類】

- ア 避難行動要支援者として該当する方に「災害時安否確認申出書」を発送
- ↓
- イ 避難行動要支援者から「災害時安否確認申出書」の返信・回答
- ↓
- ウ 以下に基づき計画書を作成する優先区分5段階（A～E）に分類
 - (ア) 自宅の浸水リスク
 - (イ) 自力避難の可否
 - (ウ) 支援者の有無
 - (エ) 介護・障がいの度合い

7 再犯防止の推進

(1) 足立区再犯防止推進計画の策定

(福祉管理課調整担当)

平成28年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、国及び東京都の「再犯防止推進計画」を勘案し、同法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「足立区再犯防止推進計画」を令和4年度末に策定しました。

計画における将来像と取組方針は次のとおりです。

ア 目指す将来像

「誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられる ひと・まち 足立」

イ 将来像を実現するための取組方針

- (ア) 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援
- (イ) 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的实施
- (ウ) 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施
- (エ) 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進
- (オ) 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進

VI 足立区

社会福祉協議会

足立区社会福祉協議会の概要



1 社会福祉協議会の概況

(1) 沿革

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に様々な福祉活動を展開しています。足立区社会福祉協議会は、昭和30年3月に任意団体として設立し、昭和40年6月に社会福祉法人として認可されました。地域の皆さまに支えられ、住民主体の地域福祉推進団体として足立区の地域福祉の中核的な役割を担っています。

(2) 役員・財源等

役員は、区内の民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉関係団体等の代表者、福祉関係者により構成されています。

また、会員は、区民、社会福祉施設および社会福祉関係団体等です。運営財源は、会員会費および寄附金、事業収入ならびに区からの補助金、受託金から成り立っています。

(3) 活動目的

地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取り組みとして「地域福祉」「在宅福祉」が近年特に強調されています。少子高齢社会の進展により、福祉に対する要望が増大、多様化していく中で「地域福祉」「在宅福祉」の考えのもと、様々な事業を実施しています。

(4) 令和4年度の取り組み

足立区社会福祉協議会では、行動計画である社協・発展強化計画に基づき事業に取り組んでいます。令和4年度は新たな第4次計画（令和4年度～令和8年度）の初年度として、各種事業の見直しに取り組むとともに、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画、第4次足立区地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）を推進しました。

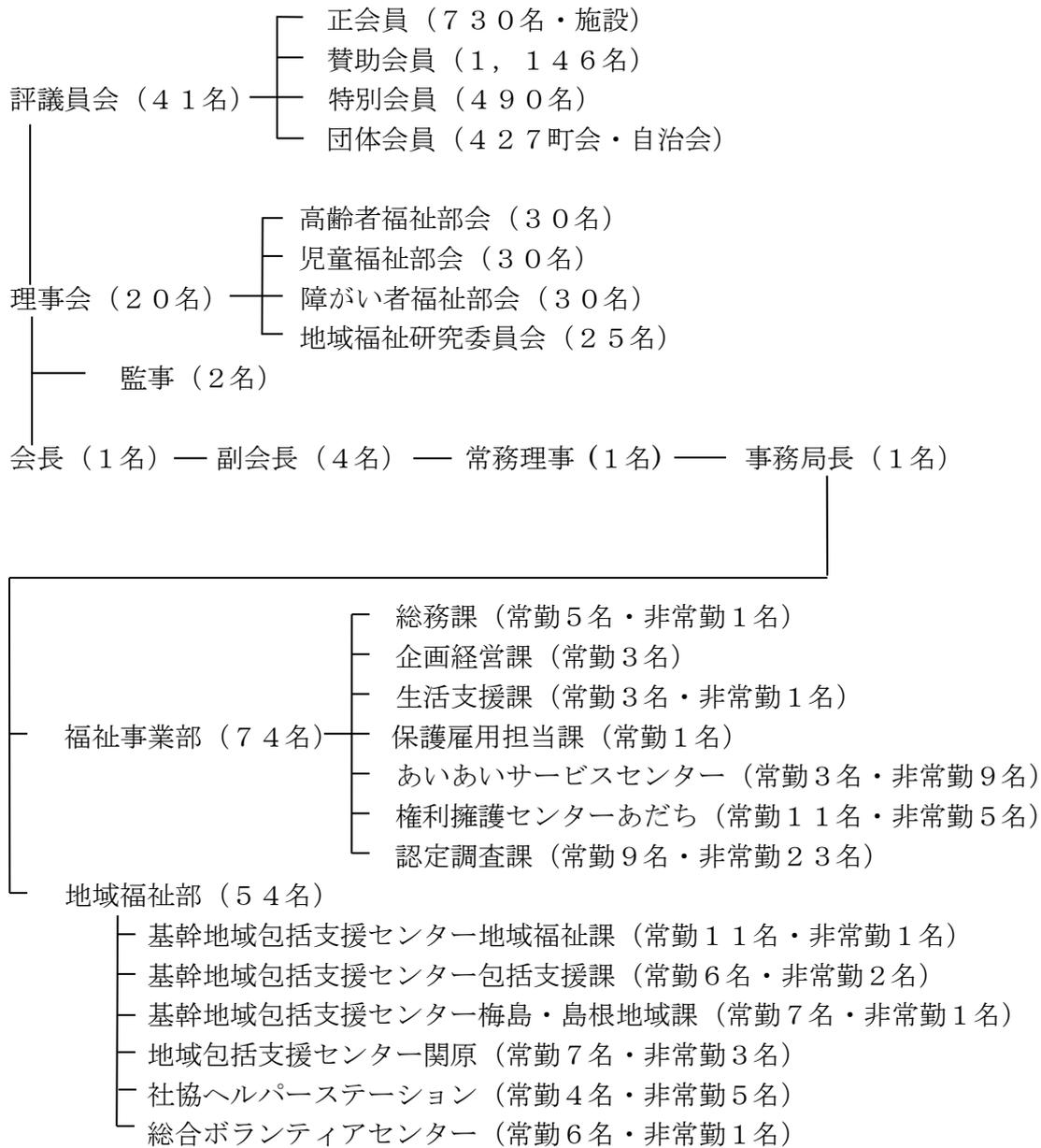
2 組織

(1) 法人の設立

ア 設立年月日 昭和30年3月19日

イ 法人認可日 昭和40年6月30日

(2) 法人組織図（令和5年4月1日現在）



※ 役員、評議員、部会員、委員は定数、会員数は令和5年3月31日現在値、職員数は令和5年度の組織定数を記載しています。なお、職員には組織定数のほか、生活支援課で非常勤2名、保護雇用担当課で非常勤1名、援助者9名、作業員24名、社協ヘルパーステーションでパートヘルパー39名、権利擁護センターあだちで生活支援員42名、企画経営課でパート1名を雇用しています。

(職員総数249名)

3 事業一覧

(1) 安心できる暮らしをサポートしていきます

活動の目標	事業項目
ひとりひとりにあったサービスの提供	介護予防支援事業
	おはよう訪問事業
	手話通訳者派遣事業
	同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）
	居宅介護事業（ホームヘルパー派遣事業）
	ファミリー・サポート・センターの運営
	あったかサポート
	ちょこっとサポート
	要介護認定訪問調査事業
	障がい者保護雇用清掃事業
権利擁護の推進	地域福祉権利擁護事業
	成年後見制度支援事業
	高齢者あんしん生活支援事業
	福祉サービス苦情等解決に関する事業
	法人後見事業
生活課題への支援	遺児見舞事業
	車いす貸出事業
	シルバーステッキ支給事業
	緊急援護事業
	生活福祉資金貸付事業
	ひとり親貸付事業

(2) ささえあえるまちづくりを支援します

活動の目標	事業項目
ネットワークの整備	コーディネート事業
	ボランティアセンターの管理運営
	絆のあんしんネットワーク
	地域包括支援センター事業
	基幹地域包括支援センター事業
	ふれあいサロン支援事業
	多世代地域交流事業
	災害ボランティアネットワーク会議
	ボランティアまつり
福祉人材の育成	総合学習支援事業
	福祉出前講座
	ボランティアスクール
	夏！ボランティア体験事業
	地域包括支援センター職員研修会
	介護職員研修事業
	災害ボランティア養成事業

4 財政

(1) 令和4年度収支決算総括表（資金収支）

(円)

会計別	収入	支出
社会福祉事業会計	831,208,421	807,038,591
公益事業会計	444,472,401	444,472,401
計	1,275,680,822	1,251,510,992

(2) 令和4年度法人全体収支決算概要（事業活動収支）

ア 事業活動収入内訳（勘定科目別）

勘定科目名	決算額（円）	比率（％）
1 会費収益	8,438,200	0.8%
2 寄附金収益	59,228,967	5.7%
3 経常経費補助金収益	597,683,305	57.7%
4 受託金収益	93,096,692	9.0%
5 事業収益	39,254,358	3.8%
6 介護保険事業収益	193,728,249	18.7%
7 障害福祉サービス等事業収益	34,611,183	3.3%
8 基金受取利息配当金収益	4,747,436	0.5%
9 その他の収益	3,466,413	0.3%
10 受取利息配当金収益	1,706,606	0.2%
11 施設整備等補助金収益	0	0.0%
12 その他のサービス活動外収益	254,100	0.0%
計	1,036,215,509	100.0%

イ 事業活動支出内訳（事業別）

事業名	決算額（円）	比率（％）
1 法人運営事業	464,957,059	45.4%
2 地域福祉事業	32,770,678	3.2%
3 ボランティア活動推進事業	5,334,465	0.5%
4 助成事業	3,804,529	0.4%
5 生活福祉資金貸付事業	37,198,520	3.6%
6 福祉サービス利用援助事業	19,957,001	2.0%
7 障がい福祉サービス事業	35,932,203	3.5%
8 歳末たすけあい運動事業	976,065	0.1%
9 基幹地域包括支援センター事業	216,440,294	21.1%
10 地域包括支援センター関原事業	63,301,816	6.2%
11 受託事業	65,710,499	6.4%
12 障がい者保護雇用清掃事業	77,616,386	7.6%
計	1,023,999,515	100.0%

(3) 令和4年度事業活動支出内訳（勘定科目別）

勘定科目名		決算額（円）	比率（％）
1	人件費	854,676,141	83.4%
2	事業費	61,505,286	6.0%
3	事務費	99,654,904	9.7%
4	分担金費用	578,920	0.1%
5	助成金費用	4,680,527	0.5%
6	負担金費用	21,000	0.0%
7	減価償却費	3,062,403	0.3%
8	国庫補助金等特別積立金取崩額	△229,130	0.0%
9	徴収不能額	0	0.0%
10	その他のサービス活動外費用	0	0.0%
11	固定資産売却損・処分損	49,464	0.0%
12	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0.0%
13	その他の特別損失	0	0.0%
計		1,023,999,515	100.0%

足立区社会福祉協議会の事業概要

1 ひとりひとりにあったサービスの提供

介護が必要な方や障がいがある方等に対し、家事援助・移動支援等一人ひとりの状況にあったサービスを提供しています。

(1) 介護予防支援事業

(基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、地域包括支援センター関原)

指定居宅介護予防支援事業者として、介護予防サービス計画等を作成し自立した生活が送れるように支援しています。

社一第1表 介護予防支援事業 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
基幹地域包括支援センター	介護予防サービス計画等	1,870	1,975	2,204	2,073	1,996
地域包括支援センター関原	介護予防サービス計画等	1,925	1,913	1,969	1,940	1,840

(2) おはよう訪問事業

(生活支援課)

ひとり暮らし高齢者の家庭を毎日訪問することにより、対象高齢者の安否を確認しています。同時に、緊急事態の発生に対処できるようその状況を日常的に把握し、かつ孤独感の緩和に役立て、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を目指し実施しています。

ア 対象者

- (ア) 区内在住で70歳以上のひとり暮らしの方
- (イ) 半径500m圏内に身内がいない方
- (ウ) 緊急通報システム等を設置していない方
- (エ) シルバーピア等の緊急時対応を行う住居に入居していない方
- (オ) 日々の安否確認がされていない方

イ 実施方法

訪問員（乳酸菌飲料等販売業者）が毎日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）訪問し、乳酸菌飲料を直接対象者に配ります。

社一第2表 訪問実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
対象者（延べ人数）	12,272	12,050	12,449	11,542	11,763
訪問回数（回）	237,950	230,770	227,555	222,995	228,871

※ 昭和62年度から実施

(3) 手話通訳者派遣事業

(総合ボランティアセンター)

聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者の社会生活を支援するため、手話通訳者の派遣を行っています。

ア 対象者

区内在住の聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

イ 活動謝礼金

1時間まで2,500円、2時間まで4,000円（後1時間以降毎2,000円）

社一第3表 派遣実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録通訳者（人）	75	77	81	78	74
派遣回数（回）	1,457	1,360	1,202	1,456	1,730

※ 昭和61年度から受託、平成元年度から独自、平成18年度下半期から補助、平成28年度から受託（障がい福祉課）

(4) 同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）

(社協ヘルパーステーション)

視覚に障がいのある方で、利用決定された方を対象に契約に基づき移動の支援を行うガイドヘルパーを派遣し、社会参加の促進を図っています。

社一第4表 ガイドヘルパー派遣実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ガイドヘルパー（人）	38	35	32	28	27
利用実人数（人）	87	86	60	57	50
派遣回数（回）	4,318	4,134	3,101	2,615	2,214

(5) 居宅介護事業（ホームヘルパー派遣事業）

(社協ヘルパーステーション)

障がいのある方で、受給決定された方を対象に契約に基づきホームヘルパーを派遣し、自立した在宅生活ができるように支援しています。

社一第5表 ホームヘルパー派遣実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ホームヘルパー（人）	19	18	15	12	4
利用実人数（人）	60	51	32	22	0
派遣回数（回）	5,043	3,468	3,813	2,982	335

※ 令和5年3月31日で事業廃止

(6) ファミリー・サポート・センターの運営

(あいあいサービスセンター)

保育施設等への送迎や提供会員宅でのお預かり等、地域で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）による会員制の区民相互援助活動を支援しています。

ア 対象

(ア) 利用会員

6か月以上12歳以下（小学生）の子どもの保護者で育児援助の必要な区内在住または在勤の方

(イ) 提供会員

区内在住の方で、育児援助活動に理解と熱意があり、責任をもってお子様をお預かりいただける方

イ 会員登録

(ア) 利用会員

説明会に参加して制度の理解を得た上で会員登録する。

(イ) 提供会員

センター所定の研修を受講して会員登録する。

ウ 利用活動時間

午前6時から午後10時

エ 利用料金・謝礼額

平日の午前6時から午前8時および午後6時から午後10時は1時間あたり800円。午前8時から午後6時は1時間あたり500円。土・日・祝日・年末年始は、午前6時から午後10時まで一律で1時間あたり800円。送迎のみ（1時間以内）は1回あたり500円。

オ 内容

(ア) 保育施設等への送迎・保育施設等の開始前または終了後の育児援助

(イ) 残業または外出時の育児援助

(ウ) 援助場所は提供会員宅

社一第6表 **会員数の推移（登録会員数）** (人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
提供会員	458	262	260	205	200
利用会員	2,527	2,522	2,400	2,281	2,194

社一第7表 説明会・講習会

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
提供会員 登録説明会	実施回数（回）	5	5	4	6	10
	登録者数（人）	19	31	13	22	36
提供会員 登録時研修	実施回数（回）	2	2	2	2	2
	参加者数（人）	11	15	16	15	32
利用会員 登録説明会	実施回数（回）	12	12	12	12	15
	登録者数（人）	335	281	176	169	189
研修・交流会	実施回数（回）	9	9	10	10	10
	参加者数（人）	161	178	120	193	246

社一第8表 活動実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
保育園、幼稚園等の登園前の預かりおよび送り（回）	933	357	640	558	774
保育園、幼稚園等の迎えおよび帰宅後の預かり（回）	3,052	2,958	878	1,111	1,493
放課後の援助（回）	710	456	316	380	152
学童保育帰宅後の援助（回）	2,153	1,767	333	377	205
子どもの病気後（安定期）の援助	3	6	0	0	0
保育園等施設が休みの時の援助（回）	116	158	81	136	142
子どもの習い事等の場合の援助（回）	1,818	1,544	826	952	1,074
保護者の病気や急用等の場合の援助（回）	128	651	144	406	402
その他（回）	1,176	1,084	854	1,512	989
計（回）	10,089	8,981	4,072	5,432	5,231
延活動時間数	12,630	11,698	5,066	7,121	7,085

※ 平成10年度から受託（こども家庭支援課）

(7) あったかサポート

(あいあいサービスセンター)

在宅で日常生活にお困りの65歳以上の方や障がいのある方、病弱の方（利用会員）が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、趣旨に賛同する住民（協力会員）の参加と協力により会員制・有償の家事援助を行っています。また、協力会員の増員や活動に必要な技術・知識の向上を目的とし、各種講座を実施しています。

ア 対象

(ア) 利用会員

区内在住の、在宅で日常生活に支障のある65歳以上の方や、障がいのある方、病弱の方

(イ) 協力会員

区内在住の18歳以上の方で、社会福祉および本事業に理解と熱意をもって協力していただける方

イ 会員登録

(ア) 利用会員

担当相談員が訪問し、状況・要望を確認した上で会員登録する。

(入会事務費1,000円、2年ごとの更新時500円)

(イ) 協力会員

登録説明会等に参加し、活動に賛同した方を会員登録する。

ウ 利用活動時間

午前8時から午後8時

エ 利用料金・謝礼額

1時間700円。以後30分単位で料金350円を加算。協力会員の訪問時や、外出の付き添いの際に必要な交通費は利用会員負担。

オ 利用料金の徴収と謝礼額の支払方法

1か月分の利用料と利用事務費（1時間あたり30円、1時間以上の利用は30分ごとに15円加算）を翌月20日（土日祝日の場合は翌営業日）に利用会員の指定口座より引落とし、協力会員にはその1か月分の謝礼を翌々月15日（土日祝日の場合は前営業日）に指定口座へ振込みします。

カ 講座実施状況（令和4年度実施）

あったかサポート協力会員、ちょこっとサポート隊員を対象に実施します。

(ア) 協力会員登録説明会：7回開催（登録者数52人）

(イ) サポート隊員登録説明会：5回開催（登録者数16人）

(ウ) 会員研修会：1回開催（延べ参加者数12人）

社－第9表 **会員数の推移**

(人)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
協力会員数	272	238	238	181	229
利用会員数	274	173	143	108	114

社一第10表 サービス提供時間数 (時間)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
サービス提供時間	6,926	6,160	4,404	4,306.5	4,249.5

※ 平成10年度から補助（高齢福祉課）

(8) ちょこっとサポート

(あいあいサービスセンター)

日常生活にお困りの方などが安心して生活できるように、地域の方の協力を得て、概ね1時間程度でできるちょっとした困りごとの手助けを行っています。

ア 対象者

区内在住の、在宅で日常生活に支障のある65歳以上の方や障がいのある方、病弱の方

イ 利用料

30分400円。以後30分単位で料金400円を加算。

社一第11表 登録・派遣実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
サポート隊員登録者数(人)	145	195	143	121	157
派遣件数(件)	110	72	43	49	50

(ア) 平成19年度から補助（高齢福祉課）

(イ) 平成29年度から対象者を拡大し、作業内容により時間単位・利用料を改正した。

(9) 要介護認定訪問調査事業(指定市町村事務受託法人としての調査)

(認定調査課)

認定調査員による心身の状況調査（認定調査）を区から受託して実施しています。公平かつ公正な認定調査に努めています。

社一第12表 調査件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
調査件数	8,259	8,475	8,566	9,041	9,015

※ 平成18年度から受託（介護保険課）

(10) 障がい者保護雇用清掃事業

(保護雇用担当課)

知的障がい者を作業員として、作業員を補助する援助者と共に雇用し、区内公共施設等の清掃事業を行っています。清掃事業を通じて、障がい者の自立と雇用促進を図っています。

平成6年度、平成7年度はモデル事業として実施。平成8年度から本格的に事業実施。事業開始以来これまで作業員4名が一般就労へ移行しました。

2 権利擁護の推進

ア 清掃施設

総合ボランティアセンター、足立市街地開発株式会社、足立区役所、障がい福祉センター、生涯学習センター、竹の塚障がい福祉館、竹の塚区民事務所

社一第13表 雇用実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
作業員（人）	26	26	26	25	25
援助者（人）	10	10	10	10	10
清掃箇所（カ所）	9	8	7	7	7

※ 平成6年度から補助（障がい福祉センター）

2 権利擁護の推進

認知症などにより判断能力が低下しても「住み慣れた地域」で生活し続けられるようサポートします。老いじたくを含め、いざという時の準備を一緒に進めています。

(1) 地域福祉権利擁護事業

(権利擁護センターあだち)

在宅生活をされている認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がいや精神障がいのある方などで判断能力が十分でない方に対し、本人の希望や状況等に応じて、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの提供をしています。

ア 専門員活動

- (ア) 相談・受付
- (イ) 調査・調整（契約能力を調査・事前調整）
- (ウ) 支援計画書作成
- (エ) 契約締結
- (オ) 東京都社会福祉協議会へ報告

社一第14表 事業実績

(件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談受付件数	718	658	637	882	758
契約締結件数	13	5	8	28	23
継続契約件数	57	49	48	68	77

※ 平成12年度から受託（東京都社会福祉協議会）

(2) 成年後見制度支援事業

(権利擁護センターあだち)

成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、制度利用が必要な方への相談および手続き支援を行っています。

社一第15表 事業実績 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談受付件数		1,636	1,530	1,801	1,638	1,784
申立支援 件数	区長	55	77	65	52	74
	本人	322	213	360	265	213
	親族	513	452	468	243	282
	計	890	742	893	560	569

ア 平成12年度から受託（高齢福祉課）

イ 令和2年度より相談受付件数の積算方法を変更。

社一第16表 講演会・小規模講座・相談会の開催実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
講演会・小規模講座（回）	24	13	14	8	12
参加延人数（人）	485	220	254	139	240
相談会（回）	1	1	6	17	20
参加延人数（人）	23	16	41	50	50

ア 平成15年度から受託（高齢福祉課）

イ 大規模講演会は平成28年度で終了、29年度より小規模講座を実施。

ウ 「高齢者障がい者のための法律相談会」を実施（令和2年度）

(3) 高齢者あんしん生活支援事業

(権利擁護センターあだち)

区内に身寄りのないひとり暮らしの高齢者が、安心して老後の生活を送ることができるように、事前の契約によって将来起こりうる判断能力の低下や緊急入院等に備えた支援サービスを提供しています。また、高齢者自らが所有する資産を活用し、予想される将来の困難な状況に対処するための予防手段として出前講座等を開催し、広く周知しています。

社一第17表 事業実績 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談受付件数	236	231	196	224	318
契約締結件数	13	6	6	8	8
継続契約件数	60	60	61	60	62

※ 平成16年度から実施

(4) 福祉サービス苦情等解決に関する事業

(基幹地域包括支援センター包括支援課)

ア 高齢者・障がい者の福祉サービスに対する苦情等の受付に関する業務相談員が電話、窓口または訪問で受け付けた苦情等に対してあっ旋・助言・情報提供等を行っています。緊急の対応が必要な場合には、福祉サービス苦情等解決委員会に即時報告しています。その他、苦情事例を分析し、高齢福祉課、介護保険課等と情報を共有しています。

社一第18表 相談・苦情受付件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談受付件数	395	359	308	362	334
苦情受付件数	18	18	10	11	23

※ 平成12年度から受託（高齢福祉課）

イ 足立区福祉サービス苦情等解決委員会の運営

委員会の案内や議事に必要な資料作成等、委員会運営に必要な事務を行います。

(ア) 平成12年度から受託（高齢福祉課）

(イ) 足立区福祉サービス苦情等解決委員会については第2章－Ⅱ高齢者福祉84頁を参照

(5) 法人後見事業

(権利擁護センターあだち)

成年後見制度推進機関として今後の後見需要拡大への対応およびあだち区民後見人への支援等を目的に平成30年4月より法人後見を実施しました。

社一第19表 法人後見受任件数 (件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
継続受任件数	1	2	3	3	4

※ 平成30年度から補助（高齢福祉課）

3 生活課題への支援

様々な生活課題にお困りの方に対し、貸付制度や福祉用具貸し出し等を通して、安心して生活できるよう支援していきます。

(1) 遺児見舞事業

(総務課)

歳末たすけあい事業の一環として、児童福祉の増進を図るため、18歳未満の遺児に対し、見舞品を支給します。

社一第20表 支給実績

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
遺児	人数(人)	55	46	50	48	42
	金額(円)	550,000	460,000	500,000	480,000	421,496

※ 昭和60年度から実施

(2) 車いす貸出事業

(生活支援課)

寄附された車いすを足立区内の一時的に必要な区民やボランティア・ボランティアグループ等に貸出します。

ア 対象者

区内在住の車いすの必要な方で他制度での貸出・支給の対象にならない方

イ 貸出期間

原則1か月以内

ウ 申請・貸出

生活支援課、総合ボランティアセンター、地域包括支援センター関原、足立福祉事務所 中部第一・中部第二・千住・東部・西部・北部福祉課、江南区民事務所

社一第21表 貸出実績

(件)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
生活支援課	486	494	360	539	471
総合ボランティアセンター	106	99	68	87	134
基幹地域包括支援センター	113				
地域包括支援センター関原	81	109	80	125	104
中部第一福祉課	10	10	14	4	0
中部第二福祉課	23	13	6	19	15
千住福祉課	91	159	111	124	119
東部福祉課	107	122	118	147	166
西部福祉課	147	139	149	172	130
北部福祉課	222	252	117	161	158
江南区民事務所	36	18	16	14	17
計	1,422	1,415	1,039	1,392	1,314

(ア) 平成9年度から実施(中部第一、中部第二福祉課は平成28年8月から実施)

(イ) 基幹地域包括支援センターは事務所移転のため、元年度より貸出を中止した。

(3) シルバーステッキ支給事業

(生活支援課)

シルバーステッキを交付することにより、高齢者の歩行を助け、安全を図っています。

ア 対象者

区内在住の65歳以上で歩行に不安のある方

イ 申請・交付

生活支援課、足立福祉事務所中部第一・中部第二・千住・東部・西部・北部福祉課、区高齢福祉課、地域包括支援センター関原

社一第22表 **実績**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
支給本数(本)	1,816	1,744	1,255	1,483	1,489

※ 昭和55年度から実施(区高齢福祉課は平成29年1月から実施)

(4) 緊急援護事業

(総務課)

緊急に援護を必要とするが、生活保護法に該当しない方に足立福祉事務所各福祉課を通して、交通費を支給しています。また、緊急的に入院し、保護を要する状態にある住所不定者および母子生活支援施設等に緊急入所した世帯へ、日用品セットの購入費の一部を支給しています。

社一第23表 **支給実績**

(円)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
交通費	1,200,000	737,600	729,074	804,163	753,998
日用品セット購入費	0	30,000	35,000	10,000	25,000
支給額合計	1,200,000	767,600	764,074	814,163	778,998

※ 昭和53年度から実施

(5) 生活福祉資金貸付事業

(生活支援課)

ア 教育支援資金・福祉資金

生活福祉資金の貸付事業は民生委員による世帯更生運動を起源としており、貸付・償還の際の相談援助など民生委員が重要な役割を果たしています。貸付は、他からの借入れが困難な低所得者・障がい者・高齢者世帯で、返済の見込みがあると審査・判断された方へ資金を融通し、世帯の自立更生を図ることを目的としています。

(ア) 対象者

- ① 区内在住
- ② 低所得者世帯、高齢者世帯(所得制限あり)、障がい者世帯
- ③ 金融機関、公的貸付制度から借入が困難な世帯
- ④ 原則として連帯保証人(年齢・所得制限あり)が必要

(イ) 貸付金種類

① 教育支援資金（無利子）

月額×通学月数＋入学金

就学者本人が借受人、保護者が連帯借受人

卒業後6か月間の据置期間をおき、最長14年間で償還

入学金・授業料ともに未納分（年度内）のみ対象

② 福祉資金・技能習得費用

主として学校法人格のない専門学校等および自動車運転免許等資格取得のための資金（資格取得後の就職内定書が必要）

③ 福祉資金・障がい者自動車購入費用

通勤・通学・通院・社会参加のため自動車を必要とする身体障がい者で、現在自動車を所有していないか処分予定（ただし、車の買い替えの場合には条件あり）の世帯に対し貸付車両本体価格（排気量制限等あり）、障がいのための改造費用で公的助成を受けても不足する経費または公的助成を受けられない場合など（カーナビ、ワックス、パール塗装などは自己負担）

④ 福祉資金・住宅移転費用

合理性がみられる転居に要する資金（対象経費は、引越し業者に対する支払い、レンタカーの借り上げ費用、前家賃、敷金、礼金、権利金、手付金）

⑤ 福祉資金・療養・介護費用

原則として療養期間が発症から1年以内の病気・負傷や、介護保険法・障害者総合支援法による介護サービス等を受ける期間が1年以内のものについての必要な経費およびその療養期間・介護サービス受給期間中に生計を維持するために必要な経費

⑥ 福祉資金・その他日常生活上一時的に必要な経費

年金保険料や健康保険料（税）の未納分、生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料、生活保護受給世帯の生活必需品等の購入に必要な費用など。

⑦ 福祉資金・緊急小口資金（生活保護世帯は対象外）

低所得世帯で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付（医療費または介護費の支払等による臨時の生活費、給与等の盗難による生活費、年金・保険・公的給付等の支給開始までの生活費、火災等被災による生活費、初回給与支給までの生活費）

社－第24表 貸付決定件数・金額

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	35	13	20	19	21
金額（円）	83,752,000	13,249,000	24,422,000	18,037,500	26,400,000

※ 昭和30年度から受託（東京都社会福祉協議会）

イ 総合支援資金

生活再建に向けた取組みをされる方のために、継続的な相談支援と生活費および一時的な資金の貸付を行っています。

(ア) 生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費として、限度額を月20万円（単身世帯15万円）、期間を6か月（初回申請3か月）以内で貸付します。

(イ) 住宅入居費

足立福祉事務所各福祉課の住居確保給付金申請者を対象として、40万円を限度額に敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費を貸付します。

(ウ) 一時生活再建費

生活支援費または住居確保給付金申請者を対象として、60万円を限度額に低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払費用等に必要な経費を貸付します。

(エ) 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、公的給付制度（失業給付・求職者支援制度・住居確保給付金・生活保護等）の申請が受理され、給付につながるまでの間の経費として、10万円を限度に貸付します。

社一第25表 貸付決定件数・金額

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	0	0	0	0	0
金額（円）	0	0	0	0	0

※ 平成21年度10月から受託（東京都社会福祉協議会）

ウ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保とした生活資金を貸付しています。貸付限度額は居住用不動産のうち土地評価額のおおむね7割相当額で、貸付月額は、1か月あたり30万円以内で個別に設定します。貸付条件は次のとおりです。

- (ア) 借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）する不動産に居住していること（マンション等集合住宅は対象外・評価額1,500万円程度以上）
- (イ) 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- (ウ) 配偶者または親以外の同居人がいないこと
- (エ) 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- (オ) 借入世帯が区民税非課税程度の低所得世帯であること

エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

自宅を所有する要保護高齢者世帯を対象として、自宅を担保に生活資金を貸付し、世帯の自立を支援するとともに生活保護の適正化を図ります。貸付条件は次のとおりです。

- (ア) 借入申込者および同居の配偶者が65歳以上であり、要保護状態にあること
- (イ) 対象不動産が評価額500万円以上の不動産（集合住宅も含む）であること
- (ウ) 単独で所有し、住宅ローン等の担保になっていないこと

社一第26表 貸付決定件数・金額

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
不動産担保型	件数(件)	1	2	0	0	3
	金額(円)	10,150,000	42,840,000	0	0	144,340,000
要保護世帯向け	件数(件)	2	2	1	0	5
	金額(円)	28,560,000	26,430,000	8,960,000	0	53,011,000
計	件数(件)	3	4	1	0	8
	金額(円)	38,710,000	69,270,000	8,960,000	0	197,351,000

- ① 不動産担保型生活資金は平成15年度から受託（東京都社会福祉協議会）
② 要保護世帯向け不動産担保型生活資金は平成19年6月から受託（東京都社会福祉協議会）

(6) ひとり親貸付事業

(生活支援課)

足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（以下、訓練促進給付金）を活用して養成機関に在学し、国家資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付け、自立の促進を図っています。

ア 対象者

ひとり親家庭の親であり、訓練促進給付金の支給対象者

※ 条件により返済免除

イ 貸付金種類

(ア) 入学準備金：500,000円以内

(イ) 就職準備金：200,000円以内

(ウ) 住宅支援資金：月額40,000円以内（12カ月まで）

社一第27表 申請受理件数・手数料請求件数

(件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
入学準備金	申請受理	9	2	2	3	0
	手数料請求	12	3	2	3	0
	決定件数	13	2	2	3	0
就職準備金	申請受理	3	7	5	5	2
	手数料請求	3	7	5	5	2
	決定件数	3	7	5	5	2
住宅支援資金	申請受理				0	7
	手数料請求				0	7
	決定件数				0	7

4 ネットワークの整備

※ 平成28年度12月から受託（東京都社会福祉協議会）

4 ネットワークの整備

様々な分野で活動する方々に情報・活動の場を提供し、活動者相互のつながりを強化していきます。あわせて「困りごと」と「担い手」の橋渡しをしています。

(1) コーディネート事業

(総合ボランティアセンター)

ボランティアの派遣要請とボランティア活動希望者等とのコーディネート（相談、依頼、調整）を行います。

社一第28表 コーディネート実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数（件）	238	194	345	825	151
調整件数（件）	2,078	7,233	820	1,476	3,123
要請件数（件）	275	251	96	101	125
参加者数（人）	730	632	117	429	405

※ 件数はボランティア活動に関する内容とし、その他の相談は除く。

(2) ボランティアセンターの管理運営

(総合ボランティアセンター)

ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターの運営を行っています。

ア 足立区総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）

(ア) 所在地

足立区日ノ出町27-3-102

（電話：03-3870-0061、FAX：03-3870-5900）

(イ) 施設利用

月曜日から土曜日の午前9時から午後9時（年末年始を除く）

日・祝日の午前9時から午後5時（年末年始を除く）

原則、社会福祉協議会に登録したグループおよび個人

(ウ) 相談日：月曜日から土曜日の午前9時から午後5時（祝日、年末年始を除く）

(エ) 業務内容

- ① ボランティア活動に関する相談と情報提供
- ② ボランティア等福祉人材コーディネート
- ③ ボランティア相互、他機関との連絡調整
- ④ 機材、図書、資料等の貸し出し
- ⑤ 講座、講演会の開催
- ⑥ グループ研修や活動に対する支援

(オ) 施設貸出：会議室A・B、録音室、OA室

イ 足立区西綾瀬ボランティアセンター（昭和62年4月8日開設）

(ア) 所在地

足立区西綾瀬4-5-6

(電話3880-8510、FAX3880-3640)

(イ) 施設利用

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(祝日、年末年始を除く)

※ 原則、社会福祉協議会に登録したグループおよび個人

(ウ) 施設貸出：会議室1階、調理室、会議室2階和室・洋室

社一第29表 **管理実績** (円)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経費(円)	15,377,969	15,566,913	17,176,745	19,506,558	18,799,415

※ 平成18年度から指定管理・福祉管理課

(3) 絆のあんしんネットワーク

(基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、地域包括支援センター関原)

地域の高齢者や家族が抱える問題を早期に発見し、適切に対応することで高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

社一第30表 **絆のあんしんネットワーク連絡会**

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
基幹地域包括支援センター	実施回数(回)	6	7	3	2	3
	参加延人数(人)	196	265	57	49	81
地域包括支援センター関原	実施回数(回)	6	6	3	2	3
	参加延人数(人)	419	466	53	49	148

※ 平成26年度から受託(絆づくり担当課)

(4) 地域包括支援センター事業

(基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、地域包括支援センター関原)

地域の高齢者の総合相談窓口として、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的および継続的な支援を行っています。

社一第31表 相談業務実績

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
基幹地域包括支援センター	相談件数(件)	3,833	4,093	3,991	5,034	4,322
	取次件数(件)	113	146	141	215	147
地域包括支援センター関原	相談件数(件)	3,870	4,335	3,623	3,786	4,376
	取次件数(件)	102	123	111	87	140

ア 地域包括支援センター関原は平成8年度、基幹は平成11年度から受託(地域包括ケア推進課)

イ 地域包括支援センター関原は平成17年度から施設管理を受託開始、平成30年度より地域包括ケア推進課から高齢福祉課に委託元変更

ウ 基幹地域包括支援センターの相談件数は地域型の実績を掲載

社一第32表 地域ケアネットワーク(多業種を交えた地域資源の連携を目的とする会議)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	6	3	1	2	2
参加延人数(人)	234	354	31	36	52

※ 基幹地域包括支援センター及び地域包括支援センター関原を含む地域包括支援センター中部ブロック(あだち、中央本町、本木関原、基幹、関原)での合同開催のため、合算値を掲載

(5) 基幹地域包括支援センター事業

(基幹地域包括支援センター包括支援課、地域福祉課)

基幹型として、他の地域包括支援センターの虐待等困難ケース対応支援、地域ケア会議の開催支援、関係機関と連携をしています。また、地域包括ケアシステムと連動した地域の連携づくりを行うために、区より委託を受けた地域支え合い推進員が中心となり、地域資源の開発、人材育成、ネットワーク構築などを行っています。

社一第33表 基幹型相談件数 (件)

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
基幹地域包括支援センター	包括支援課	3,745	3,865	4,410	3,435	4,062
	地域福祉課	6,170	5,165	3,991	5,341	5,328

※ 基幹地域包括支援センターは、平成28年度より地域型(梅島・島根地域課)と基幹型(包括支援課・地域福祉課)の3課体制となった。

(6) ふれあいサロン支援事業

(基幹地域包括支援センター地域福祉課)

ア 高齢者・障がい者サロン

地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や居場所づくりのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し、支えあう地域づくりを推進しています。

(ア) 高齢者・障がい者サロン活動の立ち上げ支援

サロン活動の立ち上げに際し、個別相談、ノウハウの提供、開催チラシの印刷補助等の支援を行います。対象者は、サロン活動予定団体。

(イ) 高齢者・障がい者サロン活動の継続支援

サロン活動の継続と充実のため、個別相談、保険の加入、活動助成金、交流・研修会等の支援を行います。対象者は、サロン活動団体。(登録活動団体)

イ のびのび親子ひろば

子育て中の方や子育てに関心のある方が交流し、仲間づくりを行う「のびのび親子ひろば」活動を支援し、支えあう地域づくりを推進しています。

(ア) 活動の立ち上げ支援

ひろば活動の立ち上げに際し、個別相談、ノウハウの提供、開催チラシの印刷補助等の支援を行います。対象者は、ひろば活動予定団体。

(イ) 活動の継続支援

ひろば活動の継続と充実のため、個別相談、保険の加入、活動助成金、交流・研修会等の支援を行います。対象者は、ひろば活動団体。(登録活動団体)

社－第34表 **登録数・開催回数・参加者数**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録団体数(カ所)	138	151	142	137	127
開催回数(延べ回数)	2,323	2,072	358	575	1,486
参加者数(延べ人数)	41,056	36,654	4,932	8,612	20,940

(7) 多世代地域交流事業

(基幹地域包括支援センター地域福祉課)

区の子どもの貧困対策への貢献事業として、平成27年度にモデル事業として開始し、平成28年度に本格事業化しました。その後、地域の多様な主体とともに実施する事業として子どもたちと多世代の参加者同士が交流する場づくりの推進に努めています。

社－第35表 **団体数・開催回数・参加者数**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
活動団体数(カ所)	3	2	2	0	1
開催回数(延べ回数)	30	17	0	0	1
参加者数(延べ人数)	366	250	0	0	10

(8) 災害ボランティアネットワーク会議（企画運営支援）

（総合ボランティアセンター）

足立区地域防災計画に基づき、区が設置する災害ボランティアセンターの円滑な運営支援に向けて、関係機関や地域団体等と幅広いネットワークを構築し、事前の準備や役割分担、想定される様々な課題等について検討を行い、災害時の体制を整備します。

(9) ボランティアまつり

（総合ボランティアセンター）

ボランティアグループの活動発表、説明を実践者が行い、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するため、足立区ボランティアまつり実行委員会と協働し、ボランティアまつりを開催しています。

社一第36表 **開催実績**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加団体（団体数）	37	34	0	0	0
来場者数（人）	約2,900	約3,300	0	0	0

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

5 福祉人材の育成

身近なボランティアや介護人材等を育成し、地域福祉を推進していきます。また、地域住民の福祉活動への関心を高め、参加を促進させていきます。

(1) 総合学習支援事業

（総合ボランティアセンター）

学校との連携・協働により「総合的な学習の時間」を通して、福祉教育やボランティア教育の推進を図ります。

社一第37表 **件数・学校数**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	16	9	4	5	7
学校数	10	9	3	3	4

※ 平成15年度から実施

(2) 福祉出前講座

(基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、地域福祉課、地域包括支援センター関原、権利擁護センターあだち)

区民や関係機関が求める様々な福祉に関する情報を提供したり、地域の課題に気づき、区民とともに考える機会を提供するため、出前講座の提供をしています。

社一第38表 出前講座実施回数

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
基幹地域包括支援センター	実施回数(回)	5	5	2	0	1
	参加延人数(人)	162	163	30	0	32
地域包括支援センター関原	実施回数(回)	6	16	16	2	2
	参加延人数(人)	207	1,196	650	29	126

社一第39表 高齢者あんしん生活支援事業(おいじたく講座)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	25	17	6	4	5
参加延人数(人)	358	209	135	72	78

ア 平成16年度から権利擁護センターあだちで実施

イ 高齢者あんしん生活支援事業については198頁を参照

社一第40表 その他の出前講座(地域福祉課等)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
出前講座(回)	94	68	40	23	34
参加延人数(人)	2,890	2,815	728	636	1,168

ウ 基幹地域包括支援センターは、平成28年度より地域型(梅島・島根地域課)と基幹型(包括支援課・地域福祉課)の3課体制となった。

エ 第38表、第39表の実績と一部重複あり。

(3) ボランティアスクール

(総合ボランティアセンター)

地域福祉向上の担い手として、地域で活躍するボランティアの協力を得て、新たなボランティアを育成します。同時に、ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアのあり方を正しく理解し、現状を把握した上での活動参加を促進しています。

社一第41表 開講実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
回数(回)	5	3	2	5	5
受講者数(人)	115	50	19	64	104

(4) 夏！ボランティア体験事業

(総合ボランティアセンター)

夏休み期間中に社会福祉施設等でボランティア活動を体験し、地域福祉を推進するボランティアの育成を目指して実施しています。

ア 実施時期

8月

イ 対象

中学生以上

ウ 事業内容

社会福祉施設等でのボランティア活動

社一第42表 参加者数・申込数

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加者数(延べ人数)	215	218	0	0	0
申込数(人)	95	124	0	0	0

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

(5) 地域包括支援センター職員研修会

(基幹地域包括支援センター包括支援課、地域福祉課)

基幹型として区内の地域包括支援センター職員支援のため、研修を行っています。

社一第43表 開催実績

項目／年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
包括支援課	集合研修	実施回数(回)	7	6	5	7	8
		参加人数(人)	311	251	173	225	249
	出張研修	実施回数(回)	5	1	3	3	5
		実施センター数	5	1	3	3	5
地域福祉課	集合研修	実施回数(回)	3	2	2	2	2
		参加人数(人)	150	130	59	84	89

※ 基幹地域包括支援センターは、平成28年度より地域型(梅島・島根地域課)と基幹型(包括支援課・地域福祉課)の3課体制となった。

(6) 介護職員研修事業

(社協ヘルパーステーション)

訪問介護員やサービス提供責任者、施設職員の業務の質の向上を図るため研修を開催しています。

社一第44表 **事業実績**

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	30	28	30	30	30
修了者延人数(人)	439	405	298	302	451

※ 平成12年度から受託。平成26年度から施設職員研修の受託により、訪問介護員フォローアップ研修事業から事業名が変更され、施設職員も対象に加えている(高齢福祉課)。

(7) 地域活動者養成(ここあだちカレッジ)

(総合ボランティアセンター)

地域で活動したい区民の方向けに、福祉人材養成総合座として「ここあだちカレッジ」を開催していました。

社一第45表 **開催実績(令和2年度事業廃止)**

項目／年度	30年度	元年度
受講者(人)	43	34
終了者(人)	34	24

※ 平成30年度より春・夏の区別を無くして実施。

(8) 災害ボランティア養成事業

(総合ボランティアセンター)

災害時に効果的な対応ができる人材の育成と地域で支えあうネットワーク形成のため講座を開講しました。

社一第46表 開講実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
回数(回)	3	3	3	3	4
受講者数(人)	47	46	52	51	62

(9) 音訳・点訳ボランティア養成事業

(総合ボランティアセンター)

ア 音訳ボランティア養成講習会

視覚障がい者への音訳サービスを通じて地域福祉の増進を図るため、音訳技術の習得とボランティアのマナーに関する講習を行っています。

(ア) 対象者：区内在住・在学・在勤で修了後にボランティア活動へ参加できる方

社一第47表 音訳ボランティア養成講習会実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
回数(回)	25	0	0	0	25
定員(人)	20	0	0	0	20
応募数(人)	15	0	0	0	30
受講者数(人)	13	0	0	0	20
修了者数(人)	13	0	0	0	19

- ① 平成28年度以降は点訳講習会と隔年での開催とした。
- ② 令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止した。

イ 点訳ボランティア養成講習会

点訳サービスを通じて視覚障がい者に対する理解の促進および地域福祉の推進を図るため、点訳技術の指導を行っています。

(ア) 対象者

区内在住・在学・在勤で修了後ボランティア活動に参加できる方

社一第48表 点訳ボランティア養成講習会実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
回数(回)	0	15	0	0	15
定員(人)	0	20	0	0	30
応募数(人)	0	14	0	0	14
受講者数(人)	0	14	0	0	11
修了者数(人)	0	11	0	0	10

- ① 平成28年度以降は音訳講習会と隔年での開催とした。
- ② 令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止した。
- ③ 令和4年度は、3年度の開催中止に伴い、臨時で開催した。

6 福祉活動への支援

区内施設、活動団体等の福祉活動を支援するため、助成しています。

(1) 赤い羽根共同募金事業

(総務課)

共同募金運動の一環として、足立区民生・児童委員協議会と協働して「赤い羽根共同募金」を実施します。

次年度に東京都共同募金会から配分金を受け、事業費に充当します。

社一第49表 募金実績

(円)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
募金	1,320,535	1,366,327	603,792	586,808	558,585

ア 昭和59年まで区で実施、昭和60年から社会福祉協議会に移管

イ 令和2～4年度は例年実施している足立区民生・児童委員協議会との協働による街頭募金は中止。民生・児童委員による募金を計上

(2) 歳末たすけあい運動事業

(総務課)

共同募金運動の一環として「歳末たすけあい運動」を実施し、募金収入をもとに、遺児への見舞品贈呈を行います。また、地域福祉推進のための事業を展開しています。

社一第50表 募金実績

(円)

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
募金	10,302,618	10,499,775	8,662,967	8,013,001	7,541,658

(3) ボランティア活動への助成

(総合ボランティアセンター)

ア ボランティアグループの活動に対する助成

ボランティア活動資金の一部を助成することにより、地域におけるボランティア活動の充実強化を目指しています。

社一第51表 助成実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	6	5	4	2	5
金額(円)	240,000	231,000	214,000	55,000	256,400

イ 足立区ボランティア連合会に対する助成

足立区ボランティア連合会に対し、事業費の一部、広報紙の発行費およびボランティア保険加入費を助成しています。助成金額298,785円。

(4) 施設等行事費助成事業

(総務課)

地域福祉の向上を図るため、区内の社会福祉施設等が行う行事にかかる経費の一部または全部を助成しました。(平成30年度事業廃止)

社一第52表 助成実績

項目／年度	30年度
施設等数(カ所)	212
金額(円)	2,328,644

※ 平成15年度から実施

(5) 民間保育園行事費等援助事業

(総務課)

児童福祉の向上を図るため、区内の民間保育園の活動を援助しています。(令和3年度事業廃止)

社一第53表 助成実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度
施設数(施設)	96	109	129	128
金額(円)	2,000,000	2,000,000	148,300	1,467,660

※ 昭和40年度から実施

(6) 社会福祉施設等助成事業

(総務課)

区内の社会福祉施設等および社会福祉活動施設等が実施する諸行事に対する助成申請を受け、その内容を審査し助成しています。

(令和3年度事業廃止)

社一第54表 助成実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度
高齢者施設数(施設)	1	1	1	1
障がい者施設数(施設)	2	2	0	0
児童施設数(施設)	0	0	0	0
金額(円)	1,000,000	1,000,000	360,000	360,000

※ 平成4年度から実施

(7) 障がい者福祉団体援助事業

(総務課)

障がい者福祉団体の諸行事に対する助成申請を受け、その内容を審査し助成しています。

(令和3年度事業廃止)

(8) 福祉団体行事等助成事業

(総務課)

区内の社会福祉施設及び福祉団体等が実施する行事等の事業経費の一部を補助することにより、児童・心身障がい者(児)・高齢者及びその家族の福祉増進を図ることを目的とし助成しています。

ア 令和4年度助成団体

児童：足立区民間保育園連合会

障がい者：足立区原爆被害者の会、足立区肢体障害者福祉協会

高齢者：足立新生苑

社一第55表 助成実績

項目／年度	4年度
児童福祉団体数	1
障がい者団体数	2
高齢者団体数	1
金額(円)	2,540,000

※ 令和4年度から実施

7 情報発信・共有

足立社協の活動と地域福祉を支えている個人や団体等の活動を広く発信し、共有しています。

(1) 広報紙への掲載・発行等

(企画経営課)

ア 公社ニュースときめき掲載

年に12回(毎月1日発行)、各種イベントや講座の情報等を掲載し、事業の普及啓発を図ります。

イ あだち社協(旧紙名・ささえあい)の発行

事業のPRや活動紹介、イベント等の案内を掲載した広報紙を発行します。令和元年度より、紙名を変更し全面リニューアルを行いました。

また、回覧や掲示板での周知にご協力いただいている町会・自治会からの要望にお応えするため、令和3年度より、希望に応じてA4サイズのダイジェスト版も選択できるようにしています。

社一第56表 あだち社協発行部数・回数

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
発行回数(回)	4	4	4	4	4
発行部数(部)	105,500	105,500	105,500	105,500	105,500

ウ SNS(フェイスブック)による情報発信

地域の方とのコミュニケーションツールとして、イベントや講座、研修などの情報を発信するほか、地域の情報を広く発信しています。

社一第57表 フェイスブック投稿数・フォロワー数

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
投稿数(件)	157	144	114	145	111
フォロワー数(人)	264	321	398	456	511

※ 平成29年10月よりフェイスブックの運用を開始

(2) 「ささえあいブログ」の発信

(基幹地域包括支援センター地域福祉課)

社協ホームページに設置している「ささえあいブログ」で、地域の活動の様子を発信しています。

社一第58表 ささえあいレポート発信数

(件)

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
レポート発信数	65	57	28	44	42

8 財源確保

足立社協の活動について理解をいただくなかで、自主財源などの充実を図っています。

(1) 寄附者・会員の拡充

(総務課)

個人や企業等から金員や物品の寄附を受け、社会福祉事業等に活用します。

社－第59表 実績

項目／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
寄附収入（円）	10,776,180	9,899,672	26,369,258	8,794,751	59,228,967
寄附物品（件）	6	5	2	5	4

VII 新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策の事業概要

1 新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
児童 福祉	2年度 から 4年度	(1) 新型コロナウイルス対策事業補助金（間接補助分）	保育所等に物品購入や施設の消毒等にかかる人件費等に対して補助を行いました。	221 頁
	3年度	(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	新型コロナウイルスの影響が長期化し、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、ひとり親世帯に支給しました。	222 頁
		(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	新型コロナウイルスの影響が長期化し、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、住民税均等割が非課税の子育て世帯に支給しました。	
		(4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルスの影響が長期化し、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に支給しました。	223 頁
	4年度	(5) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、ひとり親世帯に支給しました。	224 頁
		(6) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、住民税均等割が非課税の子育て世帯等に支給しました。	224 頁
		(7) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（令和4年度給付分）	新型コロナウイルスの影響が長期化し、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に支給しました。	225 頁
		(8) 足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面するひとり親世帯等を支援するため、国事業に上乗せする形で支給しました。	226 頁

第2章 施策別事業概要－Ⅶ新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
高齢者福祉 および 障がい者福祉	2年度 および 4年度	(1) 高齢者施設向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	施設等の居室に簡易陰圧装置を据える費用について補助を行いました。	227 頁
	2年度 および 4年度	(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業	事業者の環境整備および衛生物品購入等にかかる費用の一部を支給しました。	
	2年度 から 4年度	(3) 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助事業	介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所に従事する職員、新規利用者等を対象に補助しました。	
		(4) 在宅要介護者受入体制整備事業	介護者が感染したことにより支援が受けられなくなったときに緊急的な保護を行いました。	
		(5) 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当等支給事業	従事者が、陽性の利用者に対して直接サービスを提供した場合に、危険手当および宿泊手当の支給を行いました。	229 頁
		(6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免	主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、要件に該当した場合に、介護保険料の減免を行いました。	
	3年度	(7) 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布	マスクや手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布しました。	230 頁
(8) 空気清浄機購入経費補助事業		介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所を対象に、空気清浄機の購入費用について補助を行いました。		
低所得者福祉	(※) —	(1) 住居確保給付金支給事業	住居喪失(見込)離職者が要件に該当した場合、住居確保給付金を支給しました。	231 頁
	2年度 および 3年度	(2) 緊急小口資金等の特例貸付	失業等により生活困窮となった世帯等に貸付を行いました。	232 頁
	3年度 および 4年度	(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付が終了した世帯等の主な生計維持者で、要件に該当した場合に、支援金を支給しました。	232 頁
	3年度 および 4年度	(4) あだち生活・暮らし臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、さまざまな困難に直面した方への支援として、住民税非課税世帯等に給付しました。	233 頁
	4年度	(5) 区独自「あだちから」生活応援臨時給付金	あだち生活・暮らし臨時給付金(国の住民税非課税世帯等への給付金)事業の対象外となる住民税課税世帯のうち、世帯所得200万円以下の世帯に給付しました。	234 頁
その他	2年度	(1) 特別定額給付金	緊急経済対策として、区民に一律で給付しました。	234 頁

※ 事業は平成27年度から継続していますが、参考に掲載しました。

2 児童福祉施策

(1) 新型コロナウイルス対策事業補助金（間接補助分）【国事業、都事業】

（子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課）

ア 保育所等

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に効果的な物品購入や施設の消毒等にかかる人件費等に対して補助を行いました。（国事業、都事業）

（ア）補助対象施設

足立区内の認可保育所（公設民営および私立）、小規模保育事業、家庭的保育、東京都認証保育所、認可外保育施設

新－第1表 補助実績

年度	項目	保育対策総合支援事業（国）	緊急包括支援事業（都）
2年度	施設数	318	243
	補助額(千円)	70,727	91,876
3年度	施設数	291	0
	補助額(千円)	43,806	0
4年度	施設数	325	0
	補助額(千円)	46,382	0

イ 幼稚園等

幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策に効果的な物品購入や施設の消毒等にかかる人件費等に対して補助を行いました。（国事業）

（ア）補助対象施設

足立区内の私立幼稚園、私立認定こども園

新－第2表 補助実績

項目／年度	2年度		3年度		4年度	
	私立幼稚園	私立認定こども園	私立幼稚園	私立認定こども園	私立幼稚園	私立認定こども園
施設数	41	4	45	4	43	4
補助額(千円)	34,513	3,930	19,850	1,909	15,970	1,859

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）【国事業】
(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、ひとり親世帯に対し特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

(ア) 令和3年4月分の児童扶養手当を受給される方

【申請必要】次のいずれかに当てはまる方

(イ) 公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方

※ 次のAまたはBに該当する方が対象。

① 児童扶養手当の申請をしているが、公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給が停止されている方

② 児童扶養手当の申請をしていないが、申請をしていれば、公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の全部または一部が支給停止となることが想定される方

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になったひとり親の方

イ 給付内容

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和3年4月19日～令和4年2月28日

エ 支給児童数

8,178人

オ 支給総額

4億890万円

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、住民税均等割が非課税の子育て世帯に対して特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】次のいずれかに当てはまる方（受給拒否する場合は届出必要）

(ア) 令和3年4月分児童手当受給者（特例給付は除く）または特別児童扶養手当受給者で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

(イ) 新規申請により、令和3年5月分から令和4年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当の認定を受けた方で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方

【申請必要】 次のいずれかに当てはまる方

- (ウ) 令和3年3月31日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育し令和3年度の住民税均等割が非課税の方
- (エ) 令和3年3月31日時点で18歳未満(中度以上の障がいの程度にある場合は20歳未満)の児童を養育する方で、令和3年に入り家計が急変し、住民税均等割が非課税収入相当と認められる方
- (オ) (ア)・(イ)・(ウ) のいずれかに該当している区内在住の公務員の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和3年8月2日～令和4年2月28日

エ 支給児童数

7,343人

オ 支給総額

3億6,715万円

(4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、臨時特別給付金を支給しました。

ア 対象者

【申請不要】 次のいずれかに当てはまる方

- (ア) 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象児(15歳以下)又は令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象の方
- (イ) (ア)の兄弟姉妹となる平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方を養育している方
- (ウ) 令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当支給対象の方

【申請必要】 次のいずれかに当てはまる方(所得制限あり)

- (エ) 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方
- (オ) 勤務庁から児童手当を受給している区内在住の公務員の方
- (カ) 支給基準日(令和3年9月30日)より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、本給付金を受領されていない方

イ 支給額

対象児童1人について100,000円

ウ 申請期間

令和3年12月9日～令和4年4月28日

エ 支給児童数

83,459人(令和4年3月31日時点)

オ 支給総額

83億4,565万円(令和4年3月31日時点)

(5) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）【国事業】
(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業としてひとり親世帯に対し特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和4年4月分の児童扶養手当を受給される方

【申請必要】 次のいずれかに当てはまる方

（イ）公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方

※ 次のAまたはBに該当する方が対象。

A：児童扶養手当の申請をしているが、公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当の支給が停止されている方

B：児童扶養手当の申請をしていないが、申請をしていれば、公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当の全部または一部が支給停止となることが想定される方

（ウ）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になったひとり親の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和4年6月8日～令和5年2月28日

エ 支給児童数

7,804人

オ 支給総額

3億9,020万円

(6) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対して特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】 次のいずれかに当てはまる方（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和4年4月分児童手当受給者（特例給付は除く）または特別児童扶養手当受給者で令和4年度の住民税均等割が非課税の方

（イ）新規申請により、令和4年5月分から令和5年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当の認定を受けた方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

【申請必要】 次のいずれかに当てはまる方

- (ウ) 令和4年3月31日時点で平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童のみを養育し令和4年度の住民税均等割が非課税の方
- (エ) 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(中度以上の障がいの程度にある場合は20歳未満の児童)を養育する方で、令和4年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税収入相当と認められる方
- (オ) 上記(ア)・(イ)・(ウ)のいずれかに該当している区内在住の公務員の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 支給児童数

7,561人

エ 支給総額

3億7,805万円

(7) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(令和4年度給付分) 【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、臨時特別給付金を支給しました。

ア 対象者

【申請不要】 次のいずれかに当てはまる方

- (ア) 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象児(15歳以下)または令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象児の方
- (イ) 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方を養育していて、(ア)の支給対象児童の兄弟姉妹となる児童を養育する方
- (ウ) 令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当支給対象の方

【申請必要】 次のいずれかに当てはまる方(所得制限あり)

- (エ) 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方
- (オ) 勤務庁から児童手当を受給している区内在住の公務員の方
- (カ) 支給基準日(令和3年9月30日)より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、本給付金を受領されていない方

イ 給付内容

対象児童1人について100,000円

ウ 案内・申請期間

令和3年12月9日～令和4年4月28日

エ 支給児童数

1,216人

オ 支給総額

1億2,160万円

(8) 足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金【区事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面するひとり親世帯等を支援するため、国事業「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の上乗せ給付として実施しました。

ア 支給対象者

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

国事業の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給決定を受けたひとり親世帯等の方（児童扶養手当受給者）

イ 給付内容

対象児童1人について50,000円（支給通知発送）

ウ 案内期間

令和4年12月～令和5年3月

エ 支給児童数

8,513人

オ 支給総額

4億2,565万円

3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

(1) 高齢者施設向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業【都事業】

(介護保険課、高齢福祉課)

高齢者施設等において、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧装置の設置が有効であることから、居室に簡易陰圧装置を据える費用について補助を行いました。

新一第3表 支給実績

項目／年度	2年度	4年度
事業者数(か所)	9	1
簡易陰圧装置(台)	55	12
支給額(千円)	76,838	38,676

※ 令和3年度は実績無し

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等事業者が、感染拡大防止に努めながら事業を継続できるよう、事業者の環境整備および衛生物品購入等にかかる費用の一部を、特別給付金として支給しました。

※ 令和2年度は事業者の常勤職員数に応じて10万円から30万円、令和4年度はサービス種別および定員数に応じて5万円から30万円を支給しました。

新一第4表 支給実績

項目／年度	2年度		4年度下半期分	
	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分
事業者数(か所)	815	119	794	367
支給金額(千円)	104,450	28,500	76,400	25,800
執行率(%)	97.2	100	86.6	94.2

※ 令和3年度は実施無し、令和4年度は衛生物品配布の代替として下半期分支給

(3) 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助【国事業】【都事業】 【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所に従事する職員および新規利用者等を対象に、PCR検査等に係る経費を1人上限12回、1回あたり2万円まで補助しました。

新一第5表 検査実績

項目／年度	2年度		3年度		4年度	
	高齢者施設等	障がい者施設等	高齢者施設等	障がい者施設等	高齢者施設等	障がい者施設等
人数(人)	1,168	88	7,770	1,095	7,434	600
費用補助額(千円)	20,650	1,107	115,220	10,669	109,138	8,320

(4) 在宅要介護者（高齢者・障がい者）受入体制整備事業【都事業】

(地域包括ケア推進課、障がい福祉課)

ア 対象者

- (ア) 足立区内に居住している要介護認定を受けている概ね65歳以上の高齢者で、介護者が新型コロナウイルスに感染し、他に適切な介護者がいない、または、他の支援が受けられず、緊急的に保護の必要がある方
- (イ) 足立区内に居住している身体障害者手帳または愛の手帳を所持している概ね18歳以上の方で、介護者が新型コロナウイルスに感染したことにより支援が受けられず、緊急的に保護の必要がある方

イ 事業内容

介護者の支援が必要な在宅の高齢者・障がい者について、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより支援が受けられなくなったときに、緊急的に保護を行うことにより、高齢者・障がい者の安全を確保するとともに家庭内・地域内の感染拡大を防止します。

新一第6表 **利用者数**

項目／年度	2年度		3年度		4年度	
	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者
人数（人）	7	3	12	6	8	2
受け入れ日数（日）	89	31	80	10	49	8
経費（千円）	5,250	7,550	8,955	8,290	8,040	7,859

(5) 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等従事者が、陽性の利用者に対して直接サービスを提供した場合に、事業者を通じて危険手当および宿泊手当の支給を行いました。

新一第7表 **支給実績**

項目／年度	2年度		3年度		4年度	
	高齢者施設等	障がい者施設等	高齢者施設等	障がい者施設等	高齢者施設等	障がい者施設等
危険手当(5,000円/件)	825	34	9,618	891	13,031	956
支給金額（千円）	4,125	170	48,090	4,455	65,155	4,780
予算執行率（％）	32.7	4.0	100.0	100.0	68.3	51.1
宿泊手当(10,000円/件)	137	96	1,465	255	3,092	393
支給金額（千円）	1,370	960	14,650	2,550	30,920	3,930
予算執行率（％）	21.1	44.4	100.0	100.0	100.0	74.4
合計支給金額（千円）	5,495	1,130	62,740	7,005	96,075	8,710
合計予算執行率（％）	28.8	17.8	100.0	100.0	77.4	59.5

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免【国事業】

(介護保険課)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免を行いました。

新－第8表 減免実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度
減免件数(件)	983	366	82
減免金額(千円)	80,889	25,740	6,085

(7) 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布【国事業】【都事業】【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、使い捨てマスクや手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布しました。

新－第9表 配布実績

配布物	2年度			
	介護サービス事業者分		障がい福祉サービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク(枚)	5	1,320,000	5	710,000
エプロン(枚)	4	310,000		
手袋(枚)	4	890,000	2	260,000
防護服(枚)	1	10,000	1	1,500
ゴーグル(個)	2	10,000		
フェイスシールド(枚)	1	5,000	1	1,500

新－第10表 配布実績

配布物	3年度			
	介護サービス事業者分		障がい福祉サービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク(枚)	6	930,000	6	450,000
消毒ジェル(本)	6	50,000	7	15,000
手袋(枚)	11	7,150,000	10	1,800,000
ウェットティッシュ(個)	2	10,000	1	2,000
フェイスシールド(枚)	1	3,000	1	1,300

第2章 施策別事業概要－Ⅶ新型コロナウイルス感染症対策
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

新－第11表 配布実績

配布物	4年度上半期			
	介護サービス事業者分		障がい福祉サービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク（枚）	6	350,000	6	200,000
消毒ジェル（本）	4	14,000	5	6,000
手袋（枚）	6	3,780,000	6	890,000
フェイスシールド（枚）			1	170

※ 令和4年度上半期で、衛生物品の配布を終了

(8) 空気清浄機購入経費補助事業【都事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所を対象に、機械換気設備による強制換気ができない場合や、こまめな換気が困難などの理由により、空気清浄機を購入した場合の経費として、1台あたり10万円を上限に補助を行いました。

新－第12表 支給実績

項目／年度	3年度	
	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分
事業所数（か所）	68	54
購入数（台）	174	105
費用補助額（千円）	10,930	6,624

※ 令和3年度のみ実施

4 低所得者福祉

(1) 住居確保給付金支給事業（再掲）

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的に困窮している住居喪失(見込)離職者に対し、常用就職に向けた求職活動や事業再生のための活動を条件に、生活保護の住宅扶助特別基準額に相当する額を上限に住居確保給付金を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っています。

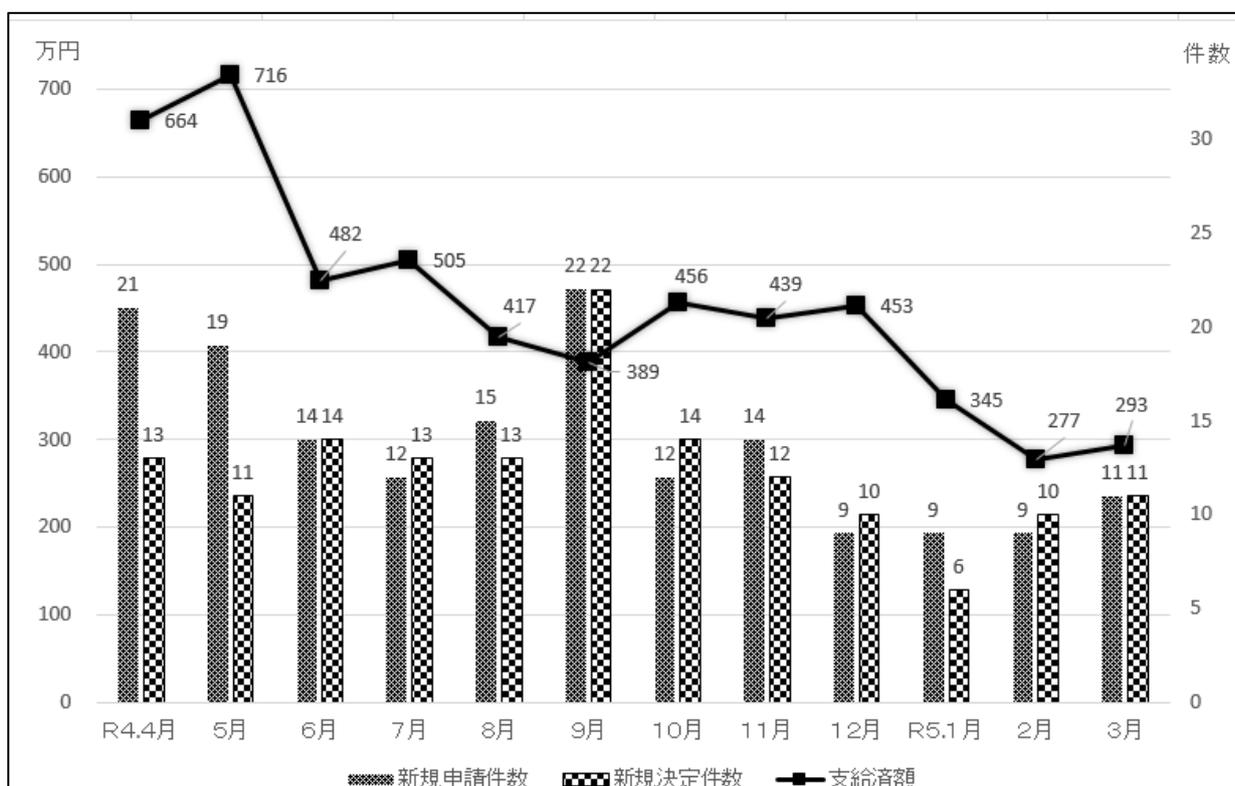
新一第13表 住居確保給付金支給事業支給実績

項目/年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規決定件数(件)	17	35	1,241	292	149
延べ金額(円)	3,576,800	6,562,667	271,539,641	153,557,420	54,341,777

※ 新型コロナ感染拡大の影響から2年度は一時的に著増し、その後、落ち着きつつある。

新一第14表 令和4年度住居確保給付金支給事業実績の推移

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規申請数	21	19	14	12	15	22	12	14	9	9	9	11
新規決定数	13	11	14	13	13	22	14	12	10	6	10	11
支給済額	6,637,600	7,158,700	4,819,800	5,048,170	4,167,800	3,887,300	4,561,287	4,386,200	4,528,500	3,446,820	2,769,900	2,929,700



(2) 緊急小口資金等の特例貸付（東京都社会福祉協議会受託事業）

（足立区社会福祉協議会）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活困窮となった世帯等に貸付を行いました。

新一第15表 貸付実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度
緊急小口	件数（件）	10,222	2,784	320
	金額（千円）	2,013,010	55,030	59,120,000
総合支援資金	件数（件）	6,364	2,524	118
	金額（千円）	5,691,260	1,565,370	59,590,000
総合支援資金 （再貸付）	件数（件）	1,278	6,114	—
	金額（千円）	668,800	3,218,200	—
計	件数（件）	17,864	11,422	420
	金額（千円）	8,373,070	4,838,600	118,710,000

ア 申請受付は、令和2年3月25日から開始

イ 貸付事業は令和4年9月末で終了

(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【国事業】

（生活困窮者自立支援金担当課）

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を実施しました。

ア 対象者

以下の要件を満たす方

- (ア) 社会福祉協議会が実施する総合支援資金（特例貸付）の再貸付が終了した、または申請月までに終了する、もしくは再貸付が不承認となった
- (イ) 社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付がいずれも終了した、または申請月までに終了する（令和4年1月より本要件追加）
- (ウ) 世帯の主な生計維持者であること
- (エ) 世帯の収入および資産額が要件額を超えないこと
- (オ) ハローワーク等に求職の申し込みをし、常用就職に向けた求職活動を行うこと
- (カ) 生活保護や職業訓練受講給付金を申請者および同一の世帯に属する者が受給していないこと 等
- (キ) 再支給の場合は上記要件に加え、自立支援金の初回受給期間が終了し所定の求職活動報告等を完了していること

イ 支給額

単身世帯：60,000円 2人世帯：80,000円
3人以上世帯：100,000円（いずれも月額）

ウ 支給期間

3カ月（再支給も3カ月）

新1第16表 支給世帯数および支給総額

	項目	3年度	4年度	計
初回支給	支給世帯数（世帯）	1,500	255	1,755
	支給総額（千円）	253,920	73,520	327,440
再支給	支給世帯数（世帯）	507	419	926
	支給総額（千円）	87,980	116,480	204,460
計	支給世帯数（世帯）	2,007	674	2,681
	支給総額（千円）	341,900	190,000	531,900

（4）あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】

（生活・暮らし臨時給付金担当課）

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」および「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施しました。

ア 対象者

- （ア）基準日（令和3年12月10日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - （イ）基準日（令和4年6月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - （ウ）新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、令和3年1月から令和4年9月までのいずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）
- ※ 支給は上記いずれか1回限り。

イ 給付内容

支給対象1世帯あたり100,000円

ウ 案内・申請期間

令和4年1月28日～令和4年9月30日

エ 支給世帯数

94,547世帯

オ 支給総額

94億5470万円

(5) 区独自「あだちから」生活応援臨時給付金【区事業】

(生活・暮らし臨時給付金担当課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、あだち生活・暮らし臨時給付金（国の住民税非課税世帯等への給付金）事業の対象外となる住民税課税世帯のうち、住民税非課税世帯と同程度の所得水準にある世帯への生活・暮らしの支援を行うため、区独自の給付事業を実施しました。

ア 対象者

基準日（令和3年12月10日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和3年度分住民税均等割が課税されている世帯のうち、世帯全員の令和2年分の所得金額を合算した額が200万円以下の世帯

イ 給付内容

支給対象1世帯あたり100,000円

ウ 案内・申請期間

令和4年4月11日～令和4年9月30日

エ 支給世帯数

48,352世帯

オ 支給総額

48億3520万円

5 その他

(1) 特別定額給付金【国事業】

(特別定額給付金担当課)

令和2年4月30日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援を行うため、特別定額給付金事業を実施しました。

ア 支給対象者

基準日（令和2年4月27日）時点で足立区に住民登録がある方

イ 受給権者

基準日における、支給対象者の属する世帯の世帯主の方

ウ 支給額

支給対象者1人について100,000円

エ 支給世帯数

354,073世帯

オ 支給総額

690億5990万円

VIII 物価高騰対策

物価高騰対策の事業概要

1 物価高騰対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
児童福祉	4年度	(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業	保育施設・私立幼稚園等の物価高騰対策として、光熱水費（主に電気・ガス）、ガソリン代を支給。 光熱水費はアンケート結果による影響額および定員区分に基づき補助基準額を設定（基準額の1年分50千円～1,125千円） ガソリン代は送迎車両1台あたり26千円	235頁
高齢者福祉 および 障がい者福祉	4年度	(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業	物価高騰の影響の大きい光熱水費、ガソリン代等の経費に対し、特別給付金を支給しました。	236頁
低所得者福祉	4年度	(1) あだち生活・暮らし臨時給付金	物価高騰緊急支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付しました。	236頁

2 児童福祉施策

(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業

(子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課)

保育施設・私立幼稚園等の物価高騰対策として、園へのアンケート結果による影響額を基に、施設規模に応じた光熱水費（主に電気・ガス）、ガソリン代（送迎バス1台あたり）を支給しました。

※1 光熱水費の基準額 施設規模に応じ段階的に設定（50千円～1,125千円）

※2 ガソリン代の基準額 （送迎バス1台あたり26千円）

ア 保育施設

物－第1表

項目/年度	令和4年度	
	施設数、台数	金額（千円）
光熱水費	294施設	79,175
ガソリン代	2台	52

第2章 施策別事業概要－Ⅷ頁物価高騰対策
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

イ 私立幼稚園・認定こども園

物－第2表

項目/年度	令和4年度	
	施設数、台数	金額（千円）
光熱水費	50 施設	32,151
ガソリン代	95 台	2,470

3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業【都事業】【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、コロナ禍における物価高騰の影響が大きい光熱水費、ガソリン代等の経費に対し、特別給付金として支給しました。

※ 支給金額は、サービス種別および定員数に応じて、1事業所につき10万円から80万2千円を支給しました。

物－第3表 支給実績

項目/年度	4年度	
	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分
事業所数（カ所）	821	371
支給金額（千円）	177,108	59,158
執行率（%）	89.9	95.4

4 低所得者福祉

(1) あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】

(生活・暮らし臨時給付金担当課)

国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の決定に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施しました。

ア 対象者

(ア) 基準日（令和4年9月30日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(イ) 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、いずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

※ 支給は上記いずれか1回限り。

イ 給付内容

支給対象1世帯あたり50,000円

ウ 案内・申請期間

令和4年11月11日～令和5年1月31日

工 支給世帯数

86,207世帯

才 支給総額

43億1035万円

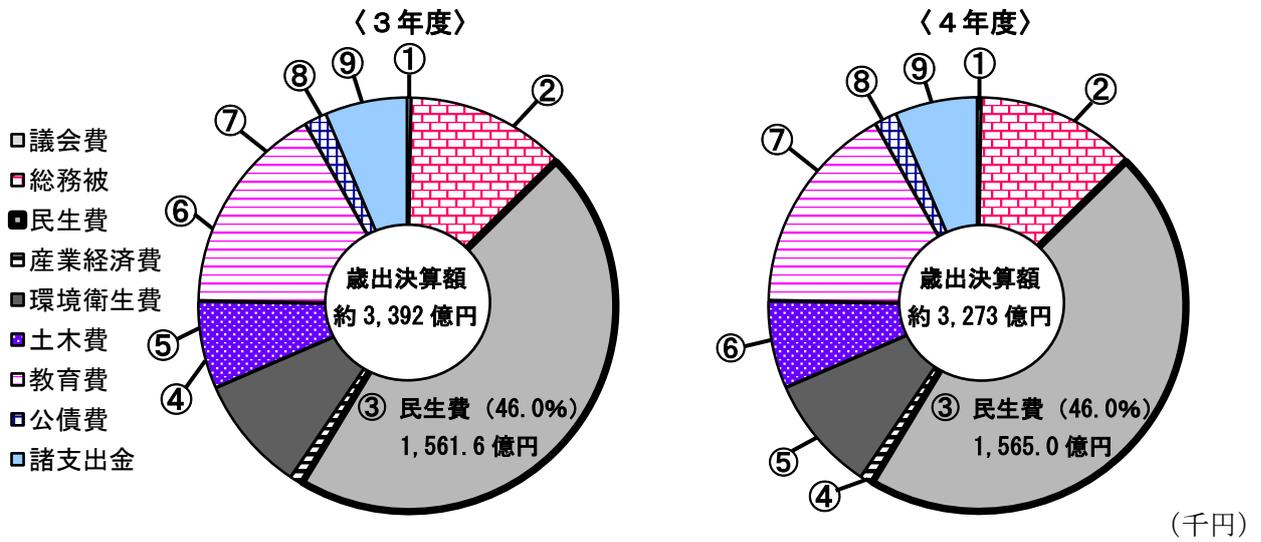
資 料

区の福祉決算、組織等

1 福祉決算

【足立区目的別歳出決算内訳（一般会計）】

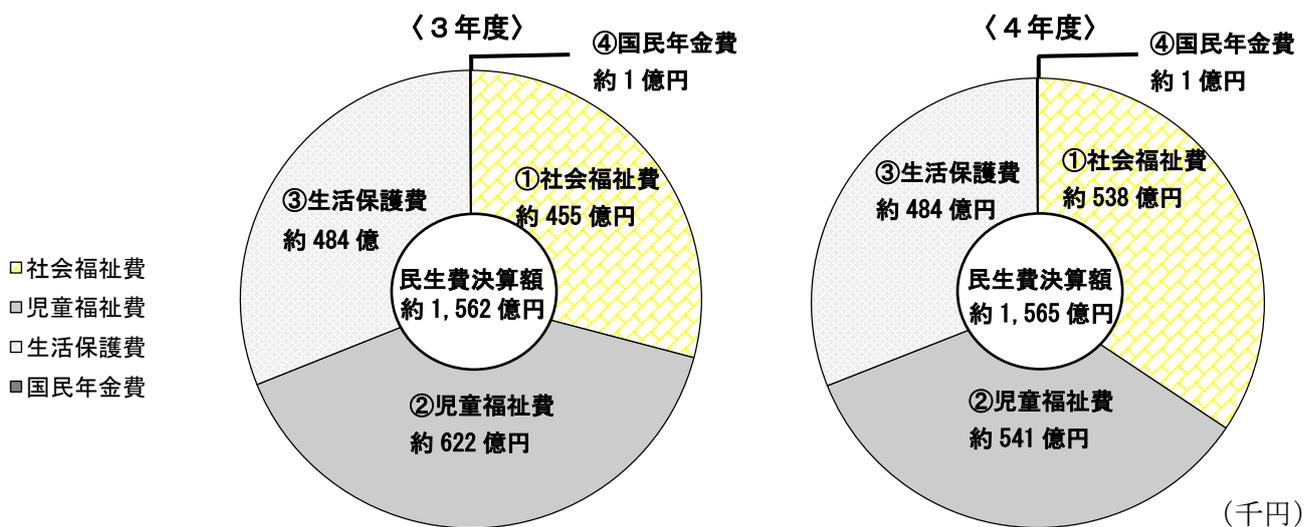
資一第1表



	①議会費 (0.3%)	②総務費 (12.3%)	③民生費 (46.0%)	④産業経済費 (0.8%)	⑤環境衛生費 (9.1%)
3年度	891,042	41,763,601	156,155,676	2,666,764	30,747,067
	⑥土木費 (6.8%)	⑦教育費 (16.6%)	⑧公債費 (1.7%)	⑨諸支出金 (6.0%)	計 (100%)
	23,128,180	56,409,829	5,747,014	21,675,286	339,184,460
4年度	911,659	40,334,000	156,495,572	5,243,424	27,053,342
	⑥土木費 (8.2%)	⑦教育費 (13.2%)	⑧公債費 (1%)	⑨諸支出金 (7.3%)	計 (100%)
	26,718,784	43,154,810	3,425,031	23,949,256	327,285,888

【足立区民生費歳出決算内訳（一般会計）】

資一第2表



	①社会福祉費	②児童福祉費	③生活保護費	④国民年金費	計
3年度	45,461,546	62,156,137	48,418,475	119,518	156,155,676
	29.1%	39.8%	31.0%	0.1%	100%
4年度	53,840,709	54,134,286	48,384,506	136,070	156,495,572
	34.4%	34.6%	30.9%	0.1%	100%

※ 割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。

資料 区の福祉決算、組織等

2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織

2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織（令和5年4月1日現在）

資一第3表

福祉部

福祉管理課	管理係、調整担当係長(2)、個別避難計画推進担当係長、地域保健福祉計画・重層的支援体制整備担当係長、福祉システム係、システム標準化担当係長、債権係、民生係、法人指導係〔ボランティアセンター(2)〕
親子支援課	親子支援係、ひとり親家庭支援担当係長、児童手当係、子ども医療費給付係
生活・暮らし臨時給付金担当課長	生活・暮らし臨時給付金担当係長(2)、子育て臨時特別給付金担当係長
障がい福祉課	障がい福祉係、障がい施設調整担当係長、障がい施策推進担当係長、障がい経理係、障がい審査係、虐待防止・権利擁護担当係長、障がい給付係、中部援護第一係、中部援護第二係、千住援護係、千住援護調整担当係長、東部援護係、東部援護調整担当係長、西部援護係、西部援護調整担当係長、北部援護係、北部援護調整担当係長、〔障がい福祉サービス事業所（通所）(2)、障がい福祉サービス事業所（共同生活援助）(2)、障がい者等貸出施設〕
障がい援護担当課長	
特命担当課長	
障がい福祉センター	庶務係、自立生活支援係、地域生活支援担当係長、社会リハビリテーション係、就労促進訓練係、生活体験係、重度療育担当係長、幼児療育係、幼児療育担当係長(2)
高齢者施策推進室（高齢者施策推進室長）	
高齢福祉課	高齢調整係、施設係、在宅支援係、高齢援護第一係、高齢援護第二係、権利擁護推進係、中国帰国者等支援担当係長、〔軽費老人ホーム、在宅サービスセンター、授産場〕
地域包括ケア推進課	事業調整係、計画推進担当係長、介護予防・生活支援担当係長、高齢者栄養施策推進担当係長、医療・介護連携推進担当係長、認知症施策推進担当係長、地域包括支援センター担当係長、包括支援システム担当係長
介護保険課	介護保険係、介護保険調整担当係長、資格保険料係、介護認定係、保険給付係、介護事業者支援係、特養整備推進担当係長、介護保険システム担当係長、事業者指導係
足立福祉事務所	
生活保護指導課	庶務係、適正化推進係、業務改善担当係長、収納管理担当係長、情報管理担当係長
高齢援護担当課長	高齢援護担当係長(2)
障がい者支援担当課長	障がい援護担当係長(10)
特命担当課長	
中部第一福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
中部第二福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
千住福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、高齢支援担当係長
東部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
西部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
北部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
くらしとしごとの相談センター	生活相談係、就労支援担当係長、子どもの学習支援係

子ども家庭部

子ども政策課	管理係、子ども施策推進担当係長(2)、子ども・子育て支援制度担当係長、保育人事計画担当係長、行政不服審査担当係長、私立幼稚園第一係、私立幼稚園第二係
子ども施設指導・支援課	指導調整係、指導調整担当係長、指導・支援担当係長(5)、保健衛生担当係長、給食・食育支援担当係長
子ども施設運営課	運営調整係、公設民営担当係長、区立保育施設係、就学前教育推進担当係長(3)、保育園(27)、副園長(10)、認定こども園(3)、副園長(4)
私立保育園課	施設調整係、待機児ゼロ対策担当係長、私立保育園第一係、私立保育園第二係、私立保育園支援担当係長
子ども施設入園課	保育調整係、入園第一係、入園第二係、入園第三係、地域保育係、認証・認可外保育係、システム標準化担当係長、地域保育支援担当係長
青少年課	管理調整係、家庭教育係、青少年事業係、体験活動調整担当係長
こども支援センターげんき	
支援管理課	支援管理係、就学相談係、特別支援教育係、発達支援係、発達支援施策調整担当係長、医療的ケア調整担当係長
教育相談課	西新井教育相談係、不登校施策担当係長、登校支援係、綾瀬教育相談係、竹の塚教育相談係
こども家庭支援課	事業係、家庭支援第一係、家庭支援第二係、家庭支援第三係、要保護児童対策調整担当係長、家庭支援担当係長、システム担当係長

(社福) 足立区社会福祉協議会

常務理事

事務局

福祉事業部	総務課、企画経営課、生活支援課、保護雇用担当課、あいあいサービスセンター、権利擁護センターあだち、認定調査課
地域福祉部	基幹地域包括支援センター地域福祉課、基幹地域包括支援センター包括支援課、基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、地域包括支援センター関原、社協ヘルバーステーション、総合ボランティアセンター

3 足立区地域保健福祉推進協議会

足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として足立区地域保健福祉推進協議会を設置しています。

(1) 協議会の役割

区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申を行います。

- ア 高齢者保健福祉の推進に関すること。
- イ 地域保健医療の推進に関すること。
- ウ 介護保険事業の推進に関すること。
- エ 児童福祉の推進に関すること。
- オ 障がい者福祉の推進に関すること。
- カ 健康づくりの推進に関すること。
- キ 足立区地域保健福祉計画に関すること。
- ク 上記のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項。

(2) 協議会委員

区長から委嘱または任命を受けた、大学教授・弁護士等の学識経験者（8名以内）、区内関係団体等の構成員（31名以内）、区議会議員（5名以内）、区職員（8名以内）で構成しています。

(3) 専門部会

協議会には専門的な審議を行うため、以下4つの部会を設置しています。

- ア 介護保険・障がい福祉専門部会
- イ 健康あだち21専門部会
- ウ 子ども支援専門部会（子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て会議」を兼ねる）
- エ 地域保健福祉計画策定部会

資一第4表 地域保健福祉推進協議会・専門部会開催数 (回)

会議名／年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地域保健福祉推進協議会	3	2	4	3	3
介護保険・障がい福祉専門部会	3	3	5	3	3
健康あだち21専門部会	2	2	2	2	2
子ども支援専門部会	3	4	3	3	3
地域保健福祉計画策定部会	—	—	—	—	2

※ 地域保健福祉計画策定部会は令和4年度より開催

4 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

4 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

資一第5表 各福祉課の管轄区域

(令和5年4月現在)

名称	住所	所管区域
中部第一福祉課	足立区中央本町四丁目5番2号	足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、興野一丁目、興野二丁目、栗原一丁目、栗原二丁目、栗原三丁目、栗原四丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、西新井一丁目、西新井二丁目、西新井三丁目、西新井四丁目、西新井五丁目、西新井六丁目、西新井七丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、本木一丁目、本木二丁目
中部第二福祉課		青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、東六月町、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目
千住福祉課	足立区千住仲町19番3号	小台一丁目、小台二丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千住中居町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、日ノ出町、宮城一丁目、宮城二丁目、柳原一丁目、柳原二丁目
東部福祉課	足立区東綾瀬一丁目26番2号	綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、佐野一丁目、佐野二丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目
西部福祉課	足立区鹿浜八丁目27番15号	入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇一丁目、扇二丁目、扇三丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一丁目、古千谷本町二丁目、古千谷本町三丁目、古千谷本町四丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人町、舎人公園、堀之内一丁目、堀之内二丁目、谷在家一丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目
北部福祉課	足立区竹の塚二丁目25番17号	伊興一丁目、伊興二丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、伊興五丁目、伊興本町一丁目、伊興本町二丁目、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、西伊興一丁目、西伊興二丁目、西伊興三丁目、西伊興四丁目、西伊興町、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東伊興一丁目、東伊興二丁目、東伊興三丁目、東伊興四丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、南花畑五丁目

5 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域

資一第7表 地域包括支援センター一覧

(令和5年8月現在)

名称	所在地	電話	担当地域
基幹地域包括支援センター (※ 緊急時24時間電話対応可)	梅島二丁目1番20号	5681-3373	梅島、中央本町一丁目、島根
地域包括支援センターあだち	足立四丁目13番22号	3880-8155	足立、中央本町二丁目、梅田一丁目
地域包括支援センター伊興	伊興三丁目7番4号	5837-1280	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
地域包括支援センター入谷	入谷九丁目15番18号	3855-6362	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
地域包括支援センター扇	扇一丁目52番23号	3856-7007	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
地域包括支援センター江北	江北三丁目14番1号	5839-3640	江北、堀之内
地域包括支援センターさの	佐野二丁目30番12号	5682-0157	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田二丁目から五丁目
地域包括支援センター鹿浜	皿沼二丁目8番8号	5838-0825	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
地域包括支援センター新田	新田三丁目4番10号	3927-7288	新田、宮城、小台
地域包括支援センター関原	関原二丁目10番10号	3889-1487	梅田二丁目から八丁目
地域包括支援センター千住西	千住中居町10番10号	5244-0248	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
地域包括支援センター千寿の郷	柳原一丁目25番15号	3881-1691	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東一丁目
地域包括支援センター千住本町	千住三丁目7番地101	3888-1510	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
地域包括支援センター中央本町	中央本町四丁目14番20号	3852-0006	中央本町三丁目から五丁目、西加平、青井一丁目と三丁目から六丁目
地域包括支援センター東和	東和四丁目7番23号	5613-1200	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和一丁目と三丁目
地域包括支援センター中川	中川四丁目2番14号	3605-4985	東和二丁目と四丁目と五丁目、中川、大谷田一丁目
地域包括支援センター西綾瀬	西綾瀬三丁目2番1号	5681-7650	西綾瀬、弘道、青井二丁目
地域包括支援センター西新井	西新井二丁目5番5号	3898-8391	西新井、栗原
地域包括支援センター西新井本町	西新井本町二丁目23番1号	3856-6511	西新井本町、西新井栄町
地域包括支援センターはなはた	花畑四丁目39番11号	3883-0048	花畑、南花畑五丁目
地域包括支援センター一ツ家	一ツ家四丁目2番15号	3850-0300	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑一丁目から四丁目
地域包括支援センター日の出	日ノ出町27番4-112号	3870-1184	日ノ出町、千住旭町、千住東二丁目
地域包括支援センター保木間	保木間五丁目23番20号	3859-3965	西保木間、保木間、東保木間
地域包括支援センター本木関原	本木一丁目4番10号	5845-3330	関原、本木
地域包括支援センター六月	六月一丁目6番1号	5242-0302	六月、東六月町、竹の塚

令和5年9月発行

発行 足立区

編集 足立区 福祉部 福祉管理課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5871

印刷 有限会社 宇田印刷

東京都足立区足立1-33-5



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

